

平成二十一年三月定例会

平成 21 年 第 1 回

# 菊陽町議会 3 月定例会会議録

平成 21 年 3 月 4 日～3 月 25 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成21年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
3 / 4	水	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明
3 / 5	木	当初予算内容説明（議案第3号～議案第10号）質疑・委員会付託
3 / 6	金	議案審議（議案第11号～諮問第1号）表決
3 / 7	土	休会
3 / 8	日	休会
3 / 9	月	休会
3 / 10	火	休会
3 / 11	水	休会
3 / 12	木	一般質問
3 / 13	金	休会（中学校卒業式）
3 / 14	土	休会
3 / 15	日	休会
3 / 16	月	一般質問
3 / 17	火	一般質問
3 / 18	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 19	木	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 20	金	休会（春分の日）
3 / 21	土	休会
3 / 22	日	休会
3 / 23	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 24	火	休会（小学校卒業式）
3 / 25	水	委員長報告・質疑・討論・表決・閉会

平成21年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	福島 知雄 (P139～)	1. 定額給付金について	①給付に向けて本町の取り組み状況を問う ②対象世帯数と人数は ③総額でいくらになるのか ④支給日はいつ頃になるのか ⑤給付にむけ地元消費刺激を促す為に独自プランはあるのか
		2. 庁舎内組織改革について	①商工振興課を廃止し、商工観光課と企業立地課を新設したらどうか
		3. さんさんコンサートと夏祭りについて	①さんさんコンサート運営委員会の委員の任期は何年か。 規約又は会則なるものはあるのか ②歌手等の見積もりは何社からとり、その企画数は ③実行委員会及び反省会は合同すべきではないか ④町民のニーズに応える為にもアンケート調査をすべきである ⑤プログラム・企画等を一般公募してみたらどうか ⑥事業決算書を広報（きくよう）に掲載すべきである
2	石原 武義 (P152～)	1. 中部小の建替えについて	①初等教育はどうあるべきか、考えを問う 【 何故、現地全面建替えか（4階建て、一部5階建て） 】 ②住民の意見は反映されているのか ③中部小の抱える根源的な問題は何か ④4階建て、一部5階建てになるが教育上の問題点について 【 4階建て、一部5階建ての安全性 】 ⑤地震に対する安全管理は ⑥火災に対する安全管理は ⑦常時使用となるエレベーターの安全管理について
3	梅田 清明 (P166～)	1. 景気対策について	①定額給付金はいつごろ支給されるのか ②プレミアム付き地域活性化券の支給はできないか ③子育て応援特別手当の対象外児にも、町独自で支給できないか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			④自治体による雇用創出、何をどのように企画し、検討され実施されるのか
		2. 環境対策について	①低炭素社会への町の取り組みは ②低炭素社会の切り札として、菊陽町も電気自動車を導入したらどうか ③個人住宅用太陽光発電に対し町の補助金を上乗せはできないか
		3. 保育園の民営化について	①民営化になると何がどう変わるのか ②民営化に併せて認定こども園（幼保一元化）の整備はできないか
4	芝 和長 (P181～)	1. 中部小建替えに伴う教育施策について	【 中部小建替えに関連して 】 ①学校教育に対する考えについて ア) 特に小・中学校教育をどうとらえているか イ) 義務教育における行政の役割についての見解 ②施政方針で現在地に建設と表明されたが、最良の方策なのか
		2. 光の森地区の公共用地の整備について（多目的グラウンド）	【 平成20年度予算で整備費が認められたが 】 ①年度内でどのような整備を計画しているのか、明確に示されたい ②整備の完成までの工程を示されたい
		3. 武蔵ヶ丘中学校の校庭拡張について	①拡張工事はいつするのか ②整備計画を具体的に示せ
5	甲斐 榮治 (P199～)	1. 光の森公共用地の整地について	①用地整地に関わる平成20年3月以降の経緯を問う ②整地の内容はどのようなものか ③民意の集約は十分なものであったか
		2. 菊陽中部小学校建替えについて	①執行部提案のC案は耐震工事の域を超えた全面建替え事業と考えるが、それでよいか ②建設計画の決定に至るまで、各部門の意見の集約は十分であったか ③本事業は改善事業、即ち前向きな事業である。より広い民意を結集した事業にできないか
		3. 熊本市の東部に隣接する地区の将来構想について	①熊本市の政令市化をどう見ているか（その成否・政令市が実現すれば、わが町にどのような影響があるか・熊本市と現在及び将来にわたってどのような関係を結ぶか等）



順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>②「菊陽町は当面単独で運営する」という町長の方針は承知しているが、「当面」の中身としてどういう条件の成熟を待ち、またそれはいつ頃可能だと考えているか</p> <p>③合併を含め、周辺の市町村との関係のあり方の検討を始めるべきではないか</p>
6	北山 正樹 (P213～)	1. 商工振興策の強化は	<p>①地元商工業者の育成・強化策は</p> <p>②誘致企業／業種をしばり、積極的なアプローチを</p>
		2. 中部小建設に関し、合意形成・議案提案の仕方について	<p>①子どもたちに提供すべき学舎への保護者の希望は</p> <p>②計画発表から1年、校区も含め、検討が尽くされていないのでは</p> <p>③校舎の詳細・具体案の提示は何時の時点か</p> <p>④制限を前提とした新築校舎はありえない。課題や指摘された点の解決策は</p> <p>⑤住民・PTAからの要望は、いつまで反映可能か</p> <p>⑥平屋がベスト、5階建ては撤回を</p>
7	吉本 堅 (P228～)	1. 中部小学校建替えについて	<p>①中部小学校建替えC案が、地震特措法の適用事業となったとき、どれだけの補助金を見込めるのか</p> <p>②この度の中部小学校建替えは、地震特措法の適用事業となるのか</p> <p>③建替えC案の事業費は、26億円を超えることはないか</p> <p>④小学校運動場利用の考えを問う</p> <p>⑤あえて急傾斜地に、鉄筋コンクリート造り5階建ての小学校建設をする理由とは</p> <p>⑥関係者の意見を聞かず、詳細な調査もせず事業を進める理由とは</p> <p>⑦この度の小学校建替えのどこが、将来を見据えた学校建設か</p>
		2. 環境問題について	<p>①各家庭から出る生ゴミ量の削減に向けた町の取り組みとは</p> <p>②それぞれの家庭から出る生ゴミを、それぞれの家庭で処理することによる町の経費削減効果とは</p> <p>③各行政区で資源ゴミ回収を推進することによる、町の経費削減効果と各行政区への町助成とは</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
8	小林久美子 (P243～)	1. 中部小建替えについて	①校舎5階建てについては、再検討が必要ではないか
		2. 緊急雇用対策について	①雇用状況について、町内の実態は ②緊急対策本部として取り組んだことは ③今後の対策について、どのような手立てをとっていくのか
		3. 就学援助制度について	①今子どもの「貧困」が問題になっている。就学援助制度について活用しやすい対応を
		4. 経理の在り方について	①熊本県や熊本市でも問題になっている。町でも調査が必要ではないか
		5. 保育について	①町立保育所の一部民営化の最大の理由は ②新年度の保育所入所見込みは。待機児童はどれ位予想されるのか
9	川俣 鐵也 (P263～)	1. 里山（竹林）整備と特産品の発掘について	①「自然と共生する美しいまちづくり」を具体策としてどう実現しているか ②自然環境の保全と身近にある資源の活用という観点から、町全体に分布している竹林の現状をどうみているか ③資源の活用と自然とのふれあいづくりとして整備すべきではないか
		2. 童謡祭の開催について	①1年に1回童謡祭を催したらどうか
10	佐藤 竜巳 (P272～)	1. 温暖化防止に対する町の取り組みについて	①区が取り組むグリーンカーテンへの理解を ②地球温暖化について、楽しく学べる環境学習拠点を図書館に ③太陽熱温水器（ソーラー）にも補助ができないか
		2. 町営住宅（光団地、古ヶ原）の基本計画について	①前回質問したアンケート調査結果の内容の再確認 ②原水団地入居希望者に対し、町の考え方は ③基本計画を作成する際の町の方針は
		3. 町職員のメンタルヘルスについて	①職員の心の健康、心の病に関する相談担当部署は ②定期検診やアンケート調査等の取り組みは ③職員の健康づくりに対する町長の方針は
11	坂本 秀則 (P282～)	1. 学校給食費未納問題について	①給食費未納の状況は ②各学校と未納に関する協議は行われているのか。行われているならその結果は ③未納に対して、今後町が出来る事はないか（法的措置など）

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 小中学生の英語力向上について	①新教育課程で小学校での英語の授業時間が、21年度は20時間、22年度は35時間になるが、先生方の研修等は足りるのか ②大学生を補助員にするようだが大丈夫か ③22年度以降の英語授業時数は何時間が妥当なのか ④小中学生の英語力向上の為、英語検定試験料の助成は出来ないか
		3. 中学生海外派遣事業について	①派遣先・人数・期日・生徒負担金等、見直す時期ではないのか ②派遣生徒の選考方法に問題はないか
		4. 菊陽中学校の耐震対策について	①現校舎では問題が多いのではないか ②耐震対策補強工事の設計に着手する前に（仮称）菊陽中未来校舎検討委員会を立ち上げ、多角的に検討してはどうか
		5. 農業問題について	①農道の車両規制はできないか ②新規就農者への支援はできないか ③農業収入だけで生計を立てている農家への支援策はないか

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成21年3月4日（水）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1 日 目)

(平成21年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成21年3月4日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第3号から諮問第1号までを一括議題

日程第6 町長の施政方針並びに提案理由の説明

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 坂 本 秀 則 君

2 番 北 山 正 樹 君

3 番 石 原 武 義 君

4 番 甲 斐 榮 治 君

5 番 芝 和 長 君

6 番 岩 下 和 高 君

7 番 佐 藤 竜 巳 君

8 番 大 塚 昇 君

9 番 福 島 知 雄 君

10 番 川 俣 鐵 也 君

11 番 吉 本 堅 君

12 番 小 林 久 美 子 君

13 番 酒 井 良 一 君

14 番 上 田 茂 政 君

15 番 梅 田 清 明 君

16 番 鍋 島 有 志 男 君

17 番 永 野 輝 全 君

18 番 吉 村 豊 明 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

12 番 小 林 久 美 子 君

13 番 酒 井 良 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 松 永 政 秋 君

教育委員長 三 島 誠 一 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教育次長 田 中 真 治 君

総 務 部 長 宮 本 義 次 君

福祉生活部長 大 川 育 男 君

産 業 建 設 部 長 大 山 純 一 君

会計管理者 紫 藤 修 君

総 務 課 長 吉 岡 典 次 君

総合政策課長 松 本 東 亞 君

財 政 課 長 實 取 初 雄 君

税 務 課 長 廣 野 豊 徳 君

人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長 渡 邊 幸 伸 君

東 部 町 民 セ ン タ ー 所 長 富 永 悦 子 君

福 祉 課 長 眞 鍋 清 也 君

健康・保険課長 阪 本 修 一 君

環 境 生 活 課 長 吉 野 邦 宏 君

町民課長 高木一孝君  
農政課長 服部貞夫君  
都市計画課長 坂本恭一君  
商工振興課長 帆保勇君  
学務課長 大山晃君  
図書館長 後藤栄美君

武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君  
建設課長 平野誠也君  
下水道課長 大野秀治君  
総務課  
庶務法制係長 服部誠也君  
生涯学習課長 荒木一雄君  
中央公民館長 堀川俊幸君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君  
書 記 新和女君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） 平成21年3月定例会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

気候もようやく春めいてまいりましたが、まだまだ気温の差が激しい時期ですので、各位におかれましては体調を崩されないよう十分ご自愛いただきたいと思います。

さて、本定例会は新年度予算を審議する重要な会議であります。提案された諸議案は、平成21年度予算及び平成20年度補正予算のほか条例関係など町民の生活に密接したものであり、かつその内容も多種多様にわたるものです。町政の運営方針につきましては、後ほど町長から説明がありますが、議会といたしましては町民の福祉増進の見地から慎重なる審議を賜り、適切なるご判断をお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから平成21年第1回菊陽町議会定例会を開会します。

議事日程は、お手元に配付しましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、12番小林久美子君、13番酒井良一君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る2月25日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より3月25日まで22日間と諮問することに決定しました。

会期日程については、別紙のとおりとしたいと思います。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月25日まで22日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は本日から3月25日まで22日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査（11月、12月、1月分）の結果報告は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職指名は、お手元に配りましたとおりであります。

次に、今回受理した要請第1号から陳情第5号は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（吉村豊明君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、本日から25日までの22日間にわたり平成21年第1回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、ご多用の中ご出席をいただきまことにありがとうございます。

ご案内のように、昨年のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機による経済の混乱と、依然厳しい社会経済情勢が続いております。このような中、皆さんもご存じのように本町におきまして明るい話題があります。それは地球温暖化防止のすぐれた取り組みを地域から募る環境省主催ストップ温暖化一村一品大作戦の全国大会が2月14日、15日の両日、東京都内で開催され、熊本県代表として出場されました本町のみながたグリーンクラブが審査員特別賞を受賞されました。このクラブは南方地区の住民有志で発足し、各家庭で苗から育てたゴーヤのつるをネットにはわせ、窓や壁の日よけにすることでエアコン使用を減らし、二酸化炭素CO<sub>2</sub>排出削減につなげたことによるものであります。また、家庭で気軽に始められ、今後の広がりが期待できる点が高く評価されまして、審査員特別賞「広げよう緑のカーテン」賞に選ばれましたことは、菊陽町としても大変名誉なこととあります。今回の受賞に対し心からお祝い申し上げますとともに、みなながたグリーンクラブの今後のますますのご発展とご活躍をお祈り申し上げます次第であります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

政府が緊急経済対策の一つとして打ち出した定額給付金については、区、市町村が実務を担うこととされております。町全体が対象のため、多大な事務量が予想されます。そこで、本町では給付事務を遅滞なく円滑に行うため、また事前に情報収集、課題整理、庁内調整などを進める組織として総務部総合政策課内に定額給付金対策室を設置し、係長と係員の2名の専任職員を3月1日付で配置したところであります。また、同日付で定額給付金対策本部設置要綱を制定し、給付金対策を総合的に協議、推進することとしております。

次に、平成20年4月から熊本県税務課の地方税徴収特別対策室の職員と本町税務課職員の合同で、徴税の徴収強化に取り組んでいるところであります。昨年の4月から今年2月までの状況を申し上げますと、預貯金差し押さえ284件、搜索実施件数33件、動産差し押さえ件数1,278件、不動産差し押さえ件数16件など、またインターネット公売会など13回実施し、合計で預貯金と差し押さえ額が1,561万4,000円となっております。今後も納税者の負担公平性と信



頼を確保するため、より一層の滞納整理に力を注いでまいりたいと思っております。

次に、住居表示事業についてであります。この事業は平成19年度から取り組んでおり、平成20年3月1日付で新山、杉並台を実施いたしました。平成20年第2回議会定例会におきまして、武蔵ヶ丘から向陽台までを実施区域とする議決をしていただき、20年度は武蔵ヶ丘1町内から8町内で事業を実施するところで住民説明会を行いました。昨年の10月24日には、地元自治会長と住民代表者による菊陽町町界町名検討委員会を立ち上げ、2回の会議が開催され、町名を武蔵ヶ丘1丁目から3丁目とすることで提案いただきました。それを受け、11月12日開催の住居表示審議会へ町界町名案を諮問し、議案どおりと答申をいただき、翌日付で告示をする予定でありました。しかし、熊本市を初め大津警察署等から緊急通報の際に支障を来すのではないかというご意見等がありましたので、告示を延期し、再度住民の皆様へ情報提供を行いました。2月6日に検討委員会が開催され、原案のとおり変更しないと決定がなされたので、2月10日に町界町名案を告示したところであります。告示期間は30日と法の規定があるため、3月11日以降でない議会へ議案提出することができませんので、同期間中に変更の請求がない場合は、本定例会最終日に追加提案をしたいと思っております。

次に、ごみ減量化対策の状況について本年1月までを報告いたします。

ごみ減量化、リサイクル対策としましては、ごみ減量推進係の設置やリサイクル奨励金の見直し等により、ごみ減量化対策に取り組んだところであります。昨年度が可燃ごみで約5%の減量化を図ることができ、20年度も住民の皆様や事業所にご協力をいただいたことで、一般家庭人口は2.5%増加しているのに対して、ごみの量は0.77%減少しております。事業所のごみも8.03%の減少で、全体では3.25%の減量化が見込まれ、2年間で約8.5%のごみの減量化ができ、組合負担金を削減することになります。今後も循環型社会の形成を目指して、ごみ減量化、リサイクル対策を強力で推進し、処理経費の削減や環境保全対策に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、新清掃工場建設に関する件についてであります。菊池環境保全組合の新清掃工場建設候補地につきましては、当初平成29年に稼働しないと処理能力をオーバーするということが計画が策定されておりましたが、減量化対策を実施し、ごみの量を減らしていけば平成32年までは現有施設で処理が可能ということで、計画を変更して協議を進めていました。しかし、昨年11月に構成市町の菊池市において、産業廃棄物業者に処理を依頼する旨の協定が交わされていることがわかり、その内容については他の市町には知られている内容ではなく、処理計画にも大きく影響する問題でありますので、12月の環境保全組合議会で産業廃棄物業者との問題が明確になるまでは計画策定を凍結するということになっておりましたが、先月2月19日の組合全員協議会でどの区域のごみを処理するかという処理区域を本年10月までに決定するということが確認されております。今後とも、議員の皆様にご相談を申し上げながら、この件については対応してまいりたいと考えております。

次に、世界的な金融危機に端を発する急激な景気減速、後退による厳しい経済、雇用情勢の

ため失業者の増加が心配される中であって、総合的な雇用対策を講ずるべく昨年12月25日に菊陽町緊急雇用対策本部を設置しました。対策本部では雇用相談窓口を設置するとともに、効果的な雇用対策に関する施策の検討及び決定した事業の推進を行うこととしております。また、企業や事業者間の交流を促進し、情報及び意見交換をより活発化させ、時代の変化に即応できる経営体質の改善、強化と経済地域の情勢を把握し、実情に見合った経営意識の高揚と経営のノウハウの構築を図るため、1月29日、火の国ハイツにおいて菊陽町企業事業者交流促進研修会を開催しました。第1部の講演会には、厳しい国際金融状況と経済、そして経済環境の変化と企業経済と題し、坂本正熊本学園大学学長、財団法人地域流通経済研究所専門理事岩永祥三氏のお二人方に講演をいただいたところであります。第2部の企業間の交流では約100名が参加され、情報及び意見交換等が行われました。参加者からは、初めての試みで大変有意義な研修会であったとの評価をいただいております。この研修会を今後も続けてほしいとの意見も出され、今後とも継続して開催してまいりたいと考えております。

次に、土地区画整理事業関係であります。菊陽第2土地区画整理事業につきましては、宅地の利用増進を図るため、新町地区の新町墓地北側とあさひヶ丘地区の合計約4ヘクタールにつきましては、区画道路築造工事及び整地工事を行ったところであります。また、都市計画道路関係では、下原堀川線の跨線橋上部工工事が完了しまして、引き続き橋梁取り付け擁壁工事を約80メートル、道路築造工事約150メートルと歩道橋設置工事を進めていく予定であります。

次に、下水道事業につきましては、昭和58年度に事業に着手し、昭和63年度に一部供用開始して以来、受益者の皆様方のご理解とご協力により、平成19年度末での下水道普及率は95%となっております。平成20年度事業につきましては、汚水面整備として主に辛川、柳水地区の管渠工事を行っており、菊陽第2土地区画整理事業区域内は新町地区の汚水及び雨水管渠工事を完了したところであります。また、今後の計画は汚水面整備として主に辛川、道明地区を、第2土地区画整理事業地区内の下水道につきましては、区画整理事業の進捗に合わせて整備をしてまいります。

次に、菊陽北小学校の耐震対策工事についてであります。昨年6月に着工し、事故もなく契約工期内の昨年12月に竣工いたしました。これにより、学校の耐震診断により耐震対策事業を必要とする学校5校のうち2校については工事が完了しまして、残りの耐震対策事業は菊陽中部小学校と菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校の3校となりましたので、早目の対策事業を実施したいと考えております。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出議案第3号から諮問第1号までを一括議題

○議長（吉村豊明君） 日程第5、町長提出議案第3号から諮問第1号までの30件について一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の施政方針並びに提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第6、町長の施政方針及びただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めますが、まず初めに施政方針の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成21年度予算案並びに関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、町政運営の所信の一端と施策の大綱について申し述べ、皆様のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

さて、昨年末からかつて経験したことの無いほどのさまざまな時代の変化の波が私たちに押し寄せてきております。社会経済情勢においては、アメリカに端を発する世界的規模の未曾有の金融危機が日本経済を直撃し、株価暴落や円高などにより製造業を中心に企業業績が急激に悪化し、いわゆる派遣切りや雇いどめに見られる大規模なリストラ策が相次いで発表されるなど、100年に一度と言われる深刻な景気後退の中にあります。

一方、自治体経営においても大きな変革の時代を迎えております。第2期地方分権改革を検討している第1次、第2次勧告において、地方が主役の国づくりを目指し、国と地方の役割分担の見直しや基礎的自治体への権限移譲の拡大など、地方分権による地域の実情に即した独自のまちづくりのさらなる推進が提言されています。

しかしながら、国も地方も財政状況の好転の兆しが見えない中で、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢化の急速な進展による社会保障の増大など、時代環境の変化に適切に対応できる新たな行政運営が今地方自治体に求められております。

このような時代の認識のもと、平成21年度の町政運営は第4期基本構想で定めております将来都市像「人・緑・元気輝く生活創造都市」及び第4期総合計画（後期基本計画）を踏まえ、この変革の時代にふさわしい本町の歩むべきまちづくりについて、基本構想に定めております3つの柱に沿ってご説明を申し上げます。

まちづくりの基本方向の第1の柱、「人を大切に」について申し上げます。

第1の目指す町の姿、「健康でいきいきと暮らせるまち」に取り組みます。

その施策として町民の健康の保持増進を図るため、健康で心豊かに生活できる施策を展開します。特に、元気な高齢者づくりは壮年期からの健康づくりが重要であるため、健康教育や健康診査の実施とともに、健康診査受診後の要精密者に対する健康指導に努めてまいります。

少子・高齢社会における少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減が求められており、一般妊婦健康診査については平成20年度から妊婦健康診査を従来の2回から5回へと公費負担の拡充を図りましたが、安心して子どもを産めるまちづくりを推進する上で必要な妊婦健康診査については、平成21年度はさらに5回から14回へと公費負担の拡大を図ります。

また、町民一人一人がスポーツを通して体力の維持、向上や病気の予防、ケアに努められる

よう、生涯スポーツマスタープランに沿って保健・福祉部門との連携を強化し、生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。生涯スポーツの充実としまして体育協会、スポーツクラブきくようと連携しながら、地域の人がいつでも、どこでも、子どもから大人まで気軽にスポーツに親しみ、健康推進ができるよう、生涯スポーツの普及とスポーツを通じた地域づくりを推進してまいります。

だれもがいつでも学べる環境づくりについてであります。町民が生きがいと充実した人生を送ることができるよう、各町民センターにおいて開設しております各種講座の充実をさらに進めてまいります。また、人口が急増している光の森地域のコミュニティー形成を図るため、地域住民の方々にもセンター講座への参加の周知徹底を図るとともに、出前講座等のより一層の充実を図り、だれもがいつでも学べる環境づくりに努めます。

生涯学習の推進と町民参加によるまちづくりを目指した菊陽町まちづくり大学は、各社会教育団体と連携しながら地域の教育力の向上を図ってまいります。また、学校と地域社会とが連携した放課後子ども教室、学校支援地域本部事業の推進を図り、生涯学習アドバイザーや地域ボランティアによる体験活動の充実を図り、青少年の健全育成を目指す所存であります。

第2の目指す町の姿、「子どもを産み育てやすいまち」に取り組みます。

子育て支援の充実を推進するため、妊婦や乳幼児の定期的な健診などにより、健全な発達、発育、病気の早期発見、早期治療を支援します。また、子育ての問題、育児支援に対する相談が増加しているため、子育て支援センターや関係機関と連携を密にするとともに、育児に対する相談窓口の設置や保健師、看護師による家庭訪問を行い、育児不安や悩みの解消に努めてまいります。

子ども医療費助成については、平成20年度は小学校3年生までを対象としておりましたが、平成21年度からは対象を小学校6年生まで拡大し、各家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境づくりを目指します。

また、平成17年に策定しました菊陽町次世代育成支援行動計画さんさん輝く陽っ子プランに沿った「すべての子ども、そしてすべての子育て家庭を支える安心感の高いまち」の実現を目指して、本年度も各種施策の展開を図ります。

放課後児童育成事業、すなわち学童保育につきましては、町内6小学校のうち5小学校で実施しているところであります。本年度においては、見直しをすべきところは見直しを行い、学童保育のより一層の充実に努めてまいります。

ふれあい交流福祉支援センター内の一室に、現在病後児保育事業を行っております。この事業は保育所に通所中の児童等が病気回復期にある場合に、福祉支援センターにおいて預かり保育を行うものでありますが、乳幼児、小学校児童を抱える夫婦就労者世帯から、急な残業や出張などの業務や就労中に発生する子どもの急性的な病気に対応するための病児保育に対する要望が年々高まってきております。このため、平成19年度から病児保育のNPO法人チャイルドケアサポートみるくの協力を得て、子どもの急病に対応する子ども緊急サポートネットワーク

熊本の菊陽町の利用会員とサポーターの会員を募集し、本町においても病児保育をスタートいたしました。事業主体はNPO法人チャイルドケアサポートみるくが行い、事業内容は急病になった子どもを保育園や幼稚園、小学校から預かり、かかりつけの医師に受診させた後、病後児保育施設や希望の預かり先まで届けるかかりつけサポートなど、今後もサポーターと利用者の拡大に向けて支援していきたいと考えております。

保育所の管理運営につきましては、本町では現在公立保育所8園と私立保育所1園の計9園で、ゼロ歳から就学前児童約1,000人の保育を実施しております。その中において、公立保育所は開所以来多くの児童を保育し、子育て支援としての大きな役割を果たすとともに、保育行政の充実と児童福祉の向上に努めてまいりました。しかしながら、近年の少子・高齢社会の到来や三位一体改革に伴う保育運営費の一般財源化といった保育行政の変革の中で、限られた予算で保育の質の向上をさせつつ、多様な保育ニーズへの対応をしていく上で公立保育所はその従来の役割、位置づけについて大きく問われている時代となっています。

このような状況下において、菊陽町行財政改革プランに基づき、菊陽町保育所運営検討委員会を設置して検討を行い、平成20年3月に保育所運営に関する報告書の提言をいただいたところであります。これによりますと、従来の公立保育所主義とも言える保育施策を転換し、民間活力を十分活用し、民間への委託、移譲を図り、その一方では在宅子育て家庭に対する養育支援や他の関連施設、機関と連携した地域子育て支援、休日・病児・病後児保育事業の展開など、その組織としての特性や専門性を生かせるような事業を公立保育所の新たな役割としていくことが望まれると提言されました。さらに、平成20年度において公立保育所の一部民営化に向けて、菊陽町保育所民営化検討委員会を設置してきたところであります。委員会においては、民営化の手法、民営化の対象となる保育所の選定基準、引き受け法人要件の整備等の検討項目、いわゆるガイドラインを示しながら議論を進めているところであり、近日中には検討委員会から報告書が提出されるものと思っております。

健やかな青少年の育成を推進するには、確かな学力の向上と心の教育の充実、特別支援の充実が重要であります。教職員の資質の向上を図るため、平成元年度から実施している教育研究助成につきましては、多くの教職員から研究論文の提出があり、内容も充実してきており、平成21年度も実施いたします。あわせて、平成20年度に引き続き21年度でも、小学校では算数の授業に、また中学校では数学と英語の授業に非常勤の教師を配置し、2人の教師によるきめ細やかな指導を行い、基礎、基本の定着及び自ら考える力を育成してまいります。また、児童・生徒の不登校やいじめに対処するため、引き続き適応指導教室教育相談員、心の教育相談員を配置し、きめ細やかな指導を図ります。さらには、発達障がいのある子どもが安心して授業を受けられるように支援強化を図り、平成21年度は20年度より4人多い20人の特別支援指導助手を配置することといたします。子どものニーズに応じたきめ細やかな支援を進めてまいる所存であります。

施設整備について申し上げます。

まず、菊陽中部小学校につきましては、平成20年度建てかえの基本構想見直し作業を行いました。作業の中では、建てかえを行う場所を現在地の場合と移転の場合を想定し、検討いたしました。現在地での場合、北棟改築と南棟の補強、北棟と南棟の改築、そして北棟と南棟に加え体育館の改築をする3つの案を、移転の場合は新たな土地と町民グラウンドに建設する2つの案、計5案の案を検討することとし、現在地での建てかえの3案では、敷地と校舎の関係で教室と職員室等の配置、教室数がわかるプランを作成しました。5つの案を完成までに要する期間、現在の校舎が抱える課題等の解消、今後の児童数増加に対応する拡張性、建てかえ後に発生する新たな課題の有無、概算事業費等の観点から検討いたしました。この比較検討の結果、移転の場合では新たな土地の案は、校舎完成までに期間を要しますし、また町民グラウンドの案は校舎建設後に課題が生じます。現在地での場合での建てかえは、児童数増加に対応ができ、手狭な体育館も建てかえる全面改築する案が最適な案との結論に達しました。教育委員会では、保護者や関係住民、中部小学校職員の皆様方にこの検討経過を含めご意見を伺うため、説明会を開催したところであります。

これを受け、町としましても中部小学校の耐震診断で建物の耐震性能をあらわすI s値0.28であり、大規模な地震に襲われたときに崩壊するおそれが高いとの診断結果であり、学校は児童が1日の大半を過ごす学習、生活の場であり、校舎の安全性の確保は極めて重要でありますことから、一日も早く児童の生命、身体を守り、安全で安心できる校舎に建てかえるため、歴史と伝統ある現在地の全面改築を行うこととし、平成21年度で設計、地質調査を実施することとしております。耐震対策事業でございますが、平成21年度武蔵ヶ丘中学校の耐震対策補強工事、菊陽中学校の耐震対策補強工事の設計に着手することとしております。安全・安心の教育環境の整備拡充を図るため、耐震対策事業を進めてまいりたいと考えております。

第3の目指す町の姿、「高齢者や障害者、みんなが安心して暮らせるまち」に取り組みます。

国民健康保険は国民皆保険の中核となる保険であり、本町では約3割の方が加入されています。特定健診・保健指導事業や人間ドック補助事業など、医療費の適正化に向けた保健事業等を積極的に展開し、国保制度の適正かつ円滑な運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、国が平成20年度に介護従事者の処遇改善を目的として行われた介護報酬の改定を踏まえ、平成21年度から23年度までを計画期間とする第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しましたので、本計画に基づき介護サービスの提供のほか認知症高齢者ケアの充実や地域活動への支援、ひとり暮らしの高齢者の生活支援サービスの供給体制の確保を図ってまいります。さらには、高齢化の進展に伴い介護予防や生活支援の必要性が高まる中で、高齢者が住みなれた地域で心身ともに健康で自立した生活ができるよう、菊陽町地域包括支援センターを拠点に、介護予防や高齢者の生活相談を初め高齢者福祉サービスを包括的に実施してまいります。また、生活機能（ADL）の低下が見られる高齢者を積極的に把握し、早い段階から効果的な介護予防事業を通じて高齢者の要支援、要介護状態への予防と健

康の保持増進に努めるとともに、介護給付費と高齢者医療費の抑制を図ってまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、国における制度の見直しにより、平成21年度も保険料軽減対策などが行われます。引き続き、熊本県後期高齢者医療広域連合と協力して、この制度の円滑な運営に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、身体、知的、精神の障がい別に分かれていた福祉サービスを一元化して国の財政負担を義務化する一方、サービス利用料は応益負担として利用者が原則1割を支払うこととされたものであります。本町は、平成19年4月から障害者自立支援法で定める原則1割の利用者負担について、独自の支援策を実施しております。内容は、通所授産施設、就労移行型、就労継続B型の利用者に対し、奨励金として1日350円を助成するものであります。月額負担上限額は、国が定める所得区分に応じた利用者負担の上限とするものであります。この支援策は平成20年度で終了するところでありましたが、今後も障がいを持つ人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、平成21年度においても町独自支援の継続と新制度の一層の推進を図ってまいります。

災害時要援護者避難支援計画の策定につきましては、高齢者や障がい者等で災害時に安全な場所へ避難するための人的な援護が必要な人、いわゆる災害時要援護者が災害発生時において迅速な避難行動がとれるよう、国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、情報伝達や避難支援等の支援体制の整備を図り、もって地域の安全・安心体制の強化を図ることを目的に、計画書の策定を行うものであります。

まちづくりの基本方向第2の柱、「暮らしを快適に」について申し上げます。

第1の目指す姿、「緑と環境を大切にすまちなち」づくりに取り組みます。

その施策として、自然と共生する美しいまちづくりについては、自然環境の保全と身近にある資源を活用した自然との触れ合いづくりを進めることを基本に、美しいまちづくりを進めているところであります。

環境保全の推進や監視体制の充実につきましては、大陸からの影響と思われる光化学スモッグなど、大気の異変が感じられるようになってきています。このため、県との連絡体制を緊密にしなが、情報提供体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

不法投棄等につきましては、引き続き啓発活動を進め、環境美化推進委員による監視や職員による巡回パトロールの実施、警告看板設置による啓発と未然防止に努めてまいります。

省資源・省エネルギー対策としましては、個人住宅に設置する太陽光発電システム及び太陽熱温水器設置の助成制度を新たに設け、限りある資源を次世代に残し、低炭素、循環を基調とした持続可能な社会づくりのための施策を進めていきたいと考えています。

マイバッグ利用の取り組みにつきましては、引き続きキャンペーンの実施及びPTAや老人会等の各種会合等の機会をとらえて、活用推進の呼びかけによる温暖化防止、ごみ減量化に取り組んでまいります。

本町では、地域（南方地区）の温暖化防止の取り組みとして、ゴーヤを活用した緑のカーテ

ンによる省エネルギー対策が行われており、このような地域の活動の輪が町じゅうに広がっていくよう支援体制を整備し、町の公共施設でもグリーンカーテンや緑による温暖化防止対策を実施しながら、地球環境問題に取り組んでまいりたいと考えております。

緑化の推進につきましては、生きた緑に包まれた自然豊かなまちづくりを進めるため、都市公園88カ所と広場緑地8カ所の維持管理について、地域住民との協働による環境美化と緑化を推進してまいります。また、花いっぱい運動による明るいまちづくり推進のため、21年度も引き続き学校等の公共施設や各地域に花苗を年2回配布し、緑化に努めてまいります。

水環境の保全につきましては、熊本地域の水道水はすべて地下水で賄われており、企業誘致の際にも立地条件の重要な資源の一つであり、特に次世代に引き継いでいかなければならない重要な資源であります。この地下水保全のために、熊本地域地下水総合管理計画及び第1期行動計画が県と関係市町村で策定されましたので、この計画の理念に基づき雨水浸透ますの設置補助を継続し、宅地化される地域の地下水涵養対策に努め、また白川中流域水田湛水事業により地下水涵養についても、営農対策にも十分配慮しながら、継続して地下水の確保に努めてまいり所存であります。

ごみの減量化とリサイクルにつきましては、ごみ量の増加に伴う新清掃工場建設の問題、あるいは環境問題への重要な対策として取り組んでまいりたいと考えております。平成20年度のごみ量につきましても、3.5%削減することができる見込みではありますが、引き続き事業所や一般家庭におきましても、ごみの減量化対策とリサイクル活動を推進して、地域社会が一体となって循環型社会の構築ができるよう取り組んでまいりたいと考えています。

第2の目指す姿、「快適でゆとりを持って暮らせるまち」づくりに取り組みます。

快適な生活環境の整備については、都市基盤の整備促進を図るため、引き続き土地区画整理事業等により道路、公園等の公共施設を整備し、宅地の利用増進を図ることにより、快適な市街地環境の整備を進めてまいります。

第2土地区画整理事業につきましては、関係権利者の理解を得ながら未整備箇所につきまして、さらに整備を進めてまいります。

本年度で老朽化した町営住宅（光団地、古閑原団地）の建てかえに伴う基本設計を行い、安全で快適な居住環境の向上を進めてまいります。

ごみ処理につきましては、ごみ量の増加に伴いまして新しい清掃工場の建設が課題となっております。新清掃工場建設に向けましては、菊池環境保全組合と構成市町で幾度となく協議を重ねてきましたところ、本年10月までに処理区域を決定する確認がなされましたので、さらなる協議でそれぞれの市町あるいは住民の皆様の理解が得られるよう、処理区域の設定や建設計画で策定していかなければならないと考えております。また、新清掃工場建設に向けまして、完成までに10年近くの期間を要することや用地選定といった難題な業務が予測されるため、今後ともごみ減量化を進め、現有施設の延命化や処理負担金の軽減につながるよう、努めてまいりたいと考えているところです。



下水道事業につきましては、熊本北部流域関連公共下水道として昭和58年度に事業着手以来、平成21年度で27年目を迎え、普及率は95%を超え、県下でも上位に位置する高い普及率となっております。

本年度におきましては、白水地区を引き続き整備するとともに、菊陽第2土地区画整理事業の進捗と合わせ、地区内の汚水及び雨水整備を計画しております。また、現在現金主義の官庁会計方式（特別会計）により運営しております下水道経営を、平成23年4月をめどに発生主義の企業会計方式へ転換するために、本年度から資産調査や評価業務等の移行作業に取り組んでまいります。

交通体系の整備につきましては、地域の発展を支える基本となるものであり、今後とも積極的に整備を進めていきたいと考えております。

昨年度から計画しておりました狭隘道路整備につきましては、創設された国庫補助事業を活用し、計画的に進めてまいります。

基幹道路の整備としまして、菊陽空港線の延伸、横道合志2号（仮称津久礼高架橋）の整備を進めてまいります。

菊陽空港線の延伸につきましては、県道新山原水線道路整備を引き続き県に対しあらゆる機会をとらえて早期着工を強く要望活動を行ってまいりたいと考えております。

横道合志2号線の整備につきましては、誘致企業の進出、また住民の利便性の向上及び地域発展の社会基盤強化を図るため、平成19年度に跨線橋PC上部工、平成20年度に豊肥本線、県道熊本菊陽線をまたぐ鋼製の製作を行い、21年度で架設工事と歩道の新設工事を施工することといたしております。

生活道路の整備としまして、北小学校原水線の整備を進めてまいります。この路線につきましては、通行量の増加に伴い一層危険度も増しており、平成18年度より事業に着手し、用地買収及び改良工事を進めており、平成22年度完了を目指しております。

安全な暮らしを推進するための施策につきましては、すべての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、平成20年度に防災ハザードマップを各世帯へ配布、大規模災害を想定した総合防災訓練を実施し、平成21年度においてもさらに実践的な訓練を実施し、行政、地域、町民並びに関係団体が緊急時に迅速かつ的確な対応がとれるような施策を展開してまいります。

消防組織につきましては、消防団を取り巻く環境変化で団員の確保が大きな課題となっております。消防団への加入促進と啓発活動を展開してまいります。また、自主防災組織につきましては、育成強化に努め、未組織地域での組織化の促進を図るとともに、ステップアップを図り、組織のリーダー養成講座の開催や実地訓練を行うなど、地域の防災力の強化に取り組んでまいります。

平成21年度も引き続き防火水槽、消火栓、小型動力ポンプ等の消防施設、設備につきましては、整備を行ってまいります。

防犯につきましては、児童・生徒の通学や通勤者等の安全を図るため、引き続き通学路等を優先的に防犯灯の整備を行ってまいります。特に、児童・生徒の下校時における青色回転灯を装備した青パトでの地域パトロールの実施、地域での防犯活動の取り組みや自主防犯組織に対して効果的な支援を行ってまいりますとともに、関係機関との連携を深め、防犯意識の高揚を図り、非行や犯罪のない安全で安心な地域づくりを進めてまいります。特に、平成21年度は緊急雇用対策事業とも連携したスクールパトロール隊による学校、保育園、幼稚園等での巡回、警戒、通学路の安全確保に努める所存です。

交通安全対策につきましては、地区の要望の高かった3カ所に信号機が設置されました。また、町道（川久保下津久礼線）につきましても、速度規制がなされたところであります。さらに、必要性の高い交通安全施設につきましては、警察署等にも働きかけ、施設の整備を進めてまいりますとともに、幼児、児童・生徒から高齢者までそれぞれの特性や実態に即した交通安全教育を実施し、交通安全キャンペーンなど、機会あるごとに交通安全思想の高揚並びに交通道德の啓発活動を展開し、交通事故防止に取り組んでまいります。

第3の目指す町の姿、「活力ある産業を育むまち」に取り組めます。

活力と潤いのある農業・農村の形成を図るため、国、県の事業を見きわめながら、町の状況に即した農業政策に取り組んでまいります。

国においては、国際社会の食料事情を踏まえ、現状の食料自給率40%をおおむね10年後50%以上の食料自給率を目指しております。そのためには、国内における食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指し、米粉や飼料米等の新たな米利用と麦、大豆、野菜等の国産品の供給体制に向けた条件整備が図られます。また、国内農業の体質を強化し、食料供給力を確保していく観点から、意欲と能力のある担い手を育成するとともに、農地の面的集積を進め、その有効利用の推進を図ることとなります。

さらに、耕作放棄地解消に向けた取り組みが始まります。県においては、国の重点施策以外に単県事業として農地の有効活用（水田フル活用）を実現するため、転作作物の畑作物の導入に必要な排水不良水田の解消と飼料用米、加工用米、稲わらホールクroppサイレーズ等の作付拡大に必要な簡易な生産基盤整備事業が実施されます。本町では、これらに対応するため熊本県、JA菊池、土地改良区等との連携を図るとともに、地域資源を有効活用し、都市と農村の共生、交流を進めることにより地域の活性化を図ってまいります。

また、農地・水・環境保全向上対策による創意工夫を生かした地域活動や環境負荷を低減する先進的な営農活動への支援を行い、豊かな田園環境を保全し、活力ある地域の実現を目指します。さらに、安全で安心して暮らせる農村づくりに努めるほか、都市住民のニーズなども考慮しながら都市近郊における農業の振興を図ってまいります。

調和のある工業の振興につきましては、企業誘致では原水工業団地を平成20年3月から分譲を開始してまいりましたが、今般の金融危機に端を発した世界同時不況の中、企業関係者からの情報や工場用地等の照会が途絶えており、熊本県等の関係機関及び企業関係者からも積極投

資ができない状況であると報告を受けております。

このような中、企業動向は極めて厳しい情勢となっており、その中でも製造業への影響が顕著であり、誘致活動においても苦戦を強いられているのが現状ですが、熊本県及び関係機関の協力を得て、新規産業分野での誘致活動を展開したいと考えております。また、セミコンテクノパーク周辺における朝夕の渋滞が甚だしく、通勤者及び地域住民の方々へ多大なご迷惑をかけているところでございます。原水工業団地を分譲する上での懸案事項でもありますので、この渋滞を解消すべく熊本県を初め隣接する合志市、大津町と協議を重ねてまいりました。その結果、県及び関係市町が役割分担してセミコンテクノ周辺の渋滞緩和策を講じていくこととなり、緊密な連携のもと実施していきたいと考えているところであります。また、平成21年度はセミコンテクノパーク西側交差点の改良を県及び合志市、本町で実施し、引き続き南方大人足線の拡幅を実施してまいります。

触れ合いのある商業と観光の振興につきましては、今般の金融危機に端を発した世界同時不況のあおりを受け、雇用失業情勢が下降局面にある中で、昨年12月25日に菊陽町緊急雇用対策本部を設置し、企業における雇用実態調査を行い、実態を把握するとともに、今後の雇用対策に向けた取り組みを検討してまいりました。緊急雇用対策としましては、国が打ち出す緊急雇用対策に率先して取り組むこととし、積極的に展開してまいります。また、町内の中小企業に対して人材の確保、育成、技術向上のために事業主、中小企業に勤務される方に知識、技術を習得し、製品の開発、地域産業の振興と活性化につながるよう、研修または講習会を受講するための人材育成事業補助を引き続き行ってまいります。

観光につきましては、本年7年目となりますJR九州阿蘇鉄道事業部とタイアップした秋のウォーキングとスタンプラリーを実施します。地元鉄砲小路とさんさん出荷協議会の皆さんによる温かいおもてなしが好評で、参加された方々との交流も定着してきたところであります。

九州新幹線の開業も視野に入れた熊本県内のイベントと連携をとりながら、加藤清正公ゆかりの鼻ぐり井手や菊陽杉並木などをPRし、地域資源を生かした地域活性化と観光振興を支援します。

特産品開発につきましては、エンジンしょうちゅうの本格製造に伴い、商工会内のエンジンしょうちゅう部会に対し、販売促進と試飲会及びPR活動を積極的に展開するための支援を行うこととしております。また、菊陽町の顔となる産業や特産品と菊陽町名を全国に知らしめる積極的な活動を展開するために、観光ポスターを作成しましたので、観光事業や企業誘致に活用していきます。

最後に、まちづくりの基本方向の第3の柱であります「パートナーシップによるまちづくり」について、第1の目指す町の姿、「住民と行政が協働で創るまち」の推進であります。

住民参加の推進につきましては、昨年度は地域や団体からの委員によるコミュニティー検討委員会や町職員による検討委員会を設置し、それぞれの立場からご意見や提言をいただきましたので、平成21年度で協働の仕組みづくり策定委員会を設置しまして、コミュニティーや住民

参加のあり方を検討し、住民と行政との協働によるまちづくりを進めてまいります。

責任ある自治体経営の推進として、行財政改革につきましてはこれまで第3次行財政改革大綱に基づき職員数の削減、給与構造改革、経費削減などに取り組んでまいりましたが、地方税財政制度を取り巻く国の動向が不透明なことに加え、依然として厳しい財政状況でありますことから、引き続き不断の行財政改革に取り組み、経営的な視点に立った効率的で効果的な行財政運営に努めてまいります。

平成20年度から取り組んでおります町の事務事業の外部評価については、平成21年度では評価事業数を2倍の60にふやし、その結果を踏まえて事務事業の廃止、継続や見直しを図り、総合計画の達成や予算編成方針に向けて活用してまいります。総合計画につきましては、第5期総合計画を平成22年度中の策定に向けて取り組んでいくこととしておりますが、21年度はその事前事業としまして住民意識調査等を実施することとしております。

情報化の対応について取り組みます。

今日の情報通信技術（IT）の進歩には目覚ましいものがあり、町民からも情報通信技術を活用した各種行政サービス等を初めとする利便性の高い要求が望まれてきております。このような要求に対応していくためには、本町では電子自治体の構築に向け情報通信基盤の整備を進め、ITを活用した行政事務の効率化、高度化、住民サービスの向上を進めております。具体的には、情報サービスの拡充としまして、熊本県と市町村で運営しているくまもと電子申請受け付けシステムの項目の追加や利用促進に努めるとともに、町の住民税などの地方税電子申告サービス（eLTAX、エルタックス）導入により、納税者の利便性の向上及び納税義務の効率化を進めてまいります。

本町のホームページは平成13年に構築してから8年を経過し、サイト構成自体が古くなっており、昨今の電子的な情報ニーズの高まりを踏まえ、利用者にとってよりわかりやすく、かつ使いやすく、親しみやすいホームページのリニューアルを図ることとしております。

総合行政システムにつきましても、経済的で利便性の高いシステム運用を行い、利用者本位の行政サービスを提供していきたいと考えております。

第2の目指す町の姿、「男女が共に歩むまち」を推進します。

人権を尊重する社会づくりに努めます。

人権教育・啓発につきましては、人権を尊重する社会づくりを目指して、教職員や地域住民と連携し、調査、学習会、各種講演会、各種研修会、国際交流などに取り組んでまいりました。平成21年度におきましても引き続き、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び菊陽町人権教育・啓発基本計画に基づき、だれもが自分らしく、生き生きと暮らせる地域社会の実現を願い、地域住民等との連携を密にし、人権教育・啓発の推進に努めてまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女があらゆる分野に対等に参画する男女共同参画社会の実現に向けて意識啓発と体制づくり、家庭、職場、地域における男女共同参画の環境整備、学校における男女平等教育の推進、働く婦人の家の充実強化を図り、平成21年度におい

ては現在策定中の男女共同参画行動計画に沿って事業を推進するとともに、引き続き菊陽町男女共同参画さんさんの会の支援を行い、行政、菊陽町男女共同参画社会推進懇話会、菊陽町男女共同参画さんさんの会が一体となり、男女共同参画社会のまちづくりを進めてまいります。

第3の目指すまちの姿、「みんなで支え合うまち」を推進するため、地域コミュニティーづくりのかなめであります地域公民館活動に積極的な支援をしてまいりますとともに、行政と社会福祉協議会、公民館等の各町民センターとの連携を図りながら、町民や企業のボランティア活動への参加を推進してまいります。

新しい菊陽文化の創造に向けての取り組みであります。

図書館は開館以来5年余りが過ぎ、町民の生活に必要な文化の拠点施設として定着し、活用していただいております。図書館においては、子どもを対象とした読み聞かせの充実を図り、幼児から高齢者まで町民各層が図書に親しめる場として、また図書館ホールが生涯学習の発表や研修の場として幅広く活用されており、より一層心豊かな人をはぐくみ、菊陽文化を創造する拠点となるよう推進してまいります。また、平成21年度において図書館システムを更新し、システムのバージョンアップを行います。

また、小学校区ごとに配置しております町民センターでは、生涯学習の推進と地域住民が気軽に集えるコミュニティー形成のための拠点として、それぞれ住民ニーズに合った特色ある学習や講座等を展開しているところでございます。特に、南部町民センターでは平成20年度に開催しました鼻ぐり井手築造400年祭を契機に、町内全域の文化財を見て回る現地研修や本町の貴重な伝統、文化、歴史を後世に伝えるため、地域への愛着をはぐくむ心豊かな環境づくりと地域づくりを推進してまいります。本年は今秋10月には鼻ぐり井手イベントを予定しており、県内外にPRするとともに、地域の活性化につなげるとともに、今後のまちづくりに大きく貢献できるものと期待するところであります。

以上、新年度における私の町政に臨む所信の一端と主要施策等の概要についてご説明申し上げます。これらの事業を実現していくためには、議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、私の平成21年度施政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長に提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成21年菊陽町議会第1回定例会に付議します提案理由を申し上げます。

その前に一つ、先ほどの施政方針の中でお手元にお配りしております資料の10ページのところで読み違いがありましたので、訂正させていただきます。

10ページの13行目になりますが、本年度におきましては「白水地区」を引き続きというところを「白川地区」と読んだそうでありますので、「白水地区」に、この原稿どおりの内容でご理解をしていただきたいと思っております。

それでは、付議事件について申し上げます。

今回の付議事件は30件であります。

その内訳は、平成21年度予算8件、条例関係9件、平成20年度補正予算9件、指定1件、認定1件、同意1件、諮問1件についてご審議をお願いするものであります。

付議事件の順に申し上げますと、議案第3号は平成21年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億411万4,000円と定めるものです。前年度と比較しまして4億8,750万4,000円、率にして5%の増となりました。

歳入の主なものを説明いたします。

町税は対前年度比0.3%、1,712万3,000円減の56億3,099万4,000円を計上しました。税目ごとに見てみますと、個人町民税は4,143万円増の15億2,509万1,000円、法人町民税は8,664万3,000円減の3億4,620万5,000円、固定資産税は1,251万1,000円増の34億3,841万4,000円、軽自動車税は283万9,000円増の6,354万4,000円、たばこ税は1,274万円増の2億5,774万円としております。昨年1年間の人口が約900人、世帯数が約500戸増加していますことから、個人住民税や宅地化における固定資産税の増加を見込んでおりますが、町民法人税の法人税割及び固定資産税の償却資産については、減少を見込んでおります。

次に、地方譲与税は総額で前年度より16.3%、3,439万2,000円減の1億7,658万4,000円としております。基本的には、地方財政計画をもとに計上してしておりますが、地方道路譲与税の名称改正後の地方揮発油譲与税を新たに計上しました。

交付金関係では、全体では前年度より4,031万9,000円増の4億2,674万円を計上してありますが、地方消費税交付金及び地方特例交付金以外は減少を見込んでおります。

地方交付税は、前年度より1,520万円減の1億3,370万円を計上してしております。その中で、普通交付税は前年度より1,770万円減の8,870万円としております。これは昨年度に引き続き措置される地方再生対策費、新設される地域雇用創出推進費、人口増加等での需要額の伸びがあり、また町民税などの町税は減少を見込んでおりますが、財源不足分で措置される臨時財政対策債振替相当額が増額されることから、普通交付税交付額としては減少を見込んでおります。

次に、国庫支出金は児童手当などの国庫負担金の増加、民間保育所の施設整備関係補助金の増加があり、全体としては前年度より9,596万7,000円増の9億1,258万7,000円を計上しまし

た。

県支出金は、母子保健衛生費補助金や緊急雇用創出交付金の創設などがあり、前年度より5,234万8,000円増の5億2,491万6,000円を計上しています。

財産収入は、菊陽第2土地区画整理事業の保留地処分金などの増加により、前年度より1億6,180万4,000円増の2億8,940万8,000円を計上しています。

繰入金は、前年度より1,400万円を減額し、7億4,415万円を計上しております。なお、基金の取り崩しはできるだけ避けるべきと考えておりますが、住民福祉の向上を図るための財源を確保するため、基金を取り崩し繰り入れるものであります。

繰越金は、前年と同じ1億5,000万円を計上しています。

町債は、前年度より2億1,790万円を増額し、8億1,810万円を計上しています。なお、施設整備に係る必要最小限の額としておりますが、民生債や普通交付税の財源不足に対応する臨時財政対策債などを増額しております。

歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、町税などの自主財源は前年度より1億3,056万2,000円増の72億1,148万7,000円で全体の70.7%、国庫支出金や地方交付税、町債などの依存財源は前年度より3億5,694万2,000円増の29億9,262万7,000円で、全体の29.3%となっております。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

議会費は、対前年度比3.1%、336万8,000円増の1億1,301万2,000円を計上いたしました。

総務費は、対前年度比6%、9,160万7,000円減の14億4,461万1,000円を計上しています。減額の主な要因は、土地取得特別会計への繰出金1億159万8,000円の減額などがあります。

民生費は、対前年度比14.9%、3億6,535万2,000円の増で、28億2,172万2,000円を計上しています。増加の主な要因としては、次世代育成支援対策施設整備交付金を2園分で1億9,405万5,000円計上しています。そのほか老人福祉センターの施設改修費、後期高齢者医療費や児童手当などを増額して計上しております。

衛生費は、対前年度比17.1%、1億5,964万円の増で、10億9,052万3,000円を計上しています。増額の要因は、菊池環境保全組合負担金で1億1,931万8,000円増額するものなどです。

農林水産業費は、対前年度比8.4%、2,229万8,000円減の2億4,227万8,000円を計上しております。土地改良費の減額などがあります。

商工費は、対前年度比28.7%、1,861万1,000円増の8,355万3,000円を計上しております。セミコンテクノパーク関連道路の改良関係で3,136万2,000円を計上しております。

土木費は、対前年度比0.4%、620万5,000円減の17億3,639万3,000円を計上しております。主なもので道路橋梁費は5億8,051万1,000円を計上していますが、横道合志2号線の跨線橋関係工事費などです。また、土地区画整理費を5億6,057万3,000円、公共下水道費を4億5,985万3,000円計上しております。

消防費は、対前年度比0.7%、236万9,000円減の3億4,552万2,000円を計上しています。主なものは、菊池広域連合の消防関係負担金2億6,681万1,000円、消防団関係、消防施設費、防災管理費などです。

教育費は、対前年度比5.5%、5,627万3,000円増の10億8,652万1,000円を計上しております。菊陽中部小学校、菊陽中学校及び武蔵ヶ丘中学校の耐震関係事業費を新たに計上しています。

公債費は、対前年度比0.9%、1,047万2,000円増の11億8,842万5,000円を計上しております。

議案第4号は、平成21年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,798万9,000円と定めるものであります。

光の森地内の用地取得に係る公共用地先行取得事業債の返済として、公債費を2億3,562万8,000円、維持管理費122万3,000円などを計上しております。このため、一般会計から2億3,685万1,000円を繰り入れるものであります。

議案第5号は、平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

例年厚生労働省が示す予算編成方針に沿って編成しているところですが、医療費増加傾向は本年度も続くことから、平成20年度の決算見込み等を参考に編成し、歳入歳出予算の総額を29億2,475万2,000円と定めるものであります。これは前年度当初予算と比べ1億4,039万4,000円、率にして5%の増を見込んでおります。

歳入の主なものとして、国民健康保険税6億6,924万3,000円、国庫支出金9億7,332万9,000円、前期高齢者交付金3億7,231万5,000円、共同事業交付金3億7,288万4,000円を計上しております。

歳出の主なものは、保険給付費19億1,780万1,000円、後期高齢者支援金等3億5,118万3,000円、共同事業拠出金3億7,288万8,000円です。

議案第6号は、平成21年度菊陽町老人保健特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ335万円に定めるものです。これは老人医療制度が後期高齢者医療制度に変わったことによるもので、平成20年3月までの医療分に対するものです。

歳入の主なものは、繰越金334万円でございます。

歳出の主なものは、医療諸費201万2,000円、諸支出金100万1,000円です。

議案第7号は、平成21年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,615万9,000円に定めるものです。

歳入の主なものは、保険料3億1,723万3,000円、国庫支出金3億5,947万3,000円、支払基金交付金4億6,814万7,000円、県支出金2億4,005万4,000円、繰入金2億5,317万7,000円、諸収入786万4,000円を計上しています。



歳出の主なものは、総務費1,913万8,000円、保険給付費15億4,953万5,000円、地域支援事業費7,728万5,000円を計上しております。

議案第8号は、平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,012万2,000円に定めるものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億7,340万円、繰入金6,179万7,000円を計上しております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,053万3,000円を計上しております。

議案第9号は、平成21年度菊陽町下水道特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を18億2,578万4,000円に定めるものであります。対前年度比4,696万6,000円、率にして2.64%の増となっております。増となった主な要因は、前年度よりも総務費が1,104万1,000円、事業費が6,550万円の増となったためであります。

議案第10号は、平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を4,018万7,000円に定めるものです。対前年度比455万1,000円、率にして12.77%の増となっております。増となった主な要因は、前年度よりも維持管理費が124万7,000円、事業費が400万円の増となったためであります。

議案第11号は、菊陽町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、昭和22年法律第18号の統計法が全部改正により、平成19年法律第53号として新たに平成21年4月1日から施行されるに伴い、現行条例中法令番号及び用語が引用されている部分の改正を行うものであります。

議案第12号は、菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、平成17年法律第73号の行政手続法の一部を改正する法律により、法律の条項に移動があり、現行条例中の引用に条のずれが生じているため改正を行うものであります。

議案第13号は、菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、非常勤職の特別職の職員として町営住宅管理人を置くため及び保育所安全対策指導員の職務拡大に伴い、スクールパトロールコーディネーターと名称を変更するため、改正を行うものであります。

議案第14号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料率を改正する必要があり、同法第146条の規定により提案するものであります。

議案第15号は、菊陽町自転車等駐輪場条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町が管理する駐輪場の駐車秩序及び町の美観の維持並びに駐輪場の利便性を図るため、本条例を制定するものであります。

議案第16号は、菊陽町放置自転車等の措置に関する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町における駅前広場等の放置自転車対策を行うことができるようにするため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、本条例を制定するものであります。

議案第17号は、菊陽町都市公園条例及び菊陽町美しい町づくり条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、都市公園内の放置物件の処理を公園管理者が円滑に行うことができるようにするためと、類似条例間の統一を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第18号は、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令が平成20年12月5日に公布され、本年4月1日から施行されます。改正内容は、特定家庭用機器に液晶式テレビジョン受信機、プラズマ式テレビジョン受信機、衣類乾燥機の3品目が追加されるものであり、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例も改正する必要があると、必要項目の改正と合わせて一般廃棄物処理手数料の品目区分を家電リサイクル料金の区分と同一の区分に変更して、わかりやすくするもの等であります。

議案第19号は、菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、学校施設を開放する種類及び時間を拡大し、町民のスポーツ、レクリエーション及び文化学習活動を推進するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第20号は、平成20年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

平成20年度の年度末を迎え、国県支出金が確定したものや収入額が確定しているものなど、歳入また事業の進捗状況による見直しを行った歳出を追加補正するものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,519万円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億5,857万5,000円と定めるものです。

歳入では、国庫支出金で定額給付金事業費補助金及び子育て応援特別手当給付事業交付金の計上などにより、6億8,702万1,000円を増額し、また町税を3,700万円、繰入金を1億7,200万円それぞれ減額するものなどです。

一方、歳出では総務費で定額給付金事業費5億5,620万6,000円の計上などにより、5億7,399万6,000円の増額、民生費では子育て応援特別手当給付事業費2,069万6,000円を計上していますが、民生費全体としては2,338万2,000円の減額、その他衛生費を2,870万円、教育費を2,875万7,000円それぞれ減額するものなどです。

なお、調整のため予備費を2,381万6,000円増額しております。

また、年度内に事業の完了が見込めなくなりました5つの事業につきまして、繰越明許費の追加を計上しております。さらに、債務負担行為として1件の追加及び1件の廃止を計上しております。

議案第21号は、平成20年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。

平成20年度の年度末を迎え、収入額が確定してまいりましたものについて、歳入及び歳出において補正を行うものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,957万5,000円と定めるものであります。

歳入において、土地開発基金利子5万6,000円を減額し、歳出においても土地開発基金積立金で同額を減額しています。

議案第22号は、平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,948万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,757万1,000円に定めたものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税5,395万9,000円の増額、前期高齢者交付金7,465万9,000円を増額しました。

歳出の主なものは、保険給付費で1億1,570万3,000円増額し、歳入歳出予算を調製しました。

議案第23号は、平成20年度菊陽町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,664万1,000円に定めたものであります。

歳入の主なものは、繰入金2,016万7,000円の減額、繰越金1,490万2,000円を増額しました。

歳出は、医療諸費700万円の減額、諸支出金760万4,000円の増額をしております。

議案第24号は、平成20年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億5,045万3,000円に定めました。

歳入の主なものは、保険料164万1,000円、国庫支出金290万円、一般会計からの繰入金701万円の増額、支払基金交付金及び財政安定化貸付金については、それぞれ583万3,000円、800万円を減額しております。

歳出の主なものは、総務費に254万9,000円、保険給付費に224万9,000円を増額し、財政安定化基金拠出金及び地域支援事業についてそれぞれ128万3,000円、311万円を減額しております。

議案第25号は、平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,532万9,000円を減額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,499万1,000円に定めたものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1,305万5,000円の減額をしています。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1,420万4,000円の減額であります。

議案第26号は、平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、未償還金の金額を金融機関に繰上償還するための金額が確定したことに伴い、端数調整と今年度末をもって特別会計を廃止することからも、残額396万7,000円を一般会計に繰り出すものであります。

議案第27号は、平成20年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,583万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,732万2,000円と定め、また第2条の繰越明許費の予算額を定め、第3条で地方債の減額補正を行うものであります。

歳入は、使用料及び手数料3,336万6,000円、分担金及び負担金879万6,000円、諸収入2万9,000円を増額し、繰入金を7,482万8,000円、町債320万円を減額しております。

歳出では、総務費を27万9,000円増額し、維持費を3,611万6,000円減額しております。

議案第28号は、平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,936万円と定めるものです。

歳入では、繰入金を70万8,000円減額し、歳出では総務費を3万円、維持費を27万9,000円、事業費を39万9,000円減額しております。

議案第29号は、指定管理者の指定についてであります。

内容は、菊陽町老人福祉センター、菊陽町福祉支援センター及び菊陽町ふれあい交流・福祉支援センターを社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会に、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで指定管理者として委託してきましたが、3年間の指定期間の満了により、新たに条例の規定に基づいて指定管理者を指定するものであります。

議案第30号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、光の森139号線、ほかに4路線を新たに町道として認定するものであります。

同意第1号は、監査委員の選任についてであります。

現監査委員の大倉理稔様の任期が平成21年3月31日をもって満了しますので、引き続き人格が高潔で行政運営に関しすぐれた識見を有しておられる大倉様を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

内容は、人権擁護委員の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

人権擁護委員の候補者の堀川妙子様は、現在1期目で活動していただいております、人格、識見ともに高く、人権擁護委員としてふさわしい方ありますので、平成21年6月30日の任期満了に伴い再任の推薦をお願いするものです。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際説明いたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は平成21年度当初予算の説明及び委員会付託を行います。

議員各位に申し上げます。

午後1時から全員協議会を開きますので、委員会室へお集まりください。

本日はこれをもって散会します。

ご苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時51分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成21年3月5日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成21年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成21年3月5日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第3号 平成21年度菊陽町一般会計予算について  
日程第2 議案第4号 平成21年度菊陽町土地取得特別会計予算について  
日程第3 議案第5号 平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について  
日程第4 議案第6号 平成21年度菊陽町老人保健特別会計予算について  
日程第5 議案第7号 平成21年度菊陽町介護保険特別会計予算について  
日程第6 議案第8号 平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第7 議案第9号 平成21年度菊陽町下水道特別会計予算について  
日程第8 議案第10号 平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 坂 本 秀 則 君 | 2番  | 北 山 正 樹 君 |
| 3番  | 石 原 武 義 君 | 4番  | 甲 斐 榮 治 君 |
| 5番  | 芝 和 長 君   | 6番  | 岩 下 和 高 君 |
| 7番  | 佐 藤 竜 巳 君 | 8番  | 大 塚 昇 君   |
| 9番  | 福 島 知 雄 君 | 10番 | 川 俣 鐵 也 君 |
| 11番 | 吉 本 堅 君   | 12番 | 小 林 久美子 君 |
| 13番 | 酒 井 良 一 君 | 14番 | 上 田 茂 政 君 |
| 15番 | 梅 田 清 明 君 | 16番 | 鍋 島 有志男 君 |
| 17番 | 永 野 輝 全 君 | 18番 | 吉 村 豊 明 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 12番 | 小 林 久美子 君 | 13番 | 酒 井 良 一 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- |           |           |                      |           |
|-----------|-----------|----------------------|-----------|
| 町 長       | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                | 松 永 政 秋 君 |
| 教育委員長     | 三 島 誠 一 君 | 教 育 長                | 赤 峰 洋 次 君 |
| 教育 次 長    | 田 中 真 治 君 | 総 務 部 長              | 宮 本 義 次 君 |
| 福祉生活部長    | 大 川 育 男 君 | 産 業 建 設 部 長          | 大 山 純 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 紫 藤 修 君   | 総 務 課 長              | 吉 岡 典 次 君 |
| 総合政策課長    | 松 本 東 亞 君 | 財 政 課 長              | 實 取 初 雄 君 |
| 税 務 課 長   | 廣 野 豊 徳 君 | 人 権 教 育 ・<br>啓 発 課 長 | 渡 邊 幸 伸 君 |

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 東 部 町 民<br>セ ン タ ー 所 長 | 富 永 悦 子 君 |
| 健 康 ・ 保 険 課 長          | 阪 本 修 一 君 |
| 町 民 課 長                | 高 木 一 孝 君 |
| 農 政 課 長                | 服 部 貞 夫 君 |
| 都 市 計 画 課 長            | 坂 本 恭 一 君 |
| 商 工 振 興 課 長            | 帆 保 勇 君   |
| 学 務 課 長                | 大 山 晃 君   |
| 図 書 館 長                | 後 藤 栄 美 君 |

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 福 祉 課 長              | 眞 鍋 清 也 君 |
| 環 境 生 活 課 長          | 吉 野 邦 宏 君 |
| 武 蔵 ケ 丘 支 所 長        | 村 田 保 孝 君 |
| 建 設 課 長              | 平 野 誠 也 君 |
| 下 水 道 課 長            | 大 野 秀 治 君 |
| 総 務 課<br>庶 務 法 制 係 長 | 服 部 誠 也 君 |
| 生 涯 学 習 課 長          | 荒 木 一 雄 君 |
| 中 央 公 民 館 長          | 堀 川 俊 幸 君 |

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

|             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 阪 本 健 治 君 |
| 書 記         | 新 和 女 君   |



~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより平成21年度当初予算について各課長に説明を求めますが、当初予算については、この後各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第3号 平成21年度菊陽町一般会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、議案第3号平成21年度菊陽町一般会計予算についてを議題いたします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

それでは、議案第3号の平成21年度菊陽町一般会計予算についてご説明申し上げます。

なお、町長の施政方針及び提案理由で主な施策につきましては申し上げたところではございますが、私のほうからは前年度との比較等を中心に、主なものについてご説明申し上げます。

なお、本日お配りしております資料を参考とさせていただければと存じます。

また、1枚ペーパーの資料は、明日審議いただく議案第20号の平成20年度菊陽町一般会計補正予算の説明書の一部に誤りがありましたので、訂正用の資料も配付しております。

予算の概要説明書につきましては、常任委員会の前の12日をめぐりに各議員さんにお配りしたいと思っております。

詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長からお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ102億411万4,000円と定めております。

第2条で、債務負担行為については第2表債務負担行為によると定めております。

第3条で、地方債については第3表地方債によるものと定めております。

第4条で、一時借入金については最高額を15億円と定めております。

第5条で、歳出予算の流用については、地方自治法220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を、各項に計上した給料、職員手当及び共済費とし、賃金に係る共済費は除くものとしておりまして、これに係る予算額に過不足を生じた場合の同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めているところでございます。

9ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為でございますが、固定資産税課税土地評価業務に係る委託料については、期間を平成22年度から平成23年度までとし、限度額を2,426万2,000円としております。

また、図書館システム借上料につきましては、期間を平成22年度から26年度までとし、限度額を1,508万7,000円としております。

なお、平成21年度の必要経費は歳出予算の中で計上しているところでございます。

また、債務負担行為で翌年度以降にわたるものの前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等につきましては、予算書の後ろのほうの195ページから198ページにかけて調書をおつけしておりますので、後ほどごらんください。

10ページをお開き願います。

第3表の地方債でございますが、起債の目的、限度額についてご説明申し上げます。

臨時財政対策債は4億1,000万円、役場庁舎耐震補強事業は設計委託分で440万円、次世代育成支援対策施設整備事業は民間保育所の施設整備交付金分で5,170万円、老人福祉センター空調設備改修事業で2,690万円、県営白水地区かんがい排水事業で250万円、県営上井手かんがい排水事業は930万円、県営下井手かんがい排水事業で110万円、横道合志2号線道路改良事業で6,610万円、北小学校原水駅線道路改良事業で1,890万円、緑ヶ丘線道路改良事業で3,420万円、原水駅線道路改良事業で5,280万円、土地区画整理事業は第2地区関係で9,310万円、小型動力ポンプ購入事業で360万円、防火水槽整備事業で820万円、武蔵ヶ丘中学校耐震補強事業で3,530万円と定めており、地方債の限度額の合計を8億1,810万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については記載しているとおりでございます。

下のページから以降は予算に関する説明書でございます。

12ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、款項の区分ごとの前年度との比較及び構成比につきましては、町長の提案理由にありましたし、また本日お配りしております歳入歳出予算参考資料の中でも示しておりますので、本日は一部を除き、説明を省かせていただきます。

14ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、目の前年度からの増減の大きなものを中心に説明いたします。

款の1町税、項の1町民税で目の1個人は15億2,509万1,000円で、4,143万円、2.8%の増としており、節区分の1の現年課税分で、特に所得割は14億5,479万4,000円で3,534万4,000円の増を見込んでいます。

目の2法人は、3億4,620万5,000円で、8,664万3,000円で20%の減としており、均等割は法人数の増加による額を見込むものの、法人税割は、2億4,344万5,000円で、8,989万2,000円の減を見込んでいます。

次に、項の2固定資産税で目の1固定資産税は、33億9,352万7,000円で、1,188万9,000円、0.4%の増としており、節区分1の現年課税分で、土地は7億6,273万7,000円で8,358万7,000円の増、家屋は11億3,277万1,000円で2,158万3,000円の増、償却資産は14億8,052万

3,000円で9,535万7,000円の減を見込んでいます。

下の15ページをごらんいただき、項の3軽自動車税は6,354万4,000円で、283万9,000円、4.7%の増としています。

16ページをお開き願います。

項の4たばこ税は2億5,774万円で、1,274万円、5.2%の増としています。

次に、款の2地方譲与税は、国税収入の一部を譲与されるもので、国が示した地方財政計画を基本として計上しておりますが、項の1地方揮発油譲与税は、地方道路譲与税の改正後に創設されたもので、1,695万9,000円としております。

次に、項の2自動車重量税は8,428万5,000円で、690万4,000円、7.6%の減、下の17ページをごらんいただき、項の3航空機燃料譲与税は6,524万6,000円で、2,298万8,000円、26.1%の減、項の4地方道路譲与税は1,009万4,000円で、2,145万9,000円、68.0%の減としております。

次に、交付金といたしましては、まず款の3利子割交付金は1,492万9,000円で、505万4,000円の減としています。25.3%の減です。

18ページをお開き願います。

款の4配当割交付金は458万8,000円で、991万3,000円、68.4%の減。

款の5株式等譲渡所得割交付金は96万5,000円で、194万3,000円、66.8%の減としています。

次に、款の6地方消費税交付金は2億9,888万2,000円で、5,182万1,000円、21.0%の増としています。

下の19ページをごらんいただき、款の8ゴルフ場利用税交付金は2,246万4,000円で、46万6,000円、2.0%の減。

款の9自動車取得税交付金で目の1自動車取得税交付金は2,322万8,000円で、957万4,000円、29.2%の減としており、なお旧法による自動車取得税交付金は、改正前の平成20年3月分の収入分を受け入れるための科目を定めております。

20ページをお開き願います。

款の11地方特例交付金は4,460万7,000円で、1,555万4,000円、43.7%の増としていますが、内容は説明欄のとおりで、今回新たに自動車取得税交付金の減収分を補てんするための減収補てん特例交付金として700万円を計上しております。

下の21ページをごらんいただき、款の12地方交付税は1億3,370万円で、1,520万円、10.2%の減を見込んでおりますが、まず普通交付税は、基準財政需要額で、昨年度に引き続き地方再生対策費として約6,800万円、新たに地域雇用創出推進費として6,900万円の加算が見込まれ、また基準財政収入額につきましては、約4,000万円の減少が見込まれますが、後で説明します財源不足分で措置される臨時財政対策債振りかえ相当額が増額されますことから、交付額そのものといたしましては1,770万円の減の8,870万円を見込んでおります。

また、特別交付税は、昨年同様、通常分に頑張る地方応援プログラム分を加えて4,500万円を見込んでいます。

次に、款の14分担金及び負担金、項の2負担金で目の1民生費負担金は、若干の増額としていますが、児童福祉負担金として保育所の入所者負担、利用者負担、他市町村からの負担金等を、22ページをお開きいただき、老人福祉負担金として老人保護措置費負担金を、障害者福祉負担金として他市町村からの負担金を計上しております。

下の23ページをごらんいただき、款の15使用料及び手数料で項の1使用料は、町の公の施設の使用料を計上しております。

24ページをお開き願います。

款の16国庫支出金、項の1国庫負担金で目の1民生費国庫負担金は3億5,775万2,000円で、1,262万5,000円の3.7%の増としていますが、児童手当関係国庫負担金の増額を見込んでいます。

26ページをお開き願います。

項の2国庫補助金で目の2民生費国庫補助金は1億5,008万6,000円で、1億2,459万3,000円の増としていますが、節区分の2児童福祉費補助金で、説明欄の交付金は、民間保育所負担の施設整備交付金に対する補助金1億2,937万円を計上しています。

次に、目の4農林水産業費国庫補助金は1,616万円で、1,312万7,000円の減としていますが、節区分の4土地改良費補助金でむらづくり交付金利用料の減によるものです。

次に、目の6土木費国庫補助金は3億4,424万1,000円で、4,348万4,000円の減としていますが、各事業量の増減によるものであります。新たなものとして、節区分の3市町村道改良費補助金で長寿命化修繕計画策定事業費補助金及び狭あい道路整備等促進補助金を計上しております。

次に、目の7教育費国庫補助金は3,309万5,000円で、1,148万3,000円の増としていますが、節区分の2中学校費補助金で、下の27ページをごらんいただき、公立学校施設整備費国庫補助金は、武蔵ヶ丘中学校の耐震補強工事関係の補助金2,086万6,000円を計上しております。また、節区分の4社会教育費補助金で建築物耐震改修等事業費補助金は、町民体育館の耐震診断に係る補助金を計上しております。

28ページをお開きいただき、下の29ページをごらんください。

款の17県支出金、項の2県補助金で目の2民生費県補助金は9,927万6,000円で、1,278万円の増としておりますが、30ページをお開きいただき、節区分の3児童福祉費補助金の中で、児童福祉施設整備事業県補助金は、学童保育室の設置に係る補助金833万3,000円を計上しております。

次に、目の3衛生費県補助金は2,774万6,000円で、1,396万6,000円の増としていますが、節区分の5母子保健衛生費補助金で、説明欄の補助金は妊婦健康診査の回数拡大に伴う補助金1,435万9,000円を計上しています。

下の31ページをごらんいただき、目の5商工費県補助金は新設しておりますが、節区分の1商工振興費補助金で、緊急雇用創出交付金1,660万2,000円を計上しています。

34ページをお開き願います。

款の18財産収入、項の2財産売却収入、目の1不動産売却収入は2億7,070万1,000円で、1億6,132万3,000円の増としていますが、説明欄の第二地区保留地処分金を増額し、当該収入を財源として事業を推進するものでございます。

次に、款の20繰入金、項の2基金繰入金は、下の35ページにかけて計上していますが、目の1財政調整基金繰入金及びふるさと創生事業基金繰入金は減額としているものの、その他の基金繰入金は前年度と同額を計上し、基金繰入金総額としては1,400万円の減としています。

なお、これらのものは、財源不足分、人材育成、公共施設整備、社会福祉及びスポーツ振興を図るために繰り入れることとしております。

次に、款の21繰越金については、前年度と同額を計上しています。

36ページをお開き願います。

款の22諸収入、項の3貸付金元利収入は、目の1奨学資金貸付金収入、住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止に伴います目の3住宅新築資金等貸付金元利収入を新たに設けております。

38ページをお開き、下の39ページをごらん願います。

款の23町債につきましては、第3表の地方債で説明しましたとおりでございますが、項の1総務債で、説明欄の臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足分を地方債として借り入れるもので、その将来の元利償還金の全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されますが、基本的には地方財政計画に沿って積算し、1億3,260万円を増額して計上しております。

歳出でございますが、42ページになります。

目の概要及び前年度からの増減の大きなものを中心に説明いたします。

款の1議会費、項の1議会費、目の1議会費は、336万8,000円の増としていますが、議員さんの報酬等、議会だよりや議事録の作成費用などに加え、新たに先進地研修の際の費用弁償を計上しております。

44ページをお開きいただき、款の2総務費、項の1総務管理費で、目の1一般管理費は、2,285万4,000円の増としていますが、行政及び人事一般管理費、行財政改革推進費、協働の仕組みづくり推進費、生活安全対策費関係で、町内巡回バス委託料や防犯灯設置工事、広域連合の管理費負担金、放送設備等設置補助金や行政区運営補助金などを計上しており、増額の主なものといたしましては、節区分の3職員手当等で、45ページをごらんいただき、退職手当負担金を2,833万8,000円の増とし、また緊急雇用創出関係で、上の44ページの節区分の1報酬中、スクールパトロールコーディネーター報酬195万円、下の45ページの節区分の7賃金中、スクールパトロール隊員468万円を含み、総額で754万2,000円を計上しております。

48ページをお開きいただき、下の方の目の2文書広報費は、広報紙の印刷代等を計上してお

ります。

下の49ページをごらんいただき、目の3財産管理費は、1億99万8,000円の減としておりますが、節区分の20繰出金は、次の議案第4号で説明いたします土地取得特別会計への繰出金を1億159万8,000円の減で計上しております。

50ページをお開きいただき、目の5財産管理費は、庁舎や公用車等の維持管理費で、1,264万9,000円の減としていますが、下の51ページをごらんいただき、節区分の13委託料の中で設計委託料は、防災拠点である役場庁舎本館耐震補強工事実施設計委託を予定しております。

52ページをお開きいただき、目の6企画費では、節区分の13委託料で総合計画策定住民意識調査業務委託料231万円を計上し、また節区分の19負担金、補助及び交付金では、54ページをお開きいただき、菊陽町文化の香り高いまちづくり実行委員会補助金及びわがまちづくり支援事業補助金を計上しております。

次に、目の7交通安全対策費は、212万7,000円の増としていますが、節区分の15工事請負費の交通安全施設工事費は前年度と同額としております。

次に、下の55ページをごらんいただき、目の8財政調整基金等費は、歳入の財産運用収入で計上しました基金の利子額をそのまま積み立てるものです。

56ページをお開きいただき、目の10地域政策費は、363万4,000円の減としておりますが、サイン設置工事費や地方バス運行等特別対策運航費補助金などを計上しております。

次に、目の11電子計算費は、484万3,000円の減としていますが、下の57ページをごらんいただき、節区分の13委託料の中で、町ホームページのリニューアルを予定しております。

58ページをお開きいただき、目の14武蔵ヶ丘支所費は支所の窓口業務を中心とする運営費を、60ページをお開きいただき、目の15西部町民センター管理費は当該施設の維持管理及び運営費を、62ページをお開きいただき、目の17三里木町民センター管理費は、当該施設の維持管理及び運営費を計上しております。

次に、下の63ページをごらんいただき、目の18男女共同参画社会推進費は、当該事業の推進費を計上しています。

次に、項の2徴税费で目の1税務総務費は、課税のための事務費で、下の65ページをお開きいただき、節区分の13委託料中固定資産税評価替え業務委託料は、第2表で説明しました債務負担行為の限度額に対応する平成21年度の予定額を計上しております。

また、66ページをお開きいただき、目の2賦課徴収費は、納税通知書や領収書等の印刷及び郵送料などを計上しています。

下の67ページをごらんいただき、項の3戸籍住民基本台帳費、目の1戸籍住民基本台帳費は、窓口事務の経費を計上しています。

次に、68ページをお開きの上、下の69ページをごらんいただき、目の2住居表示事業費は、八久保及び南八久保の範囲を予定しており、計画的に取り組んでいくこととしております。

70ページをお開きいただき、項の4選挙費につきましては、選挙管理委員会費の事務費及び選挙啓発費のほか、本年度は衆議院議員総選挙費及び農業委員会委員一般選挙費を計上しております。

73ページをごらんいただき、項の5統計調査費では、国勢調査費や農林業センサス費の新設など、統計調査に係る経費を計上しております。

74ページをお開きいただき、項の6監査委員費は、監査委員関係の費用を計上しております。

76ページをお開きいただき、款の3民生費、項の1社会福祉費で目の1社会福祉総務費は、社会福祉に係る事務費、民生児童委員、住宅改造助成、国民健康保険、介護保険関係などで1,243万2,000円の増とじていますが、下の77ページをごらんいただき、節区分の28繰出金中介護保険特別会計繰出金は、1,098万6,000円の増とじております。

次に、目の2老人福祉費は、老人福祉事業として、敬老会関係、老人会やシルバー人材センター関係、健康づくり事業などで277万8,000円の増とじていますが、78ページをお開きいただき、節区分の20扶助費で老人保護措置扶助費は、152万1,000円の増とじています。

次に、目の3障害者福祉費は、重度心身障害者医療費助成、地域生活支援、自立支援、住宅改造助成事業などで526万9,000円の増とじていますが、79ページをごらんいただき、節区分の20扶助費は、530万3,000円の増とじています。

80ページをお開きいただき、目の5東部町民センター運営事業費は、当該施設の維持管理及び運営費、隣保館の運営、隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業などを予定していません。

82ページをお開きいただき、目の6人権啓発推進費は、人権啓発の推進に必要な経費を計上していません。

84ページをお開きの上、下の85ページをごらんいただき、目の8老人福祉センター・福祉支援センター管理費では、節区分の15工事請負費で老人福祉センターの空調設備改修工事費3,300万円を予定し、目の10ふれあい交流・福祉支援センター管理費とともに、委託料の中で指定管理者への管理業務委託料などを計上していません。

86ページをお開きいただき、目の11後期高齢者医療費は、5,036万3,000円の増とじていますが、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金は4,288万3,000円の増、後期高齢者医療特別会計繰出金は748万円の増とじています。

次に、項の2児童福祉費で、目の1児童福祉総務費は、2億1,305万円の増とじていますが、88ページをお開きいただき、節区分の15工事請負費で学童保育室建設工事1,596万円を、節区分の19負担金、補助及び交付金で次世代育成支援対策施設整備交付金は、民間保育所2園の設置に係る交付金1億9,405万5,000円を予定していません。

次に、目の2児童措置費は、2,434万5,000円の増とじていますが、児童手当関係で、すべての区分で増とじています。

次に、下の89ページをごらんいただき、目の3母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費助成などの経費などを計上しています。

次に、目の保育園費は、町の8つの公立保育園の運営費、子育て支援センターの運営費、私立保育園及び町外の保育園への負担金などの費用を計上しています。

なお、1,638万8,000円の増としていますが、節区分の7賃金は1,019万8,000円の増、92ページをお開きいただき、節区分の15工事請負費では、武蔵ヶ丘第2園の園舎などの施設改修工事費や白鈴園駐車場の整備工事を予定し、1,512万7,000円の増としています。

92ページをお開きいただき、下の93ページをごらんいただき、目の5児童館費は、西部町民センター内に設置する児童館の運営費を計上しています。

96ページをお開きいただき、款の4衛生費、項の1保健衛生費で目の1保健衛生総務費は、保健衛生全般、子ども医療費助成、母子栄養管理、1歳6カ月及び3歳児健診、妊産婦・乳児健康診査事業などでございまして、4,809万2,000円の増としていますが、下の97ページをごらんいただき、節区分の13委託料で、上から4番目の妊婦健康診査委託料を3,652万7,000円の増とし、これまでの5回から14回までに拡大する分の経費を計上しています。また、98ページをお開きいただき、節区分の19負担金、補助及び交付金で、下のほうの妊婦健診補助金は、県外受診対応分285万9,000円を予定しています。さらに、節区分20扶助費の子ども医療費扶助は、対象者をこれまでの小学3年生から小学6年生までに拡大し、1,080万円の増としています。

次に、目の2予防費は、結核対策及び町単独の予防事業を予定しております。

下の99ページをごらんいただき、目の3環境衛生費は、環境衛生全般、白川一斉清掃、狂犬病予防事業、地下水涵養対策事業で124万3,000円の増としていますが、100ページをお開きいただき、節区分の19負担金、補助及び交付金で、火葬場に係る菊池広域連合負担金は223万5,000円の増、また太陽熱温水器設置費及び太陽光発電システム設置費に係る補助金を新設しております。

次に、目の4老人保健費は、老人保健、健康づくり推進、老人医療事業で2,296万7,000円の減としていますが、前年度に計上していましたが老人保健特別会計繰出金2,016万7,000円の減などによるものでございます。

102ページをお開きいただき、項の2清掃費で、目の1清掃総務費は、1億2,974万9,000円の増としていますが、下の103ページをごらんいただき、節区分の19負担金、補助及び交付金で、菊池環境保全組合負担金は1億1,931万8,000円の増、し尿処理費に係る菊池広域連合負担金は1,077万2,000円の増となっております。

次に、目の2塵芥処理費は、ごみ収集の経費、リサイクル奨励や各種補助事業で461万2,000円の増としており、節区分の13委託料中ごみ収集運搬業務委託料を445万7,000円の増としています。

104ページをお開きいただき、目の3し尿処理費は、し尿の運搬等に係る経費を計上しています。



下の105ページをごらんいただき、款の5労働費、項の1労働諸費で、目の1勤労青少年ホーム運営費は、西部町民センターにおける当該運営経費を、106ページをお開きいただき、目の2働く婦人の家運営費は、三里木町民センターにおける当該運営経費を計上しております。

108ページをお開きいただき、款の6農林水産業費、項の1農業費で目の1農業委員会費は、農業委員会の運営、農業者年金事務委託事業、農地調整事務、農業後継者結婚対策事業などを予定いたしております。

110ページをお開きいただき、目の3農業振興費は、下の111ページをごらんいただき、節区分の19負担金、補助及び交付金ですぎなみフェスタ実行委員会助成金や農業振興のための各種補助金、農業制度資金の利子助成金などを計上しています。

次に、目の4畜産振興費は、112ページをお開きいただき、内容的には、品評会等での報償金や節区分の19負担金、補助及び交付金で畜産振興のための各種補助金や助成金の交付を予定しています。

下の113ページをごらんいただき、目の7担い手育成総合支援事業費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、補助金として、農村集落活性化及び担い手規模拡大の推進のための経費を計上しています。

次に、8の土地改良費は、114ページをお開きいただき、町が実施いたします農道等の整備や維持管理、町内の用排水路修繕工事への助成、県営または大菊土地改良区が実施する事業等への負担金などで3,562万円の減としていますが、前年度までに実施していたむらづくり交付金事業の減によるものでございます。

次に、117ページをごらんいただき、下のほうですね、目の15農業集落排水事業費は、411万円の増としておりますが、農業集落排水特別会計への繰出金でございます。

118ページをお開きいただき、項の林業費で、目の2林業振興費は、371万円の増としていますが、節区分の13委託料で、緊急雇用創出関係として、原水工業団地関連の造成森林管理等業務委託料456万円を計上しています。

次に、目の3緑化推進費は、下の119ページをごらんいただき、節区分の19負担金、補助及び交付金で生垣設置奨励補助金などを計上しています。

120ページをお開きいただき、款の7商工費、項の1商工費で目の1商工振興費は、商工振興を図るため、商工会等の団体への支援などで350万5,000円の増としていますが、節区分の19負担金、補助及び交付金で、下の121ページをごらんいただき、特産品開発推進補助金158万5,000円を計上しています。

次に、目の2企業誘致費は、1,594万8,000円の増としていますが、節区分の13委託料の測量設計業務委託料及び節区分の15工事請負費の道路改良工事は、セミコンテクノパーク周辺道路の整備を予定しています。

122ページをお開きいただき、目の3観光費は、杉並木沿線の下草刈りやスタンプラリー関係の経費などを計上しています。

124ページをお開きいただき、款の8土木費、項の2道路橋梁費で目の1道路橋梁総務費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で県道改良工事負担金を計上しています。

下の125ページでは、目の2道路橋梁維持管理費は、道路植栽等の維持管理及び道路改良工事などで1,258万6,000円の増としていますが、節区分の13委託料で、126ページをお開きいただき、緊急雇用創出関係として、町道及び法定外公共物劣化等診断業務委託料450万円を、また橋りょう点検・修繕計画策定業務委託料350万円を予定しております。

次に、目の3道路新設改良費は、9,111万1,000円の減としていますが、横道合志2号線、北小学校原水駅線、原水駅線、緑ヶ丘線等の道路改良工事を予定しています。主なものとしては、節区分13委託料で、工事委託料として横道合志2号線跨線橋鋼上部工架設工事委託料1億2,400万円を、また狭あい道路測量設計業務委託料1,000万円を計上しています。

128ページをお開きいただき、項の3都市計画費で目1都市計画総務費では、節区分の13委託料で都市計画マスタープラン策定業務委託料を計上しています。

下の129ページをごらんいただき、目の2土地区画整理費は、1億1,268万6,000円の増としていますが、交付金、地方債、保留地処分金等を財源として、第2地区土地区画整理事業を進めており、区画道路築造などの工事費や移転補償費などを計上しています。

次に、130ページをお開きいただき、下の131ページですが、目の3公共下水道費は、3,202万2,000円の減としていますが、下水道特別会計への繰出金でございます。

次に、目の公園管理費は、132ページをお開きいただき、近隣公園や街区公園、緑地等の維持管理費、杉並木公園の管理費及び公園整備費を計上しています。

134ページをお開きいただき、目の5花いっぱい推進事業は、花の苗を購入し、地域等に配布しています。

次に、項の4住宅費で目の1住宅管理費は、町営住宅の維持管理、修繕、火災報知機の設置工事などを計上しています。

下の135ページをごらんいただき、目の2公営住宅建設事業費は、光団地及び古閑原団地の基本設計業務委託料を予定しています。

136ページをお開きいただき、款の9消防費、項の1消防費で目の1常備消防費は、消防費に係る菊池広域連合への負担金を計上しています。

次に、目の2非常備消防費は、消防団員活動関係及び積載車や小型ポンプの維持管理、また下の137ページをごらんいただき、節区分の19負担金、補助及び交付金で、自主防災組織育成推進補助金などを計上しています。

138ページをごらんいただき、目の3消防施設費は、防火水槽や消火栓の設置工事費、古くなった小型動力ポンプの更新費を、消防施設整備費補助金などを計上しています。

次に、目の4防災管理費は、下の139ページをごらんいただき、防災無線子局の増設工事、防災ヘリコプターや総合防災訓練に対する負担金を計上しています。

次に、目の5水防費は、土のう等の費用でございます。

141ページをごらんいただき、140の下の141ページです、款の10教育費、項の1教育総務費で目の2事務局費は、教育委員会事務局費、教育相談員、日本語指導員、巡回バスカード、奨学資金、中学生海外派遣事業などの経費を計上していますが、中学生海外派遣事業につきましては、人材育成基金を充当しております。

144ページをお開きいただき、目の3外国青年招致事業費は、2名分の経費で、これも人材育成基金を充当しています。

下の145ページでは、項の2小学校費で目の1学校管理費は、6小学校の管理運営費及び教育活動支援のための経費などを計上しています。

150ページをお開きの上、下の151ページをごらんいただき、目の学校給食費は——152ページですね、すいません。飛ばしましたが、151ページは、教育振興費は、教材備品や扶助費などを計上しています。

152ページで、目の学校給食費374万4,000円の減としていますが、職員給与費等は減としてあるものの、賃金は475万2,000円の増としています。

下の153ページをごらんいただき、目の5学校建設費は、菊陽中部小学校関係の設計委託料などを予定しています。

次に、項の3中学校費、目の1学校管理費は、2中学校の管理運営費や教育活動支援のための経費などを計上しています。

158ページをお開きいただき、目の2教育振興費は、教材備品や扶助費などを計上していません。

160ページをお開きいただき、目の4学校給食費は708万8,000円の減としていますが、職員給与費等は減としているものの、賃金は244万8,000円の増としています。

下の161ページでは、目の5学校建設費、これは菊陽中学校の耐震設計委託料及び武蔵ヶ丘中学校の耐震補強工事などを予定しています。

162ページをお開きいただき、項の4幼稚園費で、目の1私立幼稚園費は、私立幼稚園就園奨励補助金を計上しています。

次に、項の社会教育費で目の社会教育総務費は258万9,000円の増としていますが、下の163ページをごらんいただき、節区分の13委託料で、菊陽西小学校で取り組まれる学校支援地域本部事業委託料233万円を予定しています。

また、この目では、放課後子ども教室や、節区分の19負担金、補助及び交付金で、164ページをお開きいただき、社会教育や青少年事業を進めるために夏まつり補助金や関係団体への補助金を計上しています。

次に、目の2文化財保護費は、維持管理費、説明板設置、補修工事、保存のための補助金などを計上しています。

次に、目の3公民館費は、施設の維持管理及び公民館事業の運営費で102万4,000円の増としていますが、167ページをごらんいただき、節区分の19負担金、補助及び交付金で、地域公民

館、社会教育、高齢者大学、青少年健全育成、168ページをお開きいただき、婦人会活動支援や地域公民館建設費補助などを計上しております。

次に、目の4人権教育費は、集会所の管理運営、子ども集会、各種研修会、学習会、交流会などの人権教育の推進に関する経費を計上しています。

170ページをお開きいただき、目の6生涯学習推進費は、子育て講演会やまちづくり大学などを予定しています。また、節区分の19負担金、補助及び交付金で、芸術文化鑑賞補助金を計上しています。

次に、目の10コミュニティー施設運営費は、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの維持管理及び運営費を計上しています。

172ページをお開きいただき、目の10図書館運営費は、ホールも含んだ施設の維持管理及び運営費で157万6,000円の増としていますが、174ページをお開きいただき、節区分の14使用料及び賃借料で、下の175ページで図書館システム借上料は、第2表で説明しました債務負担行為の限度額に対応する平成21年度の予定額を計上しています。また、節区分の18備品購入費では、図書購入費1,150万円を計上しています。

176ページをお開きいただき、目の11南部町民センター運営費は、当該施設の維持管理及び運営費で、そのほかに鼻ぐり井手関係イベントの経費を計上しています。

178ページをお開きいただき、目の12ふれあいの森研修センター運営費は、当該施設の維持管理及び運営費で、そのほかに桜祭り関係イベントの経費を計上しています。

180ページをお開きいただき、項の6保健体育費で目の1保健体育総務費は、保健体育の推進に必要な経費を計上しており、節区分の19負担金、補助及び交付金で、下の181ページをごらんいただき、体育協会への補助金などを計上しています。

次に、目の2体育施設費は、町民総合運動場、町民体育館及び小・中学校施設開放に关しまず管理経費などで、節区分の13で、耐震診断委託料は町民体育館を予定しております。

182ページをお開きいただき、目の3スポーツ振興費では、節区分の19負担金、補助及び交付金で総合型スポーツクラブ育成補助金などを計上しています。

下の183ページでは、款の11災害復旧費で、項の1農林水産業施設災害復旧費及び項の2公共土木災害復旧費については、予算の枠を設けるものでございます。

184ページをお開きいただき、款の12公債費で目の1元金は2,598万1,000円の増となっておりますが、目の2利子は1,550万9,000円の減としており、その下段に、利子の下段に基金の運用によります一時借入金の利子分129万9,000円を計上しております。

下の185ページは、款の14予備費でございまして、3,110万9,000円を計上しております。

最後に、次の186ページから194ページにかけて給与費の明細書を、また195ページから198ページにかけて債務負担行為関係調整を、最後に199ページに地方債の年度末現在高の推移等についての調書をつけております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時53分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第3号の一般会計予算について質問をします。

ページ21ページの地方交付税の中に地域雇用推進費ということで6,900万円入ってるという説明でした。また、ページ31ページに緊急雇用創出交付金が1,660万2,000円入っていますが、歳出のところでは、パトロール等に雇用ってということでされているんですけども、ちょっと私が見た感じでは、合計すると1,200万円ぐらいしかないかなというふうに思いますので、どういうところに予算を立てられているのかっていうのを質問します。

それから、ページ57ページの総務費の中の11の電子計算費の中で、町のホームページのリニューアルをしたいということだったんですけども、どういう内容で、幾らぐらいになるのかっていうのを質問したいと思います。

また、ホームページがリニューアルになるのはいいんですけども、いろんなホームページに掲載する文章とかが、やはり、例えば大津とかと比べましても、例えば決算カード一つとっても、もう大津は既にホームページに掲載されてるのに、非常に時間がかかるという問題もあるのかなというふうに思いますので、やはりリニューアルと同時に、そういうスピードも要求されるのではないかと思います。その点もぜひリニューアルをされるときに、やっぱりスピードを持った情報を開示するという姿勢をもう少し検討していただきたいということも含めて、その2点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ただいま質問のありました1点目の部分についてご説明したいと思います。

最初にありましたのが、普通交付税上に6,900万円の雇用関係の額が包括的に基準財政需要額の中に盛り込まれているということでご説明したところでございます。通常の交付税の需要額の計算に上乘せされてその分を計算するということでもあります。

また、別途、31ページにありました分については、補助金として1,600万円程度の額が、熊本県のほうに基金として積み立てられたうちの一部で、町が支出する部分について、補助金の申請を行っていきながら、その分で使途を定めていくということでもありますから、交付税上の

包括的な措置と、それから特定財源として定めてくるものについては大きく違いがあるものと認識しております。結果といたしまして、交付税上の6,900万円については、どの部分に充当したかということは、一般財源取り扱いしておりますので、決算をする中では当然そういうものを整理していくものと思っておりますけども、現時点ではそういうふうに特定の使うということでは考えておりません。

一方、1,660万円につきましては、先ほども申し上げましたとおり、総務管理費、それと道路関係、それと商工関係、林業振興関係それぞれに用途を定めて歳出のほうに予算計上をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 57ページの委託料の中で、総合行政情報システム変更業務委託料793万5,000円、その中でリニューアルの予算につきましては300万円を計上をしております。

リニューアルのイメージとしては、今議員のご質問がありましたように、大津町程度のリニューアルを考えております。

それから、情報のスピーディーな提供ということについては、改善を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページ77ページです。款の3の民生費、項の1の社会福祉費の目1社会福祉総務費、節区分の19ですけど、社会福祉協議会補助金として2,729万円上がっております。協議会のほうからの要求額というのは2,867万4,000円ということでした。約5%の削減ですね。町長が理事長ということだそうですが。次の78ページのほうでは、目の2老人福祉費の節区分19シルバー人材センター事業補助金390万円、これの要求額が950万円ということですが、予算額を引きますと約560万円の差し引きがあるということなんですけど、これはどのような理由でこうなったのか、これが1点ですね。

それから、103ページです。項の2清掃費、目の1清掃総務費、節区分の19、菊池環境保全組合負担金の内訳ということで、今課長のほうの説明で増額の1億3,000万円ぐらいを言われたかと思うんですが、この内容がどういう内容なのか。何か焼却炉の補修かなんか、そういうことではないかなと思うんですが、あと何年ぐらい払わにゃいかんのか、耐用年数がどのくらいなのか、これが2点目です。

それから、次は121ページです。その前に、118ページよろしいですか。目の2林業振興費の節区分13委託事業ということで、町有林管理業務委託料341万円とあるんですが、どうも何か国補助といいますか、県補助がこれに関してはあるのではないかな、最近できたのではないかなと思うんですが、後づけで、終わった後に県のほうからの助成があるのか、何%ぐらいある

のかということです。

そして、121ページです。目の2の企業誘致、節区分13セミコンテクノパーク内公園管理業務委託料は、随意契約ということで話を聞きました。私が何回か今まで質疑をします中で、契約書はないと、確約書はないというふうな話を町長はされておりました。本当に確約書がないのか、これに関しては町長にお尋ねいたします。

それから、ページ127です。目の3の道路新設改良費、節区分の13委託料で工事委託料1億2,400万円ということで、これはJRのほうに委託される分、横道合志2号線の橋梁ということなんですが、先日の臨時議会のほうでも上がったんですけど、どうも納得できないということで、前回、昨年度は1億2,000万円の予算ということでJRに委託、ところが協定書をいただきますと1億6,000万円ばかりということで、どうもここはすっきりしませんので、その辺の明細をお願いします。

それから、130ページ、目の2土地区画整理、節区分の12役務費の不動産鑑定手数料と、50万円とあるんですが、不動産鑑定というのはずっと昔からいろいろな課であると思うんですけど、これが1社なのか、どういうふうな随意契約なのか。本来の姿は、随意契約であったとしても、何社か普通はすると思うんですけど、その辺がどうなってるのかということです。

それから、135ページです。目の2公営住宅建設事業費、節区分の13委託料、今、先ほどの説明では、光団地、古閑原住宅の基本設計というふうな話があったんですが、古閑原住宅というと、戸数は少ないし、どのような状況で古閑原住宅に建設をされるのか、基本設計ということで、一部の住民の方の意向を聞かれたのか、全体の意向でもって古閑原住宅を建設されるということなのか、そういうことでのお尋ねをします。

それから、153ページ、目の5学校建設費、節区分の13委託料ということで、中部小学校というふうな話での実施設計の委託料ということなんでしょうが、場所はどこなのかということでお尋ねをします。

それから、一番最後になるかもしれませんが、ページの6、7をちょっとごらんいただきたいと思います。

この辺の予算を、全体的な予算を見ますと、人件費、今の学校建設費というのは、今後、まだ残っている耐震補強、それから建てかえと、どこに建てようが、そういう仕事は今から出てくるわけでありまして。膨大な金額が出てくるはずであります。その辺を考えますと、今精いっぱい学務課のほうで仕事をこなしておられますが、本当にこの人員の割り振りがこれでいいのかなど。専門の方々もいらっしゃるかどうかわかりませんが、その辺の割り振りを考えれば、事業課のほうからの応援が必要ないのか、外部からの応援が必要ないのか、その辺を町長がどのように考えておられるのか、一応そのくらいでしょうか。まずは、1回目ですらだけお願いします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（眞鍋清也君） それでは、質問にお答えいたします。

ページ、私のほうは78ページでございまして、款の3の民生費、項の1の社会福祉費、目の2の老人福祉費の中の節19負担金、補助及び交付金の中に、シルバー人材センター事業に対する補助金390万円を計上しております。

議員が言われます、シルバー人材センターからの補助金要求額950万円に対してなぜ390万円になったのかという質問でございますけども、もともとシルバー人材センターに対する補助金と申しますのは、昨年法人化されまして、従来は人材センターの運用資金というのは、会員様たちが働かれた報償に対して10%を事務費としてシルバー人材センターのほうにお入れいただいております。その10%が、現在のところは七、八千万円程度の売り上げが行われておりますので、10%としますと、約700万円か800万円、それと町からの補助金を大体300万円程度交付しておりましたので、約1,000万円程度で年間のそこに勤務していらっしゃる従業員の方の人件費、それから運営費、そういったものに充当されて運用をされておりました。昨年の4月から、法人化ということで、この町の補助金に加えて国からも同額の補助金があるということで、昨年度は300万円、町が補助金交付決定いたしましたので、国からも300万円の交付がございまして、約一千五、六百万円の収入によって運営をされたかと思っております。

この300万円の昨年度の基本につきましては、事務局長の給与に係る月額15万3,800円の12月分を、それとあわせまして、事務局長の健康保険、それから厚生年金、雇用保険、そういったものに対する補助、それから電算のリース料が発生しておりましたので、そういった関係で300万円程度を昨年は補助したと。

ところが、昨年の補助金の要求につきましては、たしか670万円町のほうに要求されました。というのが、これは、法人化されたことによってDランクの指定を受けて、Dランクの場合は、国からの補助限度額、最高限度額が670万円までは交付できると、それは町の補助金によって動くんですけども、670万円までは限度として交付するというようなことでたしか670万円を要求されたというふうに認識しております。で、今年度の950万円の根拠につきましては、Cランクに何かランクが移行されるようなお話もちょっと伺いまして、Cランクの場合は国の補助金の限度額が950万円交付をされるということで、町のほうにも、国が950万円くれるんだから、恐らく町のほうにも950万円要求するというので計算されて町のほうに要求があったものと私は認識しておりますけども、あくまでも町の補助金の考え方と申しますのは、菊陽町の補助金交付規則がございまして、補助金につきましては、町長が公益用必要と認める事務または事業を行う者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部または一部について交付するという規定がございまして、審査した上で、390万円が妥当ということで決定がなされたものと私は思っております。

ちなみに、シルバーのほうから決算見込み書、20年度の決算見込み書をとってるんですけど、あくまでも見込みということでございまして、20年度の決算見込みは、留保財源が500万円発生するというので、この500万円についても21年度のいわゆる運用資金として手だてできますので、菊陽町から交付する390万円、国から交付される390万円、20年度から繰り越



される500万円、それから会員さんが働いた10%の事務費、約800万円から900万円を充当すれば、21年度事業運営ができるであろうという推計のもとで390万円を決定いたしました次第でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 103ページ、款の4衛生費、項の2清掃費、目の1清掃総務費、19節の菊池環境保全組合負担金の増加に伴います主な要因について説明させていただきます。

菊池環境保全組合の平成21年度の予算では、東部清掃工場の包括管理委託業務が6億3,602万円、昨年と比較しまして3億1,892万円の増加、それと環境美化センターの包括管理業務が6億263万円で、昨年度と比較しまして3億6,730万円の増加で、合わせて6億8,622万円の増額となっております。歳出総額では、公債費等の減額2億8,890万円等の減額等がありまして、3億6,371万円の歳出額の増加となっております。

これに伴います各市町の負担金ですけれども、各市町の負担金が18億3,484万円で、昨年度と比較しまして4億866万円の増加となっております。これを本町の組合の負担金に直しますと、5億439万円ということで、昨年と比較いたしまして1億1,931万円の増加というふうになっておるわけです。

で、この包括委託の内容といたしましては、東部清掃工場のほうが5年間で31億8,013万円、環境美化センターのほうが5年間で30億1,318万円が予定されておるところであります。

しかし、平成21年度の組合の予算につきまして、2月19日の日に議会が開催されまして、予算の審議が行われているわけなんですけれども、その際に、5年間の包括管理業務につきましては、東部清掃工場環境美化センターとも、維持補修費につきましてがそれぞれ20億円程度の多額の維持補修費が含まれているということで、設計及び仕様について再度精査を行うようにというような審議がなされまして、その精査の方法等の検討が今進められておりまして、3月7日の組合議会のほうで報告、決定されていく予定になっております。

この包括委託の中には、今建設計画後、32年度計画ということで進められておりまして、32年度までは清掃施設がもつようにということで、大型の維持補修等の積算がなされておるといふようなところになっております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（服部貞夫君） ページ118ページでございます。目の2の林業振興費の中の委託料、町有林管理業務委託料341万円につきまして、これについて県補助が後づけされておるかということをお聞きしたわけでございますが、これにつきましては、町の町有林137ヘクタールぐらいございまして、これは計画的に毎年下刈りと間伐をやりながら管理をしておるところでございます。直接町のほうに県補助は来ておりませんが、先ほど議員が言われたように、後づけというか、間伐の場合は金になりますので、それを売り払った金額の精査した後

で、雑入のほうにその差額の分を入れているという状況でございます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 121ページのセミコンテクノパーク内公園管理業務委託について、確約書が交わしてあるかということでありますけども、確約書はございません。

（11番吉本 堅君「もうちょっとはっきり言って」の声あり）

確約書は交わしてはおりません。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（大山純一君） 127ページ、工事委託料の1億2,400万円の件ですが、先日の臨時議会をちょっと欠席いたしまして、申しわけありませんでした。そのとき建設課長のほうから説明があったと思うんで、ほとんどダブると思いますが、

平成20年度では、1億2,000万円の予算を立てて承認をいただきました。これは、平成20年度にJRと基本協定を結ばなきゃいけないために予算化したものですが、これはあくまでも概算の予算でありました。まだ、JRと1億2,000万円で作るということではなくて、あくまでも概算で、うちのほうも幾らで作るかっていうのも目に見えておりませんでしたので、当初計画の実施設計やったときの金額を少し予算を引き直して、1億2,000万円というふうに立てたんですけども。我々は、一般公共土木のほうは日ごろやっておりますけども、こういうJRとの協定というのは、私も初め担当も初めてなものでしたんで、JRに対する事務費とか工事雑費がつくってということは全然わかっておりませんでした。それで、20年度に入りまして、担当係長と担当がJRの福岡まで出向きまして、2回ほど協議を重ねて、JRのほうから、一応この前承認いただきましたゴム支承等を除いて1億2,400万円ぐらいかかるっていうお話を伺いまして、基本協定の契約をしたのが、去年の12月15日が協定日です。ですから、我々の概算が甘かったっていうのが原因です。ですから、何もJRとの取引があったとかそういうことじゃなくて、あくまでも我々の概算が甘かったというところでご理解いただきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） ページ130ページ、節区分の12役務費の不動産鑑定手数料でございますけども、この不動産鑑定につきましては、保留地処分をするための不動産鑑定でございます。まして、地価公示価格、地価調査価格等で下落等が発生しておりますけども、それに伴いまして、現在保留地処分、募集しておる価格が妥当かどうかという業務でございます。一応今のところ随契の予定でございますけども、1社ということはございませんで、必ず3社以上は見積もりを徴収いたします。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） ページ135ページの土木費、住宅費の中の公営住宅建設事業費の委託料の件でお尋ねがございました。

これは議員もご承知かと思えますけども、光団地、古閑原団地については、もう相当の年数がたって、耐用年数も過ぎているということで、建てかえ計画ということで進めておるわけなんですけども、これにつきましては、住宅マスタープラン策定時において、そのときに位置的にどうするかというような検討もなされているというふうに私は認識しているんですけども、いずれにしましても、古閑原、光団地、これにつきましては、現入居者に対して戸別訪問しましていろいろ調査したことは、もう一般質問等でもお答えしたとおりでございます。7割強の方が建てかえをというご要望もございました。

そういうことで進めておるんですが、地域からも、やはり古閑原地区については、現在20戸なんですけども、これについては、やっぱり地域としてこの分がなくなるというのは、やっぱり区の運営とか、それとか子どもが少なくなるというようなこともあって、残してほしいというふうに私は聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 153ページです。10教育費、2小学校費、5の学校建設費の中で委託料を計上しておりますが、それにつきまして、中部小学校の建てかえ場所はどこかというお尋ねでございますが、町長が昨日施政方針の中で申されましたとおり、歴史と伝統ある現在地の全面改築を計画しております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

（11番吉本 堅君「委員長、もう一つ残ってます。ページ6、7の人員の配置、町長にお願いします」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 先ほどのご質問であります。教育委員会のほうの学務課関係で、これから数年にわたって、いろいろこの耐震にかかわる技術的な問題での職員体制をどうするかということであったことかと思えますけども、この件につきましては、やはりその体制の整備というのは必要でありますので、非常にこの職員数少ない中でありますけども、4月1日に向けた中で、できるだけその体制のほうを固めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今、ページ118ページの、農政課長のほうからの答弁があったんですが、県の林務課長のほうの話を聞きますと、たしか今年度からではないかなと、今までの下刈りとか枝打ちとか管理用道路の管理とか、そういうふうなのになにか予算がつかますよという話を直接私が聞いたことがありますので、最近です、その辺もちょっと県のほうと打ち合わせをしていただくならどうかと。町のほうにはまだ言ってないとか、そんな話も聞いたかなと思

います。当然言うてあるとは思いますが、そういうのがあるそうです。

それから、121ページの、町長の今答弁があったんですが、セミコンテクノパーク公園内の管理委託業務、町長、これはどうもですね、契約書あるいは確約書、町長はご存じだと思うんですが、何遍も私はこれ言うとするんですが、これが何らかの格好で出たときには、町長、これはちょっとほかの件に関しても考えておられたほうがいいかもしれません。今再度お尋ねしますが、絶対ありませんか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今日も担当課のほうからありまして、その辺担当課のほうにそういうのがあるかということは確認したんですが、このセミコンテクノパーク内の公園管理の業務委託についてのそういった確約書はないということを担当課のほうにも、それから、さきに、以前も吉本議員の質問にこの件についてあったかと思えますけども、そのときもないというふうな答え方をしとったと思えますけども、そういう、担当課も確認した上でないということで承知しております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで議案第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第4号 平成21年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、議案第4号平成21年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、議案第4号の平成21年度菊陽町土地取得特別会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億3,798万9,000円と定めております。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入でございますが、土地開発基金の平成20年度末残高は2億8,121万2,000円の見込みとしておりまして、その基金に対する利子見込み額113万8,000円を計上しております。

次に、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金につきましては、第3号議案の、先ほどの一般会計予算の中で繰入金として説明したものでございますが、一般会計からの2億3,685万1,000円の繰り入れを予定しております。

下の9ページをごらんいただき、歳出でございます。

款の1 土地開発基金積立金、項の1 土地開発基金積立金、目の1 土地開発基金積立金につきましては、歳入でご説明申し上げた基金運用収入額113万8,000円を積み立てるものでございます。

10ページをお開き願います。

款の2 諸支出金、項の1 財産取得費、目の3 土地・建物管理費でございますが、光の森地内の(仮称)菊陽町多目的グラウンド・複合施設用地として取得しました土地のうち、南側の約70アールの除草作業を22万3,000円として計上し、また北側の約3ヘクタールにつきましては、整地後の管理業務委託料を22万3,000円として計上しております。さらに、水道加入金としても計上したところでございます。

下の11ページをごらんいただき、款の3 公債費、項の1 公債費、目の1 元金は、元金均等での償還でありますことから、元金は前年度と同額の2億1,459万円を計上し、目の2 利子は、未償還元金が減っていきますことから年々少なくなり、本年度は2,103万8,000円を計上しております。

なお、12ページのほうに地方債の年度末現在高の推移等について調書をおつけしているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願います。

○議長(吉村豊明君) 内容の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これで議案第4号についての質疑を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時48分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第5号 平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長(吉村豊明君) 日程第3、議案第5号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長(阪本修一君) 議案第5号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

て説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算についてですけれども、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億2,475万2,000円と定めております。前年度と比べまして1億4,039万4,000円、率にいたしまして5%の増となっております。

それから、第2条で、一時借入金でございます。医療費の支払いに資金不足が生じた場合の対応といたしまして、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それから、第3条で歳出予算の流用を定めているところでございます。

それでは、10ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税6億2,308万7,000円で、前年度に比べまして1,465万円、率にいたしまして2.4%の増を見込んでおります。それで、説明欄の節の1でございますけれども、医療給付費分現年課税分でございますけれども、4億4,256万7,000円を計上しております。前年度に比べまして540万円の増となっております。それから、節の2の後期高齢者支援金分、現年課税分といたしまして9,807万5,000円を計上しております。前年度に比べまして108万7,000円の増でございます。それから、節の3介護納付金といたしまして5,214万5,000円を計上しております。前年度に比べまして186万3,000円の増でございます。それから、節の4の医療給付費、滞納繰越分として2,800万円を計上しております。前年度と比較しまして500万円の増を見込んでおります。

それから、目の2退職被保険者等国民健康保険税4,615万6,000円で、前年度と比較いたしまして960万1,000円、率にいたしまして26.3%の増を見込んでおります。それから、節の1で医療給付費分でございますけれども、3,013万8,000円ということで、前年度に比べまして589万8,000円、率にいたしまして24.3%の増を見込んでおります。それから、節の2後期高齢者支援金分現年課税分として610万3,000円を計上しております。それから、節の3で介護納付金で現年課税分といたしまして861万5,000円を計上しているところでございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

款の5の国庫支出金、目の1の療養給付費等負担金現年度分といたしまして7億5,936万2,000円で、前年度より6,087万9,000円、率にして8.7%の増を見込んでおります。内容については説明欄のとおりでございます。これにつきましては、国民健康保険の被保険者関係で、比較的所得者が多いということで、療養給付費に要する費用の一部を国が負担するもので、100分の34が交付される予定となっております。

それから、目の2高額医療費共同事業負担金ということで、現年分で1,017万3,000円、前年度に比べまして168万円、率にいたしまして14.2%の減を見込んでおります。これは、1件当たりの交付基準として、80万円以上の高額の分に支払うわけでございますけれども、国、都道府県4分の1ずつ財政支援を行うものでございます。

それから、12ページをお開きいただきたいと思います。

項の2 国庫補助金、目の2 財政調整交付金、普通調整交付金ということで1億6,737万7,000円、前年度に比べまして1,259万7,000円の増ということで、率にしまして8.1%の増を見込んでおります。それから、節の2の特別調整交付金、こちらは3,363万円の収入見込みを見込んでおります。

それから、款の6 療養給付費等交付金、目の1の療養給付費等交付金ということで、これは60歳から65歳未満の方が該当するわけでございますけれども、現年度分ということで1億6,182万円で、前年度より472万1,000円、率にしまして2.8%の減を見込んでおります。

13ページを、下の欄になりますけれども、款の7の前期高齢者交付金、目の2の前期高齢者交付金ということで、これは平成20年度からの事業でございますけれども、節の1の現年度分ということで3億7,231万5,000円ということで、前年度より7,465万9,000円、率にいたしまして25.1%の増を見込んでおります。

それから、款の8の県支出金、目の1の高額療養費共同事業負担金ということで、現年分といたしまして1,017万3,000円を計上しております。これは、拠出金は県のほうが4分の1を負担するものでございます。

それから、項の2 県補助金、目の2 県財政調整交付金ということで、普通調整交付金として1億3,952万4,000円ということで、前年度に比べまして1,077万5,000円、率にしまして8.4%の増を見込んでおります。それから、節の2の特別調整交付金ということで1,681万5,000円、前年度に比べまして175万9,000円、率にいたしまして11.7%の増を見込んでおります。

14ページをお願いいたします。

款の10共同事業交付金、目の1の高額療養費共同事業交付金ということで4,069万1,000円を計上しております。前年度に比べまして672万2,000円、率にいたしまして14.2%の減を見込んでおります。

それから、目の2 保険財政共同安定化事業交付金、こちらは3億3,219万3,000円を計上しております。具体的には、レセプトの分で、医療費が30万円を超え80万円以下の医療費に関して交付されるものでございます。

それから、款の13繰入金、目の1 一般会計繰入金ということで1億8,491万9,000円、節の1で保険基盤安定繰入金ということで1億2,564万4,000円を計上しております。保険税の軽減分と保険者支援分でございます。それから、節の2で事務費繰入金2,264万5,000円を計上しておりますけれども、これ前年同様の金額でございます。それから、節の3 出産育児一時金繰入金ということで1,520万円を予定しております。こちら、出産育児一時金に係る3分の2を一般会計から繰り入れるものでございまして、1件当たり38万円ということになっております。それから、節の4 財政安定化支援事業繰入金2,143万円を予定しております。

それから、款の14繰越金、目の2 その他繰越金、前年度繰越金2,000万円を予定しております。

以上で歳入の主なものについての説明を終わります。

続きまして、17ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてを説明申し上げます。

款の1総務費、目の1一般管理費989万4,000円を計上しております。これは、国民健康保険事業の事務を行うための必要な経費でございまして、内容につきましては、説明欄のとおりでございます。

それから、目の2連合会負担金ということで165万5,000円を計上しております。負担割合は、一応平等割と被保険者割ということで、国保連合会へ負担金を納付するものでございます。

18ページをお願いいたします。

項の2徴税费、目の1の賦課徴収費399万8,000円を計上しております。内容につきましては、国民健康保険税の徴収事務に係る経費でございまして、内容につきましては説明欄のとおりでございます。

20ページをお願いいたします。

款の2保険給付費、目の1一般被保険者療養給付費15億6,000万円で、前年度に比べまして1億4,500万円、率にいたしまして10.2%の増を見込んでおります。

それから、目の2退職被保険者療養給付費1億2,000万円で、前年度に比べまして3,340万円、率にいたしまして21.8%の減を見込んでおります。

それから、項の2高額療養費でございます。目の1の一般被保険者高額療養費ということで1億6,800万円、前年度に比べまして2,500万円、率にいたしまして17.5%の増を見込んでおります。

続きまして、21ページでございます。

目の2退職被保険者等高額療養費1,920万円、前年度に比べまして520万円、率にいたしまして37.1%の増を見込んでおります。

それから、目の3一般被保険者高齢者介護合算療養費674万4,000円で、これは新規でございます。これは、国民健康保険、介護保険、それぞれ限度額がございすけども、それを適用後、年間の自己負担額を合算して、年額の限度額を超えた分について、それぞれ超えた分の国保と介護保険から比率に応じて支給するものでございます。

それから、目の4退職被保険者等高額介護合算療養費337万2,000円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

項の4で出産育児諸費でございます。目の1の出産育児一時金2,280万円を計上しております。昨年に比べまして180万円、率にして8.6%の増を見込んでおります。

23ページ、下のほうですけども、款の3後期高齢者支援金等、目の1後期高齢者支援金3億5,113万2,000円でございますけども、前年度に比べまして3,802万6,000円、率にして12.1%の増を見込んでおります。



25ページをお開きいただきたいと思います。

款の5 老人保健拠出金、目の1 老人保健医療費拠出金でございます。19節の負担金、補助及び交付金ということで4,611万1,000円、前年度と比べますと大幅に減でございますけれども、率にして59.1%の減でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

款の6 介護納付金、目の1 介護納付金で1億5,465万7,000円ということで、前年に比べまして940万2,000円、率にいたしまして6.5%の増を見込んでおります。これは第2号被保険者の保険料で、40歳から65歳未満の医療保険の保険税として一括徴収するものでございます。

それから、27ページで、下の欄でございますけれども、款の7 共同事業拠出金、目の1 の高額医療費拠出金でございます。4,069万2,000円を計上しております。前年度に比べまして672万2,000円、率にいたしまして14.2%の減を見込んでおります。財源といたしましては、市町村国保で2分の1、それから都道府県で4分の1、また国庫負担で4分の1で財源が賄われることになっております。

目の2 保険財政共同事業安定化事業拠出金で3億3,219万4,000円、前年度に比べまして442万4,000円、1.3%の増を見込んでおります。

続きまして、28ページでございます。

款の8 保健事業費、目の1 特定健康診査等事業費2,374万7,000円を計上しております。それから、内容については説明欄のとおりでございます。

下のほうの29ページでございますけれども、項の2 保健事業費、目の1 保健衛生普及費ということで611万7,000円、142万円の減ということでございます。

それから、目の2 疾病予防費ということで1,254万円、一応前年と同額を計上しております。

それじゃ、最後のページになりますけれども、33ページでございます。

款の12 予備費、目の1 予備費で2,003万3,000円を計上しております。前年度と比べまして1,142万6,000円を計上しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第6号 平成21年度菊陽町老人保健特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、議案第6号平成21年度菊陽町老人保健特別会計予算についてを

議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第6号平成21年度菊陽町老人保健特別会計予算について説明を申し上げます。

この特別会計におきましては、ご案内のとおり、平成20年4月の診療分から後期高齢者医療制度のほうに対象になっておりますので、老人保健制度での支払いは終了しております。しかし、過年度分とか、医療費の過誤、また清算等で支払いが生じる場合がございますので、老人保健会計の清算予算として今回予算編成を行っているところでございます。

歳入歳出についてですけれども、1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ335万円と定めております。

次、8ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますけれども、こちらのほう、款の1の支払基金交付金、それから款の2国庫支出金、款の3の県支出金につきましては、医療費の過誤、それから調整等が生じた場合のために予算項目を計上しているものでございます。

9ページ、下の欄でございますけれども、款の5繰越金、目の1繰越金ということで334万円を計上しております。これは前年度剰余金でございます、平成20年度から21年度へ繰越分でございます。

以上が歳入でございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の1の総務費、目の1一般管理費33万7,000円でございます。これ事務費で、内容は説明欄のとおりでございます。

それから、下の11ページでございますけれども、款の2医療諸費、目の1医療給付費150万円を見込んでおります。これは、老人医療給付分で、過年度分の医療費が出た場合の清算金を計上しているところでございます。

それから、目の2医療費支給費50万円を見込んでおります。これも同様でございます。

それから、12ページでございますけれども、款の3の諸支出金、目の1の償還金ということで100万円、前年と総額を計上しております。これは過年度分の老人保健関係の変化金が生じた場合の予算として計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第6号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第7号 平成21年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議案第7号平成21年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 説明をする前に、ちょっと訂正がございましたので、一応修正方お願いしたいと思います。

先ほど、正誤表ということで皆様方に一応配付しておりますけども、この予算の歳出のページ18ページの説明欄の金額がちょっと間違っておりましたので、こちらのほうで一応正誤表を差し上げておりますので、訂正方お願いしておきます。

議案第7号平成21年度菊陽町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,615万9,000円と定めております。前年度と比べまして1億3,337万2,000円の増で、率にいたしまして8.8%の増となっております。

それから、一時借入金ということで5,000万円を定めております。

それから、第3条で歳出予算の流用を定めております。

10ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入の主な内容について説明を申し上げます。

款の1保険料、目の1第1号被保険者保険料、65歳以上の方の保険料でございます。現年度分が3億1,723万3,000円、前年度に比べまして4,060万7,000円、率にいたしまして14.7%の増を見込んでおります。

この負担割合なんですけども、平成20年度が19%ということございましたけども、平成21年度は1%上がりまして、20%に変更されております。

それから、款の4国庫支出金、目の1介護給付費負担金2億6,949万4,000円、前年度に比べまして26.5%の増を見込んでおります。失礼しました、10.9%の増を見込んでおります。これ、国が負担するもので、15%から20%の相当分を負担するものでございます。

続きまして、11ページでございます。項の2国庫補助金、目の1調整交付金7,742万6,000円、前年度に比べまして713万1,000円、率にいたしまして10.1%の増を見込んでおります。

それから、款の5支払基金交付金、目の1の介護給付費交付金、4億6,456万1,000円を見込んでおります。前年度に比べまして2,873万2,000円、率にいたしまして6.6%の増でございます。こちら、第2号被保険者でございますけども、40歳から64歳までの方で、負担割合は20年度が31%だったんですけども、本年度は30%に変更されております。

それから、款の6 県支出金、目の1 介護給付費負担金2億3,377万9,000円、前年度に比べまして1,982万2,000円、率にいたしまして9.3%の増を見込んでおります。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。

款の9 繰入金、目の1 介護給付費繰入金ということで、1億9,674万6,000円で、前年度に比べまして2,100万8,000円、率にいたしまして12.0%の増を見込んでおります。これは、介護給付費及び予防給付費に要する市町村の負担金ということで、12.5%相当分でございます。

それから、目の2 その他一般会計繰入金、事務費繰入金ということで1,912万6,000円、前年と比べまして416万5,000円の減を見込んでおります。これ、介護保険事業の執行に必要な事務費、それから人件費等の一般会計からの繰り入れでございます。

それから、13ページの下欄でございますけども、目の4 地域支援事業繰入金ということで、包括的支援事業・任意事業ということで1,337万6,000円を予定しております。

それから、目の5 地域支援事業繰入金、これは特定事業になりますけども、現年度分ということで2,015万5,000円を繰り入れを予定しております。

それから、14ページでございますけども、款の12 諸収入ということで、目の1 介護予防サービス計画費収入ということで786万2,000円の収入を見込んでおります。

それから、一番最後の欄なんですけども、款の町債については、一応今回は廃目ということでございます。

それじゃ、歳出のほうに移らせていただきます。

15ページをお願いいたします。

主なものについて説明を申し上げたいと思います。

款の1 総務費、目の1 一般管理費154万6,000円でございます。これ、事務費でございます、内容は説明欄のとおりでございます。

それから、16ページでございますけども、項の2 で徴収費、目の1 の賦課徴収費ということで127万5,000円、これは徴収に係る費用でございます。

それから、項の3 介護認定審査会費、目の1 の介護認定審査会費ということで643万7,000円、前年度と比べまして78万2,000円の減でございます。これ、認定審査に関する費用ということで、主なものは菊池広域連合への負担金でございます。

それから、目の2 認定調査費等ということで914万6,000円、前年度に比べまして49万2,000円、率にして5.7%の増でございます。内容は認定調査のための費用で、主なものは訪問調査及び主治医の意見書作成の手数料でございます。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思います。

款の2 保険給付費、目の1 介護サービス等諸費で15億1,951万7,000円、前年度に比べまして1億3,731万7,000円、率にしまして9.9%の増でございます。

それから、項の3 高額介護サービス等諸費ということで2,700万8,000円、前年度に比べまして520万8,000円、率にいたしまして23.9%の増を見込んでおります。

19ページは、新規でございます。目の1の高額医療合算介護サービス費でございます、先ほど国民健康保険のほうでも一応説明しましたけども、月額の限度額を超えた分に対して、それぞれ案分して、国保、それから介護保険から支給されるものでございます。

20ページでございます。

款の4地域支援事業費、それから目の1介護予防特定高齢者施策事業費1,051万3,000円を計上しております。

それから、目の2で介護予防一般高齢者施策事業費321万6,000円を計上しております。

内容につきましては説明欄のとおりでございます。

それから、21ページでございますけれども、項の2包括的支援事業・任意事業でございます。254万8,000円を計上しております。内容につきましては説明欄のとおりでございます。

それから、目の総合相談事業費475万円ということでございます。これも内容は説明欄のとおりでございます。

それから、目の4で包括的・継続的マネジメント支援事業ということで281万4,000円でございます。計上をしております。

それから、目の5で任意事業費2,364万9,000円を計上しております。

次、23ページの下の欄でございますけれども、項の3の特定事業費、目の1の特定事業費ということで2,015万5,000円を計上しております。内容については説明欄のとおりでございます。

続きまして、24ページでございますけれども、項の4介護予防支援事業、目の1の介護予防支援事業ということで872万1,000円を計上しております。

それから次が、26ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらは、款の財政安定化基金拠出金と款の公債費を廃目をしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第7号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第8号 平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第8号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第8号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条歳入歳出の予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,012万2,000円と定めております。

前年度に比べますと3,000円の減ということで、前年度とほぼ同一の予算額となっております。

8ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますけれども、主な内容について説明を申し上げます。

款の1後期高齢者医療保険料、目の1特別徴収保険料、現年分ということで1億3,940万円、前年度に比べますと735万円、率にして5.0%の減となっております。これは75歳以上の被保険者の保険料で年金からの徴収分でございます。

それから、目の2普通徴収保険料ということで3,400万円を見込んでおります。

それから、款の4繰入金、目の1事務費繰入金ということで1,643万9,000円、前年度に比べ644万4,000円、率にして64.5%の増を見込んでおります。これ、後期高齢者医療特別会計事務を運営するために町が負担するものでございます。

それから、目の2保険基盤安定繰入金4,535万8,000円でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

款の6諸収入、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入ということで476万1,000円を計上しております。

以上が歳入の主なものでございます。

11ページの歳出のほうを見ていただきたいと思います。

款の1の総務費、目の1の一般管理費205万2,000円を計上しております。これは、事務を執行する場合の経費でございます。内容は説明欄のとおりでございます。

それから、項の2徴収費、目の1の徴収費ということで121万7,000円を計上しております。これは保険料徴収に要する費用でございます。

それから、12ページをお開きいただきたいと思います。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、目の1の後期高齢者医療広域連合納付金ということで2億3,053万3,000円を計上しております。総予算に占める割合は96.1%でございます。

それから、13ページでございますけれども、款の3保健事業費、目の1健康保持増進事業費621万9,000円を計上しております。内容については説明欄のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第8号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第9号 平成21年度菊陽町下水道特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、議案第9号平成21年度菊陽町下水道特別会計予算についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（大野秀治君） 議案第9号平成21年度菊陽町下水道特別会計予算について説明を申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18億2,578万4,000円と定めるものでございます。

第2条地方債、これは第2表地方債によるものでございます。

第3条一時借入金、借り入れの最高額は5億円と定めております。

第4条歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とすると定めております。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債でございます。

起債の目的、1、流域下水道事業負担金、限度額6,050万円、2、流域関連公共下水道事業分3億2,390万円、3、下水道事業債特別措置分5,840万円、計の4億4,280万円と定めております。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりまして主なものを説明をいたしたいと思っております。

まず、歳入でございますけども、款の1使用料及び手数料、予算額6億1,851万円、増減408万3,000円、率にしまして0.7%の増でございます。これは、去年までみたいに大幅な移動はございませんで、自然増によるものを見込んでおります。

それから、2の分担金及び負担金2,727万円、110万円、率にしまして4.2%の増、これも自然増を見込んでおります。

それから、3の国庫支出金2億6,000万円、これは同額でございます。

4、財産収入26万3,000円、これも同額でございます。基金利子でございます。

5の借入金4億5,985万3,000円、3,202万2,000円、率にしましてマイナス6.5%でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

6の繰越金1,708万5,000円、30万5,000円、率にしまして1.8%の増です。前年度からの繰越

金でございます。

それから、8の町債でございます。4億4,280万円、7,350万円、19.9%の増でございます、これはもう借入金でございます。

トータルで18億2,578万4,000円、4,696万6,000円、2.6%の増となっております。

次に、歳出でございますけども、7ページをお願いいたします。

款の1総務費でございます。平成21年は4,598万9,000円、1,104万1,000円、率にしまして31.6%の増でございます。

これは、主な理由といたしましては、企業会計移行に係る資産調査等の業務委託が1,000万円を計上しております、が主な要因でございます。

2の維持費3億7,470万8,000円、4,084万8,000円、率にしまして9.8%の減でございます。これは、主なものといたしましては、北部流域関連公共下水道維持負担金の5,115万9,000円の減、これは、有収水量がふえましたので、植木町の加入なんかもあるかと思いますが、単価が52円から50円に下がったものが主な要因でございます。

それから、3の事業費7億756万1,000円、7,115万9,000円、率にしまして11.2%の増、これはもう主なものといたしましては、北部流域下水道事業建設負担金の565万9,000円の増、それから委託料が2,589万5,000円の減、それから工事請負費が8,867万5,000円の増となっております。これが主な要因でございます。

それから、4の公債費6億8,386万5,000円、579万3,000円、率にしまして0.9%の増でございます。これはもう借入金の元金利子でございます。

それから、5の予備費でございますけども、1,366万1,000円、17万9,000円、率にしまして1.3%の減でございます。

歳出合計18億2,578万4,000円、4,696万6,000円、率にしまして2.6%の増でございます。

これからまとめ的なものを申しますと、本年度は事業費はふえておりまして、でも国庫支出金が同額ということで、町債がふえておりますので、事業費はふえておるんですが、補助対象でない部分があると、補助対象でなくて単独の起債の対象事業があるということで、起債の借入金もふえておるといのが特徴かと思えます。

それで、主なところは説明したとおりでございますけども、12ページをお願いいたします。12ページの節区分の13委託料3,411万円でございますけども、この中に、節の説明書きのとおり、企業会計移行に係る資産調査等業務1,000万円と、これが先ほど申しました企業会計方式に移行するための分をお願いしている分でございます。

それから、15ページをお願いいたします。15ページの節区分の上から2つ目18の備品購入費でございます。これに長時間停電等危機発生時対応発電機1台としております。これは、ポンプ場の場合は自家発電を備えておりますけども、マンホールポンプが備えておりませんので、非常事態のときにはマンホールポンプに発電機を持っていて発電して送りやるのと、当時は当然バキュームカーなんか必要になるかと思えますが、その辺を考慮しまして、今後は、これ



が、物は大きくないですけども、180キログラム、かなり重いもんでございますので、この運搬方法とか、緊急時にはどうやってバキュームカーをどっから調達するかとか、その辺を今後は検討していかなければならないと思っております。

それから、18ページをお願いいたします。一番上の13の委託料でございます。これは、先ほど2,589万5,000円の減と申しましたけども、これは前年は8件ございまして、今年度は4件でございます。内容といたしましては、大きなものといたしましては、菊陽第3雨水幹線実施設計業務委託ということで、これは第2土地区画整理内の都市計画道路下原堀川線の関係でございますけども、1,147万円、それから白川左岸汚水枝線実施設計業務委託料950万円、これは道明地区のリハビリテーションのところの付近でございます。ほか2件でございます。それから、節区分の15工事請負費、先ほど8,867万5,000円の増と申しましたけども、昨年度は10件、今年度は12件でございます。12件の主なものといたしましては、白川左岸汚水枝線築造工事が2億9,365万円、これは中代地区の今やってる分の残りの分と免許センターへの迎えに行く部分と道明へ向かっている分でございます。それから、菊陽第3汚水枝線築造工事6,920万円、これは第2区画整理地域内のハンズマンの北付近でございます。それから、菊陽第4雨水枝線築造工事5,000万円、これは区画整理内の新町付近の雨水幹線でございます。それから、第2汚水枝線築造工事4,400万円、これも同じ場所でございますけども、区画整理の中の新町付近の汚水枝線工事でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 1つお尋ねいたします。

18ページの、ただいま説明がございましたが、18ページの15番工事請負費のところの工事場所、免許センターからどのように行くというふうな説明もございましたが、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 下水道課長。

○下水道課長（大野秀治君） まず、辛川地区と申しますのが、県道部分と県道の南側はほぼ終わっておりますけども、県道の北側部分、その辺の末端といいますか、集落の一番南側になりますか、その辺をずっと本管のほうに持ってくる工事が、これが補助対象にならない、起債対象の工事でございます。

それから、免許センターのほうにも今向かっております。免許センターのほうには、今入り口から国体道路のほうを今西のほうに向かっておりまして、今年度には免許センターまで迎えに行きたいと、完成したいと思っております。

それから、道明のほうに向かっている道は、国体道路から道明のほうの、まだ集落の一步手

前、東亜道路ですか、あの辺の付近までを予定いたしております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） ご存じのとおり、井口の下水道ができてもう二、三年たとうかと思いますが、まだやっぱり一部の地区が工事が残っとるわけです。やはり、もう二、三年もたっておりますので、まず井口の地区の全般的にやっちゃってしまっただけから先のほうも進めていただければ結構ですが、部分部分でそういうあんばいで残っていて次に次に進んでいっては、やっぱり残った人たちは不満が出ますよ。そういう状況で、私も何回か下水道課で尋ねもしましたし、指摘もしましたが、今年もまた、どうもその今説明していただいた中では載っていないようでありますので、今年もやっぱりしないわけですかね、お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 下水道課長。

○下水道課長（大野秀治君） しないというわけでございませぬけども、今鍋島議員言われたところは井口地区内の一部でございまして、そこへ行く、何ていいますか、工事をするとき、井口の地区をやるとき、そこに行く道路がないということでできなかったわけでございます。その後、鍋島議員あたりからもいろいろ教をいただきまして、里道があるぞというところで、今里道の立ち会いを、これを完了させんと、どこに里道があつて、その里道が、工事が、例えば1メートルあつて、最低でも1メートルあつてその工事ができるものかできないものかというのを確定しないことには、これ工事ができません。それで、新年度はそういうのは計画いたしております。これが、土地家屋調査士会に委託をしまして正式に決定させんと工事ができませんので、ほかにもこういうのはございまして、ほかにも検討してるところもあるわけでございますけども、21年度には、ほかにも1件ございまして、ぜひ終わりたいというふうに思っております。終わりましたら、もうこれは、工事はもうそんなに金がかかるあれではありませんので、すぐできると思っております。

○議長（吉村豊明君） 鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） ぜひその道路の立ち会いのほう、区長さん初めいろいろな方がおられますので、地元の方の応援をいただいて、早く確定をして、あの地区の集落に10戸ばかりあるわけですよ。ちょっと離れた場所ですが、10戸ばかりありますし、下水道と一緒に、ぜひ防火水槽でもつくっていただければというような思いです。そっちはそっちのほうでお願いを今までしてきてるわけですよ。ほんで、やっぱり下水道と同時に工事をしたほうが安いだろうというふうなことで、そういう計画も含まれておりますので、ぜひ今年はしていただきたいと思っております。10軒もありますことを十分あと認識していただきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第9号について質問をします。

歳出のところのページ12ページの一般管理費で、13の委託料なんですけれども、委託料の中

に、ページ12ページですね、13の委託料の中に企業会計移行に係る資産調査等業務委託料ということで1,000万円の計上があるんですけども、具体的にはどういうことをされるのかっていうことをお聞きしたいと思います。

町長の施政方針でも、23年4月をめどに企業会計方式に転換したいっていうことなんですけど、これはどの程度のボリューム、1,000万円っていったらすごくあると思うんですが、どの程度の仕事というか、ボリュームがあるのかっていうなのお聞きしたいと思います。

そしてまた、企業会計に変わった場合に何がやりやすくなるのか、2点についてお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 下水道課長。

○下水道課長（大野秀治君） まず、調査業務でございますけども、簡単に言いますと、今は現金主義でございますけども、この企業会計に移行しますと、固定資産、流動資産、いろいろ資産関係も出てきます。そのときに、今私のところでも、ちょっと今忘れてしまいましたが、270キロメートルぐらいもう管が敷設しとると思います。その管を全部調査いたします。そして、この管の価値がどれぐらいあるものかとか、新築したら、新しく管を敷設した場合は幾らだから、今これ何年経過してるから、経年減点補正率と言いますけども、その辺にすると幾らぐらいの価値があるものかとか、汚水ポンプ場が今3カ所ございますけども、そんなものを全部調査をいたしまして、これは損益計算書でしたか、貸借対照表ですか、こちらのほうに出てまいりますので、そういった調査を全部やるということでございます。

それから、もう一つ、企業会計にいったら何がいいのかということでございますけども、まず今の会計、現金主義では、現金の出し入れだけで、幾ら出して、使用料が幾ら収入があつてということで、幾ら足りませんよという話は今すぐできるんですけども、それを事細かく、損益計算書、それから貸借対照表、それから経営分析、その辺のやつを全部できてしましますと、これはもうなれた人が見ますと、ああこれはもう幾ら足りないんだと、これは財産がどれだけあつて、負債がどれだけあつて、これじゃ幾ら足りないっていうのがすぐわかるようになっていきますので、23年度に料金を上げたいと、去年の6月の議会でしたか、こちらも答弁しておりますけども、そういう説明をするときにかなりわかりやすいということになります。

ただ、23年度に改定するときに、この会計方式に移行した場合に間に合うか間に合わないかといいますと、間に合わない可能性が強くなります。23年に上げるということは、もう21には終わつとかなないと、21の決算が22年に出てこないこの表が出てきませんので、それは間に合いませんので、今後の課題としましては、23年度に料金を上げるのを、今の会計方式のやつでそのまま説明して上げるのか、それともこの会計に移行して、この損益計算書、貸借対照表、経営分析が出てから移行するののかというのを今後検討していかなければなりません。それは、下水道課に下水道運営審議会というのがございまして、12名の委員さんおられますけども、それを21年度には開いて、今の状況を詳しく説明をいたしまして、そこで審議をいただきたいと思って、それで検討しながら決定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） この委託なんですけど、どういうところに委託をされるんですか。どういう業種といたしますか、そういうことをお願いします。

○議長（吉村豊明君） 下水道課長。

○下水道課長（大野秀治君） そうですね、かなり大がかりな調査ですし、どこにでもできませんので、かなり大きなコンサルタントになると思います。例えば東京とか、せめて福岡支店があるところですかね、その辺になるんじゃないかと。これ、私も技術師ではありませんので詳しいことはわかりませんが、まず熊本にはこんなのを大きくやってるコンサルは余り、私の範囲で余り知りません。多分福岡支店とか、大阪支店あたりからの業者さんになるんじゃないかと、ちょっと私は個人的には思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これで議案第9号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第10号 平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、議案第10号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（大野秀治君） 議案第10号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,018万7,000円と定めるもの  
でございます。

それから、6ページをお願いいたします。

6ページで大まかなところを、総括表で大まかなところを説明をいたしたいと思います。

まず、歳入でございます。

款の1 使用料及び手数料、本年度予算額800万2,000円、50万円、率にしまして6.7%の増  
でございます。これは、自然増でございます。3戸ほどふえております。

それから、2の分担金及び負担金1,000円、5万9,000円、率にしまして98.3%の減でござい  
ますが、これは分担金の入ってくる予定はありません、今のところは。

それから、4の財産収入5万3,000円、これはもう基金利子でございますけども、前年と一  
緒でございます。

それから、5の繰入金3,112万9,000円、411万円、15.2%、これはもう一般会計からの繰入金でございます。

それから、6の繰越金100万円、前年度繰越金でございます。同額でございます。

トータルとしまして4,018万7,000円、455万1,000円、率にしまして12.8%の増となっております。

それから、歳出でございますけども、1総務費、平成21年度予算額59万7,000円、1万3,000円、率にしまして2.1%の減となっております。これはもう事務費の需用費あたり、印刷用品あたりが減っております。

それから、2の維持費944万6,000円、124万7,000円、15.2%の増でございます。これは、白水の処理場の管理委託の中で、2年に1回やっております活性炭の取りかえ、活性炭の取りかえを2年に1回やっておりますが、その分の増額で107万円の増でございます。それが主な要因でございます。

それから、3の事業費950万円、400万円、率にしまして72.7%の増でございます。これは、委託料は300万円ほど減っておりますが、工事請負費のほうが700万円ふえておりますので、トータルで400万円の増となっております。

それから、4の公債費2,014万4,000円、68万3,000円、率にしまして3.3%の減でございます。これは借入金の返済元金利子分でございます。

トータルで4,018万7,000円、455万1,000円、12.8%の増となっております。

主なものといたしましては今言いましたとおりでございますけども、13ページをお願いいたします。

13ページの委託料でございます。これが250万円。これは、ご案内のとおり、集落内開発制度によって区域が指定されておりますので、急々に建物が建てる人がおった場合には、設置要綱によりまして100メートル以内を想定しております。1軒の250万円の設計委託をここに計上いたしております。それから、15の工事請負費ですけども、700万円、これも今の急々な場合に、污水管築造工事の100メートル以内ということで700万円を計上いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 内容の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これで議案第10号についての質疑を終わります。

以上で議案第3号から議案第10号までの質疑を終わります。

これより委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、議案第3号から議案第10号までは議席に配付しました委員

会付託予定表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は議案審議を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時0分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成21年3月6日（金）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成21年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成21年3月6日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第11号 菊陽町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第12号 菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第13号 菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第14号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第15号 菊陽町自転車等駐輪場条例の制定について
- 日程第6 議案第16号 菊陽町放置自転車等の措置に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第17号 菊陽町都市公園条例及び菊陽町美しい町づくり条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第18号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第19号 菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第20号 平成20年度菊陽町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第11 議案第21号 平成20年度菊陽町土地取得特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第22号 平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第23号 平成20年度菊陽町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第24号 平成20年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第25号 平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第26号 平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第27号 平成20年度菊陽町下水道特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第18 議案第28号 平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第29号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第30号 町道路線の認定について
- 日程第21 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 坂本秀則君

2番 北山正樹君

3番 石原武義君

4番 甲斐榮治君



5番 芝 和 長 君  
7番 佐 藤 竜 巳 君  
9番 福 島 知 雄 君  
11番 吉 本 堅 君  
13番 酒 井 良 一 君  
15番 梅 田 清 明 君  
17番 永 野 輝 全 君

6番 岩 下 和 高 君  
8番 大 塚 昇 君  
10番 川 俣 鐵 也 君  
12番 小 林 久美子 君  
14番 上 田 茂 政 君  
16番 鍋 島 有志男 君  
18番 吉 村 豊 明 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

12番 小 林 久美子 君

13番 酒 井 良 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
教育委員長 三 島 誠 一 君  
教育次長 田 中 真 治 君  
福祉生活部長 大 川 育 男 君  
会計管理者 紫 藤 修 君  
総合政策課長 松 本 東 亞 君  
税務課長 廣 野 豊 徳 君  
東部町民センター所長 富 永 悦 子 君  
健康・保険課長 阪 本 修 一 君  
町民課長 高 木 一 孝 君  
農政課長 服 部 貞 夫 君  
都市計画課長 坂 本 恭 一 君  
商工振興課長 帆 保 勇 君  
学務課長 大 山 晃 君  
図書館長 後 藤 栄 美 君

副町長 松 永 政 秋 君  
教 育 長 赤 峰 洋 次 君  
総務部長 宮 本 義 次 君  
産業建設部長 大 山 純 一 君  
総務課長 吉 岡 典 次 君  
財政課長 實 取 初 雄 君  
人権教育・啓発課長 渡 邊 幸 伸 君  
福祉課長 眞 鍋 清 也 君  
環境生活課長 吉 野 邦 宏 君  
武蔵ヶ丘支所長 村 田 保 孝 君  
建設課長 平 野 誠 也 君  
下水道課長 大 野 秀 治 君  
総務課長 服 部 誠 也 君  
庶務法制係長 荒 木 一 雄 君  
生涯学習課長 堀 川 俊 幸 君  
中央公民館長

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪 本 健 治 君  
書 記 新 和 女 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第11号 菊陽町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、議案第11号菊陽町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（吉岡典次君） それでは、議案第11号菊陽町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例につきましては、統計法の全部改正によりまして改正するものでございます。

最後のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第44条に他の法令等との調整について規定しているところでございますが、第1号は旧統計法では国勢調査、学校基本調査、人口動態調査、農林業センサス等の55の調査について指定統計というふうに定めているところでございますが、改正によりまして指定統計を廃止しまして、基幹統計調査、一般統計調査に改められたために、条文を改正するものでございます。

第1号で指定統計を作成するために集められた個人情報となっておりますので、これを基幹統計と一般統計に改めるものでございます。また、統計法52条に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外の規定が定められております。この分につきましては、新たに適用除外をするためにここに加える必要がございますので、この分については52条1項が統計法に規定されておりますので、ここに加えております。

また次に、第2号でございますが、統計法第8条第1項で総務大臣に届けられた統計調査により集められた個人情報についての規定を定めてありましたが、旧統計法です、これが新統計法によりまして、この規定が第24条第1項となりましたために、この条文を改めるところでございます。

それから、第3号につきましては、統計報告調整法の規定による分を個人情報を規定してございましたけれども、統制報告調整法が廃止になっておりますので、この分については削除するものでございます。

それから、第4号につきましては、第3号の規定が削除されましたので、3号に繰り上げるところでございます。

この条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものでございます。条例につきましては、今説明しましたものについて、条例改正の手法に基づいてこの条文を定めているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第12号 菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、議案第12号菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（吉岡典次君） それでは、議案第12号菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

これも、最後のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

行政手続法第1条に目的等を定めておりますけれども、この中で引用しております行政手続法第38条につきましては、地方公共団体の措置について規定しているところでございますが、改正法によりこの地方公共団体の措置に係るものが第38条以降意見公募に係る規定が追加されましたために、第46条に条文が繰り下げられております。したがって、この条例第1条に引用する条文の行政手続法第38条を行政手続法第46条に改めるものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議案第13号 菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（吉村豊明君） 日程第3、議案第13号菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（吉岡典次君） それでは、議案第13号菊陽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

一番最後のページに条例新旧対照表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

表を改正するものでございます。

表の番号23の嘱託員の次に町営住宅管理人、1戸当たり月額84円を24番として追加するものでございます。これにつきましては、現在町営住宅に管理人を置いておまして、ここに掲げております報酬額を既に支払っているところでございますが、これは一番下に掲げております全各号に掲げるもの以外の非常勤職員で、予算の範囲内で町長が定めるものということで現在まで行っておりましたが、町営住宅管理人の身分というのを明文化するために、これも引き続き今後も置く必要がございますので、24番に明確にするためにここに掲げるものでございます。この24に町営住宅管理人を加入しましたために、表番号24が25に繰り下がります。

それから、表番号の25が表番号26に繰り下がらして、現在保育所安全対策指導員ということで保育所を巡回している安全指導員がおりますが、21年度から緊急雇用対策事業としてスクールパトロールの事業を実施することとしております。この中でスクールパトロールコーディネーターを置いて、スクールパトロールの方たちのいろんな事務をしていただくようにしております。巡回員のコースですとか人員の配置とか、そういったものをこの方にさせていただくようなことを想定しておまして、しかも今まで保育所だけでございましたけれども、小・中学校、保育所、幼稚園をパトロールすることといたしまして、ここに改めることとしたところでございます。26番のスクールパトロールコーディネーターに変更するものでございます。

26番の全各号に掲げるもの以外の非常勤職員で、予算の範囲内で町長が定める額といえますのは、先ほど申し上げました24番に加えましたために、番号を繰り下げるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） ただいまの保育所安全対策指導員からスクールパトロールコーディネーターへ名称を変え、そして保育園プラス小・中、幼稚園と領域を広めるということのようですが、緊急雇用対策でというふうに昨日の21年度の一般会計にも出ておりましたので、そこに関係するんだらうと思いますけれども、その勤務形態とといいますか、勤務条件とかというのは保育所安全対策指導員の場合とどう違うのか、同じなのか、そこらあたりをちょっと説明をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（吉岡典次君） このスクールパトロールコーディネーターの勤務条件については、現在の状況と同じで業務が遂行できるものと思っております。

以上でございます。

（17番永野輝全君「もう一点」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 予算上の関係から見れば、人数分は大体想定つきますけれども、この条例では勤務条件とか何かのいわゆる細則に当たっての内容は規定してあるのか、ないのか、そこらあたりを。それと、担当部署は総務課なのか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（吉岡典次君） ただいまの質問でございますが、勤務条件等についてはこの条例に定めるものではなくて、別途協議をしているところでございます。

それから、スクールパトロールは別の方をまた採用することになります。この方については非常勤職員として、別の一般職として別に定めることとなります。

所管課につきましては、総務課危機管理対策室で行うこととしております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第13号の質問ですけど、一番最後にある町営住宅の管理人というところがありますが、この方はどういう内容の仕事をされるのかっていうことをお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） 今のご質問にお答えをいたします。

町営住宅管理人制度というのは、公営住宅の条例の中でうたっておるんですけども、基本的

には使用料の納付書等の配布、それと町営住宅等におけるいろんな修繕とかそういう等の報告等をいただきながら対処していくような形をとっているところでございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 1点だけですが、スクールパトロールコーディネーターですね、今既に県の事業だと思いますが、学校安全指導員の制度か何かありますですね。実際動いておりますが、そこは全く別だと思いますけれども、何かそれとの関連とかそういうのがあれば、教えていただきたい。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えをいたします。

今議員さんがおっしゃいました事業につきましては、県の事業として実施をされております。ただ、この事業は20年度限りで廃止になるというふうに、私ども通知を受けております。以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 予算案でも出てますけど、スクールパトロールコーディネーターとスクールパトロール隊員の職種の違い、もう一度ちょっと、仕事の内容の違いをもう一度いいですか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（吉岡典次君） スクールパトロールコーディネーターというのは、スクールパトロールの方を数名採用いたしますので、その方の調整、どこの学校を回るとか、どの時間に回るとか、そういったものを調整する人が必要になりますので、その人を別に採用するというふうにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第14号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、議案第14号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） おはようございます。

議案第14号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、介護保険法第146条の規定により、保険料率を改正する必要がある、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

保険料率につきましては、市町村介護保険事業計画の3年度を単位といたしまして、計画期間ごとに介護保険料事業計画に定めるサービス費用見込み額等に基づきまして、計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるように設定することになっております。現計画の第3期は、平成18年度から平成20年度までの平成21年3月末で事業計画が終了するために、今回第4期計画として平成21年度から平成23年度までの介護保険の事業計画を策定するものでございます。

改正内容につきましては、後のほうにつけております参考資料の菊陽町介護保険条例新旧対照表で説明のほうをさせていただきたいと思っております。

参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

現行と改正案ということでございますけれども、最初に保険料の件でございます。

現行の第2条の第1項で保険料率を定めておりますけれども、改正案のとおり平成21年度から23年度までの保険料率を改めるものでございます。

現行の第2条では、施行令第38条の第1号から第6号までの6段階を適用してございましたけれども、改正案のほうでは第7号を追加いたしまして、1段階から7段階に改めるために施行令第39条を適用するものでございます。

改正案をごらんいただきたいと思いますけれども、第2条の第1号から第7号まででございますが、今回この保険料の基礎となります基準額を定めておりまして、この基準額に基づきまして第1号から第7号までの所得階層ごとの年額の保険料を定めております。

第2条の保険料は、本則の基準保険料として4,900円ということを定めております。それで、附則のほう第4条で今回改正された施行令等の影響額等を考慮した実際の保険料を4,800円と定めているところでございます。

第2条の内容を説明いたしますと、第1号は基準額の0.5で年額2万9,400円でございます。月に直しますと、2,450円になります。第2号も同じく、基準額の0.5で年額2万9,400円、月額にしますと2,450円と同じでございます。第3号は基準額の0.75で、年額4万4,100円で、月額にしまして3,675円になります。第4号は基準額の1.0で、年額5万8,800円で、月額にしま

して4,900円になります。第5号は基準額の1.25で、年額7万3,500円で、月額にしまして2,125円になります。第6号は基準額の1.5で、年額8万8,200円、月額にしまして7,350円になります。

それから、第7号は第3期計画で所得金額が200万円以上の方を第4期計画で400万円以上の方とに区分し、新たに設けた段階でございまして、この段階は基準額の1.75で、年額10万2,900円と定めております。月額にしますと、8,575円になります。

第2項で、第1項の第1号から第7号までの保険料率を定めております。

第1号が4分の2、こちら0.5になります。第2号も4分の2で、率が0.5でございまして。第3号が4分の3で0.75、第4号が4分の4で1.0、第5号が4分の5で1.25、第6号が4分の6で1.5、第7号が4分の7で1.75でございまして。

第3項で、平成21年度から平成23年度までの各年度における施行令39条第1項第5号イの町が定める額は200万円とすると定めております。

第4項で、平成21年度から平成23年度までの各年度における施行令39条第1項第6号イの町が定める額は400万円と定めるものでございまして。

現行の第38条、これは保険料率の算定に関する基準でございまして。こちらを第39条特別の基準による保険料率の算定に改正したために、下のほうの条文の中のアンダーラインのとおり改正するものでございまして。

第4条第3項の現行のアンダーライン部分の施行令「第38条第1項第1号イ」を改正案施行令「第39条第1項第1号イ」に改正するものでございまして。その下の現行の「又は第5号ロ」を改正案のアンダーラインの部分「、第5号ロ又は第6号ロ」に改正するものでございまして。

次のページをお願いいたします。

現行のアンダーライン「第38条第1項第1号から第5号まで」を改正案「第39条第1項第1号から第6号まで」に改正するものでございまして。

前のページに戻っていただきたいと思っております。

2枚目でございますけれども、附則の第1条で施行期日を平成21年4月1日から施行するというところでございまして。

それから、第2条で適用区分を定めております。この条例による改正後の菊陽町介護保険条例第2条の規定及び次条及び附則第4条の規定は、平成21年度以降の年度分の介護保険料について適用し、平成20年度分までの介護保険料については、なお従前の例によるということでございまして。

それから、第3条で平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例を定めております。

介護保険施行令附則第11条第1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第2条の規定にかかわらず、4万8,960円とするものでございまして。これは保険料負担段階4段階で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額が80万円



以下の方について保険料率を軽減することでございます。第4段階は先ほど申しましたけども、1.0でございますけども、こちらを軽減いたしまして0.85とするものでございます。

第4条で、平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、新条例第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額としております。

第4条の内容でございますけども、基準額は一応4,800円でございます。

第1号は新条例第2条第1項第1号に掲げる者、年額2万8,800円、月額にします2,400円。第2号は年額2万8,800円、月額2,400円でございます。第3号が新条例第2条第1項第3号に掲げる者ということで、年額4万3,200円、月額3,600円でございます。それから、第4号は年額5万7,600円、月4,800円、第5号が年額7万2,000円で月6,000円、第6号が年額8万6,400円、月額7,200円です。第7号が年額10万800円で、月額8,400円と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第14号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対をするものです。

今回は保険料の値上げが提案をされています。菊陽町では、基準保険料4,300円が4,800円になります。私はこの介護保険制度が2000年に制度が開始されて10年になりますけれども、非常にこの制度はそもそも問題があるということで、この間も議会の中で何回となく討論を行ってきました。皆さんもうご存じのように、現在の介護保険は利用がふえたり、今介護労働非常に厳しい、条件も大変だということですが、労働条件を改善すれば直ちに低所得者まで含めた保険料、利用料が連動して値上げをされるという根本的な仕組みがあり、それがこの制度の矛盾、最初から出発したときに矛盾を抱えています。

今、課長さんの説明では、例えば一番最後のページの附則の中で、今回第4段階軽減をするという、0.85に保険料率を軽減するということですが、この軽減を見ましても、公的年金収入プラスいろんな所得があった場合の合計が年間80万円の方が4万8,960円払わないといけないということになると思いますが、収入が非常に少ない方にとって値上げ幅が非常にやっぱり重い負担になるというふうに、私は考えています。また、高い保険料、利用料を負担でき

ずに、制度を利用できない低所得者も少なくありません。所得の少ない高齢者は原則として介護保険料、利用料を免除して、お金の心配をせずに介護が受けられる仕組みを緊急につくらないと、本当に介護の現場そのものが非常に危機的になるというふうに懸念をします。だれもが安心して利用でき、安心して働ける介護制度の見直しを求めて反対討論とします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第15号 菊陽町自転車等駐輪場条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第5、議案第15号菊陽町自転車等駐輪場条例の制定についてを議題といたします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（平野誠也君） それでは、議案第15号菊陽町自転車等駐輪場条例の制定についてご説明を申し上げます。

本町の駐輪場の駐車秩序の保全及び町の美観の維持並びに駐輪場の駐車の利便性を図るために、本条例を制定するものでございます。

ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1条で趣旨を述べております。根拠法令としましては、地方自治法第244条の2の規定によるものでございますけれども、これは公の施設の管理及び廃止に関する規定でございます。これに基づきまして本条例を定め、必要な事項を定めるものでございます。

第2条で設置でございますけれども、町内の鉄道駅周辺等における自転車等の駐車秩序を確立するということを目的とし、また町の美観を維持するということで、これを設置するものでございます。

次に、第3条ですけれども、名称及び位置でございますけれども、下記の表のとおり現在6カ所の駐輪場がございます。

次に、第4条でございますけれども、駐車できる自転車等ということで、その自転車等とはどのようなものかということで、これはもう道路交通法に基づく原動機つき自転車及び自転車ということになります。

第5条で供用の形態でございます。駐輪場につきましては、広く一般に供するというところで、一応無料とするということでございます。

第6条で利用の制限ということで、以下3号掲げておるとおりです。

第7条で利用者の遵守事項ということで、5号までを規定しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第8条で損害賠償ということで、駐輪場の施設等を破損したときには、その損害を賠償しなければならないという規定でございます。

第9条で駐輪場内における損害の責任ということで、天災、火災、盗難等によって第三者がこうむった損害に対してはその責めを負わないとするものでございます。

第10条で放置された自転車等の処理ということで、長期に放置された自転車等については、それを処理ができるという規定で、第2項におきまして菊陽町放置自転車等の措置に関する条例の規定によるということですが、これは議案第16号のほうでまたご説明を差し上げたいと思います。

第11条は管理規定で、駐輪場の管理は町長が行うということです。

第12条は委任でございます。

附則としまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 6カ所の駐輪場があるようですが、この土地の所有者はどこなのか。それと、もし町以外であれば、そこの契約、賃貸料は幾らなのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） 今のご質問でございますけれども、すべて町所有ではございません。

ご指摘のように、光の森駅第3駐輪場、これにつきましては借地をしております。それと三里木駅南駐輪場、これもJRのほうに借地しているものでございますが、金額ですけれども今具体的に細かい数字覚えてませんので、ちょっと時間いただけますか。

（11番吉本 堅君「はい」の声あり）

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

（11番吉本 堅君「あとは町ということですね。今の2カ所だけがJRさん」の声あり）

（建設課長平野誠也君「はい」の声あり）

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第16号 菊陽町放置自転車等の措置に関する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第16号菊陽町放置自転車等の措置に関する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（平野誠也君） それでは、議案第16号菊陽町放置自転車等の措置に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本町における駅前広場等の放置自転車対策を円滑に行うことができるようにするために、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づきまして本条例を制定するものでございます。

ページをお開きいただきたいと思います。

第1条で趣旨ということで、根拠法令につきましては先ほども申しましたように、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の規定によるものでございまして、その根拠法に基づいてこの条例を制定するものでございます。

第2条で定義でございます。この条例における用語の定義につきましては、まず1号で自転車等とはということで、これは道路交通法に基づく原動機つき自転車あるいは自転車をいうものでございます。それと、第2号で自転車等駐輪場というのは、一定の区画に限って設置される自転車等の駐車のための施設ということでございます。

第3号で放置自転車等ということですが、自転車等駐輪場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをというふうに規定しております。

第4号で公共の場所ということで、道路、公園、駅前広場、その他の公共の用に供する場所等から自転車と駐輪場以外の場所をいうというふうに規定しております。

第3条で放置自転車等の処理ということでございますが、第1項の中で公共の場所の良好な環境が確保されず、その機能の低下をもたらすことが予想される場合は、規則で定める警告を行うことができます。

第2項で警告にもかかわらず、規則で定める期間を経過しても、なお自転車等を移動しないときは、自転車等を撤去し、保管するものとする。

第3項で自転車等を保管したときは、その旨を公示しなければならないということですね。それから、この場合においては当該自転車等を利用者へ返還するために、必要な措置を講じなければならない。

第4項で前項の規定による公示の日から起算して規則で定める期間を経過してもなお自転車等を返還することができないときは、当該自転車等を売却または廃棄することができるという規定です。

第4条で費用の徴収ということでございますが、前条の規定によりまして自転車等を撤去、保管したときは、当該自転車等の撤去及び保管に要した費用を当該自転車等の利用者から徴収することができるという規定でございます。

第2項におきまして、その徴収する費用の額は規則で定めるということです。

第5条で委任でございます。

附則としまして、この条例につきましては平成21年4月1日から施行するものとしております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第16号ですけれども、現在の放置状況の実態はどのようにとらえられておられるのか、お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） 相当の数がございまして、今まで自転車につきましては防犯登録等がされている場合につきましては、警察等への照会をかけたところではございますけれども、なかなかその登録されていない自転車等についての把握が困難でありまして、現在でも相当の数が放置されている状況でございます。今まではそういう形で運用はしてきましたけれども、条例の制定がなかったものですから、これからは円滑な運用ができるものと考えているところでございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 議案第16号についてですが、私の記憶では放置された自転車といえども勝手に移動したりした場合には、何か専有離脱物横領とかなんとかというそういう罪名が成立したような気がするんですが、これを見ますと町で大体処分できるような感じではありますが、警察との関連はないのでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） 今、甲斐議員がおっしゃいましたように、幾ら見ただけでは放置さ

れているという物件でありまして、今お話しのとおりこれはもう刑法の中で専有離脱物横領罪もしくは窃盗罪と、勝手に持っていきますとですね、そういうのが適用されるということですが、根拠法令でちゃんとこれうたってございまして、この手続をとっていけばそれには当たらないということになります。

(4番甲斐榮治君「それは町がなさるといことですか」の声あり)

これは根拠法令で条例で定めればそういう措置ができるということで、今回条例の制定に至ったわけでございます。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番(北山正樹君) この条例の中の第3条の第2項と第4項にありますが、その規則で定める期間、それと4項のほうで公示の日から起算して規則で定める期間、おのおのどのぐらいの期間を考えておられるのか。

○議長(吉村豊明君) 建設課長。

○建設課長(平野誠也君) まず、警告を行うわけですけども、一応7日間をまず警告の期間ということで、規則では定めようとしているところでございます。その後、公示を行います、これも14日間を公示期間と定めております。第4項の公示の日から起算して規則で定める期間でございますけども、これは3カ月でございます。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番(北山正樹君) これは先ほどの議案第15号と関係しますが、美観とか、それから放置された自転車であるということを確認するためには、管理というものが非常に大事になってきますが、この条例を制定することによって具体的に町の負担としてはどのぐらいを予定しているのか。その金額を教えてください。

○議長(吉村豊明君) 建設課長。

○建設課長(平野誠也君) 確かにご指摘のように、この条例の制定に基づきますと当然ちゃんとした保管をしなければならないことになります。そうした場合に、当然どっかに保管しなければいけないんですが、現時点ではそういう施設がないので、現在検討しているところでございます。それと、放置されているかどうかという判断というのは、これはもう実際に言って非常に難しいところがございます。先ほど申しましたように、防犯登録等をされておれば照会ができるんですが、それがなされていない自転車等については確認のしようがございません。ですから、本来であればだれか人がついて1週間なり確認して、あ、これは放置されてるんだなという確認をせざるを得ないのかなというところではおりますけれども、それも実際やる場合に非常に難しいなというふうに考えております。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

梅田清明君。

○15番(梅田清明君) 定義の中の第2条の3項で、自転車等駐輪場以外の場所に置かれている自転車等であってとなっておりはありますが、駐輪場に長く放置されている自転車なんかもたくさん見られるわけですね。そういった場合はどういうふうに対応されますか。

○議長(吉村豊明君) 建設課長。

○建設課長(平野誠也君) これについても同様な形でやっていきたいというふうに考えております。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長(吉村豊明君) 全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第17号 菊陽町都市公園条例及び菊陽町美しい町づくり条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(吉村豊明君) 日程第7、議案第17号菊陽町都市公園条例及び菊陽町美しい町づくり条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長(平野誠也君) それでは、議案第17号に移りますが、まず表題の部分の訂正をお願いしたいと思います。

菊陽町都市公園条例及び菊陽町美しい町づくりのこの「町」は平仮名で書いておりますけど、これ漢字の「町」でございますので、訂正方お願いしたいと思います。

この一部改正をする条例でございますが、都市公園内の放置物件の処理を公園管理者が円滑に行うことができるようにするため、それとあわせて類似条例間の統一を図るために、本条例を改正するものでございます。

参考資料をごらんをいただきたいと思っております。

まず、第2条でございますけども、アンダーラインの部分が今回改正しようとするところなのですが、これは読点を削除して、「その他これらに類する行為」という表現をしております。

それと、第3号で「興業」というのがありますが、これは明らかに違う表現でございまして、改正案の「興行」に変えるものでございます。

次に、第4条でございしますが、法「第5条第2項」とあるのを「第5条第1項」に改めるものでございます。

次に、第5条でございしますが、ここに新たに有料公園施設という位置づけをしております。

第5条の2ということで、「有料公園施設は、別表4の有料公園施設の欄に掲げるとおりとする。」ということでございます。

それと、第2項で「有料公園施設を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。」ということです。

次に、第3項で「町長は、有料公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。」という規定にしております。

次に、第9条ですが、これも法「第5条第2項」とあるのを「第5条第1項」に改めるものでございます。

次に、第9条中に新たに第4項を加えまして、「第5条の2の許可を受けた者は、別表第4に掲げる使用料を納付しなければならない。」と規定しております。

第10条は、「次の各号の一」という表現を統一するために、「次の各号のいずれか」というふうに表現を変えております。

同じく、第2項で「次の各号の一」も「次の各号のいずれか」に表現を変えたところでございます。

次に、これは新たに追加したものでございますが、第2章の2ということで「工作物等の保管の手続等」ということで規定を設けました。

第10条の2ということで、「工作物等を保管した場合の公示事項」ということで、これは法に基づきまして条例で定めるものでございまして、1号から4号までの規定をしております。

次に、第10条の3で「工作物等を保管した場合の公示の方法」ということで、これも法に基づいて規定するものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

次は、第10条の4ということで、「工作物等の価格の評価の方法」ということで、これも法に基づきまして規定をするものでございます。

次に、第11条届出でございしますが、これも先ほど申しましたように「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改めるものでございます。

それから、第1号で法「第5条第2項」の部分を「第5条第1項」に改めるものでございます。

次に、3号の次に第4号を設けまして、法の規定によって必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた公示を完了したときという項目を1項設けました。それに伴いまして、現行の第4号が第5号に改正し、法の条文を法「第11条第1項」から法「第27条第1項」に改めるものでござ



います。

以下、5項、6項については1つずつ繰り下がりがりまして、第6項、第7項とするものでございます。

次に、第12条で使用料の徴収ということで、先ほど有料公園施設の規定を設けましたので、第2条第1項で各号に掲げる行為の次に、「又は有料公園施設の利用（「以下都市公園の使用」という）。」規定をつけ加えました。

次に、第13条ですけれども、これも「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改めるものでございます。

次に、第16条の中で「公園予定地」というのを「公園予定区域」に改めます。そして、16条の「第23条第3項」というのを法「第33条第4項」に改め、「公園予定地」を「公園予定区域」に改めるものでございます。

次に第19条、「次の各号の一」が「次の各号のいずれか」、それと「1万円」を「5万円」というふうに改めるものでございます。

それと、第21条で両罰規定というのがありますが、これは削除します。

次に、別表でございすけれども、別表第3につきまして先ほど有料公園施設等の規定を設けました関係で、改正案のとおりにするものでございますが、現行の表でいきますとちょっと不都合がございましたので、明確にわかりやすいように改正をするものでございます。

次に、先ほど申しました新たに有料公園施設ということで別表第4、杉並木公園のスポーツ広場の規定をわかりやすく明確に定めるものでございます。

次に、あわせまして菊陽町美しい町づくり条例の改正についてご説明を申し上げたいと思います。

第15条で廃棄物の認定ということでございますが、現行でいきますと「廃棄物と認定して、処分等を行うことができる」という表現になっておりますけれども、処分行為につきましては第16条の規定がありますので、その処分等を行うことを削除しまして、「廃棄物として認定することができる」という表現に変えております。

次に、第16条で廃棄物の処分等でございますが、現行では「公示期間が終了した日の翌日から起算して、60日」とありますけれども、これも条例間の統一あるいは法的な根拠等に基づきまして、「公示の日から起算して3箇月」に改めるものでございます。

第19条で適用除外の項目を設けまして、「放置された自転車等の撤去、処分等について法律又は他の条例に別段の定めがある場合には、第11条から第18条までの規定は適用せず、当該法律又は他の条例の定めるところによる。」という項目を設けました。

これによりまして、現行第19条が1つ繰り下がりがりまして、第20条に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第18号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第8、議案第18号菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題といたします。

環境生活課長、内容の説明を求めます。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 議案第18号菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

この条例の改正は、特定家庭用機器再商品化の法律の施行令の一部を改正する政令が本年4月から施行されます。改正内容といたしましては、特定家庭用機器、これはリサイクル義務を負うものですが、特定家庭用機器に液晶式テレビジョン受信機、プラズマ式テレビジョン受信機、衣類乾燥機の3品目が追加されることにより、改正するものであります。あわせて、収集運搬手数料の品目区分を家電リサイクル料金の区分と同一の区分に変更して、わかりやすくするもの等であります。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表で説明いたしますので、最後から1枚前からになりますけれども、お聞きいただきたいと思います。

まず、用語の定義でございますけれども、第2条の用語の定義、第2項第5号でテレビジョン受信機の次に、下線部分になりますけれども、「のうちブラウン管式のもの、液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く）及びプラズマ式のもの」、それと電気洗濯機の次に下線部分です、「及び衣類乾燥機」を追加するものであります。

次に、手数料の部分になりますけれども、第22条1項第2号の現行の下線部分、「不燃ごみ」を改正案第2号の「不燃・埋立ごみ」に改正し、あわせて別表第2ですけれども、別

表第2の指定袋の欄ですけれども、この区分欄の「不燃ごみ」もあわせて「不燃・埋立ごみ」に変更するものであります。

次のページをお開きいただきます。

別表第3になりますけれども、別表第3が粗大ごみ1個当たりの金額になります。粗大ごみ1個当たりの金額の品目欄に「ホームランドリー」、「1,000円」とございますけれども、「ホームランドリー」が特定家庭用機器に変更になりますので、粗大ごみから削除いたしまして、「ホームランドリー」、それと「1,000円」の欄を削除いたします。

次に、別表第4ですけれども、別表第4が特定家庭用機器廃棄物1個当たりの金額になります。現行欄のテレビジョン受信機の下の下線部分ですけれども、ブラウン管式のものだけに限ってございましたけれども、これにつきまして改正案の「テレビジョン受信機」というような形にいたしております。それと、品目欄になりますけれども、家電リサイクル法の料金区分と同一にするために、「25インチ未満」、「25インチ以上」の部分を「15型以下」、それと「16型以上」に変更するものであります。その下の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の欄になりますけれども、これも家電リサイクル法に合わせまして、「250リットル未満」、「250リットル以上」を改正案の「170リットル以下」及び「171リットル以上」に変更するものであります。

その下の欄ですけれども、電気洗濯機の欄に「及び衣類型乾燥機」をつけ加えて変更するものであります。

それと、2ページ目のほうに戻っていただいてよろしいでしょうか。

附則で、施行日といたしまして平成21年4月1日から施行する旨、それと第2で経過措置といたしまして、現に収集の申し込みを受け付けているもの、施行日が4月1日になりますので3月中に受け付け、4月以降に処分、収集運搬するものが発生してまいりますので、そういったものにつきましては従前の例によるというふうにいたしております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第19号 菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第9、議案第19号菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を  
改正する条例の制定についてを議題といたします。

生涯学習課長、内容の説明を求めます。

○生涯学習課長（荒木一雄君） 議案第19号菊陽町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、学校施設を開放する種類及び時間を拡大し、町民のスポーツ・レ  
クリエーション及び文化・学習活動を推進するため条例を改正する必要がありますので、議会  
の議決を求めるものであります。

参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

ここの下線の部分を改めるものであります。

まず、第1条の見出しの「目的」を「趣旨」に改め、同条中の「学校施設」を「菊陽町立小  
中学校施設（以下「学校施設」という。）」に改めます。「必要な定めをすることを目的とす  
る。」を「必要な事項を定めるものとする。」に改めます。

次に、第2条の見出しの「定義」を「開放する学校施設」に改め、同条の「この条例におい  
て「学校施設」とは、町立小中学校の施設であって、別表第1に掲げるものをいう。」を「開  
放する学校施設は、別表施設名の欄に掲げる施設とする。」に改めます。

次に、第5条の見出しの「開放の種類」を「学校施設の使用及び開放の種類」に改め、同条  
の「学校施設の開放は、次のとおりとする。」を「学校施設の開放は団体使用によるものと  
し、その種類は、次に定めるとおりとする。」に改めます。

第1号の「スポーツ開放、団体が行うスポーツ、レクリエーションの使用に供する場合」を  
「スポーツの場開放、町民のスポーツ・レクリエーション活動の場としての学校施設の開放」  
に改めます。

2号の「研修による開放、社会教育団体及び機関が学習活動を目的として利用する場合」を  
「文化・学習活動の場開放、町民の文化・学習活動の場として学校施設の開放」に改めます。

次に、2項を加えます。「前項に定めるもののほか、公職選挙法の規定により個人演説会等  
を開催する場合に限り、学校施設を開放することができる。」を加えます。

次に、第6条の第3項の「スポーツの開放は、原則としては町内に居住する者が10人以上の  
団体を構成し、かつ、当該団体に責任者として成年者が含まれる場合に限り許可するものとす  
る。」を「開放する学校施設を使用できる団体は、スポーツ・レクリエーション活動を行う団  
体、文化・学習活動を行う団体その他教育委員会が特に認める団体で、かつ、20歳以上の者が  
代表者を務め菊陽町内に住所を有する者が5人以上の構成員からなる団体とする。」に改めま

す。

右のページの同条第4項を削除いたします。

第7条第3項に、「ただし、校庭については、午前6時から開放することができる。」を加えます。

第8条第1項中の「別表第1」を「別表」に改めます。

次のページをお願いいたします。

別表第1を別表に、「1 体育活動を目的として使用する場合」を「1 スポーツの場開放」に改めます。「団体使用の場合」を削除いたします。

それから、改正案の表中の時間のところでございますけど、「6時～8時30分」を加え、施設名の校庭に「310円」を加えます。

次のページをお願いいたします。

2の「体育活動以外を目的として使用する場合」を「文化・学習活動の場開放」に改めます。

3の「町外者の使用料は、3倍額料金とする。」を3の「個人演説会等による使用料は、1スポーツの場開放の規定を準用する。ただし、町外者の使用料は、3倍額料金とする。」に改めます。

附則としまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時5分

再開 午前11時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第20号 平成20年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第10、議案第20号平成20年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、議案第20号の菊陽町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

なお、今回の補正は年度末を迎えまして事業内容の決定により国庫支出金や町債などが確定したもの、収入額が確定しているもの、また歳出予算におきまして事業の進捗状況等により過不足が生じたものについて見直しを行ったもの、さらには今回は国の補正予算に伴います交付金や事業費などを計上したものでございます。

内容につきましては、増減額の主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ担当課長からお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、1ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,519万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億5,857万5,000円と定めるものでございます。

また、第2条で繰越明許費の補正を第2表で、第3条で債務負担行為の補正を第3表に、第4条で地方債の補正を第4表によると定めております。

2ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

1の町税3,700万円の減額は町民税の減額等によるもの、16の国庫支出金6億8,702万1,000円の増額は国庫補助金の増額等によるもの、さらに下の3ページをごらんいただき、20の繰入金1億7,200万円の減額は基金繰入金の減額等によるものでございます。

歳入合計といたしましては、補正として4億9,519万円を増額し、歳入総額を106億5,857万5,000円としております。

4ページをお開き願います。

歳出でございますが、これも款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

2の総務費5億7,399万6,000円の増額は総務管理費の増額等によるもの、3の民生費2,338万2,000円の減額は社会福祉費の減額等によるもの、4の衛生費2,870万円の減額は主に保健衛生費の減額によるもの、下の5ページをごらんいただき、10の教育費2,875万7,000円の減額は主に小学校費の減額によるもの、6ページをお開きいただき、予備費を2,381万6,000円増額しております。

歳出合計といたしましては、補正として4億9,519万円を増額し、歳出総額を106億5,857万

5,000円としております。

下の7ページをごらんいただき、第2表の繰越明許費補正でございます。

今年度内に完成が困難であることが予想され、年度内に支出が終わらない見込みがあります事業につきまして、その限度額を定めるものでございます。

1の追加事業として、款の2総務費、項の1総務管理費では、これは後期高齢者システムの改修関係の電子計算事業で624万8,000円、項の3戸籍住民基本台帳費では住居表示事業で556万5,000円、款の8土木費、項の2道路橋梁費では道路橋梁維持事業で1,900万円、北小学校原水駅線道路改良事業で1,390万円、原水駅線道路改良事業で3,300万円を計上しております。

8ページをお開き願います。

第3表の債務負担行為の補正でございます。

まず、1の追加といたしまして自立経営体育成資金利子助成については、平成21年度から40年度までの期間として債務負担行為の限度額を150万円と定めております。また、2の廃止として予定しておりました土地開発公社に対する債務保証は行わないため、当該事項を廃止するものでございます。

下の9ページをごらんいただき、第4表の地方債の補正でございます。

まず、1の追加として土地区画整理事業で国の2次補正に伴います起債の限度額を、この場合充当率100%でございますが、4,000万円と定めるものでございます。また、2の変更といたしまして、県営白水地区かんがい排水事業は250万円を減額し800万円に、県営上井手かんがい排水事業は250万円を減額し120万円に、小型動力ポンプ購入事業は50万円を減額し560万円に、防火水槽整備事業は460万円を減額し360万円に、菊陽北小学校耐震補強事業は1,520万円を減額し3,870万円にそれぞれ限度額を変更いたしまして、さらに（仮称）原水公園建設事業及び防災情報ネットワーク整備事業につきましては、最終的な起債可能額が少額となりますことから、地方債を起こさないこととするものでございます。したがって、地方債総額といたしましては、3,050万円を減額し、5億5,410万円としております。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法の変更はございません。

11ページ以降は、補正予算に関します説明書としております。

主なものの補正額についてご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1町税、項の1町民税、目の2法人は5,000万円を減額し、3億8,284万8,000円としております。

次に、項の2固定資産税で、目の1固定資産税は900万円を増額し、35億7,016万3,000円としております。

下の15ページをごらんいただき、款の14分担金及び負担金、項の2負担金で、目の1民生費負担金は1,093万3,000円を増額していますが、節区分の1児童福祉負担金の増額が主なもので

ございます。

16ページをお開き願います。

款の16国庫支出金、項の1国庫負担金で、目の1民生費国庫負担金は1,472万8,000円を減額していますが、節区分の7社会福祉費負担金の減額が主なものでございます。

下の17ページをごらんいただき、項の2国庫補助金で、目の1総務費国庫補助金は6億1,584万1,000円を増額していますが、節区分の2地域活性化・生活対策臨時交付金5,963万5,000円は、国の補正予算による交付限度額でございまして、今回新規の歳出予算は計上しておりませず、既設の道路、保育所、中学校、土地改良、体育施設、清掃関係の歳出に充当しております。

また、節区分の3定額給付金事業費補助金も国の補正予算によるもので、事業費及び事務費に対する補助金5億5,620万6,000円を計上しております。

次に、目の2民生費国庫補助金は2,016万7,000円を増額しておりますが、節区分の7子育て応援特別手当給付事業交付金2,069万6,000円も国の補正予算によるもので、説明欄の交付金を計上しております。

さらに、目の6土木費国庫補助金は4,407万1,000円を増額しておりますが、節区分の2地区画整理事業費補助金も、国の補正予算による説明欄の補助金4,000万円を計上しております。

18ページをお開き願います。

目の7教育費国庫補助金は2,166万3,000円を増額しておりますが、節区分の1小学校費補助金で、説明欄の補助金は菊陽北小学校の建設費関係で増額しております。

22ページをお開きの上、下の23ページをごらん願います。

款の20繰入金、項の1特別会計繰入金で、目の1特別会計繰入金は1,257万円を計上しておりますが、節区分の1特別会計繰入金で本年3月31日をもって廃止します住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金、それと繰越金等の一部を精算いたします老人保健特別会計からの繰入金を計上しております。

次に、項の2基金繰入金につきましては、財源充当を必要としなくなったものも含め、財源の許す範囲内において減額しております。

目の1財政調整基金繰入金は3,000万円を減額し2億6,000万円に、目の3人材育成基金は57万円を減額し1,008万円に、目の4公共施設整備基金繰入金は5,000万円を減額し0円に、目の5減債基金繰入金は1億円を減額し0円に、目の6ふるさと創生事業基金繰入金は400万円を減額し0円としており、基金繰入金の総額を2億7,358万円としております。

なお、参考まで第2号補正予算、9月定例会の第2号補正でございますけども、におきまして繰入金でございませませんが、財政調整基金2億7,300万円を前年度からの繰越分の2分の1をもって積み立てているところでございます。

24ページをお開きの上、下の25ページをごらん願います。



款の23町債につきましては、先ほど地方債の補正で説明した内容でございます。

26ページをお開き願います。

下の27ページからは歳出でございますが、28ページをお開きの上、下の29ページをごらんいただき、款の2総務費、項の1総務管理費で、目の8財政調整基金等費は4,875万円を増額しておりますが、節区分の25積立金は主に基金の利子額の調整を行っております、下から2番目の学校建設基金積立金につきましては、利子以外で将来に備えて5,000万円を積み立てることとしております。

30ページをお開きの上、下の31ページをごらん願います。

目の19定額給付金事業費は、国庫補助金と同額の事務費及び事業費を計上しております。

定額給付金の額は32ページをお開きいただき、節区分の19負担金補助及び交付金で増額を定めており、内訳といたしましては18歳以下が1人2万円の7,725人、19歳から64歳までが1人1万2,000円で22,139人、65歳以上が1人2万円の5,601人、予備として100人分を計上しております、対象人数の合計といたしましては3万5,565人を想定しております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、現時点での予定でございますけれども、3月中旬をめぐり今回の補正を議決いただいた後に、電算システムの構築あるいは準備を進めていき、3月下旬に申請書を発送し、4月上旬からの申請受け付けを行い、支払いの準備や交付決定を経まして、5月上旬をめぐり給付金の交付を予定していきたいというふうに考えております。そのため、予算執行のめどが立ちました時点におきまして、繰越明許費を計上していきたいというふうに考えているところでございます。

34ページをお開きの上、下の35ページをごらん願います。

款の3民生費、項の1社会福祉費で、目の3障害者福祉費は3,961万9,000円を減額しておりますが、節区分の20扶助費の減額が主なものでございます。

38ページをお開き願います。

項の2児童福祉費で、目の8子育て応援特別手当給付事業費は、これも国の補正予算に伴うもので、事務費及び事業費を計上しておりますが、子育て応援特別手当の見込み額は節区分の19負担金補助及び交付金で計上しておりますが、1人3万6,000円の540人ということで見込んで予算は計上しております、1,944万円としているものでございます。

下の39ページをごらんいただき、款の4衛生費、項の1保健衛生費で、目の4老人保健費は2,037万2,000円の減額としておりますが、節区分の28繰出金で老人保健特別会計繰出金の全額を減額しております。

42ページをお開きの上、下の43ページをごらん願います。

款の6農林水産業費、項の1農業費で、目の9農地流動化推進事業費の節区分19負担金補助及び交付金の説明欄の記載内容が誤ったものとなっており、昨日お渡ししました名称に訂正をお願いしたいと思います。正しい名称は、耕作放棄地解消緊急対策補助金でございます。よろしく申し上げます。

46ページをお開き願います。

款の8土木費、項の2道路橋梁費で、目の3道路新設改良費の節区分の13委託料で、これも申しわけありませんが、訂正でございますが、工事委託料としておりますものにつきましては、正しくは調査委託料でございますので、まことに申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。調査委託料でございます。

次に、下の47ページをごらんいただきまして、項の3都市計画費で、目の2土地区画整理費は7,895万円を増額しておりますが、国庫補助金及び地方債を合わせて100%の充当で、節区分の15工事請負費7,900万円に事務費100万円を加えた8,000万円の事業費等を計上しているものでございます。

48ページをお開き願います。

項の3公共下水道費は7,482万8,000円を減額しておりますが、下水道特別会計への繰出金を減額し、3億9,000万円とするものでございます。

50ページをお開きの上、下の51ページをごらん願います。

款の10教育費、項の2小学校費で、目の5学校建設費は2,946万円を減額しておりますが、節区分の15工事請負費は菊陽北小学校の耐震補強工事費を減額するものでございます。

最後になりましたが、56ページをお開き願います。

款の14予備費を2,381万6,000円増額しておりますが、歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第20号について質問をします。

今回の補正で一番大きいのは、ページ2ページの国庫支出金で定額給付に関するもの、また子育て応援に関するものがやはり一番大きいのかなというふうに思っていますが、一つ質問はページ32ページ、定額給付金の支払いがあるわけですがけれども、これをもしも要らないということでした場合に、お金はどういうふうに扱いをされるのかが1点お尋ねします。

それから、ページ38ページ、この子育て応援特別手当給付事業費とありまして、19に補助金で子育て応援特別手当で今1人3万6,000円で540人ということでありましたけれども、この対象について年齢等をお願いします。

それから、ページ23ページ、繰入金で款の20の繰入金の中に特別会計繰入金で、住宅新築資金等貸付事業特別会計がもう廃止になるということで、繰り入れが396万6,000円ありますが、この以前から指摘していました滞納とかについてはどういう取り扱いになるのか、この3点についてお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 定額給付金の対策費が出ておりますので、対策室長としてお答えいたします。

あくまでも、定額給付金は申請主義になっておりますので、役場のほうから申請書をお送りいたしますので、その内容をごらんいただいて、受け取らないというような意思表示をしていただければ、こちらからはその方にはお支払いはしないというような形になります。国のほうにお返しする形になると考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（眞鍋清也君） ページ38ページの目の8子育て応援特別手当給付事業費の対象年齢という質問でございますけども、対象となるお子さんは3歳以上18歳以下、生年月日を申しますと平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれの児童が2人以上いる世帯のうち、第2子以降の就学前3学年、これは平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの児童を対象といたします。基準日が21年2月1日になりますので、この基準日に菊陽町のほうに住民登録している方、あるいは菊陽町に外国人登録している方のどちらかに該当する児童が対象となります。ですから、18歳以下が2人以上いるのがまず原則ですね。その2人以上の子どもさんが14年4月2日から17年4月1日の間に生まれてなければ、対象にならないということになります。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（渡邊幸伸君） 先ほどの小林議員さんの今後の滞納分がどこに入るのかというご質問だったと思います。

今後におきましては、一般会計の雑入というところで受け入れる予定でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

梅田清明君。

○15番（梅田清明君） お尋ねします。

定額給付金等が菊陽町においては5月ぐらいに支給するということがあったんですけども、テレビでは昨日からもう支給しているのに、何でそんなにおくれるのか。これが1点ですね。

それと、ほかに2次補正でいっぱい政府が組んでおりますし、プレミアムつき商品券等ではできないものかと。これも全部プレミアムも国が面倒見るので、町が負担するわけじゃないわけですね。そこで、いろんな課があつて対応、責任が不明確で、いわゆるプロジェクトチームをつくらんと、この定額給付金にしても対応ができないんじゃないかと私は思って、あちこち回ったんですけども、結局は何もできない、残念でたまりませんが、その点と、22ページのふるさと寄附金がたった2万9,000円しかないわけですね。この今世間で言われてる70%以上はその定額給付金がばらまきだといろいろ批判があります。そういった方で、どうぞ菊陽町の寄

附金に寄附してくださいと、要らない人は寄附してくださいと、そういう働きかけをやって、できるだけそういう寄附金を集めているいろんな施策にさせていただきたいと思えますけど、この辺にもどういう考えでたった2万9,000円なのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亜君） 最初の質問は、なぜそんなふうに遅いかというようなことですが、今日の補正の議決を受けまして正式には取りかかるということですので、まずは封筒を印刷をしないとかんとか、あと電算のプログラムの開発をせないとかんとか、そういう事務的な正式な仕事が今からというようなことですが、そして、そういう申請書を住所地にお届けしていくわけですが、そのあたりの配達等の郵便局との打ち合わせ、それからどうやって袋に入れようとか、それからあと金融機関との打ち合わせ、そういったもろもろのことを並行的に進めながら、できるだけ急ぎますが、お客様のほうには4月上旬あたりに申請書が届くようにいたしまして、それから申し込んでもらおうと。その申し込んでもらったのを役場のほうで受け付けまして、本人さんかどうか、そういったのもいろいろ確認をいたしまして、正式な書類ができ上がったのを今度は口座の入力をコンピューターにしないとだめです。その入力作業をやって、最初は4月ごろに、最初のほうにお届けのあった登録をした方々を優先にして、やっと4月下旬か5月上旬に金融機関のほうから払えと。そういう流れの中でありますので、菊陽町は先ほど財政課長が言いましたように、人数が3万5,000人、世帯数でいけば約1万4,000世帯ございます。そちらのほうに送る手続が事前としてかかって、申請者が今度は申請した後の口座あたりを入力する事務が要るということで、ご理解をいただきたいと思えます。

町独自のプレミアムについてはご指摘のとおり、まずは本体の定額給付金のほうにどうするかでちょっと対応が追われまして、それぞれには課のほうでは検討したところでございますが、総合調整という形では今回やっておりません。

ふるさと寄附金については今ご案内のとおり2万9,000円程度でございまして、これについての定額給付金をこのふるさと寄附金のほうにというようなことですが、その趣旨に沿ったPRを進めていきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） プレミアム商品券っていうかそういったもの、これはやはりプロジェクトチームをつくって、いろんなこと、商工会とかいろいろ打ち合わせなければならない。ただし、その印刷代から何から全部国が面倒見るっていうのに、なぜしなかったのかなって私思うわけですね。これは町長にお伺いします。町の姿勢として、そういった町内業者が少しでも明るくなるように、町負担が少しでもあればなんだけれども、全部国が面倒見るというのに働こうとしない、そういったことは私残念でたまらんわけですね。その辺どういうふうに解釈されますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけども、さっき補正の説明の中で5,900万円ほど町にありました分については、既に既設の事業のほうに充当したということで、各課のほうにもいろいろ問い合わせはしたんですけども、もう緊急の場合でそこまで対応ができない分がありましたし、また既に町のほうで単独のかなり事業をやっておるところで、そちらのほうに充当できるということでありましたので、そちらに充当したところであります。

それと、プレミアムということでありますけども、この件につきましてはこの制度、これがされるというようなことがあって、商工会のほうには一応そういった取り組みができないかという打診はしたところでありますけども、商工会のほうから積極的な答えがまだ返ってきてないということで、今回の中では本町の場合は取り入れておらないような状況であります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 定額給付金についてちょっと質問いたします。

菊陽町では1世帯に2世代、3世代、多いところで4世代と住まわれてる方がおりますが、振り込み先の口座ですね、これは何口座まで振り込みが可能なんですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 国からの事務要項によりますと、一応今回は原則的に世帯主さんが申請者の代表ということでございますので、そういった観点からすると、1世帯1口座というふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 2口座、3口座ということはできないわけですね。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） すみませんけど、考えておりません。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 今のにちょっと関連するんですけども、世の中にあっては離婚とか別居されている方もいらっしゃると思います。その方についての対応はどうされるのか。一応方向だけ教えてください。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） そういう件については、デリケートなことでございますので、個別に対応したいと思ひまして、なるべく法の趣旨に沿った形でお渡ししたいと考えてます。いずれにしても、1万4,000世帯を先に処理するというと同時に、漏れなくやりたいというのは並行的にやりますが、そういう個別の特別な事情の方々についてはちょっとお時間をかけながら、全体的にはおくれぎみな形なるべく全員の方に交付したいと考えております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） ちょっと細かいことを聞くんですが、窓口に来て相談していただければいいということで、そうでよろしんですね。はい、わかりました。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

鍋島有志男君。

○16番（鍋島有志男君） 既に北海道のほうでは、もう給付しておられるところが出ておるようではありますが、と同時に振り込め詐欺の勧誘もニュースなどで言うておりますので、本町としてもぜひそういう目に遭わないようなPRも同時にしていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） これにつきましては、大津警察署とも今連携をとりながら防止対策を随時打ち合わせながら、既に広報の2月号におきましてはその旨のPRをしたところでございますが、重ねながらそういう被害に遭われないように注意を喚起していきたいと考えております。それで、郵便局のATMあたりから支払うことはないというようなことが今回のポイントになっておまして、それから口座払いというのが基本的になっておりますので、それ以外の何か払うというような誘いがあった場合は、それは怪しいというふうにご理解いただくよう、職員も含めましてPRをしていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 質疑の前に、提案される議案ですから、議会の始まってから修正ということではなく、前もって修正ということで述べていただきたいと。でないと、なかなかわからないというふうなことで申し上げておきます。

前のページからいきますと、7ページです。

繰越明許費補正ということであります。一通り内容説明をお願いします。

それから、32ページ、今言われております定額給付金。町の手数料として、手間賃としてどのくらいの費用を見込んでおられるのか。

それから、ページ47ページ、款の8土木費、目の2の土地区画整理費ですか。節区分の15工事請負費、第2地区内工事ということで7,900万円が上げてありますが、今、年度末もいいところですが、もう新年度予算ということでも、今提案されております。これだけの金額をどうして今補正予算として上げられるのか。一応、とりあえずそれだけお願いします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） これは電子計算事業費、これは後期高齢者対応のプログラムの修正に係る費用でございます。70歳から74歳の医療費の自己負担は、法律では1割から2割に上がるところでしたが、1年間凍結ということで現状どおりの1割にするというようなことのプログラムを修正するための費用として、それが3月中に終わらないということでございます。

て、繰り越してそのプログラム修正を行うということをお願いするところでございます。

○議長（吉村豊明君） 町民課長。

○町民課長（高木一孝君） それでは、住居表示事業につきまして明許繰り越しのことでご説明申し上げます。

もう皆さんご存じのとおり、武蔵ヶ丘地区の住居表示につきましては、当初計画では昨年11月に町名案を告示し、12月に議会での議決をお願いしまして、本年3月の実施を予定しておりましたが、熊本市に同一町名が存在するため、消防や警察からの緊急通報の際の懸念があったため、告示を延期し、住民説明会を経て再度町名検討委員会で審議した結果、原案のとおり武蔵ヶ丘で決定したため、町名案の告示が2月となりまして、当初3月に予定していました住居表示整備業務委託事業実施に間に合わなくなりましたので、明許繰り越すことにいたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） 繰り越しに関しては、毎回おしかりをいただいているところでございますが、今回も件数にしまして4件ほどございます。

まず、道路橋梁維持事業でございますが、この件に関しましては2路線ございまして、1件は上水道管の移設が発生したということで、これによるおくれがございまして、年度内処理ができなかったということでございます。

それともう一件は、工事施工に当たって関係地権者からの要望等もございまして、それに日数を要したということで繰り越しとするものでございます。

次に、北小学校原水駅線道路改良事業につきましては、建物の移転箇所があって、ご協力をいただいて契約締結まではいったんですが、その後の移転先についていろいろ検討をされて、それに日数を要したということで、本年度完了が見込めなくなったということでございます。

それと、原水駅線道路改良事業でございますが、この事業につきましてはまちづくり交付金事業で施工しているところでございますけれども、全体の整備計画に変更が生じたということで、その協議に日数を要したということで繰り越しをお願いするものでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 定額給付金に係る事務費のお尋ねだったと思いますが、まずは17ページをお開きいただきたいと思ひます。17ページの定額給付金の事業費補助金の欄でございます。

住民の方々にお配りする交付金は5億3,418万8,000円、それからその下の欄の事務費が2,201万8,000円というようなことでございまして、次は31ページをお開きいただきたいと思ひます。

こちらのほうに職員手当からずっと支出の項目が14節、さらにもう一ページ開いていただきまして、事務機器の借り上げ料までがこれを交付するための事務費でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） それでは、47ページの節区分15の工事請負費7,900万円、これほどの金額がどうして今かということでございますけども、当初財政課長が申しましたように国の2次補正に伴う8,000万円の分でございます。2次補正の要望が10月中旬に国のほうからございまして、この内訳が2分の1が国庫補助、残りの2分の1はすべて100%地方債で充当できるということで、予算的に非常に有利、なおかつ下原堀川線の橋梁関係、都市計画道路の開通も急ぎたいということで、国のほうに要望しておりましたけども、国会が通過しましたのがつい先日ということで、実はこの補正予算が可決されましたならば、直ちに国のほうに補助金交付申請を行いまして、それから設計、詳細の設計はほとんどできておりますけども、発注準備ということで実質的な工事発注は6月定例会の議会案件になりはしないかなというふうに思っておりますけども、その繰り越しの手續につきましては、12月の定例会におきまして補償交渉等難航しておまして、年度内完成が見込めないおそれがあるものをお願いして承認いただいたところでございますけども、その後の交渉におきまして、この分は予算的に繰り越し承認いただきました金額以内ということで、今回の繰り越しのほうには計上いたしております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今7ページの繰越明許費の補正ということで、一番最後のところで原水駅線道路改良工事、全体の変更というふうなことはなかったかなと思うんですが、よければその辺のところ、そういうのこそ議会の全協とかということで、どういうふうな状況になつてということをおちょっと説明を願えればありがたいかなというふうに思ったところですが、町長その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの件につきましては、議会のほうで全体的に全協で説明が要するというのであれば、時間を割いていただければ説明はさせたいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第20号平成20年度菊陽町一般会計補正予算について賛成討論を行います。

今回の補正の一番大きな内容は、やはり何といたしましても定額給付事業費で5億5,620万



6,000円、実際支給されるのは5億3,418万8,000円となっています。私たち日本共産党は国会で補正予算案に反対し、定額給付金にも反対の立場で対応しました。この給付金につきましては、国民の8割近くが反対を表明していたように、政権与党の総選挙対策と批判され、消費税増税とセットで施策化が検討された経緯があります。私たちは今2兆円を使うのであれば、緊急雇用や社会保障などに有効に使うべきだと主張してきました。しかし、国会で予算等関連法案が成立しますと、国民一人一人に定額給付金を受け取る権利が生まれます。その権利を行使するかどうかは国民一人一人、菊陽町で言えば町民一人一人の意見にゆだねられるべきものです。ただ、今回非常に町の担当者の方は先ほど質問でも出ていましたように、2,000万円を超えるお金が事務作業などにも使われますし、非常に煩雑で大変ご苦労だなというふうに思っています。しかし、そういう支給の事務の仕事も妨げないという立場から、また先ほど申し述べましたように、やはり住民の一人一人の権利を奪わないという立場から、今回賛成をするものです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 私も賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

毎日国会のテレビ報道であって、野党が反対して、マスコミがそれに輪をかけて報道しておりますけれども、ようやく法案が成立して、菊陽町でも議案が提出されたんですけれども、私が知っている人でも17万6,000円ばかりもらう人もおられるとですよ。もう宝くじ当たったみたいで、子育て支援が中に、第2子と3子が2人おるとですよ。それが7万2,000円プラスされるもんじゃけん、17万6,000円ばっかしになって、そういうふうに喜んだんやし、もうぜひ早く、5月なんて言わずに、もう3月末か4月の初めぐらいには支給していただきたい、努力していただきたいと、こう思うわけです。

いろんな雇用対策とか、いろんな学校耐震化とかと言われますけれども、第2次補正でも雇用対策として自治体に4,000億円から組んでおります。そして、21年度予算でも5,000億円組んであります。それから、大企業がアメリカ発の不況に落ちて、中小企業までやってきますので、その中小企業が倒産できないようにも30兆円もの緊急補償を助けるということをやっております。それから、学校の耐震化も第1次補正で1,139億円、第2次補正で500億円、それから21年度予算でも1,150億円も組んで、いろんなところに総額75兆円もの補正予算をやっているわけです。それで、2兆円がえらい悪者ですけども、日本の人口1億2,000万で2兆円はGDPにすれば0.4%なんです。アメリカが人口3億人だけでも、アメリカドルで1,067億ドル、日本円にすれば10兆円弱なんです。これがGDPにすれば0.8%なんです。日本の2兆円がえらい70%も80%も国民が反対してると言ってるけども、オバマ政権が今年できて、この日本の倍のあれをやって、マスコミも野党も何ひとつオバマ政権に対して批判しないわけですね。そのほか、オーストラリアも0.8%、それから台湾、フランス、イタリアと各国がこの

定額給付金を支給して、要するに内需拡大、生活支援というふうにやっているわけです。この100年に一度と言われる大不況ですので、各国がそれぞれに頑張らんと大変なことになる。今日の朝からのテレビでも、アメリカのGMだったかな、もう先行きが不透明だと。世の中はまだまだ大変なことになります。

よって、そういったもろもろのことがありますので、この定額給付金は一日も早く個人個人に渡って、みんなが使って景気を少しでも一人一人がよくしていく、これが一番今大事ではないだろうかと思っ、今度の議案第20号に賛成の立場から討論いたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 残念ながら、議案第20号に対して反対の立場で討論させていただきます。

平成20年度の補正予算ということよりは、やはり定額給付金です。

定額給付金については、もういろいろと報道されていまして、国民の皆さんのほうがよほど政治的にきちっと判断しているなということ、国の政治機関よりは国民のほうがしっかりしてるなということを感じて一幕さえありました。

2兆円使います。僕は国の政策というのは国の経済、そして基本的にこういう時代だったら仕事をつくるために2兆円使うべきです。1回ぽっと配布して1万2,000円、1万2,000円ちょっと町に行けば何に使ったらわかんないぐらいすっと消えてしまいます。そのぐらいのお金を1回ぽっかりもらって、この国の経済、100年に一回危ないという経済がよくなると思うなら、よほど経済音痴ですね。そういうことをこのことやるというこの政策に対して、本当に憤り以外のものしか感ずることができません。国は制度設計をやります。そして、窓口業務も全部市町村に丸投げしてしまう。今までの政府・自民党というのはそういうことについて、本当にきっちり考えて制度設計をやってきた。最近の政府のやり方というのは、制度設計がいいかげん、そしてすべてを市町村に丸投げしていく。こういう政府のやり方に対して地方のほうからも異を唱えるべきだと、これが本当の地方分権のあり方ではないかと考えております。

そういう意味から、今回の補正予算については反対という形をさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時11分

再開 午後1時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第21号 平成20年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第11、議案第21号平成20年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） 議案第21号の平成20年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,957万5,000円と定めるものでございます。

8ページをお開き願います。

歳入でございますが、款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入、節区分の1利子及び配当金は、土地開発基金の利子額が確定しましたので、今回5万6,000円を減額し、112万6,000円とするものでございます。

下の9ページをごらんいただき、歳出でございますが、款の1土地開発基金積立金、項の1土地開発基金積立金、目の1土地開発基金積立金、節区分の25の積立金は、先ほど歳入で説明いたしました利子が5万6,000円減少しましたので、積立金についても同様に5万6,000円を減額するものでございます。

簡単でございますけども、以上で説明を終わります。よろしく願います。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第22号 平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第12、議案第22号平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第22号平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算補正についてです。第1条歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,948万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を29億3,757万1,000円と定めております。

今回の補正につきましては、年度末を迎え、歳入歳出ともに収入額、支出額、ほぼ確定したものについて整理するとともに、補正が生じたものについて措置しているものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款の1国民健康保険税、目の1の一般被保険者国民健康保険税3,343万5,000円の補正増を行っております。節区分の1で大きな歳入の項目は、医療給付費分現年課税分で1,399万8,000円の増を行っております。それから、節の4の医療給付費分の滞納繰越分でございますけれども、1,566万4,000円の補正増を行っております。

それから、目の2の退職被保険者等国民健康保険税2,052万4,000円の増を行っております。

主なものは医療給付関係で、現年課税分を1,239万8,000円の補正増でございます。

それから、節の2の後期高齢者支援金で315万7,000円の補正増、それから節の3で介護納付金現年分で340万7,000円の増を行っております。

9ページをお願いいたします。

下の欄でございますけれども、款の5国庫支出金、目の1の療養給付費等負担金、節で現年度分でございますけれども、2,962万4,000円の補正減を行っております。

それから、目の2の高額医療費共同事業負担金ということで230万5,000円の補正減でございます。これにつきましては、一応決定通知がっておりますので、それによります補正減でございます。

それから、款の6療養給付費等交付金、目の1の療養給付費等交付金で現年分485万5,000円の補正増を行っております。これは確定通知により確定しましたので、その分を増額している

ものでございます。

10ページをお願いいたします。

款の7前期高齢者交付金、目の2前期高齢者交付金でございます。現年度分7,465万9,000円の補正増を行っております。これも決定額通知により補正増を行ったところでございます。

それから、款の8県支出金、目の1の高額療養費共同事業負担金ということで230万5,000円の補正減を行っております。これも決定通知により、補正減を行っております。

それから、款の10共同事業交付金、目の1の高額療養費共同事業交付金ということで、節の1の922万円の補正減を行っております。これは共同事業の負担金申請並びに当初予算よりは若干少なかったと、見込みより少なかったということで補正減を行っております。

それから、目の2保険財政共同安定化事業交付金で2,374万円の補正減を行っております。

それから、11ページでございますけれども、諸収入で款の15諸収入で、目の1一般被保険者延滞金ということで274万2,000円の補正増を行っております。

続きまして12ページでございますけれども、歳出でございます。

款の1の総務費、一般管理費で60万5,000円の補正増でございます。内容は説明欄のとおりでございます。

それから、下の欄の13ページでございますけれども、款の2保険給付費、目の1一般被保険者療養給付費ということで1億1,006万円の補正増を行っております。これは一応実績に基づきましての補正増でございます。

それから、目の2退職被保険者療養給付費268万円の補正増でございます。こちらも実績に基づいて補正増を行っております。

それから、目の5審査支払手数料54万3,000円の補正増でございます。

続きまして、14ページでございます。

項の2の高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費で75万円、それから目の2の退職被保険者等の高額療養費で167万円の補正増を行っております。どちらも一応実績に基づきまして補正増でございます。

15ページの下欄でございますけれども、款の3の後期高齢者支援金と目の1の後期高齢者支援金877万1,000円の補正増を行っております。

それから、16ページでございます。

款の5の老人保健拠出金、目の1の老人保健医療費拠出金ということで2,315万6,000円の減額を行っております。これも決定通知により、補正減を行っておるところでございます。

それから、17ページですけれども、下の欄でございます。

款の7の共同事業拠出金、目の1の高額医療費拠出金で922万円の減額を行っております。これも確定通知による補正減でございます。

それから、目の2の保険財政共同安定化事業拠出金ということで2,374万円の減額でございます。これも一応確定通知による補正減でございます。

それから、18ページですけども、款の8の保険事業費で、目の2の疾病予防費で57万5,000円の補正増でございます。内容は説明欄のとおり、人間ドックの補助金の分の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第23号 平成20年度菊陽町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第13、議案第23号平成20年度菊陽町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第23号平成20年度菊陽町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算補正についてですけども、第1条歳入歳出予算の総額をそれぞれ60万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億4,664万1,000円と定めております。

8ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入の主なものでございますけども、款の1支払基金交付金ということで、目の1の医療費交付金30万1,000円の補正増でございます。

それから、款の2国庫支出金、目の1の医療費国庫負担金146万5,000円の補正増を行っております。これは変更交付申請によりましての補正増でございます。

それから、節の2の過年度分ということで816万5,000円の補正増でございます。これは精算によりましての補正増でございます。

それから、款の3 県支出金、目の1 医療費県負担金116万円の補正減を行っております。これは現年度分で交付決定によるものでございます。それから、節の2 の過年度分の51万7,000円が精算により交付決定されたものでございます。

それから、9 ページの下の欄ですけれども、款の4 繰入金、目の1 の一般会計繰入金2,016万7,000円の補正減を行っております。これは過年度分の精算分の収入及び前年度繰越金が生じたために、一般会計からの繰り入れが不要になったということで、補正減を行っているところでございます。

それから、款の5 繰越金、目の1 の繰越金1,490万2,000円の補正増を行っております。これは平成19年度から平成20年度への繰り越しを行った分でございます。

それから、款の6 の諸収入、目の1 の第三者納付金320万5,000円の補正増を行っております。これは交通事故分でございます、2 件分でございます。

それから、目の2 返納金ということで189万9,000円の補正増を行っております。これは医療費分の過誤による返納金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の主なものについて説明を申し上げます。

款の2 の医療諸費、目の1 の医療給付金500万円の補正減を行っております。これは説明欄のとおり老人医療費の給付費の減でございます。

それから、目の2 の医療費支給費200万円の補正減でございます。これは現金給付分でございます。

それから、11ページでございますけれども、款の3 諸支出金、目の1 の償還金100万円の減額を行っております。当初100万円の予算を組んでおりましたけれども、過年度分の老人保健の交付金の返還金がなかったために補正減を行うものでございます。

それから、項の2 の繰出金、目の1 の一般会計繰出金ということで860万4,000円の補正増を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第24号 平成20年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第14、議案第24号平成20年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第24号平成20年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算補正についてですけれども、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ40万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を15億5,045万3,000円と定めております。

地方債の第2条で、地方債の廃止は第2表地方債の補正によるものとしております。

4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の地方債でございますけれども、平成20年度の当初予算におきまして財源不足が見込まれるということで800万円の借り入れを予定しておりましたけれども、決算見込み等によりまして財源に不足が生じないために、今回廃止するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて説明を申し上げます。

款の1の保険料、目の1の第1号被保険者保険料でございますけれども、現年度分81万2,000円と節の2の滞納繰越分82万9,000円の補正増を行っております。

それから、款の4の国庫支出金、目の1の介護給付費負担金243万9,000円の補正増を行っております。

それから、9ページでございますけれども、款の5の支払基金交付金、目の1介護給付費交付金381万円の補正減でございます。

それから、目の2の地域支援事業支援金交付金で202万3,000円の補正減を行っております。

それから、款の6の県支出金、目の1の介護給付費負担金ということで289万5,000円の補正増を行っております。これは介護給付費額の増に伴う補正増でございます。

それから、10ページでございますけれども、款の9繰入金、目の1介護給付費繰入金ということで528万8,000円の補正増でございます。

目の2で、その他一般会計繰入金で事務費繰入金でございますけれども、172万1,000円の補正増を行っております。これは法改正に伴うシステムの改修費用分でございます。



それから、目の3で地域支援事業繰入金ということで155万2,000円の補正増を行っております。これは支払基金からの収入減による補正増でございます。

それから、目の4地域支援事業繰入金でございます。75万1,000円の補正減を行っております。実績見込みよりも少ないということで補正減を行っております。

それから、目の5地域支援事業繰入金ということで80万円の補正減でございます。

それから、款の11町債、先ほど申しましたけども、貸付金で800万円の補正減でございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

款の1の総務費、目の1の一般管理費で339万7,000円の補正減を行っております。内容につきましては説明欄のとおりで、委託料としてのシステム関係の業務委託料294万円が主なものでございます。

それから、13ページでございますけども、項の5計画策定委員会費ということで、目の1の計画策定委員会費で112万1,000円の補正減でございます。これは説明欄のとおりでございます。

それから、14ページでございますけども、款の2の保険給付費、目の1の介護サービス等諸費ということで167万3,000円の補正増を行っております。

それから、15ページになりますけども、項の3の高額介護サービス等費と目の1の高額介護サービス等費で57万6,000円の補正増を行っております。

それから、款の3の財政安定化基金拠出金、目の1の財政安定化基金拠出金ということで128万3,000円の補正減を行っております。

それから、ページ16ページになりますけども、款の4の地域支援事業費ということで、目の1の介護予防特定高齢者施策等事業費111万円の補正減でございます。

それから、17ページなんですけども、項の2の包括的支援事業・任意事業費の目の5任意事業費で90万円の補正減、それから項の3の特定事業費、目の1の特定事業費で80万円の補正減でございます。内容は説明欄のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第25号 平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
について

○議長（吉村豊明君） 日程第15、議案第25号平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第25号平成20年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正についてです。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,532万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億2,499万1,000円と定めております。

8ページをお願いいたします。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

款の1の後期高齢者医療保険料、目の1の特別徴収保険料4,673万5,000円の補正減を行っております。

それから、目の2の普通徴収保険料3,468万円の補正増を行っております。こちらは特別徴収から普通徴収のほうに変更がされたものの予算の変更でございます。

それから、款の4繰入金、目の1事務費繰入金133万8,000円の補正減を行っております。

それから、目の2保険基盤安定繰入金ということで114万9,000円の補正減を行っております。これは確定により、減額するものでございます。

続きまして、ページ10ページでございますけれども、歳出の款の1の総務費につきましては、目の1の徴収費、これは財源入れかえでございます。

それから、11ページでございますけれども、款の2後期高齢者医療費広域連合納付金ということで、目の1後期高齢者医療広域連合納付金1,420万4,000円の補正減を行っております。これは保険料の軽減等により、広域連合への納付金が減少したために減額するものでございます。

それから、ページ12ページですけれども、款の3保険事業費、目の1の健康保持増進事業費で112万5,000円の補正減を行っております。説明欄のとおり、人間ドック関係が当初見込みよりか少なかったということでの補正減でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第26号 平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算  
(第3号) について

○議長（吉村豊明君） 日程第16、議案第26号平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

人権教育・啓発課長、内容の説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（渡邊幸伸君） その前に、申しわけございませんけれども、先ほどの一般会計の補正予算の質疑の中で、小林議員さんのご質問で今後の住宅新築資金等貸付にかかわる滞納分についてはどの品目で受け入れるのかというご質問がありました。その際、項の5の雑入と申しましたけれども、正確には同じ款の22の諸収入ではございますけれども、項については3の貸付金元利収入ということで受け入れることになります。申しわけございませんけれども、以上訂正をさせていただきたいと思えます。

それでは、議案第26号平成20年度の菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページのほうを開いていただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,202万3,000円とする。今回の補正につきましては、特会の廃止によりまして一般会計へ繰り入れするための予算措置でございます。

ページ8 ページを開いていただきたいと思います。

歳入ですが、款の5 諸収入、項の1 貸付金元利収入、目の1 新築住宅資金等貸付金収入でございます。補正額としまして20万3,000円の増でございます。前年度繰越分です。

9ページですけども、歳出でございます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の一般管理費ということで、補正額387万6,000円の増でございます。これは節区分28の繰出金、一般会計への繰出金でございます。

それから、款の3公債費、項の1公債費、主なものとしまして目の保証金ですけども、この保証金といいますのは本来は利子として支払うべき分ではあるんですけども、繰上償還した場合は保証金の名目になるので、利子と分けております。6万8,000円のマイナス補正でございます。

次、10ページのほうをお願いしたいと思います。

款の4予備費です。補正額としましては、360万5,000円の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第26号なんですけれども、ページ8ページの歳入で新築住宅資金等貸付金収入が20万3,000円の補正で、101万6,000円ということで計上されていますが、今貸付金の残高がどれぐらいあるのかっていうのと、今まで入るべくして入ってない滞納の分があると思うんですけども、先ほど課長さんはまた随時入ってきたらこの収入に入るっていうことでしたが、その分は幾らあるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（渡邊幸伸君） まず、滞納額でございますけども、納期未到来額を含めまして3,274万円ほどございます。あと残高につきましては、2,875万5,000円ですかね、納期未到来と合わせまして3,274万円というところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 先ほど聞いたかったのは、この貸付金残高といいますか、滞納額が3,274万円あるんですけども、これからこの特別会計がなくなるわけで、その内容というのはここの中にも出てきませんし、どういうふうにあらわされるのかっていうのをお尋ねしたいんですけども。

○議長（吉村豊明君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（渡邊幸伸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

以後は滞納分としまして、款の22諸収入の項の3貸付金元利収入、これ一般会計のほうですけども、目の3住宅新築資金等貸付元利収入の中で、節で現年度分と過年度分とに分けてまして受け入れることとしております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第27号 平成20年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第4号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第17、議案第27号平成20年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（大野秀治君） 議案第27号平成20年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,583万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,732万2,000円と定めるものでございます。

第2条、繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

第3条は地方債の補正、地方債の変更は第3表地方債補正によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございますけれども、款の3事業費、項の1公共下水道事業費、事業名公共下水道事業、金額336万8,000円でございます。これは今下水道事業といたしまして、花立の汚水の排水区の変更認可申請を行っているところでございますけれども、上位計画であります熊本北部流域下水道の変更認可申請がまだ県と九州地方整備局との協議が長引いておりまして、認可取得ができておりません。それで、本町の分もまだ認可申請ができないので、繰り越すものでございます。もう繰り越さざるを得ないものでございます。そうでありますとすれば、来年度に予定しておりました集落内開発制度の区域指定約95ヘクタールの拡大も今後業務に含めたほうが2度委託するよりも効果的で経済的であると判断しまして、補正でその分をお願いしているところでございます。

次の5ページでございますけども、地方債の補正でございます。

起債の目的、流域関連公共下水道事業分、限度額2億6,670万円で補正後が2億6,350万円で、トータルで320万円の減でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はあっておりません。

次に、10ページをお願いいたします。

歳入でございますけども、款の1使用料及び手数料、目の1下水道使用料、補正額3,336万6,000円、節区分の1現年度分3,298万9,000円、委託徴収分でございます。

それから、款の2分担金及び負担金、目の1下水道事業受益者負担金、補正額879万6,000円、節の1現年度分807万1,000円、これも現年度分でございます。

款の3繰入金、目の1一般会計繰入金、補正額7,482万8,000円の減でございます。これは一般会計繰入金の減額でございます。

それから、11ページでございますけども、款の8町債、目の1土木債、先ほど説明しましたように320万円の減でございます。関連公共下水道事業分でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の1総務費、目の1一般管理費、補正額27万9,000円の増でございます。これは節の8報償費、受益者負担金の一括納付報奨金でございます。

それから、款の2維持費、目の1公共下水道維持管理費、補正額3,480万7,000円の減額でございます。主なものといたしましては、節の13委託料、下水道台帳整備業務委託料の入札残でございます。

それから、19の負担金補助及び交付金3,445万円、これはもう説明書きのとおりでございます。有収水量の増によりまして単価が52円から50円に下がったものが主な理由でございます。

それから、目の2調整池維持管理費136万9,000円の減でございます。これは主なものは12の役務費65万7,000円、これはもう除草作業手数料の入札残でございます。

それから、15の工事請負費71万2,000円、これも調整池のしゅんせつ工事の入札残でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

款の3の事業費、目の2の流域関連公共下水道事業費、補正額が0円でございます。これは補正額の財源内訳の中を見てもらいますと、財源の入れかえをやっております。地方債が320万円の減、その他897万6,000円の増、これは受益者負担を充てたものでございます。

節区分も少し変更しておりますけども、11の需用費が35万円の減、消耗品、燃料費でございます。13の委託料405万3,000円、実施設計等委託料でございますが、これは先ほど申しましたせっかく繰り越さざるを得ない状況でございますので、来年度分をということで95ヘクタール分ございまして、私の感じてるところでは新山沖野のあたりが要望が早くやってくれとの要

望が強いように思っております。それと、節の15工事請負費でございます。2,279万円の減でございます。これはもう入札残が主なものでございます。それから、22の補償補填及び賠償金109万8,000円でございます。支障物件移設補償費と書いてありますが、これは企業団の送水管の分でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第28号 平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第18、議案第28号平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（大野秀治君） それでは、議案第28号平成20年度菊陽町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。

第1条でございますけれども、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,936万円と定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、款の5繰入金、目の1一般借入金、補正額70万8,000円の減でございます。これはもう一般会計の繰入金を減額したものでございます。

それから、9ページでございますけれども、歳出でございます。

款の1総務費、目の1一般管理費、補正額3万円の減。これはそこの説明書きのとおりでござ

ございますけども、最近農業集落排水のほうの事業が減ってきておりまして、ちょっと落ちついてきたといえますか、負担金が減額してまいりました。

それから、款の2維持費、目の1維持管理費、補正額27万9,000円。節のほうは需用費、委託料で、委託料これはもう説明書きのとおりでございます。13の委託の分は請負残でございます。

それから、款の3事業費、目の1農業集落排水事業費、補正額39万9,000円。これは工事請負費でございます、これも入札残でございます。

以上でございます。説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第29号 指定管理者の指定について

○議長（吉村豊明君） 日程第19、議案第29号指定管理者の指定についてを議題とします。

福祉課長、内容の説明を求めます。

○福祉課長（眞鍋清也君） 議案第29号指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、菊陽町老人福祉センター、菊陽町福祉支援センター及び菊陽町ふれあい交流・福祉支援センターの設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者を指定するに当たり地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、ご説明を申し上げます。

施設の名称でございますが、3つの施設を予定しておりまして、菊陽町老人福祉センター、菊陽町福祉支援センター、菊陽町ふれあい交流・福祉支援センターで3施設であります。

次に、指定する団体といたしまして、住所が菊陽町久保田2623番地、団体名が社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会であります。



指定の期間といたしまして、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間といたしております。

今回も前回同様、非公募による指定といたしました。非公募の理由についてご説明を申し上げます。

菊陽町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項第4号の規定に、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行う必要があるときは、選定の特例として非公募により選定できると定めてあります。前回は、平成18年4月1日から平成21年3月31日の3年間、菊陽町社会福祉協議会が指定管理者として運営をまいりました。運用実績を見ましても、何ら問題もなく、今後においてもこの3つの施設は公共性、公益性の高い施設として専門性や継続性が求められます。長年の実績と地域住民の信頼が高く、老人福祉法においても地域福祉を推進する団体と位置づけがされております。また、社会福祉協議会は社会福祉に関する活動への住民参加のための援助を行う団体でもあります。今後とも高齢者福祉を推進していく上で、この3つの施設は中核となる施設でありまして、そのための事業実施には社会福祉協議会との連携が不可欠であると思っております。

以上のような理由により、菊陽町社会福祉協議会に指定管理者として管理運営を行わせることが最適であると考えられますので、今回お願いするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今非公募でということ選定をされたということなんですが、役員の方々がどういふ方々がおられるのか、どういふ立場でおられるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（眞鍋清也君） それは社会福祉協議会の役員ということでしょうか。

（11番吉本 堅君「はい」の声あり）

ご存じのとおり、理事長が菊陽町長が兼ねておりまして、後藤三雄様が理事長と、それからそのほかにも理事が数名いらっしゃいますけども、各界の代表の方が理事として連ねられておりますけども、手元に理事の名簿を持っておりませんので、後で資料としておあげしたいと思っております。よろしいでしょうか。

（11番吉本 堅君「はい」の声あり）

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 議案第29号指定管理者の指定について反対の立場で討論いたします。

反対の理由としまして、町長が社会福祉協議会の理事長であるということです。3点ほどその理由ということで申し上げますが、その分野に精通した人材を登用すべきではないかと考えます。このことに関しましては、先日の保育園民営化基本方針にうたわれておりますとおり、理事長ということで熱意と見識を有する者であることとか、保育園に関してですが、認可保育所の経営に関して十分な知識、経験を有していることというふうなことで理事長と、なかなか厳しい文言がついておると思います。当然のことと考えます。昨年の議会でたばこ耕作組合の組合長代行の方からたばこ税増税反対というふうな請願が上がりました。そのとき、どうしてたばこ組合の組合長のほうからそういう請願が上がらんのかなという思いで、ちょっと話を聞きますと、町長がたばこ組合の組合長ということでありました。ちょうど総務委員会に付託をされましたので、じゃ町長をちょっと呼んでいただけませんかということで話を聞きますと、まず最初からこれは充て職ですもんねというふうなことから始まりますと、やっぱり町長がどのような思いでそういう重要な役を引き受けておられるのか、そのような思いもしたところで

す。

それから、農業委員にしましてもしかりですね。農業委員のときにも、私も大分言うたつもりでおるんですが、町長が勉強のためと、農業委員会に入りますというふうなことなんですが、果たして今このような農業の情勢の中で、今から勉強しようという人が農業を引っ張って本当にいけるのかなと、そういうことを思いますと、今の菊陽町の町長として激務の中で菊陽町農業を引っ張っていけるのかなと、いくことができるのかなと。有限会社「さんふれあ」にしましても、しかりだと思えます。商売をやったことのない町長が「さんふれあ」の社長を引き受けられるということは、いかに大変なことか。既に、社長という立場は退かれておりますが、一般的な傾向として第三セクターの運営が厳しいのは、民間の厳しさを理解されず、行政が口を出し過ぎるからではないかという思いがあります。

2点目が町長が理事長として社会福祉協議会に参加されているとしますと、町の予算査定るとき、どうしても公平な予算査定ができないと。このことはまさに昨日言いましたとおり、社会福祉協議会の予算が町に申請された予算の約5%減で予算計上されましたが、シルバー人材センター予算はシルバー人材センターから町に申請された予算は950万円というふうに聞いております。ところが、町が議会のほうに提案された予算は390万円ということで、60%減の予算です。昨日の福祉課長の答弁では、いろいろ言われた最後に、ということで減額をされたものと思えますというふうな答弁のようでした。ということは、シルバー人材センターの町の窓口である福祉課としては、シルバー人材センターから申請された予算に近い額を町長に上げられたのではないかというふうに考えます。町長査定で、町長が理事長である社会福祉協議会と

町長が理事長でないシルバー人材センターでの予算計上の違いが出たということも考えられません。

3点目が菊陽町社会福祉協議会だけが指定対象となる団体ではないということです。今から特にこのような制度の必要性は理解できます。ほかからの参入があったとき、公平にすべきであり、余りにも行政の色がつき過ぎることには問題があると考えます。

このような考えで、組織上の問題を抱えている社会福祉協議会を安易に指定管理者とすることには反対するものであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 議案第30号 町道路線の認定について

○議長（吉村豊明君） 日程第20、議案第30号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（平野誠也君） それでは、議案第30号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

道路法第8条第1項の規定に基づきまして町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

今回認定を予定しておるのは、光の森132号線外4路線でございます。

位置につきましては、参考資料をごらんいただきたいと思います。

まず1枚目ですが、光の森132号線外2路線ですが、これはご存じのように光の森地内の県の住宅公社が区画整理事業によって開発したところでございます。ここ3路線を認定したいと思っております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

次は、新山21号線ですが、この路線につきましては都市計画法の開発行為によって設置された道路でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

上津久礼1号線ですが、これも都市計画法に基づいた開発によって設置された道路でございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 新山21号線あたりですけど、幅員が多分6メートルかそこらあるんじゃないかなと思うんですが、町道認定のときには行きどまり道路っていうのは、なかなか町道認定ができないと。迂回できるようなスペースがないことにはできないということなんですが、多分クリアはしとると思うんですが、もう一度町道認定の条件をちょっと説明よろしいでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） まず、認定基準でございますけど、基本的には通り抜けができるのが基本としておるんですが、こういう行きどまりにつきましては回転広場等、あるいは道路幅員が6メートル以上ある場合については、認定の基準としております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（吉村豊明君） 日程第21、同意第1号監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（宮本義次君） それでは、同意第1号でございますが、監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

住所が菊陽町大字津久礼3600番地120、武蔵ヶ丘8町内でございます。氏名が大倉理稔、生年月日が昭和16年6月25日生まれの67歳でおられます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして同意をお願い

いするものでございます。

現監査委員の大倉理稔様は、平成21年3月31日をもって1期目の任期が満了となりますが、引き続きお願いをするものであります。大倉様は鹿児島大学卒業と同時の昭和39年から福岡県庁職員、また昭和47年からは熊本県庁職員として主に土木分野で活躍されてこられ、矢部人吉土木事務所長、土木技術検査管理室長などを歴任され、平成13年3月熊本土木事務所長を最後に退職されております。ただいまご紹介しましたように、このように多年に及ぶ豊富な行政知識と経験、力量に加えてすぐれた識見と誠実な人柄は監査委員として最適任と考えますので、再び選任の同意を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（吉村豊明君） 日程第22、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（宮本義次君） 諮問第1号は人権擁護委員の推薦について意見を求めるものでございます。

住所が菊陽町杉並台2丁目10番18号、行政区は杉並台でございます。氏名が堀川妙子、生年月日は昭和20年11月20日生まれの63歳でございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして意見を求めるものでございます。

現人権擁護委員の堀川妙子様は、平成21年6月30日をもって1期目の任期が満了となりますが、引き続きお願いをするものでございます。堀川様は昭和43年の熊本商科大学卒業と同時に、熊本県立高等学校の教諭となられ、昭和43年から平成18年までの38年間県内県立高等学校

で奉職されまして、教育振興に尽力されており、また広く社会の実情にも通じておられる方で、人格、識見とも高く、人権擁護委員としての要件を十分に満たしておられると思いますので、再び推薦をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、堀川妙子様を適任とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は堀川妙子君を適任とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、明日から11日までは議案調査のため休会となっております。

12日は一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時8分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成21年3月12日（木）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4 日 目)

(平成21年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成21年3月12日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |           |      |             |
|------|-----------|------|-------------|
| 1 番  | 坂 本 秀 則 君 | 2 番  | 北 山 正 樹 君   |
| 3 番  | 石 原 武 義 君 | 4 番  | 甲 斐 榮 治 君   |
| 5 番  | 芝 和 長 君   | 6 番  | 岩 下 和 高 君   |
| 7 番  | 佐 藤 竜 巳 君 | 8 番  | 大 塚 昇 君     |
| 9 番  | 福 島 知 雄 君 | 10 番 | 川 俣 鐵 也 君   |
| 11 番 | 吉 本 堅 君   | 12 番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 13 番 | 酒 井 良 一 君 | 14 番 | 上 田 茂 政 君   |
| 15 番 | 梅 田 清 明 君 | 16 番 | 鍋 島 有 志 男 君 |
| 17 番 | 永 野 輝 全 君 | 18 番 | 吉 村 豊 明 君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 12 番 | 小 林 久 美 子 君 | 13 番 | 酒 井 良 一 君 |
|------|-------------|------|-----------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                        |           |                        |           |
|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 町 長                    | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                  | 松 永 政 秋 君 |
| 教育委員長                  | 三 島 誠 一 君 | 教 育 長                  | 赤 峰 洋 次 君 |
| 教育次長                   | 田 中 真 治 君 | 総 務 部 長                | 宮 本 義 次 君 |
| 福祉生活部長                 | 大 川 育 男 君 | 産 業 建 設 部 長            | 大 山 純 一 君 |
| 会計管理者                  | 紫 藤 修 君   | 総 務 課 長                | 吉 岡 典 次 君 |
| 総合政策課長兼<br>定額給付金対策室長   | 松 本 東 亞 君 | 財 政 課 長                | 實 取 初 雄 君 |
| 税 務 課 長                | 廣 野 豊 徳 君 | 人 権 教 育 ・<br>啓 発 課 長   | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 東 部 町 民<br>セ ン タ ー 所 長 | 富 永 悦 子 君 | 福 祉 課 長                | 眞 鍋 清 也 君 |
| 健康・保険課長                | 阪 本 修 一 君 | 環 境 生 活 課 長            | 吉 野 邦 宏 君 |
| 町 民 課 長                | 高 木 一 孝 君 | 武 蔵 ヶ 丘 支 所 長          | 村 田 保 孝 君 |
| 農 政 課 長                | 服 部 貞 夫 君 | 建 設 課 長                | 平 野 誠 也 君 |
| 都市計画課長                 | 坂 本 恭 一 君 | 下 水 道 課 長              | 大 野 秀 治 君 |
| 商工振興課長                 | 帆 保 勇 君   | 総 務 課 長<br>庶 務 法 制 係 長 | 服 部 誠 也 君 |
| 学 務 課 長                | 大 山 晃 君   | 生 涯 学 習 課 長            | 荒 木 一 雄 君 |



図書館長 後藤栄美君

中央公民館長 堀川俊幸君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書記 新和女君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 本日は日程に従って一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

なお、今会は質問の通告が重なっておりますので、先に質問された事項は極力省いて、質問が重ならないようにお願いをいたします。

それでは、一般質問の発言の順位が決定しておりますので、報告します。

1番福島知雄君、2番石原武義君、3番梅田清明君、4番芝和長君、5番甲斐榮治君、6番北山正樹君、7番吉本堅君、8番小林久美子君、9番川俣鐵也君、10番佐藤竜巳君、11番坂本秀則君の順となっております。なお、今回は3日間の予定でありますので、本日は1番から4番までの方をお願いいたします。

福島知雄君、一般質問を許します。

○9番（福島知雄君） おはようございます。

平成21年第1回議会定例会におきまして、トップバッターとして質問いたします9番の福島知雄でございます。どうぞよろしく申し上げます。

質問に入ります前に一言慰労を述べたいと思います。

本年、今月3月31日付をもちまして本町役場を定年退職されます方がこの執行部の席に5名いらっしゃいます。お許しをいただいて5名の方、ご起立をお願いいたします。どうぞ。

○議長（吉村豊明君） 起立してください。

○9番（福島知雄君） 以上5名の方が今月の3月31日で定年退職されます。この5名の方は、私と14番の上田茂政議員、それと2番の北山議員も同年配になるわけですが、約40年の長きにわたりまして本町役場職員として地域のため、また住民の皆さんのためにご尽力をいただきました。大変お疲れでございました。これからは、新しい人生のスタートをされるわけですが、健康には十二分に留意され、これまで培われた英知をさらに地域のために生かしていただきたいというふうに思います。大変お疲れでございました。どうぞお座りください。

それでは、あとは通告に従いまして質問席にて質問いたします。よろしく申し上げます。

（「議長、しっかりしてください」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それでは、質問事項1番目の定額給付金についてということで質問していきます。

この定額給付金関連法案が3月4日に衆議院で再可決されたことは皆さんご承知のとおりであります。この案件につきましては、本町の取り組み状況など、3月6日の定例議会議案審議の折、平成21年度一般会計補正予算案において詳しく説明がありましたので、質問する必要もないかと思いましたが、傍聴者の方もいらっしゃいますし、再確認の上で質問いたします。

まず、①の給付に向けて本町の取り組み状況を問うということでございますが、定額給付金支給に向けて対策準備室を設置し、2名のスタッフの方が業務をされているということでもありますけれども、申請書発送準備の進捗状況と申請書の発送はいつごろになるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○定額給付金対策室長（松本東亞君） お答えいたします。

最初のほうに、今回の給付金の交付の目的をちょっと述べさせていただきたいと思います。

このたびの定額給付金交付の目的は、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて住民に広く給付することにより地域の経済対策に資するものとするとしておきまして、3月4日の国会において定額給付金の支給に関連する財源措置を定める関連法案が成立したことに伴い、この定額給付金の支給に関する事務が全国で本格化したところでございます。

一方、菊陽町も国会の動向を見ながら準備を進めてまいりましたが、3月1日付で総合政策課内に定額給付金対策室が設置され、専任職員が2名配置されまして事務体制をしいたところでございます。また、定額給付金の給付に関して各課等の連携を図り、菊陽町における定額給付金対策を総合的に協議し推進するため、菊陽町定額給付金対策本部が同日に設置されました。3月6日には、菊陽町議会におきまして補正予算のご承認を得ましたので、3月9日に第1回目の対策本部会議を早速開催し、全職員が取り組む体制による詳細な協議を行い、支給の準備を始めております。

一日も早い支給に努めておるところでございますが、まず申請書を全世帯の方々に4月の初めにお届けするように郵送したいと考えております。その後、住民の方々は申請書を書いていただきまして、振り込む口座を指定していただきます。その際は通帳の写しを必ず添付していただきまして、役場のほうで支払います受取人払いの同封の封筒が入れてありますので、その封筒をご利用いただき、役場のほうに郵送で原則的にはお返しいただきたいと考えております。

そういうことで、住民の方々から口座の指定がありますと、役場のほうではそれを入力いたしましてチェックいたしまして、金融機関のほうにその振り込みデータを渡すわけでございます。

今日新聞で出ましたように、4月上旬ごろに提出していただいた方の第1回目の支払いを4

月28日と予定しております。しかしながら、ゆうちょ銀行はゆうちょ銀行のシステムの関係で、これについては一月おくれでさせていただこうと考えております。基本的には、原則口座払いでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） わかりました。

それでは、②の対象世帯数と人数はということでございますが、設定基準日が平成21年2月1日であろうかと思えます。本町の給付対象世帯数は1万3,320世帯、人数は3万5,565人、内訳として18歳以下が7,725人、19歳から64歳が2万2,139人、65歳以上が5,601人となっていると思えますけども、これ間違いないでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 総合施策課長。

○定額給付金対策室長（松本東亞君） そのようでございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それでは、③の総額で幾らになるかということでございますが、定額給付金事業費として総額で5億5,620万6,000円、内訳が給付金5億3,418万8,000円、諸費用として2,201万8,000円、合計の5億5,620万6,000円ということですが、よろしいですかね。

○議長（吉村豊明君） 総合施策課長。

○定額給付金対策室長（松本東亞君） はい、よろしいです。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 4番の支払い支給日はいつごろになるかということでございますけども、先ほど1番の質問の折に答弁がありましたので、この4番は飛ばさせていただきます。

それでは次に、⑤の給付に向け地元消費刺激を促すために独自プランはあるかということでございますけども、この件につきましては、議案審議の折にほかの議員さんからも質問がありましたけども、重ねて質問いたします。

消費刺激として支給されるこの定額給付金に伴い、本町として町内消費対策、あるいは地域活性化に向けた付加価値をつけるために何か独自案は検討しているかということですが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（帆保 勇君） おはようございます。

それでは、福島議員のご質問にお答えします。

給付に向けて地元消費刺激を促すために独自のプランはあるかということでございまして、独自プランにつきましては、本町に隣接する市町との連携を図り、本町における商業地形成等の状況等を考慮し、検討してまいりました。独自のプランの実施を考慮している自治体については、そのほとんどの自治体が地域内での消費を促し、地域の経済の浮揚を図るための施策であると考えております。このような施策は、各自治体の状況、特性や消費動向及び商店等の実

態を考慮した施策であろうと考えます。

本町における商業形態は、大型店舗やスーパーといった量販店と既存の個人商店等から形成されています。大型店舗及びスーパーには、地域はもとより地域外からの来客者も多く、その需要は極めて大きく、また個人経営の商店街等を圧迫するのではないかと危惧するところがございます。

町主体となり、地域に貢献できるようなプレミアムつき商品券等の施策を行う場合は、地域全体に満遍なくその効果を発揮させ、地域全体に貢献できることが重要となります。このような環境にあって、プレミアムつき商品券の発行は、発行に伴う経費に対する費用対効果は無論のこと、満遍なく地域に貢献できるような方策とすることが必要と考えています。本町の商店形成状況の中、プレミアムつき商品券を発行する場合、一部の商店に偏りその効果は均一ではなく格差が生じる可能性が高いと考えております。本町における商店の形成状況等勘案した場合、及び費用対効果等を考慮したところ、町主導によるプレミアムつき商品券等の発行は適当ではないとの判断に至っております。

プレミアムつき商品券の発行に関しては、多種多様な方策が考えられます。商工会等の各種団体が実施を希望される場合については、各種団体と協議、協力し、効果的かつ効率的な方策を検討することとしたいと考えています。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 今の課長の答弁を聞いていますと、本町の商店街形成と他町村の商店街形成とを考えたときに、その体系が違うんだというような答弁かと思えます。

恐らく大津あたりを眺められての答弁かと思えますけれども、確かに大津は商店街等、旧商店街、あるいはバイパス沿い、たくさん商店、店等がございます。それに比べますと、確かに菊陽町はそういった商店街はありません。そういった中で、プレミアム券等を発行すれば大型店等に偏りがちであるということで効果がないという答弁かと思えますけれども、国が経済対策で支給する地域活性化とか、あるいは生活対策臨時交付金、これを活用すれば地域の負担もなく景気対策ができ得ると、そういう中で町内の消費を見込めるということでもあります。やはり、行政として地元商工業の育成、地域活性化、活力、そういうものは常に考えておく必要があるはずであります。この点は当然考えられていると思えますけれども、こういう点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（帆保 勇君） 実施を希望されるとか、またはそういう動きがあった場合というようなことでございますでしょうか。

そのようなプレミアムつきとか地域の活性につながるような実施を希望される場合、また動きがあった場合ということでございますが、一応先ほど説明がありましたように、第1回目の定額給付が4月28日に開始されるということでございます。それから考えますと、商工会員ま

たは商工会、町と早急に協議の場を立ち上げる必要があると思います。

プレミアム商品券の発行につきましては、またそれに伴います加入事業所の募集とか、商工会、町との事務処理関係、おのおのの立場で何ができるかについて意見の交換をしなければならないと考えております。まず、この地域の活性化につながるための事業主体ということで、プレミアムつきですが、これは事業主体ということを確認にする必要があるのではないかと考えております。また、もろもろについては詳細に検討を重ねなければならないとは思っておりますが、詳細について検討するというところで考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの件でありますけども、今日の新聞にも県内10市町村で発行ということ、まだ検討中というところもあるということでありまして、今商工振興課長が答えましたように、本町の場合ただいま答弁したような内容でありますけども、この件につきましては、商工会のほうでこういったぜひ取り組みたいということであれば、その辺対応していきたいと考えているところでありまして、商工会のほうでもいろいろ検討されているとは思いますが、現時点で取り組みをやりたいというようなことを町のほうにも出ておりませんので、ただいま言いましたように、そういった動きがあれば商工会と連携した中での、商工会さんがどういう考え持っておられるかということもありますけども、その辺の動きとして出てくれば本町でも検討していきたいというふうには考えているところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） わかりました。

また、商工会議所さんのほうも、今の町長の答弁に基づいて検討されるだろうというふうに思います。その節はよろしく申し上げます。

ちなみに、町長、この定額給付金を受け取られたら町長、何をされますか。ぜひ奥さんと相談して、町内消費に努めていただきたいというふうに思います。貯金など、くれぐれもなさらんようにお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは先ほど総合政策課長が申し上げましたように、住民の生活支援とあわせて広く地域の経済活性化ということでありますので、受け取られた方々におかれましては、ぜひ地元のほうで消費していただきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） それでは、質問事項2番目の庁舎内組織改革についてということで、質問をしまいたします。

商工振興課を廃止し、商工観光課と企業立地課を新設したらどうかということですが、現在の商工振興課の業務を大きく分ければ、地元商工業の指導育成と企業誘致が大きな仕

事かというふうに思われます。商工業の指導育成は地域の活性化はもちろんのこと、本町の歳入等を考えたときに絶対欠かせないものであり、今後さらに図っていく必要があります、またこれぞ野が大変広い分野でもあります。

また、企業誘致にいたしましても、税金等を含め町の活性化、雇用問題等を考えたとき、欠かせない重要なものでもあります。さらに原水工業団地の分譲地も売れ残っておりまして、経済危機と言われます現在でありますけれども、今後も引き続き企業誘致に向けて取り組んでいくことが肝要かというふうに思われます。このように本町にとりまして商工観光事業と企業誘致というものは大きな柱の中の2本柱ではないかというふうに私は考えております。このような重要な業務を同じ課で、それもスタッフも少ない中で取り扱っていくのは大変無理があるのではないかというふうに思われます。ぜひ21年、今年1年間かけて来年からこの商工観光課と企業立地課を新設していただくようお願いしたいわけでありまして、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけれども、この本町の中で今議員が言われるように企業立地、いわゆる企業誘致関係と観光関係の振興でありますけれども、これは非常にこれから町としても重要な課題としてとらえているところであります。そういった中にありますが、この組織の編成に当たりましては、いろんな社会情勢の変化に適応できる効率的で町民の方々にわかりやすい組織機構となるように努めているところであります。

基本的にはスクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本としまして、簡素で効率的な組織機構と適正な職員の配置に努めますとともに、本町におきますところの最近の急激な人口の増加に伴う事務量の増大、行政課題の多様化、高度化による新たな行政課題に即応できる柔軟で機動性の高い組織体制にしていく必要があるというふうに考えているところであります。

このような中で、ご質問の現在の商工振興課を廃止して、商工観光課と企業立地課を設けるというご意見でありますけれども、商工観光課及び企業立地課のそれぞれの機能を強化する上では有効な手段であるのではないかと思うところであります。しかしながら、現在本町では行財政改革の一環として職員の増加を極力抑制し、人件費の伸びをできるだけ抑えようと取り組みをしているところでございます。

さらに、平成15年4月から17年までの間、商工振興課に商工振興係と企業立地係を置いていた経緯があります。事務を分けていた経緯があるわけでありまして、現在は商工振興課が処理いたします分掌事務というのは、おおむね26の業務から成っております。この26の事務については、課長以下4名の職員が主査、副査としてそれぞれの事務処理に当たっているところであります。さきに述べましたけれども、商工振興課が商工振興係と企業立地係に分かれていた当時、職務が明確に分かれてスムーズな業務の応援がなかなかできないというようなことがありまして、この2つの係を統合して、課長を含めた4人の職員が26ある事務にスムーズに対応できるよう組織の改革を行ったところであります。

今回の福島議員さんのご意見のように新たに2つの課を置くことになりまして、課同士のス

ムズな連携、さらに分けることによってなかなか連携が逆に困難になる場合があります、また人員増も伴うということを考えなければならないところであります。そこで、今の4人の体制を分けるということになりますと、2人2人ということで、非常に業務の執行に逆に支障を来すのではないかと懸念されるようなところでもあります。

そういったことで、できるだけこういったこの部門、2つの重要な柱でありますので充実強化しなければならないと考えているところでありますけれども、現時点では職員数に余裕がないということで、その中でも商工振興課内に26の業務の中に観光振興、それから企業誘致のほうも位置づけているところでありますので、現体制の中で、また特に観光関係のことにつきましては、いろんな面で他の課の応援体制もとっていきながら今いろんな面で振興しておるわけがありますけれども、そういった体制の中で取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 行財政改革の中で職員の人数も不足しているということで、そういった中で分課すれば横の連携が足りなくなるという答弁でありましたけれども、本町の商工業等眺めたときに、1人、2人で店等を営んでおられる小さな店から、片や何百人、何千人もいるような大企業の会社が商工会会員としておられるわけですね。そういった非常に幅の広い、また職種も多種多様にわたる中で、商工会としても指導、育成に大変苦勞しているだろうというふうに見受けられます。この第4期基本計画の中にもうたってありますように、今後は観光を一つの産業として位置づけ、多くの町民を含めた人々が訪れ、雇用を生み出すという認識に立った施策の展開を図る必要があるというふうに明確に打ち出してあります。先ほども町長の答弁の中に観光事業というのは、今後本町にとって大変重要な課題であるというふうに答弁されました。昨年第1回の鼻ぐり井手祭りも行われましたし、また本年もあるということであり、JRのウオーキング等も盛んになってきております。こういったものに加えて、観光事業というのをこれは外貨獲得の意味合いも含めたところで重要な部分として今後は位置づけをしていきたい、いってもらいたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

それでは、次に移ります。

3番目のさんさんコンサートと夏祭りについてということですが、①のさんさんコンサート運営委員会の委員の任期は何年かということと、規約または会則はあるかということですが、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） お答えいたします。

ご質問の委員会は、さんさんコンサート運営委員会というのはございませんで、菊陽町文化の薫り高いまちづくり実行委員会のことだと思えます。この委員会の会則についてお答えしたいと思えます。

なお、この委員会は名称に委員会とついていますが、町が設置しまして委員を委嘱するよう



な委員会ではなく、この会の目的に賛同される町民の皆さんによって組織され、ボランティアで活動されてる団体でございます。町といたしましては、こうした民間団体の自主的な活動を支援しておりますが、会則や運営については独立した団体であり、組織でありますことから、町は種々意見を述べる立場にはありません。そういう前提のもとで、一応委員会の会則は手元にありますので、委員の任期は定められておりません。入退会は自由になっております。なお、実行委員長、副実行委員長、会計、監事などの役員さんの任期は会則の中で2年となっております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） この委員会、町が委嘱する団体でもないということですかね。民間団体であるということではありますが、その民間団体に毎年600万円から700万円の予算をつけてさんさんコンサートをされているわけではありますが、どうなんですか。町から補助をする以上は、行政主導としてそういった民間会社の独立団体といえども、そういった規約、会則等つくるように行政指導をする必要があると思いますけども、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 今、会則を拝見させていただいておりますが、何ら活動に不足があるとは考えておりませんので、どこをどう変えるかという趣旨がちよっと私どもにはわかりませんが、特に会員の任期を求める必要もないとも考えております。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 課長、わからないというのはちよっと答弁どうなんですか。

今年で15回目になると思いますが、さんさんコンサートは、14年もの間にそういったお世話させていただく者、もちろんボランティア団体で非常に感心をしているんですが、予算執行する場合に同じ人が十何年間もその役員の席に座るといのはどうなんですか。別に悪いといいませんけども、その辺改革する必要はないんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 議員のご質問は、役員の任期が2年となっておることについて問題をされているんでしょうかね。

（9番福島知雄君「いやいや、委員さん全体」の声あり）

民間のボランティアの団体で募って、この祭りを自分たちで進めていこうとされている団体でございますので、そういう方々の意思を尊重しているということで、じゃあおたくは2年でもうおやめください、5年でおやめくださいというような会則になっておりませんので、この状態でいいかと考えております。

○議長（吉村豊明君） 3回。

○9番（福島知雄君） 3回。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） この件につきましては、また次回質問させていただきます。

それじゃあ、②の歌手等の見積もりは何社からとり、その企画数はどのくらいあるのかという  
ことで質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 内容の検討につきましてでございますが、昨年、20年度のさんさん  
コンサートの提案の状況でございますが、県内のイベント会社8社に対しまして提案募集され  
まして、7社から35企画の提案があったということでございます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 7社ですね。

7社の中から35ということは、大体1社5企画ぐらいということですね。

そういった中で、大体毎年RKKメディアプランニングですか、依頼されているのは。そこ  
かと思えますけども、もし毎年RKKメディアプランニングに依頼してされているということ  
であれば、なぜ7社応募の中でこのRKKメディアプランニングになっているのかお尋ねをい  
たします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） そういった中身の詳細はつまびらかにはちょっと承知しておりま  
せんが、RKKプランニングのみではなく、それぞれの年において企画内容を検討されてお決  
めになっていると思っております。

（9番福島知雄君「そん中で毎年RKKメディアプランニングにな  
ってるということですか」の声あり）

ちょっと手元に資料持ちませんが、毎年RKKメディアプランニングになっていないと思っ  
ております。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） これ質問事項で通告していますんで、手元にないという答弁じゃなくて、  
ちゃんと用意しとってくださいよ。ちゃんと通告書出してるわけでしょうが。

それでは、次に移ります。

③の実行委員会及び反省会は合同ですべきでないかということでもありますけども、さんさん  
コンサート祭りはご承知のように、それぞれ目的は違うわけでもありますけども、事業自体は合  
同でされております。しかしながら、実行委員会等反省会は個別に行われているということ  
でもありますけども、よりよい事業にするためにも、事業自体が合同ですからそういった実行委員  
会、反省会等も当然合同で行うべきというふうに思いますがその点いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 夏祭りの実行委員会の実行委員のメンバーの一員としてさんさん  
コンサートの文化の薫り高いまちづくりの実行委員長が参加しておられまして、会議は合同で  
やられてるわけでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 確かに夏祭りのほうにはさんさんコンサートの実行委員長が参加されてますよね。私が言っているのは委員長じゃなくて運営委員さんがいらっしゃるわけでしょ。その文化の薫り高い、そちらの運営委員さんがいらっしゃいますよね。だから、夏祭りの実行委員の方と合同でしたらどうですかという提案なんです。お互いに顔も知らない、夏祭りの実行委員から見たら、そちらのほうの顔を全然知らないわけですよ。知らない人が多いわけですよ。メンバーも変わっているし、そういった知らない中であの暗い会場の中で行事をしても、何かあったときお互いの顔も知らないでは不都合じゃないですか。私が言っているのは委員長が出席しているって、そういうのは私知っています。委員さん全部で合同でやってくださいっていうふうに言ってるんですよ。いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 会の持ち方でございます、それぞれ勤務の中、日中お仕事を持っておられる方々でございますので、そういったことについてはお伝えして、どういう形がいいかっていうのはお伝えできるかと思えます。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） どうも私はぴんときませんで、やはり松本課長、町民の税金を600万円前後使ってるわけですよ、でしょ。もうちょっと責任ある答弁をお願いできないですかね。委嘱している団体でないから知らないとか、もうちょっと明確にわかりやすい答弁を期待しておったんですけども、やはり合同でしていかないと問題点とか改善すべき点とか事業であると思うんですよ、事業やっていく中で。そういった問題点も共有できないと。私も長い間夏祭りの実行委員会しておりましたけども、さんさんコンサートの動きというのは全く見えなかったんですよ。11回ぐらい私は参加してます、さんさんコンサートとは。その中でさんさんコンサートの動きというのは全く見えなかったですね。だから、今後はその辺を改善していただけないでしょうかね。実行委員さん等と検討されて、ぜひ改善を求めます。いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 行政の立場で申し上げるべきことは申し上げますが、両委員会におきまして、どういう形であるかというのは両委員会のほうでお決めいただきたい内容だと思えます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 3回。

○9番（福島知雄君） それでは、決められました質問回数3回が終わりましたので、次の4番目の町民のニーズにこたえるためにも、アンケート調査をすべきでないかということですが、ここでちょっと訂正をお願いします。町民のニーズにこたえるが答弁の「答」になっておりますけど、「応」というに変えていただけませんか。

このアンケート調査というのは、町民が何を求め、何を楽しむために来ているのか。やはり来場者のニーズを知り、次年度の事業に結びつけていくためにもアンケートの調査をすべきであるというふうに思いますけども、恐らく民間会社であれば、必ずこれ調査しますよ、絶対。そして、じゃあ次年度はどういった事業にしていこうかということで取り組んでいくと思いますけど、その点いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 夏祭り及びコンサートには、子どもの方から高齢者まで非常に多くの皆様が来場されております。そういうことで、このコンサートの内容をどのように開催するかというようなことは、先ほどの文化の薫り高いまちづくり実行委員会で毎年検討されているところでございます。10年以上にわたりまして年々活動されておまして、会の中にもノウハウが十分たまっております。音楽のジャンルは幅広く、年代によっても聞く音楽もさまざまでありますし、また個人の好みもさまざまです。そのような中から町民の皆様に喜んでいただけるよう毎年工夫を加えられまして、その決定にも委員会の方々も慎重にされていると伺っております。

議員のご提案のアンケートをとるとということも一案であるかと思えます。年齢、性別でさまざまな意見が出てくることが予想されます。また、だれを呼ぶかとアーティストを具体的にお聞きすると、なお一層意見はばらばらで千差万別になるかとは思います。そういったアンケートをとるにしても、いろいろ功罪がございますが、そういった課題も含めまして実行委員会において検討されていると、そういうふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 当日もさんさんコンサート、夏祭り、非常に来場者はふえてきております、確かに。その中で見てみますと、町内の方が果たして何割ぐらいいらっしゃるのかというふうにもいつも思って見てるんですけども、ああいった出入り口のゲートのほうに立っていますと、本当に知らない人がほとんどじゃないんですけど、本当知らない人ばかりですよ。だから、もうちょっと町内の町民の皆さんが祭りに参加していただくような事業としていただきたいというふうには私は思ってるんですよ。せっかく町のお金を使うわけですから、これは町民のための事業じゃないかというふうに思っておりますけども、課長どうですか、町民の方は何割ぐらい来てると思えますか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 私も調査をしておりませんのでそこはわかりませんが、そうですね。ちょっとわかりません。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） やっぱしこういった事業をするに当たっては、特に祭り、こういったイベントっていうのは町内の方どのぐらい来ているのか、どういう方面からお客さんが来ているのかというのを把握するのが当然じゃないかというふうには私は思いますけどもね。民間会社が催し

するイベントだったら、こういうことは絶対考えられませんよ。

今年またあるわけですから、今年ぜひアンケート調査でもしていただきたいが、いかがですか。どこから来ているのか、じゃあ何を楽しみにして来ているのかとか、ただ来場者がふえるからいいというもんじゃないというふうに思います。町内から町民の方がいかに来てもらっているかということが肝要かと思えますけども、ぜひ本年度はアンケート調査をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 今年の取り組みにつきましては、広報の2月号に掲載がしてありまして、両委員会ともいろんな反省点を抱えている点ということから、そういったことも含めまして引き続き検討されていくよう思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） ぜひ第1回目の実行委員会はまだあっていないかと思えますけども、この折に行政側から当然出席されますので、ぜひそういった提案をしていただくようお願いします。

それでは、⑤のプログラム企画等、一般公募してみたらどうかということではありますが、過去のプログラム等を見ますと、歌謡ショーの歌手以外はほとんど一緒に余り変化を感じられなく、新鮮味がないように感じられます。新しい発想あるいは企画を生み出すためにも、一般公募してみたらどうかというように思いますが、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） もう繰り返しになりますが、そういったことも含めまして、委員会のほうで検討されると思います。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 検討されますと思うんじゃなくて、ぜひ課長、町費を使っているわけでしょうが。されますじゃなくて、そういうふうをお願いをしてくださいよ。その会議の中にいるわけでしょ。ぜひそういった方をお願いします。再度お聞きします、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 企画、立案につきましては、実行委員会のほうから申請が上がってまいります。そういった内容の立場で、役場のほうは助言、指導をしていきたいと考えております。

○議長（吉村豊明君） 福島知雄君。

○9番（福島知雄君） 大会会長は町長なんですよ、でしょ。

（総合政策課長松本東亞君「いや、違います」の声あり）

大会会長ですよ。

（総合政策課長松本東亞君「夏祭りのほうです」の声あり）

夏祭りの大会会長は町長でしょ、ねっ、町長なんですよ、大会会長は。実行委員長が区長会

長と商工会長ですよ、でしょ。

(総合政策課長松本東亞君「はい」の声あり)

というふうに私思ってるんですが、もう少し上がってくればじゃなくて、行政のほうからも提案されませんか。こげんしたらどうですかとか、上がってくればします。じゃあ逆に言えば、上がってこなきゃ何もしないってということじゃないですか。もうちょっと前向きに取り組んでいただくようお願いいたします。

これ何度言っても同じような答えしか返ってきませんので、また次の機会に質問したいと思います。

⑥番目の事業決算書を広報きくよう等に掲載したらどうかということではありますが、時間も余りありませんので、どうですか、端的に答えてください。

○議長(吉村豊明君) 総合政策課長。

○総合政策課長(松本東亞君) 広報のほうは総合政策課のほうで担当しておりますが、広報に載せる行政情報というのは、どちらかといえば町民の皆様の生活に関する情報を、多量の情報がございます。それをコンパクトに30ページ前後にまとめまして毎月広報掲載してるわけがございます。菊陽町の予算におきまして、予算書、決算書等の書類的なものについてはボリュームもあることから、現在掲載をしておりません。ましてや他団体の決算書と申しますのは、その掲載は考えておらないわけがございます。しかしながら、町民の皆様がご要望があれば、その決算の内容については職員が説明いたしますし、また情報公開条例等の手続をとっていただければ、その書類はお渡しできますので、そういった観点で対応させていただいております。

以上です。

○議長(吉村豊明君) 福島知雄君。

○9番(福島知雄君) 今の答弁は閲覧に来ればわかりますよという答弁かと思えますけども、公開に当たっては条例がなければ条例は策定すればいいことであって、決算書を見たいときに町民の皆さんが、体の不自由な方、あるいは交通の便がない、車がない方が、どうしても決算書を見たいというときに、わざわざタクシーか何かを使ってこなくちゃいけないわけですか。そういったこともやっぱり考えるべきですよ。閲覧すればわかるでは余りにも町民に対して不親切じゃないですか。いかがですか。

○議長(吉村豊明君) 総合政策課長。

○総合政策課長(松本東亞君) 閲覧の事務的な手続につきましては、いろんな手続があるかと思えますし、必要であれば今おっしゃったような場所に出かけましてご説明をしたいと思っております。そういった意味のサービスについてはご配慮していきたいと思えます。

○議長(吉村豊明君) 福島知雄君。

○9番(福島知雄君) 課長、必要があれば出かけて説明に行くんですか。

(総合政策課長松本東亞君「はい、行きます」の声あり)

行くんですか。

(総合政策課長松本東亞君「はい」の声あり)

一々町民の方のところに説明に行くんですか。ちょっとこれ、重要な発言ですよ、今のは。対応できるんですか。対応できないことは言わないほうがいいんじゃないですか、ねっ。どうもその辺私はすっきりしないんですけども。課長、その辺確認しますよ。

それじゃあ要望があれば町民の皆さんのところへ出向いて行って説明するわけですね。

○議長(吉村豊明君) 総合政策課長。

○総合政策課長(松本東亞君) 情報公開条例の手続をまず優先させていただいて、代理申請等できるかどうかちょっとここでわかりませんが、そういった十分開かれている手続をご採用いただきまして、それでもできなくて、また住民説明等につきましては、10人以上の出前等の行政相談説明会等も開かれますので、そういった意味で役場としては対応できる形で対応していくということで、議員がおっしゃったように1,000人の方が1名ずつ説明に来いって言ったら対応できるかと、そういったことについてそれは現実論としては対応できませんが、そういった方向で見に来んと見せないというようなことについては、そういうことにはなっていないということを申し上げたいと思っています。

○議長(吉村豊明君) 3回目ですよ。

○9番(福島知雄君) はい。

○議長(吉村豊明君) 3回終わりました。

○9番(福島知雄君) 終わりましたか。

規定の3回の質問を終わりましたんで、この質問事項3番目についてはまた次回機会があれば質問したいと思いますので、松本課長、十分勉強しておいてください。

これをもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(吉村豊明君) 福島知雄君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時56分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(吉村豊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

石原武義君、一般質問を許します。

○3番(石原武義君) 皆さんこんにちは。

多数の傍聴いただきありがとうございます。精いっぱい頑張って質問いたします。

私は来月の4月22日で当選させていただき丸2年の議員生活を迎えるとしております石原武義でございます。この間、執行部に対して異議を唱えたことはございませんでした。しかし、今回この問題に対しては、軽々しく賛成するわけにはいきません。それだけこの問題は

きく、事は重大であります。

今、我が菊陽町は大きな問題を抱えています。それはご承知のように、中部小の建てかえの問題であります。

執行部行政側は、現地全面建てかえという結論であります。私はこの結論に至るまで、住民の考えが十分に反映されたのか、また施政方針で町長が強調されている住民参加の町政が、この中部小の建てかえの取り組みの中でどういう形で行われてきたのか、この2点を念頭に置き、前提にして具体的な質問に移らせていただきます。質問は質問席にて行います。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 私の質問通告書に沿って質問いたします。

まず第1番目に、初等教育はどうあるべきか、考えを問うとしております。教育長、お願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 教育長にかわって答弁したいと思います。

これまでの我が国の教育の流れから、初等教育は小学校教育であるということと理解させていただいております。小学校教育はどうあるべきかということについて答弁をさせていただきたいと思っております。

小学校教育については、法的に詳しく説明することは差し控えますが、どうしても小学校学習指導要領についての説明なしには答弁はできないように思っております。

議員もご存じのように、昭和22年の試案から現行の小学校学習指導要領まで5回の改訂がなされております。この改訂につきましては、社会情勢の変化、子どもの現状及び将来像等勘案して実施されておりますので、授業時数、指導内容等が改訂のたびに変遷してきております。

さて、昨年3月に新しい小学校学習指導要領が告示されました。平成21年度、来年度から移行措置に入り、平成23年度から完全実施となります。この学習指導要領改訂に向け、中央教育審議会では答申がなされておりまして、それを簡潔に表現するとすれば、生きる力をはぐくむこと、この理念は現在の学習指導要領と変わらないということとでございます。ですから、小学校教育はどうあるべきかという質問に端的に答えるならば、生きる力をはぐくむことであると言えるように思っております。

具体的には、確かな学力を子どもたちに身につけさせること、子どもたちの豊かな人間性をはぐくむこと、そして子どもたちにたくましく生きるための健康な心身をはぐくむことなどが上げられます。これらにつきましては、従来から我が国で大切にされてきております知、徳、体の調和のとれた教育を行うこととほとんど変わらないと思っておりますし、このことについては普遍的なものであるというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 今おっしゃいました知、徳、体、これをはぐくむこと、これが一番重要で



あると。確かに私もそのとおりであります。しかし、そのためには何が必要であるか、私はよく学び、よく遊ぶ、これがまた一番必要ではないか、それがあってこそ知、徳、体が順調に発育すると私は思っております。この質問事項の1番目は学ぶこと、遊ぶこと、これが小学校の教育の両輪だと私は思っております。このことを私なりに申し上げまして、①は終わらせていただきます。

では②番、住民の意見は反映されているのかという質問事項に移ります。

学校の問題というものは、地域住民と最も関係が深いものであります。切っても切れない関係にあります。にもかかわらず、地域住民との説明会は1月23日中部小教職員説明会、1月23日PTA役員説明会、2月5日PTA、区長と説明会が各1回ずつしか開かれていません。それも現地全面建てかえを前提とした説明に終始していました。私に言わせれば、説明でなくそれは通告であります。直ちに説明会というのがそもそもおかしいと思います。その前に有識者、保護者、住民の方がそれぞれの立場で意見を出し合う、つまり審議が必要であり、その審議を通して基本的な方向づけをする、それが町長が施政方針で言われている住民参加の町政ではないかと思えます。

先ほど述べましたおのおの1回ずつの説明会を持って、直ちに3月議会において現地全面建てかえを前提とした予算の承認を求めるという方法が、どうして住民参加の町政と言えるでしょうか。初めから、言葉は悪いが逃げ切りセーフをねらったやり方としか思えません。申すまでもなく、教育は百年の計であります。ということは、最初の一步を間違えば、百年後まで悔いを残すということです。しかも、30億円近い費用がかかります。この大きな問題を住民の意見も反映させずして、言葉は悪いが独断専行的に事を進めるやり方、手続に私は大きな疑問を持っています。また、持たざるを得ません。

そこで質問に移りますが、有識者、PTA、住民、その他から構成される、仮称ですが中部小学校建設委員会、あるいは審議会なるものを立ち上げ、検討、審議されているのか、その点をお聞きします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 今のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、経緯を少しご説明させていただきたいと思えます。

中部小学校の問題につきましては、中部小学校の耐震診断から、ご承知のとおり耐震補強ではなく、建てかえが必要との診断結果でございました。これを受けまして、平成21年度当初予算では現在地での建てかえのための実施設計委託料等お願いしているところでございます。

しかし、この建てかえ計画につきましてはの説明会が今申されましたとおり、1月から2月にかけてということでおくれまして、私どものほうの作業が若干おくれましてために遅くなったことを、まずこの場をおかりしましておわびを申し上げたいと思えます。そういった中で説明会のほうには保護者、それから関係区長さん、それから元PTA会長さん等々にお集まりいただきまして、ご説明を申し上げた次第でございます。

それに基づきまして、今こういう提案をしているところでございますが、今議員さんがおっしゃいました建設審議会、仮称でございますが、そういうご提案をいただいておりますが、私どもの見解といたしましては、今回の中部小の建てかえの事業につきましては、冒頭申し上げました耐震診断によります耐震補強からの建てかえというところの取り組みでございます。耐震診断の部分から入ってまいりますと、やはりどうしても現在の中部小学校の校舎が補強できる部分、しかし補強でできない部分もございます。かつ大きな地震に襲われました場合に、その校舎が倒壊または崩壊する危険性が高いという状況でございます。そういう状況を勘案いたしますと、早急に私どものほうとしては耐震対策事業に着手をし、建てかえたいというのが強い思いでございます。そのために、今議員さんからのご提案いただきました審議会のほうにつきましては、今のところ検討をしておりません。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 診断の結果、建てかえが必要であると。そういうわけであるから審議会等々はする必要はなかったというような趣旨の答弁でございましたけども、耐震補強工事そのものならばそれでいいかもしれませんが、全面建てかえと来るからには、その現地でやるかほかの場所に新築移転するかは当然それは一番最初のスタートになる考えだと思うんですけども、そういうことをなくして直ちに説明会、それもまだ1回、それも現地建てかえというのを前提にした説明だけに終わってございました。そこでまた、質問に移ります。

住民の意見も聞かず、その場も設けずして直ちに建設に取りかかるということは、言葉は悪いが一方通行そのものだと思います。町長がお考への町民参加の町政とは、どういう手法、手続を念頭に置かれているのか、これは町長にお尋ねします。

それからもう一点、担当関係者どなたでも結構ですが、どうして検討委員会、あるいは審議会なるものを立ち上げなかったのですか。意見の集約をどうやってやるのですか。執行部の関係者だけの意見が住民の意見を反映できるとは私は到底思えません。ここにまたそもそもこの問題の出発点の間違ひがあると思っております。ちなみに、お隣の合志小学校では4年間かけて審議をやっております。校長も必ず出席し、各代表者が出席し、有識者も出ております。そして、4年間かけて民意を集約して今の立派な合志小学校ができております。ごらんに行けばわかると思いますけども、だれでもびっくりして感嘆します。それこそあちこちから視察に行ってもいいほどの教育環境施設でございます。

もう一度質問しますが、どうしてこういう一番必要な住民の意見を聞く、学校そのものが一番地域関連社会と密接に結びついているのです。どうしてそれを聞くことからスタートしなかったのか。もう一度お願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えをいたします。

実は先ほど申しましたとおり、耐震診断の結果が17年3月に出てきております。それから、

それに基づきまして、私どものほうでは17年度で中部小学校の基本構想の策定という作業をやらせていただいております。この時点で現在地での建てかえが3案、それから移転ということと新しい土地で建てたらどうだろうかとこのところの4案をもとに検討しております。A案につきましては、これはどういう案かと申しますと、現在地で全く今おっしゃられました補強と建てかえの部分だけで工事を済ませる部分、それからB案につきましてはもう少し広げよう、C案につきましては体育館まで広げようという、いわゆるこれが全面改築化になってくるわけですが、そういう案を私ども18年3月に大体策定いたしまして検討しておったんですが、今議員さんがおっしゃったとおり30億円なり20億円なりという巨額な金額になるということで、実は19年度になりまして職員のプロジェクトを発足させまして、どういったことでこの事業を考えていくかというところの検討をした次第でございます。

その議論の中で、やはり出てまいりましたのが、この事業はどうしても先ほど申しましたとおり、耐震対策事業で実施をする事業であるということ、中部小学校の場合、I s 値、いわゆる大規模の地震に襲われたときの建物の耐震上の数値をあらわす指標がございますが、これがI s 値と申しますが、この数値が0.3以下という数字になってきております。0.6以上では大規模な地震に襲われても建物につきましては崩壊あるいは倒壊する危険性は低いということになっております。文部科学省のほうは、今申し上げました0.6にさらに0.1上乗せをいたしまして、0.7以上になるようにというのが国の今の指導でございます。それに対しまして中部小学校は0.3を切っておりまして、0.28という状況でございます。これは大規模な地震に襲われた場合に非常に倒壊または崩壊する危険性が高い建物でございます。そういったことで、職員プロジェクトの中ではやはり何を一番優先して考えていくべきか、お金の問題だろうか。いや、敷地の狭さだろうか。いやいや、将来的に行われるべきかという議論をいろいろやったわけですが、その中で何を一番最優先に考えるべきかということにつきましては、子どもさんの命のとうとさ、命の大事さをやっぱり考えるべきではないか。そのためには、一刻も早くこの建てかえに着手すべきではないかというのが第1番目の結論でございました。これは実は中部小学校以外にもまだ耐震上問題がある学校がまだ現時点でも2校ほど残っておりますけども、その数値と比べましてもその数値よりもはるかに中部小の場合は低い、かつ崩壊の危険性が高いという状況でございます。これをやはり考えると、特に小学校ですので小さいまだ低学年のお子さんもいらっしゃいます。そうなりますと、命のとうとさ、あるいはけがをする、そういったことをやはり避ける対応を役場としても早急にすべきではないかという結論でございます。

次に出てきた結論というのが、やはり建てかえということになりますと、これからの小学校の状況を見ますと、中部小学校ご承知のとおり、中部小校区の人口がふえております。その中で中部小学校の児童数も年々増加をしております。どちらかというところ現時点でも既に中部小学校自体児童数がふえてきておりまして、教室数が若干現在でも不足をしているというのはちょっと行き過ぎかもしれませんが、非常に教室数が現状でも厳しい状況にございま

す。その状況を見ますと、現時点でやはり先ほど申しました悪いところだけを手当てをして建てかえ、補強をして済ませるということではやっぱり済まない事業だろうと。これからの児童数の増加を見ながら、あるいはそれに対応できる今回校舎の建設に入るべきではないかと検討すべきではないかというのは一つの方向性でございます。あわせて、やはり財政的な問題を勘案していくべきではないかというのが職員プロジェクトの結論でございました。

これを受けまして、平成20年3月で現在地を中心にして建てかえについて考えていこうということで、20年の当初予算で委託料をいただきまして精査をして、実は12月から2月にかけてのご説明会なりっていう形になった次第でございます。

その中で何で住民の方、あるいは意見をいただかなかったのかっていうご指摘かと思いますが、それは私どものほうといたしましては、これはやはり何よりも、大変申しわけないですけども、スピードを要求しているのではないかと。いつ襲われるかわかりません地震に対しまして、私どもが一刻も猶予はならない状態ではないかというふうに考えております。そのためには、少しおっしゃるとおり説明が足らなかった部分もあるかもしれません。ご指摘がありました合志小学校につきましては、何年かかけて検討された上でされたというふうなご指摘もいただいておりますが、合志小学校と大きな違いっていうのは何かということを考えてみますと、合志小学校のほうは、実はどちらかというところと老朽化に伴った事業ではないかというふうに理解をしております。これに対しまして、現在私どもが今予算でお願いしております中部小学校の建てかえにつきましては、これはあくまでも耐震上の問題をクリアし、子どもの命を救うという観点からの取り組み、事業でございます。そういう点で、今後改築等々の場合とはまた違うということをご理解していただければと思う次第でございまして、どうぞご理解、ご協力をお願いしたい次第でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） いろんな町の行政を進める中で、住民との対話を大切にしながら進めなければならないんじゃないかというご指摘でありますけれども、この件につきましては、まさにそういう住民との対話を大事にしていきたいというのは思っているわけではあります。今回のこの中部小学校の耐震工事の関係であります。ただいま課長のほうから申しあげましたように、この耐震工事というのは一刻も早く、もう子どもたちの命がかかっているということで、少しでも早く安全な環境を確保していくというのが非常に重要なことであります。そういった中で、私町長に就任しましてから19年度で職員の今申しあげました内容の検討委員会を立ち上げて、そして20年度の中でまた具体的といいますか、どのような場所等のこともありましたけれども、そこで教育委員会のほうに詰めのところをお願いしたところであります。

そういうことでありまして、地域の皆さんやいろんな学校の関係者の方、そしてまた議会の議員の皆様方にもこの説明する機会というのが非常に少なかったということでご心配をかけてるところでありますけれども、特に急がなければならないというのが、中部小学校の場合が、大

地震の場合にはすべて崩壊してしまうというような、非常に数値的にも厳しいところが出ているところであります。そういった中で、昨年10月には緊急総合対策を踏まえた公立学校の耐震強化の推進についてということで、県の教育長のほうから国の文部大臣のそういった文書もつけてあったところあります。そういうことで、20年度から24年度までの5カ年間でということでありましたが、それを1年早くして、23年度までには終われるようにというような、そういった推進のための通知も来ているところあります。

こういうような状況を踏まえながら、特に中国で起きました四川省の大地震によって、非常に子どもたちの命が亡くなったということで、この辺から国のほうの動きも変わりまして、文部大臣からの届いております内容にも、震度6強以上の大規模地震はいつでも全国のどこでも起きる可能性があるということで、耐震化を急がなければならない大変深刻な問題だということで届いておるところあります。

(3番石原武義君「町長、わかりました」の声あり)

そういうような内容で、その対応する時間といいますか、説明等の時間は少なかったかと思えますけども、施政方針の中でも出したように、教育委員会のほうから現地のほうでということの、ぜひ急ぎたいということもあって、私自身も一日も早く子どもたちを安全な場所に移したいという思いで施政方針の中でもお願いしているところあります。

以上です。

○議長(吉村豊明君) 石原武義君。

○3番(石原武義君) 今最初に大山学務課長、そして町長から答弁をいただきましたが、その中でご両人とも一刻も早く着手しなければならない、スピードが要求される。安全管理上これは当然であります。

しかし、耐震構造がないというのがわかったのは、先ほどの大山学務課長は17年3月ということ答弁されました。時間がない、時間がない、したがって一日も早く建設しなければならないということを金科玉条、大義名分として何度となく言われていますが、時間がないという答弁は時間をなくしてしまったということです。つまり、これまで何もしなかったということです。ということ自ら認めるということになります。時間がないから現地全面建てかえ、その結果、熊本でも例を見ない高層の校舎になる。過密都市ならいざ知らず、菊陽町は田園都市であります。

そこで、3回目の質問をさせていただきます。

現地全面建てかえに伴う諸問題は、次の③、④にいずれそこで述べさせていただきますが、5階建てになるこの現地全面建てかえについて、保護者や住民の方が十分な理解をされているのか、納得されているのか、どうして納得されていると確信が持てるのか、この件につきお尋ねいたします。審議会委員会も設立されてなくて、どこで住民の意見が反映されるのでしょうか。

○議長(吉村豊明君) 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 今議員さんからお尋ねをいただいたのは、現在私どものほうがご提案をしております内容が、中部小学校を現在地で建てかえを計画しております。現在地での建てかえ内容が一部5階建ての建物になるということでのご提案で各説明会、議員さん皆さん方も初めでございますが、ご説明をさせていただいております。今持っておりますプランで一部5階建てということでご提案をして、それに対して。

失礼いたしました。保護者とか住民には納得をされているかという点でのお尋ねでございますが、私どもが知り得る範囲という表現があるかと思えますけども、実はこの点、ある意味では私どもが心配をしておりました、構造上は一部5階建てと申しながら、実は入り口が通常の5階建てですと、5階まで上がったら外部へ出られるのは1階までおりるという行為になりますけども、実は今回私どもが提案しておりますプランは、1階と3階に出入り口がある。そこから外部へ出られるという構造でございます、一律な建物の5階建て、一般的な5階建ての建物ではないということでございます。これはどうしてそういうことができるかというところ、ご承知のとおり中部小学校につきましては段差がございます、その段差をうまく活用することで1階と3階に出入り口ができるというところの構造となっております。その部分がなかなかご理解されるかなあという点を心配しておったところでございますが、その点で私ども説明会等々をさせていただきまして、実は私どものほうの説明会が2月5日に保護者を中心とした説明会を開催させていただきまして、その出席者が約70名、その中で議員さん、区長さん等々除けば実際の保護者の方々は大体50名弱ではないかと考えています。50名前後ではないかと思っております。保護者が大体470名を超えておられるぐらいだと思いますが、その中で1割弱の参加しか参加者がいないということで、私どもの提案が本当に周知ができたのか、あるいはわかりいただいたのか、あるいはどうなのかというのを大変私ども実は心配をしておりました。これは参加者が少ないということは、ある意味私どものほうに後日お電話なり、あるいは来庁されてお聞きになる方が多々あるのではないかとということで、かなりそのときの対応につきまして検討しておったんですけども、その部分では実はお問い合わせは少なかった状況でございます。そういうことから、現在私どものほうでは周知をされたというふうな理解をさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） まず、全面建てかえをするならば、まず現地ですか移転するのか、そこからのスタートの論議が必要じゃないんですか。その辺の論議もせずにして、いきなり現地で全面建てかえにする。そして、5階建てになる。これも周知してもらっていると。私が知っている限りは、ほとんどの方が5階建てには反対されております。小学校が何で5階建てでしないといけないのか。5階建てにしても敷地は広くなりません。児童数がふえるから5階建てにすると、それは苦肉の策で仕方がない。しかし、敷地校庭は広がりません。これが大きな問題であります。そういう大きな問題は除外して、ただ耐震性だけを問題にして5階建てにすると

いうのは、非常にこれはまた論理も飛躍した勝手な論理であるかと思います。ということをしり上げまして、③の中部小の抱える根源的な問題は何かに移ります。

中部小の抱える根源的な問題は2つあります。

1つは耐震性の問題。これは17年3月の調査で明らかになったということですね。他の一つは敷地が絶対的に狭いということです。

菊陽町には6つの小学校があります、ご承知のとおり。その中で中部小が児童数は一番多く、逆に敷地が一番狭い。この現実から当然ながらいろいろな問題が現に生じています。この問題も同時に解決しなければなりません。ここがポイントだと思います。執行部は耐震性の問題だけを取り上げ、5階建ての現地全面建てかえという結論のもとに進んでいます。確かに耐震性の問題は解決されるでしょう。しかし、敷地が狭いという問題は、ここに校舎がある限り少なくとも60年から前後は解決されません。ここに現地全面建てかえの致命的な欠陥があると私は思っております。であるならば、耐震性だけに問題を絞り込むべきではなく、この建てかえの問題は教育環境全般の問題としてとらえ、検討し、総合的に判断しなければならないと思います。

また、現地全面建てかえの場合、現地にしようが他の場所にしようがいずれにしても30億円近い費用が必要であります。ならば、先ほど述べました2つの根源的な問題、1つは耐震性の問題、1つは敷地が狭い問題、この問題を同時に解決できる方法、つまり他の場所での全面建てかえが最も合理的な結論となります。

少々長くなりましたが、私の見解を要約しますと、まず中部小には耐震性の問題と敷地が絶対的に狭いという問題が共存しています。しかし、執行部の結論である現地全面建てかえにおいては、敷地が狭いという問題は解決されません。しかも、現地建てかえの場合においても、他の場所での建てかえの場合においても、ほぼ30億円近い費用を要します。ならば、耐震性の問題も敷地が狭いという問題も同時に解決できる他の場所での建てかえの建設が最も妥当であるという結論になります。

ここで質問いたします。

以上が私の見解でございますが、この見解についてどうお考えになりますか、お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えをしたいと思います。

耐震につきましては、ご承知のとおり議員さんと意見が一致するところだと思います。

他の場所についてということも、実はプロジェクトの段階から、あるいはそれ以前から検討させていただいてるところでございます。移転につきましては、ご案内のとおり町民グラウンドが一つ候補がございますし、あるいは新たな土地での建設ということでのパターンも検討いたしまして、私ども5つの案を説明会の際の資料も要約版という形ではございましたが、5つの案を提示する中で移転ではなく現地でというお話をさせていただいたと思っております。

す。

移転の中で考えてまいりますと、私どものほうはどうしても新たな土地の場合が、やはり用地取得等々に時間を要すると。小学校の敷地ですとやはり2万平米から2万五、六千平米までは必要だろうと。特に今議員さんからもご指摘ありましたとおり、中部小学校の敷地につきましては、同規模の小学校と比べますと1人当たりの面積も非常に低位な状況でございます。そういう状況からすると、確かに移転というの大きな考え方になるかと思いますが、今申し上げましたとおり、広大な土地を用地取得、それから造成をやって建築ということになりますと、やはり期間を要する点、それからもう一つ候補地と考えていました町民グラウンドにつきましては、こちらが2万6,000平米ほどございますが、この土地を私どもの学校建設用地としていただけて建てますと、それ自体建てかえのスピードは変わらず同じタイミングででき上がると思うんですけども、その後残りの問題が大きいと。大きな問題としましては、町民グラウンドが非常に現在生きた施設で、たくさんのご利用をいただいております。かつ、またナイター照明設備を持っておるといところが大きな魅力かと思えます。そういう意味で、大変いろんな行事を初め、スポーツ種目で使われております。

それともう一点、私ども耐震対策事業が終わりました時点で、次に施設関係で工事に入らせていただきたいというふうに今思っておりますのが、武蔵ヶ丘小学校、それから今度建てかえる中部小学校以外の小・中学校6校になりますけども、この6校が建てられました時期が昭和40年代後半から50年代にかけて児童・生徒数が増加いたしました時期でございます。この老朽化している部分を大規模改造、いわゆるリフォーム工事を想定しております、その中の一番初めに来るのがその菊陽中学校の校舎の大規模改造だろうというふうに理解をしております。そういたしますと、菊陽中学校の大規模改造工事のときに実は二、三年かかると想定しておりますが、そのときに仮設校舎が建つと。その仮設校舎を仮に運動場に建てますと、運動場がないと。中部小学校が町民グラウンドに建ちますとどうしてもその部分が窮屈になってくると。それはやはりできれば菊陽中学校の大規模改造のときに町民グラウンドは残して、町民の皆様にご迷惑をかけますけども大規模改造工事が終了するまでの間は、中学校の体育の授業あるいは部活で利用を優先的にさせていただきたいと、そういう思いもありまして、そういった総合的な課題というのを考えますと、町民グラウンドもなかなか難しいんじゃないかという点がございます。そういうことで、移転につきましてはなかなか厳しいというところでの現在地でございます。

現在地になりますと……。

(3番石原武義君「わかりました。時間の都合上次の質問に入ります」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 石原武義君。

○3番(石原武義君) まず、30億円近い費用も使って現地に5階建てを建てる。5階建てにして教育環境が改善されるのか、逆にマイナスになります。そして、このマイナスはそこに校舎が



ある限りずっと引きずっていくわけです。まず、そういうことを強く認識していただきたいと思います。

時間がない、安全管理上、一日も早く耐震性のある校舎にしなければならない、敷地が狭い、運動場が狭い、運動場が狭いから遊びの内容も制限する。これ現地5階建てにした場合ですよ、現地でやった場合ですね、そういうふうに進められていますから。遊びの内容も制限する、サッカーはだめだ、野球はだめだ、遊ぶ場所も制限するところお答えになっていますね。例えば、始業前、昼休み、放課後に分けてその運動場グラウンドの使用を学年ごとに振り分けて運用する。運動場が狭いことに対して今年の2月12日付の議員何名かの質問に対して、回答書の中で今のようなことを述べられています。花壇も設けられず、小動物を飼育する場所すらない。教職員や保護者の駐車場を設けるスペースにも四苦八苦していると。時間がないということは何もしなかったということです。その何もしなかったツケを向こう最低限五、六十年間にわたって中部小学校で学ぶ児童に押しつけることになります。今ここにいらっしゃる方の孫やひ孫の代にまでこんな押しつけをすることが許されますか。こんなことが許されていいでしょうか。どこに許される理由があるのでしょうか。狭い中で五、六十年間ずっとそこで学ばなければなりません、現地建てかえの場合ですね。今申しあげましたこの1点につき、だれでもが納得できる明快な答弁をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 石原君に申し上げます。

今何番目ですかね。

○3番（石原武義君） ③の質問になります。

○議長（吉村豊明君） ③。はい。

学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 敷地が狭いということでのご指摘でございます。

それにつきましては、私どももそういう決して広くはないという認識は持っております。実は体育、教科として行われます体育の授業で使います分につきましては、学校に聞きましても、また私の判断でもそうでございますが、全く問題がないということでございます。

それで、問題になってきますのは、昼休み等々に子どもたち600名が一斉に出て昼休みに運動場に入りますと、これはやっぱり難しいだろうということでの制限という意味でございます。子どもたち600名がすべてじゃあ運動場に行くかということ、そうでもない。図書館へ行ったり、あるいは体育館で遊んだりという分もあるでしょうし、これはどこの学校でもそうだといいことですが、運動場が広い狭いというのは関係なく、やはり遊びの制限をしている部分があると。それはたくさんいる中でもやっぱり金属バットを振り回したり、そういったことはするなよとか、あるいは幾ら子どもの数が少ないからといってもサッカーとかそういったほかの子が遊べなくなるじゃないかということで、そういった制限をされてる学校は事実でございます。私どもが今回ご説明をしておりますところは、そういった分とあわせて、それじゃあできない部分がもしあれば、縦割り班、きらきらタイムという形で中部小学校は運用さ

れておりますが、1年生から6年生までが一緒に遊ぶような形でのやり方で例えば運動したらどうだろうかということで、ご指摘のとおり、全く制限がない状況ではないんですけども、しかしじゃあ全く遊べないかということではないんじゃないかということで、授業等々については全く問題がないというところでの判断でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） ④番目、4階建て、一部5階建てになるが、教育上の問題点についてへ移らせていただきます。

小学校の教育で一番重要なこと、言いかえれば一番心がけなければならないことは、よく遊び、よく学ぶということです。このことが児童にとって心身の健全な発育に最も必要なことです。それは先ほど最初の質問に対して教育次長が答弁をされております。私もそう思います。

したがって、子どもはよく学び、よく遊べるような、そうした場を与えてあげなければなりません。4階建て、5階建てにすることは、ただ単に黒板と机さえあれば教育はできるといった単純な発想の産物でしかありません。小学校は塾ではありません。4階建て、5階建てになれば、子どもは気軽に校庭に出られません。一日の大半を教室という閉ざされた空間で過ごすこととなります。その結果どうなるか。ストレスがたまります。最近の子どもはそれ塾だ、それ習い事だと日ごろでもストレスがたまっています。さらに追い打ちをかければどうなるか、発散のためいじめが生じます。よく遊び、よく学ぶということが、小学生に対しては教育の両輪であります。4階建て、5階建てにするということは、子どもから遊びの場を奪ってしまうことです。教育の場をもってこれに逆方向に走らせております、5階建てはですよ。私はそう思っております。それが一番の5階建ての問題点であると私は思っております。

大山学務課長、5階建てにして何の問題もないのか、一回5階建てにしてしまえば、少なくとも向こう五、六十年間はこういういろんな問題が、グラウンドが狭い、それから5階建てにした場合どうなる、そういう問題点を五、六十年間引きずるんです。どうお考えでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 今議員さんのお考えをお聞きしましたけども、今おっしゃられたように小学校の教育を考えた場合に、子どもたちにとって遊ぶということは非常に重要な活動であると思っております。

例えば、たくましい心をつくるとか、体をつくるとか、それから友達とのコミュニケーションを図るとか、異学年集団での交流を図るとか、そういうことにおきまして非常に遊びは欠くことのできない活動だというふうにとらえております。

校舎が4階、5階建てになった場合、子どもたちが学習する場である教室が上の階になればなるほど、今みたいに遊びの時間は確保できなくなるというのは私も当然のことかというふうに乗っております。しかしながら、校舎が4階、5階建てになったとしても、教室、いわゆるホームルームをできるだけ低い階に位置づけるとか、それから学校の日課を工夫したり、例え

ば休み時間の割り振りを変えとか、そういうことを実際学校で行っているところは結構あります。例えば、2校時の休み時間を20分にするとか、昼休み時間を45分にするとか、そういった学校は実際たくさんございます。そういったことで解決はこれできるんじゃないだろうかなと私は思っております。

それからもう一つ、学習ということですが、学習は黒板を見てする学習だけではもちろんございません。図書室も完備しますし、パソコン室等も完備されます。ですから、学習の場っていうのはたくさんございますので、それは学校、職員、もしくは学校の運用次第で変わってくるものです。固定化されているものではございません。そういうことでご納得いただければと思います。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） これは素直に納得できるようなことではありません。校舎は広くしたことにこしたことはありません。この負の部分に常に五、六十年間最低でも背負っていかなければならないと、そういうことは大変子どもたちにとってはむごいことでもあります。

時間もありませんので、今度は4階建て、一部5階建ての安全性についてへ質問を移らせていただきます。

5番、地震に対する安全管理、火災に対する安全管理。7番、常時使用となるエレベーターの安全管理について、これ一括して質問いたします。

耐震構造があるから5階建てでも大丈夫だと、それはそれなりの設計をしておりますから大丈夫でしょう。しかし、大きな地震が来た場合は倒壊はしなくても大きくひどく揺れます。そのときに、小学校6年生でも何歳ですかね、12歳、パニックも起こさず平然として教室にずっとおれるのでしょうか。もう一つ、火災が起きたときはどうなりますか。これまた同じであります。一瞬にして逃げられません。こういう問題を、特に火災の問題は校舎がある限り、少なくともかなりの年数になりますね、常に毎日こういう危険を背負うことになります。それでも、そういうことはない、大丈夫だ、5階建てでいったほうがよいという考えになりますか。また、エレベーターがあります。エレベーターはこういう非常なときにはストップします。そしてまた、使ってはならないことになっております。先日の答弁書の中にも書いてありましたが、質問書に対する、非常のときはエレベーターを使うから大丈夫であるというようなことを答弁されておりますが、これは全く逆のことです。非常になったら、エレベーターも使用できません。身体障がい者がそこにいらっしゃったらどうなるか。到底できることもできません。私はこういう安全管理の面から見ても、地震に対しては倒壊しないから安全だという論理は、火災や地震の大きな揺れ、それからエレベーターの問題は今小学校で一番事故が多いのはエレベーターの問題と言われております。これも常時発生する危険があります。こういうマイナスの部分に背負って、50、60年間もこれでいいんだらうかと私は甚だ疑問に思っておりますが、大山学務課長いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 今のお尋ねは、すいません、5番、6番、7番のまとめてっていうことでよろしいでしょうか。

（3番石原武義君「はい」の声あり）

まず、エレベーターの点でございますが、エレベーターにつきましては、私どものほうからの説明でちょっと今確認したかったんですが、私どもが非常時にエレベーターを使うようにということで想定をしておるといふ説明はさせていただくことはなかったんじゃないかと思いません。私どものほうでは、非常時、いわゆる地震、火災等々の場合には、エレベーターを使用しないと。階段で避難するということで考えておりますし、各学校もそういう形で運用しているので、その点は私どもはそういう説明をした記憶はございませんので、ご確認いただければ幸いです。

それから、最初の話に戻りますけども、耐震上問題なくて、パニックが起きたときどうするのかということでございますが、大地震の場合これはもう想定できないわけでございますが、建物は崩壊しない、しかし常日ごろから学校のほうでは避難訓練等々されております。避難訓練をされておられますのが、今の中部小学校では3階建てでございます。他の小学校も2階、もしくは3階建てでございます。今回私どものほうがプランとしてご提案しました部分は、一部5階建てではございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、出入り口が通常の一般的な5階建てと異なりまして、1階と3階にございます。ですから、5階にもしいた子は、5階は特別教室等々でふだんは余りいないと思うんですが、3階、4階とは思うんですが、5階にいても5、4、3までおりてくれば出られます。ということは、通常の3階建ての校舎と一緒にございます。2階、1階、もう一つは1階にございます。2階の子は1階にいれば外へ出られますが、2階は回廊でつながっておりまして、外へまた出れるということで、そういった部分で危険性につきましては、十分配慮できるのではないかと、あわせまして、建物の建築基準法に照らしました耐震性、防火性能を持たせるということになりまして、火災につきましては、各階に火災報知機を設置することになります。したがって、避難の際は今申し上げたような形での避難と同じ形になるかと思えます。もう一つ……。

（3番石原武義君「わかりました」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 石原武義君。

○3番（石原武義君） 何かの場合は5階、4階、3階までおりてくれば大丈夫だと。火災の場合は一瞬にして煙が上のほうに流れていきます。5階、4階、3階までおりてくる間に、一瞬にして煙に巻かれます。つまり有毒ガスにまかれます。大変これが一番危険であります。そして、エレベーターを使わなくて、廊下へ出れば大丈夫。廊下はそれこそ将棋倒しになります。一斉に錯乱状態になっています。パニック状態になっております。そういうことをしても、廊下を使うから大丈夫だ、3階、4階まで、5階まで、5階から4階、3階までおれば大丈夫だということは、私は逃げ口上、まさしく詭弁にしか聞こえません。ということをおし上げま

して、私の中部小の建てかえ問題に関する一般質問を終わらせていただきます。

この問題に対しては、現地全面建てかえでは何ら教育環境は改善されません。新しい場所に新築移転し、広い校庭で伸び伸び生き生きと過ごせる場を与えてあげることが、将来を担う子どもたちにとって一番必要なことではないでしょうか。後世、後々の人たちから新築移転は後藤町長の英断だったと言われるよう、決断を強く促すものであります。

これで私の一般質問を終わります。なお、乱暴な言葉遣いがあったかもしれません。お許しください。

今日は傍聴席の皆様、傍聴大変ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 石原武義君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時8分

再開 午後1時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅田清明君、一般質問を許します。

○15番（梅田清明君） こんにちは。午前中と全然様子が違いますけれども、眠気を覚ますように元気いっぱい行いたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

それでは、通告に従って質問を行いたいと思います。

まず、定額給付金についてでございますけれども、今、日本は昨年9月アメリカの大手証券リーマン・ブラザーズ破綻で100年に一度と言われる金融危機と世界経済の急激な減速のもとに、日本企業を直撃しています。今回は大手企業、輸出企業が軒並みやられています、今後中小企業や下請企業に波及してくるでしょう。2008年10月から12月期の実績GDP国内総生産が年率12.7%減と、1974年の第1次石油ショック以来35年ぶりの世界同時不況でございます。今は世界各国が景気経済対策一本に絞って頑張っていくことが大事でございます。日本は第1次補正、第2次補正、21年度予算と総額75兆円の景気対策を打ち出しましたが、国会が国民のことは考えず紛糾し、法案がなかなか通りませんでした。アメリカはオバマ政権が今年誕生して、早くも72兆円もの経済対策が通りました。

日本においては、2兆円がばらまきだ、平成の愚策だと野党やマスコミの最低のコメンテーターが毎日のように騒いでおりますが、この2兆円は生活支援経済対策でございますので、全世帯を対象に1人当たり1万2,000円、18歳以下と65歳以上は1人2万円と、子育て応援特別手当第2子で3歳から5歳の子どもには特別手当として3万6,000円支給されます。子どもさんが多い家庭では、10万円以上になります。日本は人口1億2,700万人で2兆円はGDPの0.4%、アメリカは人口3億人で1,067億ドル、日本円にして10兆円弱、GDPに換算すれば

0.8%、日本の倍です。オーストラリアもGDPに換算すれば0.8%で日本の倍です。日本がばらまきだ、平成の愚策だと言うならば、アメリカやオーストラリアは日本の倍の施策を行っています。そのほかの国々も経済対策として直接給付を行っています、野党やマスコミがアメリカやオーストラリアを批判できますでしょうか。何もできないのが野党やマスコミではないでしょうか。

定額給付金の第2次補正が3月4日にやっと決まりました。その翌日には青森県西目屋村と北海道西興部村が全国で最も早く支給を始めました。6日には和歌山県北山村や兵庫県たつの市も給付を始めました。菊陽町には定額給付金事務費と一緒に5億5,620万6,000円交付されます。それと同時に、子育て応援特別手当が事務費と一緒に2,069万6,000円交付されます。どれだけ生活支援、経済活性化に役立つことでしょうか。私の周りの町民から菊陽町は定額給付金はいくらもらえますか、入学式までにはもらえますかとよく聞かれます。先ほどの答弁で、また今日の熊日新聞では4月28日ごろの支給予定と答弁もございました。何でもっと早くできなかったのか。3月いっぱいには最初の通知を出すことができないのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 定額給付金対策室長。

○定額給付金対策室長（松本東亞君） なぜ早くできなかったかということでございますが、ご案内のとおり、国会の財源手当の関連法案が通る見込みを考慮いたしまして、町の議会で補正予算に関連の予算を上げたところでございまして、その事務費の執行がその日以降でないと動かせないということで、3月6日から議会の承認を得まして、そこから封筒の発注、プログラムの正式な開発、そういったことをずっと今一生懸命やっているところでございまして、そういった準備のできた袋なり、それから申請書を各全世帯にお届けいたしますが、その袋の中に申請書を入れましてそれを郵送するという事務的な手続きがございますので、その申請書をお届けするのが4月の初めごろになります。その後、各世帯では申請書をご記入いただきまして振り込み口座の通帳、それをコピーをしていただきまして、それを返信用の封筒に入れておりますので、郵便を使って返信をしていただくと。その後届きますと、その口座番号を役場のほうでコンピューターに入力する作業があります。その作業が4月上旬に提出された方々の分については、2週間ほど一生懸命入力、チェックやりまして、金融機関に4月28日に申し込んで払うと、そういう手順になっておりまして、一生懸命急ぎましてもそういうスケジュールでございまして。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 急ぎましてもこのような手順とおっしゃいましたけれども、じゃあ西目屋村とか、早く3月中に支給するところは何か違反なことしたんですかね。前もって準備してやってるわけでしょ。菊池市も合志市も2月20日には臨時議会やって、定額給付金のそこ採決したりなんかして、菊陽町は何もしとらんじゃなかですか。何で勝手におくれたなんて言う

ですよ。よそが努力してるんですよ。今日の熊日新聞にも4月中旬というのが7つも市であつとるですよ。町じゃないんで市で4月中旬に支給できる、この町が何でできないんです。町長、私この問題2月からいらいらしとったです。なぜプロジェクトチームをつくってせんのですか。私は総務課長にも聞きました。総合政策課長、財政課長、商工課長、どこが担当するかわからんとですたい。プロジェクトチームをつくらんことには、先には進まんわけですよ。町長の言うことを課長が聞かないのか、課長が提言しても町長に届かんとか、それとも町長がしないのか、その辺もひっくるめて町長よろしく願います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま総合政策課長が申しあげましたように、菊陽町の場合は国のほうで正式に決まった後で議会のほうに提案した上で進めていこうということで、担当課といいますか関係課のほうからいろいろ話がありましたけども、そちらのほうを待った上でということでありましたので、今総合政策課長が申しあげたとおりの事務処理になっているような状況でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 先ほどの福島議員の質問をずうっと聞いて、3月1日に2名で対策本部を立ち上げたということだったですね。3月9日に第1回会議を開いたと。要するに、そういう事務作業をする人数は臨時職員を雇ったらどうですか。その分国が面倒見るでしょう。そういったことをわかつとつとにせんからいらいらしとるんですよ。町長の今の答弁じゃ納得でけんのですたい。もうちょっと今からでも臨時職員を雇って、3月末か4月の初めに支給できるようにしてくださいよ。何で4月28日、もう29日は祭日ですよ。5月の連休後しかできんとですたい。だから、4月中旬と4月上旬のその微妙なとこです、28日というのは。もう28日は5月の連休後ですもん。市ができるのに何で菊陽町ができないのかと。市ばかりで7市が4月中旬に支給するとですよ。何で小さい菊陽町が市よりもおくれにやいけんのですか。それは仕事をしてなかった、さっき石原議員のときに何もしなかったじゃないかと石原議員が言ったけども、確かにそのとおりなんです。ただその北海道の、青森の、それから2カ月もおくれるということはそれしか仕事をしなかったということですよ。給料をただでもらったということじゃなかですか。返還するぐらいの気持ちにならんと。その辺町長どうなんでしょう。もうちょっと頑張ろうと思えば、4月中旬には支給できると思いますよ。臨時職員も雇ったらいいんですけど。

○議長（吉村豊明君） 定額給付金対策室長。

○定額給付金対策室長（松本東亞君） 繰り返し事務の手順にいきますが、余り具体的な話になりますが、封筒の納品が3月22、3日ごろにしかならないもんですから、非常勤の方を多く雇っても、その後からの集中的な袋詰め作業になるんですよ。ですから、送り出しについては非常に非常勤の方の手配もやりまして、不足であれば役場職員を動員いたしまして、今申しあげた日をもう新聞等で公表しておりますので、これについては全力で守ろうというような体制で全

庁挙げてやろうと考えております。

それから、うちの場合5億何千万円というような金額でございますので、国会を通る前にそれだけのお金を用意するというは、やっぱり議会の手続をせずにそれだけのお金を用意するというのは、やはりこれは行政上の事務的にはちょっと無理ではないかというような考え方で、国会の動向を見ながら議会の補正予算に上げさせていただいたというようなことでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） もう3回かな。

○議長（吉村豊明君） 次へ進んでください。

○15番（梅田清明君） 納得いかんとですたいね。その封筒ができるのが3月の何日かというて、何で前にそういう作業を進めとかなったのかというのを私は質問しよつとですよ。

国会の何、よそはやってるのに何で菊陽町はおくれたのかって質問しよつとですよ。もう言われるのはもっともなことですたい。そりゃあもうそうかもしれんけども、よその町村が早いのに、何で菊陽町は遅いのかと私は聞きよつとですよ。もう一回いかんの。

○議長（吉村豊明君） もうだめです。

○15番（梅田清明君） 議長の許可がないので、次に移ります。

2番、3番です。ちょっと行きます。

プレミアムつき地域活性化券の支給についてと、3番、子育て応援特別手当の対象外児にも、町独自で支給できないかを一緒に行います。

今回定額給付金や地域活性化臨時交付金が第2次補正として組まれたのを期して、町として受け皿はどこなのか、総務課なのか、総合政策課なのか、財政課なのか、商工振興課なのか、私は当たりました。プレミアムつき商品券はできないかと、今回は印刷代からプレミアム金まで国が見るということで、こんなにいいことはないと話を持っていったが、商工会が取り組むかどうかと言われて、私は商工会に行きました。ちょうどそのとき商工会長が来ておられ、新聞の切り抜きを見せて、こんないいことはありませんよ、商工会長はすぐさま商工課長を呼んで、検討してもらうように言われましたが、何も全くない。5,900万円地域活性化対策交付金が来ているわけですよ。それを一切使ってない。地域振興券を、例えば今日の新聞にも10%、20%いっぱい載っておりますけれども、10%プレミアムしても5,000円券を4,000部つくったとしても2,000万円ですよ。それじゃあ5,900万円入ってる中から2,000万円入れればいいことなんですよ。町が出すわけじゃなかですよ。そういうことで早目に、2月の上旬に私は話を持っていきました。けども何の口もない。ただ自分たちが面倒かだけ、せんだけ。そんなら5,900万円何に使うたんですよ。そういったこともあって、なぜさっきだれかの質問で、商工会が言ってくればとかってあったですね。その辺も両方答弁ばお願いします。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。



○財政課長（實取初雄君） ただいまの質問のあった件の中で、交付金、あるいは国のほうからのお金があるというようなこととお話がありましたので、その件についてお話ししたいと思います。

この件につきましては、せんだっての議会の中で平成20年度の一般会計の第4号の補正予算の中に5,963万5,000円を計上しているということで申し上げ、また小林議員の質問の中でもどの予算に充てているかということでお答えした部分でございますけども、重複する部分がありますが、再度申し上げたいと思います。

ご存じのように、名称は地域活性化・生活対策臨時交付金でございますが、これは国の補正予算において生活対策における地方公共団体支援策として地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、全体で6,000億円が計上されたものでございます。

この交付金は、各地方公共団体が申請に基づいて策定いたします地域活性化・生活対策実施計画に掲載された事業のうち、一定の要件を満たします国庫補助事業の地方負担分、あるいは単独事業の所要一般財源の合計額に対しまして、計算方法としましては平成20年度の地方交付税における地方再生対策費の算定額を基本といたしまして算定されます交付限度額を上限といたしまして、交付されるものでございます。なお、交付限度額の算定に当たりましては、地域経済の疲弊が著しい団体、あるいは財政力の弱い団体等々の部分について配慮されております。

熊本県内の市町村への交付限度額といたしましては、新聞にも載っておりましたが、菊陽町が5,963万5,000円に対しまして、最高額といたしましては天草市の約13億円、最低額は大津町の交付なしということになっています。この辺もこの制度の一つの方向性があるというふうに見てます。なお、単独事業の場合には、この制度といたしましては平成20年10月31日以降に実施される必要な事業が対象ということであります。

そこで、本町における対応といたしましては、別途定額給付金事業がありますし、この制度が景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計の緊急支援として実施されるものであり、あわせて家計に広く給付することにより、消費をふやし、景気を下支えする経済効果を有することを目標としたものであること。もう一つは、緊急雇用対策などの雇用対策について早急に対応する必要性がありました。基本的な事項といたしまして、菊陽町の地域振興やまちづくりについては、基本構想の将来像に向けて各種施策を推進しているところであります。当該交付金の申請に当たっては、まず平成20年度におきます事業の進捗状況等を踏まえた上で、1つは3月定例議会に提案しようとする補正予算計上事業への充当、あるいは平成21年度当初予算要求事業の前倒しという方向もございましたが、年度末という調整の困難な時期でもありましたし、当該交付金が平成20年10月31日以降に実施される地方単独事業にも充当できるということでありましたので、国が示したメニュー、これはいっぱいございますけども、の中から安心・安全暮らしの実現のための事業を中心に充当したところでございます。

申し上げますと、具体的には平成20年、先ほど言いました補正予算に上げておりますが、子

育て支援及び安心・安全対策として、白鈴園の児童送迎用スペースを整備するための用地取得及び武蔵ヶ丘第2園の児童送迎用駐車スペースの整備、安心・安全なまちづくり等として、武蔵ヶ丘中学校の消火栓及び給水設備の改修、交通安全対策として、宮の上団地1号線及び武蔵ヶ丘団地4号線の整備、災害からの安全の確保対策として、新山4号線及び新山地区内排水路の整備、町民体育館の消防設備の改修、安心・安全な暮らしの実現と生活環境のまちづくり対策として、光の森地内のごみステーションの標識の設置、観光の振興及びまちづくり対策として（仮称）柳の堤公園の整備に充当いたしましたところでございます。なお、必要な事業については、補正予算に計上して町議会に提案し、進めているものは出てくるだろうというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（帆保 勇君） プレミアムつき地域活性化券の支給はということでございますが、これにつきましては福島議員からの質問で、給付に向けた地元消費を促すため独自のプランはということで、内容についてはご説明しております。

まず、全国の1,840自治体のうち472の自治体でプレミアムつき商品券の発行を公表しております。ほとんどの自治体が地域内での消費を促し、地域の経済の浮揚を図るための施策であると考えております。

先ほど福島議員の質問にお答えしました内容とダブリますので、ここでは省かせていただきます。福島議員の説明のとおりでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 福島議員のとき省くと、要するに商工会があのかぎりは取り組まなかったからということだったですかね、私はそう聞きましたけども。実際さっき財政課長が言われて、もう立派なことです。けども、その当時商工会会長が商工課長を呼んで、財政課長に行ったときはもうお金ないんですよ、そっちのほうに組んで。プレミアムしようと言ったときにはもう。だから、さっき一番最初に言いました、要するにプロジェクトチームをつくっとらんけん、何に使おうかという面々のあれでやっとするもんだけん、実際プレミアムをしようかって言ったときにはもう金がないわけなんですね。その当時やりとりしたときには、もう店が少ないから、余り大型店舗で効果ないと。店はガソリン入れるにも普通のお酒を買うにも、そりゃあ確かにジャスコとか行けば菊陽町の商工会にかなり入っておられます。結局一人一人がそのプレミアム券を使って、10%か20%になれば1万円で1万2,000円の買い物ができるわけなんですよ。町民一人一人のためにあるのがこのプレミアムで、商店街のためにあるのがプレミアムじゃなかですよ。そういうことで私は2月12日まで国に予算要望せんと金が来ませんよということで私はその前にそういう動きをしたわけですね。ところが、何のこつもなかったわけなんですよ。そうして、いつ臨時議会がいつあるのかというのが、それもない。3月入ってから菊池

市と合志市は2月20日に臨時議会して、もうやっとなるわけなんですね。それでこのプレミアムを今日の新聞ば見とったらもうあっちこっちで取り組んで、何で菊陽町でできなかつたろうかともう残念でたまりません。

これは結局は面々が対応しようるけん、課の範囲が限られてくるけんできんわけなんですよ。もうちょっと課長たちは反省していただきたいと思います。

さっき3番も一緒って言いましたので、一緒にもうここで聞きます。

3番の子育て応援特別手当の対象外児にも、町独自に支給できないかについてお伺いいたします。

これについても、担当課のほうに行って、課長はそのときおられなかったけども、国の子育て応援特別手当の対象外の児童、児童というよりも乳幼児といったほうがいいかもしれません。対象外の子どもに半分でもいいから支給できないかと言いましたが、検討されたのかどうか。検討しようにも課だけではどうしようもない、町全体で検討されたのかどうか。

2月27日の熊日新聞に八代市の地域活性化券発行と子育て応援特別手当の対象にならないゼロ歳から3歳児を対象に、1人1万2,000円の子育て応援すくすく手当を独自に設け、約2,300人に交付する予算を盛り込んだと載っていました。菊陽町もいち早くプロジェクトチームをつくっておれば、何らかの対応ができたのではなかろうかと思いますが、今からでも遅くはありません。早くプロジェクトチームをつくり上げてというよりも、プロジェクトチームができていいのかどうかと、その辺ですね。それと、子育て応援特別手当の対象外、外れた乳幼児に対しても、すくすく手当等を検討していただきたいというよりも、菊陽町独自に実施していただきたいと思いますが、これは町長のご所見を賜りたいと思います。

それと、商工課のプレミアムについて、さっき答弁されたと言われたけれども、支給も遅いわプレミアムもせんわと、もうどうも納得いかん。その辺はもう一度課長答弁をよろしく願いします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（眞鍋清也君） 子育て応援特別手当につきましては福祉課のほうで担当しておりますので、③の独自での支給ということで概要について説明を申し上げたいと思います。

この事業につきましては、平成20年10月30日に新たな経済対策に関する政府・与党会議経済対策合同会議でまとめられました生活対策に基づき定額給付金とあわせて国の平成20年度第2次補正予算に盛り込まれた事業であります。財源につきましては約600億円とお聞きをしております。

まず、目的でございますけども、厳しい経済情勢の中で多子世帯の子育てに係る負担に配慮し、平成20年度の緊急措置として幼児教育期の第2子以降のお子さんに対して手当を支給するというので、家庭における安心の確保を図ることを目的といたしております。

対象となるお子さんにつきましては、本会議にも質問がありましたのでお答えしたんですけども、3歳以上18歳以下、生年月日で申し上げますと平成2年4月2日から平成17年4月1日

までに生まれた児童が2人以上いる世帯のうち、第2子以降の就学前3学年、すなわち平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた児童であって、基準日において菊陽町住民登録をしている方または菊陽町に外国人登録をしている方のどちらかに該当する児童を対象といたします。

支給対象者は、基準日において対象となるお子さんが属する世帯の世帯主であって、菊陽町に住民登録をしている方、あるいは町に外国人登録をしている方のどちらかに該当する方を対象といたします。

この支給の基準日でございますけれども、平成21年2月1日時点における住民基本台帳上の住所地を基準として、市町村が支給するとなっております。それから、支給額については、対象となるお子さん1人につき3万6,000円ということであります。定額給付金と子育て応援特別手当の根拠となる2008年度の第2次補正予算の関連法、これは先ほどから話が出てますけれども、3月4日に可決成立いたしましたので、現在全国の市町村において支給事務が進められているところでございます。

さて、質問の対象外児にも町独自でということでの質問でございますけれども、この定額給付金事業については、国民の間でもいろんな賛否両論あっておるようでございまして、県内の状況を見てみますと、議員も言われましたように、熊本県南のある市が、八代市と言われましたので、八代市のほうで子育て応援特別手当の対象にならないゼロから3歳児を対象に、1人1万2,000円の名称が子育て応援すくすく手当というものを独自に設けまして、今回の補正予算案の中に所要の金額を盛り込んだと新聞で報道がなされております。この事業の内容をちょっと確認をしたんですけれども、この国の子育て応援特別手当が3歳児から5歳児までを給付の対象にしているのに対し、ゼロ歳児から3歳児まで、まあ何人もないわけです、そういったことで範囲を拡大したと。ただ、基礎児童といたしましては、18歳以下の子が2人以上いることを条件に支給対象者を3歳未満児であっても第2子以降の児童を対象としているということでもありますので、3歳未満児のすべての児童に支給されるものではないというふうにお聞きをしております。県内のほかの市町村を見てみますと、それ以外の市町村においての独自支援の情報の確認はできておりません。八代市だけかなというふうに思っております。

菊陽町として独自支給できないかという質問でございますけれども、21年度の一般会計予算を見ていただくとわかりますけれども、財源を確保するために今年度は財政調整基金を初めとした基金繰入金を約7億4,000万円、それから地方債の発行を約8億2,000万円、合計いたしまして15億6,000万円の資金調達を行った上で今回の21年度予算というのを編成を行っております。それから、基金の保留状況、21年1月末現在の基金の残高が約41億円であります。この平成21年度において、当初予算額どおり繰り入れますと、21年度末ということになりますと約33億6,000万円。これが過去さかのぼって平成10年3月を見てみますと、菊陽町の基金が約60億円ありました。12年間で26億円の減少ということで、非常に危惧するところでもあります。そういった中におきまして、子育て支援の充実を図るために本町におきましては、本年4月から子

ども医療費助成の支給範囲を小学校3年生から6年生までということで、これもこれから先ずっと補助していくところにもなります。このような先行き不透明な財政状況の中であって、本町でも行財政改革が進められていることから、子育て応援特別手当の対象外児に対する独自支援は、現在の財政状況では実行できないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 現在の財政事情ではできないと、そういうことじゃないかなあと思っておりましたけれども、それ、別にいいんですよ。けれども、私たち議員としてもいろんな新聞等を見て、他町村がやっておれば菊陽もできるんじゃないかと、それは要望はしていきます。けれども、できるでけんは執行部の判断によるかと思えますけれども、それはそれで結構です。ただ、さっきから何回も言っているけども、この定額給付金の4月28日はないですよ。もうこれは何とか町長、踏ん切って総力挙げてせめて4月中旬までにせんと、5月連休の後になるもん。その辺ば、よろしく願います。

時間がありませんので、4番の自治体による雇用創出に行きます。

自治体による雇用創出、何をどのように企画し、検討され実施されるのかと。働くこと、職があることは人間の生きる基本であります。これが脅かされているのが今日の社会状況でございます。

さっきとちょっと繰り返しますが、昨年の9月、アメリカの大手証券リーマン・ブラザーズ破綻で100年に一度と言われる金融危機と世界経済の急激な減速のもとに、日本企業を直撃しています。今回は大手企業、輸出企業が軒並みやられて、そのあおりを受けて下請企業が逼迫しております。GDP国内総生産が年率12.7%減と1974年の第1次石油ショック以来35年ぶりの世界同時不況でございます。今は世界各国が景気経済対策一本に絞って、頑張っていくことが大事でございます。

我が国においては、緊急の雇用対策として3年間で総額2.5兆円を設けて、職業訓練中の生活保障月額10万円とか、雇用調整助成金とかあります。中でも第2次補正自治体による雇用創出に4,000億円、21年度雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施するために特別枠として5,000億円設けてあります。当菊陽町としては、昨年の12月25日、緊急雇用対策本部を設置して実態調査を行われました。そして、町長の今年の施政方針の中で、緊急雇用対策として国が打ち出す緊急雇用対策に率先して取り組むこととし、積極的に展開してまいりますと述べられました。また、21年度には、緊急雇用対策事業とも連携したスクールパトロール隊による学校、保育園、幼稚園等で巡回、警戒、通学路の安全確保に努めると述べられましたが、3月の菊陽広報には非常勤職員募集総合案内、募集人員1人と載っています。自治体による緊急雇用対策で雇用する場合、ほとんど臨時職員か非常勤職員だと思うわけですが、菊陽町として緊急雇用対策、雇用創出のために何を考え、どのように企画し、検討され、実施されるのか、町長の見解、ご所見を賜りたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

お尋ねの件は、今般の金融不安に伴う人員削減等の雇用情勢の悪化に対応するための雇用創出に関する事項のご質問だと思いますけども、この件につきましては、今議員のほうからも言われましたように、昨年12月26日に町の緊急雇用対策本部を設置し、雇用実態調査等を実施し、今後の雇用に関する企業等の意向を把握するために、検討してまいったところであります。雇用に関する施策につきましては、国の政策によるところが大きく、末端の自治体における単独の対応というのは財政の問題等から見ても非常に困難なものもあるところであります。

そのような中で、本町におきましては、近隣の市町との意見交換等もしたところでもありますが、町の中で今進めておるのは、平成21年度の予算に計上させていただいておりますけども、財政課長のほうからも説明をしたところでありますけども、今議員が言われましたように、事業の内容としましては、スクールパトロール関係で755万円、これ総務課関係です、それから原水工業団地内の公園造林森林環境保全事業で456万円、商工振興課関係、それから町道及び法定外公共物劣化診断業務で450万円、建設課、の3事業を実施することにしておりまして、約20名の雇用の創出を図りたいと今考えているところであります。事業費は合わせまして1,661万円程度を予定しているところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 今町長の答弁で約20名、1,661万円ほど用意しているということです。

二、三日前の熊日新聞に大津町の緊急雇用のことが載っておりました。それによれば、15人ほど募集すると。これは昨日の熊日新聞で、熊本市の臨時職員のいろいろな職種、人数とか載っておりましたけれども、これは言っているものかどうかちょっとわからんけども、高齢者への配食事業などの自治体が応援ということが載っておりますけれども、これは社会福祉協議会で弁当の配食はしているわけですね。これから高齢化社会に突入、だんだんなっていくんですけども、やはりひとり暮らしとか、食事の宅配とかそういうのがこの臨時雇用対策で利用できないものだろうかと思っただけですけども、社会福祉協議会はちょっと離れていますので、その辺の兼ね合いもあるかと思っておりますけれども、町が全面的に応援していけば、そういった事業もできるんじゃないだろうかと思っておりますけれども、担当課長か町長か、その辺よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの件につきましては、新規事業の枠等が残っているかということもあるかと思っておりますけども、国のほうでもまた21年度で新たな対策を出されていくのがあるかと思っております。そういった中で、取り組めるものについては取り組んでいきたいというふうに考えます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 町長も施政方針で、国が打ち出す緊急雇用対策に率先して取り組むとし、積極的に展開してまいりますと述べられておりますので、どうかその点もよろしく願います。

そのほかにも、地域活性化支援として農業活性化、緑の産業革命とか、今度の地域活性化にいろいろ施策がございます。できるだけ早目に取り入れて、地域の活性化に努力していただきたいと、このように思います。

次に移ります。

環境対策について。

1、低炭素社会への町の取り組みはということで通告しております。

私は昨年今ごろ、原油の高騰が続き、ガソリンや灯油、重油等が史上最高値を記録し、国を挙げて悲鳴を上げていました。そのような状況下で、これはいかんと。地方から声を上げるべきだと昨年の6月議会で意見書を2つ提出いたしました。1つが地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書と、地球温暖化防止へ脱ガソリン、電気自動車開発研究促進を求める意見書、どちらも全員賛成のもとに可決いたしました。

そんなとき、昨年の11月14日の熊日新聞に国際エネルギー機関IEAは2030年の原油価格が1バレル200ドルを超えるとの予測を明らかにしました。そして、金融危機に突入し、世界的な経済の悪化で原油は1バレル60ドル前後に値下がりしているが、新興国の台頭で需要増を見込み、石油の安い時代は終わったと明言しております。

また、7月に北海道洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化防止のために2050年にはCO<sub>2</sub>削減を半減すると合意されております。今年誕生したアメリカのオバマ大統領は、グリーン・ニューディール政策を掲げて登場したことによって、世界が低炭素化の競争の時代に突入いたしました。

日本においても、20年度補正予算、21年度本予算に低炭素社会実現に向けた予算を組んであるが、今度の町の21年度予算で太陽熱温水器設置費補助金250万円、太陽光発電システム設置補助金120万円組んであるが、1家庭幾らの補助金なのか、何軒分なのか説明していただきたい。そのほか低炭素社会に対する取り組みはどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） それでは、低炭素社会への町の取り組みはということでお答えいたします。

本町の低炭素社会への取り組みといたしましては、昨年9月の定例会でも申しましたが、まず役場内の取り組みといたしましては、温暖化防止対策実行計画を作成しまして、事務及び事業に関し、温室効果ガス抑制を推進するため、材やサービスの購入や使用に当たっての配慮、その他事務事業を進めるに当たっても環境への配慮などを定めて取り組んできたところであります。また、アイドリングストップ事業所としての宣言を行い、庁用車にはアイドリングストップのシールを張り燃料の節約に心がけるようにし、また通勤時のノーマイカーデーを設け

て、環境への配慮と職員の低炭素社会への実現へ向けての意識の高揚も図っているところであり  
ます。そのほかにも、ごみの減量化、分別の徹底を行うために、要領を作成しまして取り組  
んでいますし、今後も低炭素社会の実現に向け、職員全体で取り組んでいくことが必要だとい  
うふうに考えております。

また、町全体の取り組みといたしましては、マイバッグを配布しましてレジ袋の削減の取り  
組みを始めてきたところでもありますけれども、このレジ袋の削減に向けましては、平成21年度  
末までには全国では22都道府県内の370市区町村でレジ袋の有料化が行われる予定でありまし  
て、全国的にはレジ袋の有料化の自治体がふえてきているようでもあります。

また、啓発活動といたしましては、1月に地球温暖化防止の講演会を実施しまして、各地区  
では9カ所、団体等では31カ所に出向きまして環境についての話をするなどの活動も行いまし  
て、先週は金曜日になりますけれども、南小学校で全校児童とPTAの皆さん合わせまして約  
140名一緒に温暖化防止の話をさせていただいたところでもあります。

今後の取り組みといたしましては、先ほど申されました新エネルギー対策としまして、家庭  
用太陽光発電システムの設置の助成事業や太陽熱温水器の設置の補助も行っていく予定であり  
ます。

ご質問がありました住宅用太陽光発電設置に対します町の助成についてということでありま  
すけれども、既にこのことにつきましては県内では4市町で行われております。導入事業費の  
予定といたしましては、本年4月からということで、1キロワット当たり1万5,000円で6万  
円を限度というふうに予定しております。

また、太陽熱温水器のほうにつきましては、設置費の5分の1程度で5万円を限度とするよ  
うな内容で今作業のほうを進めているような段階でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） これ関連しますので続けていきたいと思えます。

2番の低炭素社会の切り札に電気自動車を導入をと通告しております。町としてどのような  
事業を予定しているかと伺いましたが、課長から太陽光発電、太陽熱温水器に対しての補助金  
等伺いましたが、それはまた後で伺います。

私は低炭素社会の切り札に電気自動車導入をとしていますが、アメリカのオバマ大統領がグ  
リーン・ニューディール政策を提唱し……。

○議長（吉村豊明君） 傍聴の方に申し上げます。私語は慎んでください。

傍聴者の方に申し上げます。私語は慎んでください。

○15番（梅田清明君） 失礼しました。

オバマ大統領がグリーン・ニューディール政策を提唱し、ドイツ、イギリス、韓国など矢継  
ぎ早に独自策を打ち出しました。世界同時不況の様相を呈する中で、各国は経済の危機を脱す  
る道として環境を選んだと言えます。



日本も経済危機の今だからこそ大転換のチャンスととらえ、日本版グリーン・ニューディールを推進すべきです。そして、我が国が諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきだと考えます。

このようなときに、環境省は今年販売される電気自動車2車種20台を販売開始に先立って自治体に貸し出しました。その中の一つ、大阪府が今回環境省の次世代自動車等導入促進事業の一環として4台を借り受けました。車種は三菱自動車のマイ・ミーブと富士重工業のプラグイン・ステラの4台です。環境省の貸出先としては現在6自治体です。また、経済産業省は購入費用の助成のほか、電気自動車の普及に向けて充電設備の設備などに先駆的に取り組むモデル地域を9年度、いわゆる今年から指定します。菊陽町でも、電気自動車の普及に努め、全国に先駆けて環境省の貸し出しにチャレンジしたり、経済産業省の指定に名乗りを上げて、低炭素社会の切り札に電気自動車を導入していただきたいと思いますが、このことについて町長のご所見を賜りたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） ご質問のありました電気自動車の部分についてのみ、まずお答えしたいと思います。

この導入につきましては、第3次行財政改革大綱の中で低公害車の導入といたしまして、利用拡大に向けて購入やリースを検討していくということにしておりまして、また先ほど環境生活課長も申し上げましたが、昨年3月に決めました地球温暖化防止対策の具体的な取り組みの中でも購入に当たっての環境への配慮といたしまして、公用車につきましては環境負荷の少ない商品を積極的に購入または更新するよう心がけることとし、低公害車の導入に努めることとしております。ただし、公用車の効率的な利用によります保有台数の削減、あるいは適正配置に努めていくことも重要だろうというふうにも思っています。

今、お話がありましたように、環境省においては貸し出しという方策もとってきておりますし、また低公害車普及事業といたしまして、地球温暖化対策及び都市の大気環境改善のため、地方公共団体等が保有いたします車両への低公害車の導入を重点的に推進するのに必要な補助制度を設けておりまして、これは地方公共団体等が率先してその導入姿勢を示すことにより、おっしゃったとおりだと思いますが、地域における低公害車導入の拡大につなげるとともに、量産による価格低減や大量普及に弾みをつけるということを目的とされております。

この低公害車という部分にはいろいろございますけども、今質問では電気自動車ということでありましたので、この部分について申し上げますと、補助制度の中身でございますが、公営バスを除きます車両総重量3.5トン超の電気自動車につきましては、購入による同種の一般自動車の購入価格との差額の2分の1、またはリースによる同種の一般自動車のリース価格との差額の2分の1、さらに低公害車に改造する費用の2分の1。次に、車両総重量3.5トン以下の電気自動車につきましては、リースのみが対象で、初年度のみリース費用の2分の1が補助とされている制度となっております。

菊陽町といたしましては、確かに率先して環境対策に努めるというようなことが必要であろうかと思っておりますし、環境生活課を中心としまして、町全体の環境施策に取り組むとともに、町のほうとしても自分たちの分野の中で取り組める範囲でソフト面を中心に組み込んでまいります。公用車の部分につきましては、総保有台数の制限を図ることがまず第1点の課題であると思っております。その部分を抑えつつも、電気自動車を含みます低公害車の導入につきましては、コスト面、それから地球温暖化対策の両面から考察いたしまして、その導入について検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 時間がございませんので、質問はもうしませんけれども、今日の熊日新聞に電動スクーター増産、オーシャンエネルギーってもう読まれたと思います。その下に電気自動車研究会はこの県庁内に発足と載っております。私これ見て、わあすごいなあと思ったんですけども、こういう研究会に菊陽町から1人でも2人でも参加して、低炭素社会っていうか電気自動車化、こういうのを、職員にも得意と不得手といろいろあるかと思っておりますけれども、派遣していただきたいとこのように思いますので、どうかよろしくお願いします。

続きまして、3番の個人住宅用太陽光発電に対して、町の補助金を上乗せはできないかと。

先ほどの太陽熱温水器は設置費用の5分の1か上限が5万円、いわゆる50戸分で250万円予算化してあるわけですね。それから、太陽光発電は1キロワット1万5,000円、4キロワット上限が6万円、20世帯の120万円ということですけども、隣の大津町はたしか上限が太陽光発電は30万円だったと思います。すると、国が1家庭当たり21万円から25万円補助するわけですよ。1キロワット当たり7万円を補助、また整備する場合1キロワット当たり70万円以下のシステムが対象ということで、国が21万～25万円補助するわけですね。町が今度予算化したのは、それに上乗せしてするわけですかね。その辺をもう一度よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 国の助成事業につきましては、自治体の助成事業とは別に考えておられますし、町のほうといたしましても、国の助成事業とは別に行いたいというふうに考えておりますので、菊陽町の限度額で申しますと、1世帯4キロワットまでが限度になりますので6万円と、4キロワット設置した場合国の補助が28万円になりますので、合わせて34万円というような助成金になるというようなことで、整理作業を進めているところです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） その場合、普通国の補助金と歳入があって、支出のところから合計してから補助金としてやっとなすたいね。ところが、これの場合は町の補助金だけで、国の補助金はどこに申請したらいいんですかね。その辺はどうなっているんですか。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 国の助成事業につきましては、それぞれの県ごとに助成先が異なっておりますけれども、熊本県の場合は国の助成事業はテクノ財団ですか。テクノ財団のほうで助成事業の事務を受託されているようです。そちらのほうで国のほうの事務は進められません。町のほうは、当然町になります。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 今、課長の答弁というのは、テクノ財団が県一本で何か受けてやっているということ、できることなら町一本で何もかもできたら一番よかったですけど、問い合わせがあったときにはそのように申し述べたいと思います。

時間がございますので、保育園の民営化についてお伺いいたします。

町長は今年の施政方針の中で、「公立保育所はその従来の役目や位置づけについて大きく問われている時代となっております。このような状況下において、菊陽町行財政改革プランに基づき、菊陽町保育所運営検討委員会を設置し検討を行って、保育所運営委員に関する報告書を提言をいただき、20年度において公立保育所の一部民営化に向けて菊陽町保育所民営化検討委員会を設置し、民営化の手法、民営化の対象となる保育所の選定基準、引受法人の要件の整理等の検討項目ごとにガイドラインを示しながら検討しているところである」と今議会開会初日3月4日全員協議会で説明がございまして、近日中には検討委員会から報告書が提出されるだろうとございました。

それはそれでいいとして、私は17年の第1回3月議会でも保育園の民営化について一般質問しております。そのときも郵政民営化を筆頭に、民間でできることは民間に任せよう。地方でできることは地方に任せようと、一つの大きな流れでした。町が今度保育園の民営化に大きく動き出したことは大変いいことだと思いますが、民営化になると何がどう変わるのか、国庫補助金等の推移や想像し得ることの説明をしていただきたい。

時間がございますので、次に行きます。

認定こども園について。

最後に認定こども園についてですが、これについては何回も質問してきましたが、幼稚園と保育園の一元化、菊陽町のように人口が急増しているところ、待機児童が多いところ、親の働き方や子育てニーズが多様化して、既存の施設では対応しきれないようになってきていますが、幼・保一元化は文部省と厚生省と補助金の出どころが違いますが、合同会議を行って、最近では幼稚園と保育園の垣根を越えた認定こども園を緊急整備するように、国が第1次補正に約100億円用意して保育園緊急整備に定員1万人分を助成しますと。また、認定こども園緊急整備、国、地方による幼稚園、保育所の枠組みを越えた総合的な財政支援を行うことにより、認定こども園の緊急整備を実施し、また2次補正、21年度予算で約2,500億円設けて、そのうち約1,000億円を安心こども基金、子育て支援サービスを緊急整備、そして15万人分の保育所等の整備と予算化されています。

そして、事業概要は、平成20年度から22年度まで、配分方法は児童数や待機児童数等によ

り、各都道府県の配分額を算定し、配分するとなっています。都道府県から市町村への配分方法は、地域の実情に応じて都道府県から管内市町村と協議を行い、おのおの決定するとなっています。

今、国が経済対策のために予算までつけて推し進めているのに、最大限利用すべきであると思いますが、認定こども園の整備について、町長のご所見を伺いたいと思います。

時間がございません。あとはまた個人的に伺いますので、私が今言ったことはよろしく頭に入れていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 梅田議員に申し上げます。

時間が来ましたので、その辺で終了してください。

○15番（梅田清明君） 終わります。

今回は75兆円に絞って一般質問いたしました。今後も少しでも町民のためにをモットーに頑張っていきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時10分

再開 午後2時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

芝和長君、一般質問を許します。

○5番（芝 和長君） 皆さんこんにちは。光の森地区から出ております芝でございます。

私は3項目質問事項を通告しております。その前に、私の小さな町への貢献をちょっとお話をしたいと思います。

といいますのは、余り大きいことはできませんので、本当に一町民として協力をできるのはどうということかということを念頭に置いて日々暮らしておりますけれども、今環境問題が非常に浮上しております。それで、町の協同組合である焼却場の建設問題等が取りざたされておりますけれども、そういう観点から環境生活課のほうの補助をいただいて、生ごみの焼却施設を買って、それで半額町から助成をいただきました。それで、金額はたしか5万4,000円だったと思いますが、その半額を助成をいただきましたのでこれは大いに助かりましたけれども、成果としては非常に微々たるものです。今まで30円のごみ袋を週2回使って出しておりましたが、現在は一回り小さい20円のごみ袋が少し余ります。その差は10円ですけれども、これを町の全世帯がこういうふうな感じで協力をしたら、相当な金額になると思いますし、ごみの減量はそれ以上の効果があるんじゃないかなというふうに考えております。

私たちは常に自分の生活、いわゆる根拠である町、この町に個人としてどれぐらい協力をできるのかというのが、やっぱり日々考えて行動するべきではないかと思います。ほんのこれは

金額的には1回10円の差なんです。しかし、これが3万5,000人の町、いわゆる1万二、三千の世帯がそういうふうに協力をしたら、焼却炉の延命ももっと延びるんじゃないかなというふうに考えます。これは本当に小さなことですが、私の生活の信条としてやっておりますことを報告をいたして、次の質問事項に入りたいと思います。

1番目は中部小学校建てかえに伴う教育施策について。2項めは光の森地区の公共用地の整備について。これは多目的グラウンドでございます。それから、3項めは武蔵ヶ丘中学校の校庭整備について。項目はそれぞれ通告に従ってありますので、省略をします。

それでは、細部は自席でいたします。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 第1項めの中部小学校建てかえに伴う教育施策について。

細部の第1項めは、学校教育に対する考え方について。2項目ありますので、あわせて見解を述べていただきたいと思います。特に小・中学校教育をどのようにとらえているか。それから、義務教育における行政の役割についての見解を町長にお願いをしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

（5番芝 和長君「ちょっといいですか」の声あり）

はい。

○5番（芝 和長君） 町長のほうにちょっとお尋ねしたいんですけども。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 義務教育における行政の見解ということでありまして、教育委員会というものはどういうものかといいますと、これにつきまして地方自治法の中、それから学校等の場合につきましてはまたそちらのほうの法律に従っているところでありますけれども、この義務教育施設整備につきましては、教育委員会の所管ということになっているところであります。そして、町の立場といいますのは、その施設整備についての予算の措置、執行、契約関係っていうのが町のほうの立場ということになっております。そういうことで、教育委員会のほうで今回今日の質問のところに出ております中部小学校のことにつきましては、教育委員会の中で十分練られたものが私のほうに届いて、その中で一応は庁内の判断というところに対応しているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今答弁をいただきましたけれども、行政の長である町長は学校教育法に定められてるところに「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めなる場合を除いてはその学校の経費を負担する」というふうに定めてあります。それで、学校を建てる分については町長の責任であるけれども、それに至るまでの経緯は教育委員長の責任であると思います。

それで、中部小学校の建てかえの段階があると思いますけど、そのときの結審事項としてあると思うんですけども、そこでいろいろな選択肢を考えるのがやっぱり責任者である方々の

仕事だと私は思っております。それで、いろいろ私も勉強しながら資料を集めておりますけれども、学校を建てかえる、耐震だけの問題で出発した中部小学校の建設の発想ではないかなというふうに考えております。

学校を建てかえるにはいろいろな方法がやはりあると私は考えて、いろいろな先輩議員のご意見やら資料を集めて勉強をしました。それで、ここにありますが、エコスクールというコピーがありますが、これは環境を考慮した学校施設の整備推進という題で、文科省、それから農林水産省、経済産業省、環境省、これらの省が手を組んで実施をする学校建設の案であります。文科省はもちろん学校教育の基本的事項を推進すると思うんですが、農林水産省、経済産業省、環境省、これらはどういう組み立てで参加しているかということ、農林水産省は要するに木材の活用法、それから経済産業省は太陽光発電とかそういう新エネルギーとかそういうふうな分野で協力をする。環境省は要するにそれらの教育にマッチするいろいろなものについて協力をすると。地球温暖化防止の対策とか、そんなふうなものについてお互いに協力をしながら、エコスクール制度をやっていくということでございます。

耐震だけの補助金が3分の2、それから普通に建てれば2分の1は国庫補助になるけども、そういう観点もありますけれども、こういう補助金の活用を念頭に置いて、耐震だけの発想ではなくて、ここに書いてありますけれども、耐震性の確保など安全性の向上はもとより、老朽施設の機能改善を図りつつ、教育内容、教育方法等の変化や地域との連携、環境との共生、バリアフリー化、木材の積極的な活用など、さまざまな社会的要請を踏まえ、これに適切に対応するため、教育環境の質的向上を図ることが必要であるとうたってあるわけですね。それで、公立の義務教育の学校施設に対しては、文科大臣が施設整備を行うに当たっての指針を示しております。施設の整備の目標に関する事項として、耐震性の確保を図る整備、防犯対策などの安全性の確保を図る整備、それから教育環境の質的な向上を図る整備、それから4番目に施設の特性に考慮した教育環境の充実を図る整備、それから5項めに施設需要に応じた整備をするという、この中に先ほど私が冒頭に申ししたのは、3項の教育環境の質的な向上を図る整備の中にうたわれたものであります。これでいろいろ述べられておるとおりに、ただ耐震だけの発想ではなくて、熱エネルギー、その他子どもたちの教育に情緒を与えるビオトープと、そういうものも取り入れて総合的に学校の設備をつくるというのが目標であると思うわけです。

こういうことを考えないなら、5階建ての発想だけで進むわけですね。その辺が冒頭石原議員が述べましたとおりに、合志市の合志小学校、私は1回あの辺をうろうろして回って、小学校ができていて、いいなあと、外から鳥瞰をしてそのとき帰ってきたんですけども、建てかえの事業が進んでいる状況において、これはいかん、あそこへ見に行こうというふうに考えて、議員の皆さんと一緒に連なっていったわけなんです。それで非常に感激をして帰りました。そういうふうにして私が感激したから、子どもたちも結構感激してるんじゃないかなと思います。楽しく伸び伸びと授業を受けていた様子を見ながら、これはもっと中部小学校の建設については一考を要するんじゃないかというふうに思っただけです。

そこで、何回も質問事項に上がったと思うんですけども、検討委員会というそういうものを設置をして検討するという発想は全然浮かばなかったかということについてちょっと学務課長に伺いたいんですが、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 今芝議員さんのお尋ねは、中部小学校の改築計画に当たって、外部の委員さん方も入れての検討委員会をなぜ設置しなかったか、そういう考えは及ばなかったかというお尋ねかと思います。

それにつきましては、先ほど来ご説明しておりますとおり、今回の部分は耐震対策事業ということで動き出しております。これは中部小学校に限らずでございますが、平成17年度から武蔵ヶ丘小学校の耐震対策工事を既に着手して動いております。今回はすべての小・中学校の中で、耐震上問題のある学校の対応をとっていくという視点からの取り組みでございまして、中部小学校につきましては、ご説明しておりますとおり、どうしても耐震補強だけでは耐え切らない、いわゆる解体という部分が出てきます。それと合わせまして、子どもたちの児童数が増加している現状がございます。その中で、耐震の事業としての考え方がございまして、議員のご指摘のような検討委員会については設置をしなかった次第でございます。

なお、今先ほどもおっしゃいましたエコスクール等々の検討につきましては、せんだっての住民説明会の折にも保護者の方から今後建てる中部小学校の校舎の中にどういった機能を付与するのかというお尋ねもいただいております。この部分、それから今議員さんにご指摘を言っていたいただきました部分につきましては、この本議会で私どもがお願いをしております予算、実施設計関係の予算でございますが、これをご承認いただきました後、設計の中で検討させていただく形になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 検討を始めた段階において、我々はいろんな方面から検討しなくてはいけないと思います。物事については単一方向だけだったらもう外のことは見えない場合が多いわけですね。これと決めてしまえばもうそれを一直線に行くのみということで、例えばいい意見があっても、それは受け付けないというふうな状況に陥らないとも限らないわけです。人間万事神様じゃないんですから、万能ではないわけですよ。それらを補完する意味で、いろいろな人の意見を聞くとか、あるいは事象を見学するとか、そういう視野を広げていけば、自分のやっている仕事に対する認識が若干変わるんじゃないかというふうに私は考えるわけです。

それで、資料を調べると、平成9年から19年まで大体このエコスクールを活用したのが688校、この19年までに熊本県は一枚も入っておりません。20年度にたしか2校指定される予定ということで、九州勢も12校ありますけども、19年まで。この中に熊本県というのは一つも入っていません。

僕は教育に対する予算というのは、たくさんつけて子どもたちが伸び伸びと育つようにして

ほしいと常々考えております。なぜならば、我々の次の世代を担う人間ですから、子どもたちはそういう成長して、また次の世代に申し送るという活動をやるわけですから、伸びやかに、そして十分な知識、知力をつけて育ててもらいたいと思います。

それで、冒頭に私がたった10円の節約ですけども、これが何年かすれば、全町民がそれを協力してやれば、相当な額になるわけです。そういうことで、要するにそのほかのことでカバーをして、教育にはたくさんお金をかけてほしいと、そういうふうを考えております。

それで、持論としては私は子どもたちには自分の財産を分ける財産はないから、教育を十分に受けさせて、そして立派に自立できるようにしてやれば、それで私の任務は終わるんだというふうに考えて、そのように実行してきました。だから、教育というのはやっぱり社会生活の中では一番重要なものではないかなと。まして、その基礎はやっぱり義務教育の小学校、中学校で培われるものだと信じております。

そういうことで、教育現場の先生たちは大変苦勞されております。いろんな問題も今社会的に発生をしておりますけども、当事者である大人である我々がそれ相当の努力をして、その環境を与えるのがやっぱりベターではないかなと、そのように考えております。

それで、先ほど1項については町長に伺いましたので、2項めの施政方針の中で現在地に建設と表明されたが、それが最良の方策なのか、もう一回確認をしたいと思いますので、町長お願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 中部小の耐震に伴う建てかえの件についてでありますけども、これは施政方針の中でも申しあげましたとおり、教育委員会の中でいろいろ検討してきた5案の中から一日も早く安全で安心な校舎を子どもたちに提供することができ、そして敷地の面では広くないという点がありますけども、体育の授業等には十分対応が可能だということを聞いているところであります。

そういった中で、今回の耐震の関係でありますけども、国も県のほうからも昨年の6月の中国の四川省の地震でたくさんの建物が倒壊した映像等も放映されたところでもありますけども、その中で子どもたちが犠牲になっておる非常に厳しい現実というものが出たところでもあります。子どもたちが使う机、いす、それから教室、そういったところにいたはずの子どもたち、そして先生方も犠牲になられたということで、非常に地震の恐ろしさを感じたところでもあります。

そういった中で、中部小学校が非常に耐震関係では崩壊のおそれがあるということでもあります。学校の耐震対策事業というのが最優先で取り組まなければならないということで、これはもう武蔵ヶ丘小学校の場合は耐震とあわせて大規模改造まで整備した経緯がありますけども、とにかくあとの残ってる学校については、耐震を先に済ませて、そして大規模改造、いわゆるリフォーム関係のほうに入っていくというのがまた次の段階でそれぞれの学校に出てくるわけでもありますけども、そういうところで、県のほうからも、国のほうの文部科学大臣ですか、先



ほど申しあげましたように、そういった早く取り組んでほしいというような要望もつけたところで、20年から24年度までの5カ年間の計画でありましたけども、それを1年早く終えるようにということで、県から、国からのそういう要請があっているということでもあります。

そういうことでありまして、施政方針の中で学校というものは、児童が1日の大半を過ごす生活の場でありまして、校舎の安全が極めて重要であるということでもあります。一日も早く児童の生命を守り、そして身体を守っていくために今回この中部小について教育委員会のほうから報告のあった内容で一日も早く取り組みたいというところでの考えであります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 耐震ということで子どもの安全を第一に心配をされていることはもうもちろんのことですけれども、この前説明会で学務課長が示した建設の内容については、いろいろA案とかB案とかC案とかありましたけども、例えば新しい土地を求めて建設をするという内容については、もう既に検討されていないような状況ですので、そのところで私たちはちょっと疑問に思ったわけですね。なぜやらないのかと。その辺がちょっと私的には疑問に残りましたので、その辺学務課長いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

議員の皆さん方を初め、あるいは保護者の説明会の際には、私どものほうで検討いたしました5つの案、いわゆる現在地での改修案が3案、それから移転ということで新しい土地、それから町民グラウンドで建設するという5案の案をお出しをして、それにご説明をした次第でございます。

その中でも申しあげましたとおり、私どもが何を一番重要視すべきかという観点からの考え方でございます。それは繰り返しになりますけども、議員さんも今お話がありましたとおり、やはり子どもの命、身体、そういったものを守るというのが最優先にすべきであるということでございます。その観点から見ると、新たな土地というのはどうしても時間を要すると。これはスピード的に見ると、やはり新たな用地交渉、それから開発行為をとって、かつ造成工事が必要と。また、用地をいただきました場所次第によりましては、水田等々かの場合はひよっとしたら造成した後、1年ほど寝かせて地盤沈下がないような形にする必要があるかもしれません。その上での今度は着工ということになりますと、やはりかなり時間を要するところがこの新たな地の検討が進まなかった点でございます。

あわせて、私どものほうには国、特に文部科学省のほうでございしますが、先ほど町長が申しあげましたとおり、20年6月だったでしょうか、中国四川省の大規模な地震による被害をもとに、国も挙げて早急な取り組みができるよう種々法改正を行いましたし、また私どものほうにもそういった23年度目標に何とかすべてI s値0.3以下の校舎を持っている市町村については、早急に完成させると。かつ0.3以上のI s値であって、比較的0.3以下の倒壊、崩壊がないが、そのおそれがあるような校舎についても速やかに解消するよというご指導をいた

いております。それが今の国の、あるいは県の考え方でございまして、県のほうもせんだって熊日新聞の報道によりますと、県立高校を県もお持ちでございまして、ここも平成23年度に何とか完成させたいという報道もあつてるところでございまして。そういう動きでございまして、私どもとしてはやはり一日も早く安心して安全のできる校舎を提供したいという強い思いがございまして。

以上でございまして。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今の答えで私は余り納得しませんけど、耐震を考えてやるんだったらそれ以外に選択肢がなかったかもしれませんけれども、今年度の予算で認められた調査費の中に、そういう広い土地を求めるといような検討事項を発注するとかそういう方向は全然考えていなかったわけですかね。その辺が私たちはちょっと疑問に思うわけです。あらゆる事項について、マル・バツだけで事を済ませるわけじゃなくて、やっぱり実際に広い土地を確保する、その用地があるのかなのか。それから、それを買収するにどれぐらい時間がかかるのか。地耐力調査もやらなくてはいけないとか、そういういろいろな状況が浮かんでくるわけですが、それらを実際机の上で計算したのか、あるいは実際人を使って積み立てて調査をしたのかと。それでこれはもう時間的にどうしても間に合わないというふうな結論が出たならしょうがないですよ。しかし、もっと別なことを考えれば、600名の子どもを守るためには、僕はお金を惜しんではいけないと思います。じゃあその期間が2年あるいは3年と予定しておるのが5年になるんだったら、別にその間の安全を保障するために、新しいプレハブか何かの校舎をつくって、そこに生徒を移してやればいいわけですよ。そんな金を使うために一々惜しんどったら立派な教育はできませんよ。私はそのように考えております。だから、どうしても子どもたちの命を守るためには、お金を惜しんじゃあいけないと思うわけですよ。だから、5階建てという発想はどの辺から来ているのかなあと。それから、子どもたちを伸び伸び育てるための広い土地はないのか。

私はここへ来る以前は東京の千代田区4番町に住んでおりました。小学校が6番町にあるんですよ。家から大体100メートルぐらい。ここは地価——土地の価格です——熊本あたりでは3.3平方メートルぐらいで幾らというふうに表現されますけども、あそこは1平米ですね。1メートル掛ける1メートル、これが何百万円という査定なんです。それは、やっぱり一等地ですから、日本の中心地であつて、また東京の一番ど真ん中ですからそういう値段がつくけど、菊陽町はもっと土地がたくさんあつて、まだ単価が安いはずですから、その辺で余り新しい土地を買ったら幾らかかるとかそういう観念は別個にして、子どもたちの教育にはお金を惜しまないで、立案をしてほしいと私は思います。その辺いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 教育にお金を惜しむなということで、教育サイドに身を置きます私としましては、大変意を強くしているところでございまして。

ただ、現実にはなかなか難しいところもございまして、私どもだけで予算を使うわけではございませんで、いろんな部分で町の予算は大事に使われているところでございます。

その中で、私どものほうの事業が既に耐震対策事業だけでございますが、武蔵ヶ丘小学校3カ年工事でしたが、概算で大体10億円ほどかかっております。その後菊陽北小学校、これも大体アバウトな話で申しわけありませんが、手元に資料がないんですが1億円程度の金額だったかと思います。それが中部小学校で20億円とか30億円という議論になるかかと思っております。それが終わりました後、あるいは同時に、すいません、失礼しました。菊陽中学校も、武蔵ヶ丘中学校の耐震対策事業を行わせていただきます。それが引き続き、今度は先ほど町長が申しあげましたとおり、菊陽北小学校の部分につきましては大規模改造までやりますと期間がかかって事業費もかかるということで、菊陽北小学校のほうには耐震対策事業だけで終わって、あと少しの老朽化対策事業もございましたが、本格的な大規模改造事業というのはこれからでございます。この学校が、先ほど申しあげましたとおり、8校のうち武蔵ヶ丘小学校は既にリフォームが終わりました。それから、中部小学校につきましては今回の事業で建てかえということで終わってしまいます。残り6校につきましては、これがなお引き続き耐震が終わりました後も大規模改造が出てくる。かつ、また西小学校の増築等々の工事もまいっております。そういう形で計画的な執行というのが私どもに求められている部分ではないかというふうに思っております。

そういう意味で、議員さんのお答えになったかどうかはわかりませんが、現状はそういうところで、与えられた許可をいただきました予算の中で、精いっぱい努めさせていただいておりますし、また議員さんのご指摘にあったどういった機能をこれからの学校につけていくかという問題も、その中で機会あるごとにまた実現に向けて努力をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） いろいろ質問をいたしましたけれども、やっぱり最後に出てくるのはお金のことで、なかなか我々が言うとおりにはいかないかもしれませんが、建設資金については限られた部分があると思っておりますけれど、町の予算ではですね。しかし、先ほど私が提示しましたエコスクールというふうないろいろな分野から補助金が出るということの研究しながら、これは学校だけではありませんよ。そのほかの事業においてもいろいろ研究をされて、なるべく町のお金を使わないでベターなものをつくるというのがやっぱり実務担当者の仕事だと思います。

ずっと私が東京にいるときに、日本テレビを見ていて、今南阿蘇村になってますけども、久木野村の村長さんが非常に補助金の活用に練達をされて、要するにその研究スタッフを7名ぐらい置いていろんな施設をつくられたという番組が1時間番組で出ましたけど、名前は忘れましたが、こんな村長もいろいろ研究してやってんだなというふうにして、その当時は私もの

んきなたちですから、ただ見過ごした点でありましたけども、こうして議会の中に入ると、そういうこともやっぱりやっていただきたいなというふうに思います。

それで町の出費はなるべく小さく、それででき上がった効果は大であるというふうに物事を進めていってもらいたいと要望します。

以上で1項めの質問を終わります。

さて、次の2項め、光の森地区の公共用地の整備について。

これは多目的グラウンドのほうですけれども、今年の3月の議会で多目的グラウンドの利用計画について私が質問いたしましたけれども、そのときに予算が9,800万円、約1億円に近い高額な予算が通ったわけですけども、その当時総合政策課長がお答えになった当面必要最小限の施設整備を行うと。内容的には整地、雨水処理、表土の整備等というふうに言われましたけども、もうあれから1年たっておりますけども、この前の12月の補正予算で工事の金額を補正予算で繰越明許費として6,800万円。それで、この予算の中の9,800万円のうち3,000万円だけは帳簿上残ってるわけですね。それで、もう1年近くなるけど、私は毎日あの辺うろろろしていますけど、何にも変化が見えません。ふえるのは犬のふんだけというふうに思いますんで、それでこの辺で年度内にどのような整備を計画しているのか、これを明確にもう一回お願いします。

○議長（吉村豊明君） 総合施策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） お答えいたします。

今年の12月15日の議会で確かに繰越事業のご承認をいただきました。引き続き事務のほうは進めておりまして、でき上がりました設計書の積算作業や工事の発注方法、こういう不況下におけます工事の発注方法などを検討して取り組みました結果、このほど年度末の工事発注の見込みとなりました。

工事の内容は今議員がおっしゃいましたような内容で、できますならば事務的手続を経まして議会の最終日に仮契約の議案を提出させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今年度内にやるわけですね、確実に発注は。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） はい。繰越予算は21年度内で使うというようなことですので、21年度内で一応今回の当面の工事は完了させたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今僕が確認したのは、残りの3,000万円の使い道ですよ。6,800万円は21年度に使うわけですね、工事費として。だから、今年の3月31日まででどういう発注をするのかと聞いたんですよ。それを確実にやるのかということは今質問したんですよ。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） これは繰り越しのときも申し上げたと思いますが、工事費は一括で発注いたしまして、その約3割程度を3月中に実際お金を支払うと。工事は工期の問題がございますが、秋ぐちには完了すると。そういうようなことでございます。

以上です。

そして、完成後、完了検査をやりまして、残りの工事費は支払うというようなことでございます。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） いや、よくわかりませんよ。

だから、今年3月31日までにその9,800万円の予算を使った内容を発注するのかって聞いているんですよ。

○議長（吉村豊明君） 総合施策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 細かい話になりますとあれなんですけども、今度工事契約の入札をいたしますと、設計金額から若干の残りが残りますので、その予算額については追加工事等の新たなことが必要になってます。でも、全体的には繰越予算の発注というのは、お金の支払いとは別にしても、3月31日までは固まると思います。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（大山純一君） 今総合政策課長が申したことをちょっと補足してお話ししたいと思いますけども、予算が9,800万円ですけど、1億円としてちょっと考えていただくと、年度内に3月20日、ちょっと日にちまではわかりませんが、そのくらいに入札をいたします。業者が決まりまして、年度内に議会の議決を承認をいただいて契約になりますけども、年度内に1億円で契約できたとしましたら、業者に前払い金というのをお支払いしなきゃいけない。それが3割になります。ですから、1億円から3,000万円払ったら7,000万円が繰越予算ということになりますんで、6,800万円というのは、全体の予算の中から3割前渡金を払ってその残りを繰越ってというふうにこの前の予算はなっております。ご理解できませんか。

○議長（吉村豊明君） 3遍目じゃけん次へ進んでください。

芝和長君。

○5番（芝 和長君） 回答が9,800万円のことばかり言ようらんで、僕が聞いてんのは今年度中に、3月31日までに工事を確実に発注するのかって聞いたんですよ。それは、6,800万円は21年度内に使ってその工事をやる金額というのはわかっているわけですから、その発注を今年中にやるのかやらないのか、それを聞いているんですよ。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君にお尋ねします。

今②のところ意見を言っておられるわけですね。わかりました。

産業建設部長。

○産業建設部長（大山純一君） すみません、失礼しました。

議会の最終日になると思いますが、その工事契約案件が議決いたしますと工事発注とな

ります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） わかりました。

金のことばかり言われて、ちょっと勘違いされたんじゃないかなと思います。

それで、2項めの整備の完成までの工程をやっぱり青写真を示していただきたいんですが、計画をしたら、その計画が完成するまでの段階というのは幾つかに分けにゃいかんわけですから、その辺がなおざりにされると、いつ工事を始めて、どんなものが完成するのかというのがさっぱりわかりません。その工程の中には要するに住民、あるいは学識経験者の意見とかなんとか、あるいは町内の調整事項とかたくさんあると思うんですね。要するに、この多目的グラウンドがどういう形で完成をされるのか、その時期はいつなのか、それはどんな経過をたどっていくかという完成までの予定表を示していただかないと、ただ何となく配水設備をつくりました、とりあえず使えます。しかし、終わってみれば何ができるのかさっぱり途中ではわかんないと、住民に説明を私たちもできませんから。その辺の、例えば完成目標は10年後です。それでもいいわけですよ。それで、3年間は幾らぐらいの予算を使って、どんなものをつくる。5年目には幾らぐらいの予算を使ってどんなものをまたつくるといふうに、そういう青写真をはっきり示せるような状況に持って行ってもらいたいんですが、その辺課長どうですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） この施設が、繰り返し申し上げておりますが、一時的な整地工事というような位置づけでございまして、それは本格的にもろもろの工事の整備を付加しますと先行取得債の関係で繰上償還をしなければならないということを申し上げているわけございまして、今回第1段階としては、日中広場的な軽運動ができる形の整地を行います。その後につきましては、本来の多目的グラウンドとしてどういった施設が要るかとか、そういったのを皆様と検討しながら、それを財政状況の見通しのつく中で整備計画を立てまして、お金をかけて整備してかつその時点で土地の使用について償還が発生しなければその時期ということでございまして、今日ここでいつごろというのはちょっと詳細には答えられません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 償還のことを言われるけれども、それは10年間ですか。じゃあ10年間に完済をするという状況で工事の計画の予定を決めていくということではできませんか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） そういうことを前提に立てることもできるかと思いますが、その間に利用については今回はプロジェクトチームでおつくりいたしました、住民の方々のご意見を取り入れまして、そういう整備計画を立てたいと考えております。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） だから、例えば検討委員会を何年間やるとか、それではっきりしたこうい

うものを完成させたいというふうに計画する分については、何もお金も時間も要らんわけですから、やりなさいよ。そうせんと説明がつかないの。もう2年間でしょ、18年度の予算で買ったわけですから、もう2年間草が生えてるような状況です。それで、しっかり物事には計画がなきゃ何もできないわけですよ。その工程に従って作業をやるべきであって、その時々によって、あああれもやらにゃいかんだったな、これもやらにゃいかんだったなぐらいで事務処理をされたらかなわんですよね。そういうことで、一応計画を素案だけでもつくって、町の住民が納得するようにしてもらいたいと思います。

以上で光の森地区の公共用地についての質問は終わりますけども、次に3項めの武蔵ヶ丘中学校の校庭拡張について伺いたいと思います。

拡張工事はいつするのか。それから、2項めに整備計画を具体的にどんなことをやるのかということをあわせて質問をいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 時間が余りありませんので、少し早口になるかもしれませんが、ご答弁させていただきます。

お尋ねの武蔵ヶ丘中学校の校庭拡張でございますが、武蔵ヶ丘中学校の東側に隣接をしております土地約8,000平米につきましては、これは寄附を受けておりますが、最後の一筆の登記が完了いたしましたのが平成19年度末でございます。これによりまして、約8,000平米すべてが町の所有となっております。

この工事の時期でございますが、大体工事費が約2億円程度というふうに見込んでおります。現在学務課といたしましては、繰り返しご説明させていただいておりますが、校舎の耐震対策事業を最優先に取り組むということで考えておりまして、今の予定では23年度までに耐震対策事業の工事が必要な学校がすべて完了をするのではないかと、させたいと。その耐震対策事業のめどが立ったところに、今後予定されております先ほど来申し上げております大規模改造工事の部分、それから西小学校の増築等々、この拡張工事も合わせまして総合的な調整の上、実施時期を検討することになるのではないかとということで考えて、こういう時期ではないかというふうに考えております。ですから、具体的な実施時期につきましては、今のところ答弁は申しわけございませんが、できかねるところの状況でございます。

それから続きまして、②の整備計画を具体的に示せということでございますが、これにつきましては、現在実施時期は未定ではございますが、今想定しておりますのは、現在の使用できます武蔵ヶ丘中学校のグラウンド面積は約1万2,000平米でございますが、寄附面積約8,000平米と合わせるんですが、そのうちグラウンドの拡張面積となりますのは5,700平米程度でございますが、拡張後は大体1万8,000平米程度ではないかというふうに考えております。

整備計画の内容は、今のところ考えておりますのは、こうなるんじゃないかという決定ではございません。あくまでもプラン的な段階でございますが、既存のテニスコートは現在位置の変更はございませんけれども、野球、それからサッカーにつきましては、東のほうへ、この寄

附いただきました部分へ拡張する予定でございます。

それから、体育館の北側には職員駐車場が不足しておりますので、そういったのを整備をしたいというふうに考えております。それから、拡張に伴いグラウンドの雨水対策等々も行うためにグラウンドの計画高と申しますか、そういったところを調整をする必要があるなあというふうに考えております。また、バックネット等々、それからフェンスもそうですが、少し傷みが出てきておりますので、それもあわせてできればなと思っておるところでございます。そういうところの状況でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 計画は計画で変更するべきことはしていいわけですから、何もそれを恐れることは要りません。だから、当初の計画はこうだったけど、途中で状況が変わったからこういうふうに変更するというふうなことができるわけですので、それが絶対できないというわけではありません。だから、当面の目標としてはこういうふうに計画をいたしますというふうな目安をつくっておくべきであって。

学校長の話じゃとこういう青写真が来ましたが、いつグラウンドが拡張されるかわかりませんというふうな、いつもそういう不安な状況で過ごすよりも、目安としては3年かかりますよと言うけども、3年たってできなかつたら、いやちょっとお金の状況でできません、あと2年待ってくださいというふうな変更もできるわけですよ。ただ、何にも文言を言われないと、人間はやっぱり不安な状況をずっと持ち続けて生活をするわけです。そういう点で一応整備計画というのはどういうふうにと、耐震計画をどこどこ何年何月何小学校、何年何月何中学校、その完成後に拡張するというふうにやっぱりプランを示すべきであって、ただ黙って過ごすというのは非常に不愉快であります。

以上をもって私の質問を終わりますけども、我々も協力すべきことは協力をします。それで、基本はお金ですけども、これは辛抱すべきところは辛抱して、子どもの教育に関しては僕はお金を惜しまずにやっていただきたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

16日も一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時23分



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成21年3月16日（月）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(平成21年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成21年3月16日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 12番 | 小林久美子君 | 13番 | 酒井良一君 |
|-----|--------|-----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |       |               |       |
|----------------------|-------|---------------|-------|
| 町 長                  | 後藤三雄君 | 副 町 長         | 松永政秋君 |
| 教育委員長                | 三島誠一君 | 教 育 長         | 赤峰洋次君 |
| 教育次長                 | 田中真治君 | 総務部長          | 宮本義次君 |
| 福祉生活部長               | 大川育男君 | 産業建設部長        | 大山純一君 |
| 会計管理者                | 紫藤修君  | 総務課長          | 吉岡典次君 |
| 総合政策課長兼<br>定額給付金対策室長 | 松本東亞君 | 財政課長          | 實取初雄君 |
| 税務課長                 | 廣野豊徳君 | 人権教育・<br>啓発課長 | 渡邊幸伸君 |
| 東部町民<br>センター所長       | 富永悦子君 | 福祉課長          | 眞鍋清也君 |
| 健康・保険課長              | 阪本修一君 | 環境生活課長        | 吉野邦宏君 |
| 町民課長                 | 高木一孝君 | 武蔵ヶ丘支所長       | 村田保孝君 |
| 農政課長                 | 服部貞夫君 | 建設課長          | 平野誠也君 |
| 都市計画課長               | 坂本恭一君 | 下水道課長         | 大野秀治君 |
| 商工振興課長               | 帆保勇君  | 総務課<br>庶務法制係長 | 服部誠也君 |
| 学務課長                 | 大山晃君  | 生涯学習課長        | 荒木一雄君 |

図書館長 後藤 栄美 君

中央公民館長 堀川 俊幸 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 阪本 健治 君

書記 新 和女 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 日程に従って、12日に引き続き一般質問を行います。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○4番（甲斐榮治君） おはようございます。

甲斐榮治、一般質問をさせていただきます。

12日に4名の方が一般質問をされて、その後、13日の日が中学校の卒業式ということで間ちよっと挟まりましたが、私が今日はトップバッターですが5番目ということになります。間に卒業式が挟まりましたので、めったに機会もありませんから、今日は特に教育問題について少し多大な時間を割きたいと思いますので、卒業式にちょっと触れさせていただきたいと思ひます。

私たちの卒業式というのは、大体卒業証書は右代表ですね。それから、卒業生とか在校生はそれぞれ総代が答辞を述べる。各種の表彰がありました、成績優良賞とか無欠席賞とか皆勤賞、精勤賞ですね。それから、蛍の光、仰げば尊しを歌って、言うならば徹底的に非日常的な時間と空間であったかと思ひます。

最近はちょっと変わらして、皆さんもごらんのとおりですが、卒業証書は一人一人に手渡しですね。それから、歩き方は非常に日常的になりました。卒業生のあいさつも複数で、音楽の指揮とかピアノ伴奏をできるだけたくさんの人で手分けをして行くと、しかも歌われる歌は日常の中にある歌を採用してくるといふうな卒業式が大体一般的になっておるようです。

簡単に言えば、卒業式の日常化と申しましうか、あるいは民主化と申しましうか、そういう状況にあるかと思ひますが、どちらがどうということはこれはもう歴史が判断するんで、どちらがいいかということは歴史が判断することであるかと思ひますが、私も29年間教育の現場にありましたけれども、じゃおまえはどうしたかと。私は、従来の卒業式から一歩も、寸分も変えませんでした。考え方は、式というのは竹の節のようなもので、竹の節と同じで節がなくては次の成長はありません。一つの過程が終わって次の過程に進むその境目に配された、そういう非日常的な時間であるといふうに考えておりました。ですから、ちょうどその非日常的な時間、日常とは違う時間の中で、厳肅な静かな中で、耳と心を研ぎ澄まして自分が来た道、あるいはこれから行く末を静かに見詰め直すひとときであればいいんではないかと。過去と未来の分岐点に立つ神聖な1時間、これが卒業式であるといふうに思ひておりました。

ですから、徹頭徹尾人工的でそれでよろしいというのが私の考え方でしたけれども、最近

先ほど申しあげましたようにちょっとやっぱり流れが変わってきておるようです。どちらがどうだということは申しあげません。それは、これから歴史が決めることであろうし。ただ、私たちは、多分これは個人と集団の関係をどうとらえるかということから出てきた変化であろうかと思えます。どちらが個人を重んじ、どちらが集団を重んじ、それはさまざまな面があるかと思えますが、要するにこういったことも、私たちは、ただ目の前に過ぎていくことをじいっと眺めているだけじゃなくて、しっかり考えて、しっかりやっぱり先も見通すというふうなことでいかなくはいけないと思えます。考える行政、考える議会、考える町民、これがやっぱり今後のキーワードではなかろうかというふうに思いましたので、ちょっと卒業式を導入にしまして申しあげました。

本日も、その考える行政、議会、町民、そういった視点で3つの質問を行わせていただきたいと思えます。あとは質問席で行います。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 最初に、質問事項の2と3の順序を入れかえたいと思えますが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（吉村豊明君） はい、許可します。

○4番（甲斐榮治君） それでは、1番目に移ります。光の森の公共用地の整地について質問を行いたいと思えます。

用地の整地がそろそろ取りかかれるという話をうわさみたいな形で耳にいたしましたけれども、今日に至るまでの平成20年3月以降、つまりこの整地の予算が成立した後の経過について質問したいと思えます。

まず、それからお願いします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） お答えいたします。

私が20年度の4月の異動によりまして担当課長になりましたので、4月以降の経緯についてご説明をさせていただきたいと思えます。

異動後の引き継ぎを受けました業務の把握が終わりまして、6月の初めに用地整地に係る関係課等の検討会を開催いたしました。その結果に基づき、測量設計業務委託の準備を行い、8月29日に入札、9月10日に契約書の締結を行いました。作業がございまして、11月12日に成果品の納品がありましたが、風によるグラウンドの砂が万一上がらないような散水施設と申しますか、そういったものを設ける必要があるのではないかというようなことを再検討を加えまして、その変更設計の納品が1月13日となりました。この変更設計のでき上がり後、今度町のほうで設計書に単価を入れる積算作業や施工何などをとる事務的な処理を経まして、このたびの3月の工事の発注というようなめどが立ったところでございまして、

以上でございまして。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 8月に入札、9月に契約書の締結ということですが、とにかく予算の成立から長大な時間が流れてるわけです。せつかくのこれも前向きの事業だと思うんですよね、住民の要求もありましたし。それをこんなに時間をかけてやっておったんでは、せつかくの事業も効果が半減というふうなことになるんじゃないかと思います。今ちょっと触れられましたが、なぜこんなに時間がかかったのか、もう一度。ちょっとまだ理解できないところがあります。

それから、昨日、芝議員の質問で当初9,800万円の予算ですよ。それから、6,800万円が12月補正で、これは繰越明許費になってますね。その3,000万円はどこに行ったのか。その辺のところを明確にひとつ答えていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 私どもも、一日も早くご利用いただきたいと思ひまして、種々内部のほうで検討してまいりましたが、輻輳する仕事の中で、このプロジェクトに関しては特別な配慮を持って仕事をしつゝでございますが、これだけではないというような状況の中で、一生懸命急いだ中であついろんなことを考へて検討を加へました関係で、こういった時間がかかつたところでございます。

それから、2つ目の方のご質問については、お金と工事のちよつと内容がずれてまいりますが、契約はこのたびの3月のほうの追加議案のほうにさせていただきますが、工事契約はほぼその九千数百万円の工事を発注いたしますが、お金の支払いというのは工事の約3割分を3月31日までの支払い予定として残して、それ以外の工事完成後に6,800万円繰り越したやつが工事完成後に支払うお金としてとつてあるということでございます、どこにも行ってないと。支払いの関係で、約3割を3月30日までの予算として約3,000万円ほど残してあつて、それ以外は工事完成後のお金として6,800万円残してあると、そういうふうにご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 3,000万円は、昨日の答弁のとおり前渡金というふうにご理解すればいいですかね。

それでは、今総合政策課長からそのような説明がありました。とにかく予算が成立すればその後の遂行についてはやっぱり住民の要望とかその辺のことも考へて、もう少し速やかにということをお願いしたいと思います。

それから、いまだにこの整地の内容がわかりません。整地の内容はどのようなものか。2番目に移りますけども。昨日の答弁では、これは一時的整地工事であると、そういう答弁でございました。例えば山砂を敷くみたいな単なる整地工事なのか、あるいは一定のスポーツができるようなそういう内容の整地工事であるのか。それからもう一つは、使用許可する範囲、町内外ですね。それから、スポーツの種類もあるかと思ひますが、このスポーツはだめとかという

のがあると思います。それから、管理の方法、整地後の。そういったことについて、ちょっと一括してお答えいただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 一応は整地工事等と申し上げておりますので、ほとんどがグラウンドの整地、これは芝議員にもお答えいたしました、約2万5,000平米程度、それから張り芝をグラウンドの周りにぐるっと、これも補修のときにご説明しましたが、張り芝工を約4,000平方メートルと、ほかフェンスがないところについてはフェンスをつくると、それから散水施設、そういったものでございます。

利用の範囲、一時的な利用というところでございますので、特に新たに施設を整備をしてご利用いただくというような施設ではなくて、そのグラウンドの中で、日中です、ナイター施設も用意してませんので、日中できる運動ということで限定されるかと思えます。ウォーキング、ランニング、サッカーであればパス、それからバットを使わない程度のキャッチボール、それからグラウンドゴルフ、ゲートボール、ペタンクとかそういったのには広場として十分使えるのではなかろうかと。

それから、通常の利用としては、周辺の近隣地からおいでいただくというようなことを想定しております。それで、利用の申し込み等はこれから大体秋口の完了をめどにしておりますので、そのあたりの範囲というのは考えたいと思えますが、主に当然町民の方々の利用というようなものを想定しております。それから、イベント等企画があればイベント等にもお使いいただけることを想定しております。

以上です。

（4番甲斐榮治君「管理は」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 管理については、今検討中でございます。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 2番目の質問のもう一点に移ります。

ここは、将来はまた使い方が変わるわけで、将来の事業との関連性はお考えになりましたか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 整地等による一時的な、広場的な利用というようなことを考えておりますが、この施設を町民の皆様方と一緒に活用しながら広場以外のやはり利用が考えられます。例えば、これはプロジェクトのほうでも検討してはいたしましたが、陸上競技場のトラックあたりを回したらどうだろうかとか、それからテニスコートをつくったらどうかとか、そういったのがやっぱり想定されるわけです。検討はいたしました、本格的な整備をやると起債の繰上償還というようなことがございますので、そのあたり検討はいたしました、それを明らかに計画の中に入れるという段階ではないと考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 一時的整地といえども9,800万円、約1億円に近いんですね。ですから、そういった税金を使うわけですから、なるだけ無駄にならないように将来の展開も考えてやっていただきたいと、そのことを希望しておきたいと思います。

3番目に移りますが、光の森に公共用地はございますが、光の森の方たちだけじゃなくて、あすこの公共用地が整地されてそれが利用されるとなれば、西部地区、西小校区、それから武蔵ヶ丘小校区、武蔵ヶ丘北小校区、そのこの住民の方々も利用になるかと思えます。ですから、1億円もかけて整備をするわけですから、あの付近の人たちのお話を聞きますと、何がどういうふうにできるんだろうかさっぱりわからないと。現状では、もう草が生えて、犬の散歩ばかりで犬の糞だけがいっぱいあるというふうな、そういう皮肉っぽい言い方をされますけれども。せっかくの事業ですから、やっぱり地域の住民の方、せめて区長さんぐらいにはここはこういうふうに整地しようと思っておりますと、将来的には確定はしてませんがこういうふうになる可能性がありますと、ですから今回はこのぐらいの整備をしますぐらいの情報は知らせるべきではないかというふうに思います。

行政に当たる者というのは、やっぱり提案なしに、自分の案なしにぽおんと投げるとするのは、これはもういけないと思います、案は持つべきだと思いますが、その後やっぱり住民に対してきちんとした説明責任を果たしていくと、この辺は非常にこれからやっぱり大事だというふうに思います。その辺で、この民意の集約は十分だったと思われますか。どうですか。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） その点につきましては、こういったスケジュールの中でご説明する時間がとれなかったことにつきましておわび申し上げます。協働のまちづくりによる仕事を進めたいと思っておりますので、今回一つの案としてグラウンド整地というような形の姿が見えてまいりますので、これを一つのたたき台といたしまして十分住民の方々のご相談をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） ぜひ今からでも、今可能な説明の仕方があれば、それをきちっと持っていたきたいということを要望しまして、この項については質問を終わりたいと思います。

続きまして、順番を入れかえましたので、菊陽中部小学校の建てかえについて質問を行いたいと思います。

私の大学の、母校ですけれども、武夫原というところがありますが、そこに一本の記念碑が建っております。「夫れ教育は建国の基礎にして、師弟の和熟は育英の大本たり」。皆さんご存じの夏目金之助さん、夏目漱石のこれはある式典での式辞を、その一部をとって碑にしてあるんですけれども、明治人の本当に教育にかける熱意といいですか、これが透けて見える記念碑だというふうに思います。



さほどに、日本の近代化に際して学校の果たした役割というのは、非常に大きかったと思います。明治以後、学校というのはすべてに対して、あらゆる庶民に対して窓を開いて、そして学校を通じていろんな才能を発掘して、そしてどんどんすぐれた才能は身分にかかわらず上に押し上げていくと、そういう中で明治のあの近代化、国力の充実というのはできていったのではないかと。

学校の果たす役割というのは、大変大事だと思います。一例を申しますならば、日露戦争、日清戦争がございましたけれど、戦争のよしあしは別として、日本は勝ちました。その一番大きな原因は、ロシア人の将校あたりに言わせると、平民出身の士官がたくさんいたと、日本には。これは、すべて学校を通して発掘された才能が結集をして、そして資源の少ない日本ではありますけれども、一応の勝利を得たと。そういう評価を得ておる。そういう意味でも、これは一例ですけれども、学校の役割というのは非常に大事。ですから、これをやっばり50年、100年にわたって、学校のことについてはやっばり展望を持って考えていくべきじゃないかと。私も29年間教育に携わってまいりましたけれども、今日はその経験から、自分の良心にも問いかけながら質問を行いたいと思います。

1番目の執行部提案のC案、これは耐震工事ということから出発をしておりますけれども、既にそれを超えた全面建てかえ事業と私は考えておりますが、石原、芝議員の12日の質問に対する答弁を要約すれば、C案の採用については、執行部としては命の尊さの観点から耐震の緊急性を最優先し、財政をも勘案した結果の結論であると、こういうことであつたかと思いません。事業や財政への希望を見れば、これはもう疑いもなく耐震を超えた全面建てかえ事業と、こういうふうに理解してよいかと思いません。

ところで、今からが質問ですが、耐震工事助成の条件というのは、I s 値というのが1つございます。これは、0.3以下は倒壊のおそれがあると。菊陽中部小学校は0.22ですかね。

(「0.28です」の声あり)

失礼しました。0.28ですね。ですから、基準よりも以下になるわけですね。それから、文科省は0.7以上が欲しいという指導が来ると、こういうことですが、当初これ示されませんでした。コンクリート強度というのがもう一つあります。これは、1平方ミリ当たり10.0ニュートンですか、それ以上でなくてはならないというのが一つあると思います。ところが、菊陽中部小学校の場合、これが22.0ニュートンですかね。ですから、これは2分の1助成の基準から外れるんじゃないかというふうに思いますが、その辺がどうか、ちょっとこれもお答えいただきたい。

もう一つ、耐震関係の助成事業は、全国的にも、県内の自治体でもまだ未消化のところが多い。事業が延期される可能性があると思いますが、その点の考え方はどうでしょうか。お聞きいたします。2点です。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

2点ありまして、1点目の耐震対策事業から外れるのではないかという点でございますが、これにつきましては、現在私どもが補助事業で実施しております部分でございますが。ちょっとすいませんね。失礼いたしました。

地震特措法と私どもが略して申しておりますけども、地震特措法が、昨年20年6月に法改正がございました。7月だったかな。ちょっとすいませんが、ちょっと月日を忘れとりますが、定かではございませんが。これは、せんだって町長のほうでご説明申し上げました中国の四川省の大地震、これを受けまして従来の地震特措法のほうの改正を行って、早急に学校関係の——学校関係限らずでございますが——補助制度を引き上げて、耐震対策事業の実施を促すという内容でございます。

学校に関する部分を申し上げますと、1点の改正がI s 値の部分、いわゆる校舎がどれくらいの強度にあるかを3月末までに公表しなさいというのが1つの法改正の内容でございます。もう一点が、いわゆる補助率のかさ上げっていうふうに一般的には報道されておりますし、私どももそういうふう理解しております。このかさ上げの部分というのがございまして、これの内容を法で申し上げますと。ちょっと待ってくださいね、すいません。

(4番甲斐榮治君「課長いいですか。いろんな小さな説明よりも、要するにコンクリート強度が助成の基準に入ってるか入ってないのか、その辺について。それと、助成事業の今後の延期の可能性、簡潔にお願いします」の声あり)

はい。これにつきましては、おっしゃいましたI s 値が0.3未満、かつコンクリート強度の部分10ニュートン以下が対象になります。あわせまして、私どもでは一件審査と申しますが、文部科学大臣が認めた場合ということで、大きく分けると2つのパターンで適用されるというふう理解をしております。

それから、今後の部分でございますが、今後、現在補助制度の対象となっておりますのが22年度までということで、23年度以降のお尋ねだと思いますけれども、23年度以降この部分が適用されるかどうかにつきましては今のところ情報を持っておりません。

以上でございます。

○議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) 要するに、助成の対象になる条件はI s 値かつコンクリート強度ということですね。ただし、文部省との交渉によっては片っ方が外れとっても対象になる可能性はあると、こういうふう理解していいですか。

○議長(吉村豊明君) 学務課長。

○学務課長(大山 晃君) 大変失礼しました。

文部科学大臣が認めます1件ごとの審査の内容につきましては、まだ私どもも、国、県からの通知で4事例ほどしか出てきておりませんので、詳しい情報をまだ把握しておりません。このために、どういった内容かというのは個別にやっぱりちょっと協議しないとわからないだろ

うというところの判断でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 現時点では、「かつ」ということですね。I s値かつコンクリート強度ということですね。はい。それから、延期されるかどうかは情報がないと、こういうことですね。はい。

全面建てかえ、結局そうなりますと、片っ方が助成の対象の条件から外れるということであれば、別に急ぐ必要はないんじゃないかということをお私に考えます。それから、全面建てかえとなれば計画の総合性が問われます。石原議員の質問にもありましたように、基礎教育の理念ですね。徳・知・体のバランスをとるという次長のお答えでしたが、そのとおりであろうと思います。それから、理念に基づいた将来の教育事業とそれを支える校地、校舎の計画、それから地域の特性への配慮、人口動態と児童数の見込み、耐震を含む対災害への対策、財政の許容範囲、こういったことがやはり総合的に検討されねばならない。だから、一つは、この時点で申し上げたいのは、ちょっと拙速過ぎはしないかと。総合的な検討が不足してはしないかということが一つですね。

ですから、その観点からすると、このC案というのは非常に問題が多い。特に、その問題が多い中で幾つもの全部は言いませんが、特に5階建てという校舎計画ですね。これは3階部分が基礎階になるというふうな答弁がありましたが、私はこれは詭弁だと思います。やっぱり5階は5階であって、設計の模型を見ましてもこれは5階であります。それから、グラウンドを初めとする校地の狭さ、これは特筆すべきだと思います。すべて、これは立地条件の悪さに起因をします。

教育長にお尋ねしたいんですが、本来であれば平家の校舎と十分な広さを持つ校地、これを要求するというのは教育委員会の主張であるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、困難な箇所に来ると工夫で解決できるという答弁がこの前から目立っております。これは、そういう答弁が成り立つのは既成の校舎で急場をしのぐ場合であって、新設の場合には計画の段階でさまざまな条件をクリアすべきではないかと、こういうふうに思います。いかがでしょうか。

もう一つ。これは本当に基本的な疑問ですが、耐震を申されます。耐震なのになぜ崖地なのか。耐震なのになぜ5階建てなのか。この5階建ての負荷は全部1階、2階にかかります。地震でつぶれてるのは、大体1階か2階です。それから、耐震なのに14メートル地下のれき層に基礎を置くという答えが出ておりましたが、それで本当にいいのか。この点について教育長にお尋ねいたします。

また、町長にこの件に関連してお尋ねしますが、仮設校舎に係る費用があります、C案の場合は、現段階の概算で1億6,000万円になっておりますが、給食棟、学童保育棟などの建設を

含めると2億円を超えるのではないかというふうに思いますが、これもいずれ取っ壊されます。無駄な支出と思いますが、どうでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

1点目は、平家ということでございました。皆さん方にご提案を申し上げましたように、私が4月に就任いたしましたときには、プロジェクトチームの一つの案の提示が皆さん方にはあったのかなと思いますが、以前の流れをずっと見ながら、4月就任以来、平家であるとか3階、4階、5階といった、そういった検討を本当にしていまいりました。平家については、平家で全部校舎を建てるとかなりの敷地が要するというような状況で、一つはやっぱり歴史と伝統を持つ現在地で建てたらどうかというような思いもありましたし、幾つかの案の中で絞っていった状況の中では、平家は今の状況ではかなり厳しいのではないかなというような期間的な問題等もございます。

合志小学校を見られたというようなお話を先般聞きましたが、合志小は合志小で、14学級で308名の学校でございまして、平家で、あそこはあそこなりの大変条件をクリアした大変立派な学校だと思います。うちには、そういう状況では今はできないのではないかなという判断が一つでございます。

安全性の確保という面では、今幾つかご質問の中がけ地であるとか急傾斜地であるとかというようなお話が耐震についてありましたが、私は余り詳しくわかりませんが、防災で言う急傾斜地というようなのは今の地には認定してないんじゃないですかね。急傾斜地という指定にはなっていないと思います。これは、議員の方々も見られてると思いますが、町の防災の計画等を見ていただければわかると思いますが、しかも多少傾斜地という表現がどうかわかりませんが、そういった傾斜地も確かに今の状況ではございますが、あそこを整備しますと2つの段階に分かれて3階建てと5階建てをつなぐという作業をするというようなことで、耐震等についても今の建築技術からして専門家等の意見を聞きますと、そういったのは子どもの安全確保は十分できますというお話でありましたので、そういった思案に絞るにおいては、そういったことも十分子どもの命を守るという観点から十分検討をしていまいりました。

敷地が狭い、運動場が狭いという声もございました。そういった面からもいろいろと検討をしてきましたが、条件をある面でクリアをしながら、今の地で子どもたちに安全で快適な生活が、しかも早くほかのところを、用地を買収し、あるいはグラウンド等を利用するというものよりか、早くいいものができるという判断に立ってご提示を申し上げたところでございます。

甲斐議員も学校にいらっしゃったように、私も38年間の学校生活の中で、子どもの安全というようなのは第一に今回は検討をしてみたいつもりであります。ただ、いろいろと議員の皆さんからも、あるいはいろんな組織等の方々からの批判というか、いろいろ要望等も上がっておりまして、そういったのが十分クリアしてない部分もございましたので、そういったご提言

をもとにさらにまた詰めていった状況もあるわけでありまして、下の14メートルの基礎地等の問題等は十分安全であるという認識のもとで今回の提示をいたしたところでございます。

以上です。

(4番甲斐榮治君「町長、時間がありますので」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 仮設校舎の費用、それから給食棟も要るんじゃないか、仮設の、それと学童施設はどうかということでありまして、C案のところでご提案申し上げておりますので、そういった面でC案ということになれば、当然今言われたようなことについては当然行わなければなりませんので、この件の費用については今仮設校舎の件で学務課のほうからは1億6,000万円程度はかかるということでありまして、この学童施設のあり方については、また仮設校舎の近くの既存の施設は使えないか、どうしても使えるような場所はない場合につきましては、当然その経費は、またその間をどうしていくかということは十分検討した上で対応したいというふうに考えます。

○議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) ちょっと質問の趣旨から外れかかったような答弁だったと思いますが、私が申し上げたのは、今私が申し上げてるようなことは、むしろ教育のソフトに係る部分は教育委員会が言うべきことではないかと。ハードの部分については、これは建設課とか町の分野でしようけれども、子どもの安全とか教育の条件等を考えて発言するのが教育委員会というのは私の理解でありますけれども、そこをこの場で余り言うても押し問答になりますので、これは指摘するにとどめておきたいと思っております。

それから、町長の答弁は全然私は納得できません。これは無駄ではないかという私の問いかけでございます。後でまた、これもなぜかということについては触れますので、ここはもうこれで次の質問に移りたいというふうに思います。

次に移りますが、D案、これは町民グラウンドに建設するという案ですね。それから、E案、これは新しい土地を求めてそこに建設するというそういう案ですけれども、両案についての程度検討がなされたのか、どうもこれまでの経過を見ますと、ほとんど検討されてないんじゃないかという気がいたします。

耐震を急ぐというのであれば、ざっと考えてD案が最適であります。町民グラウンドにばっくとすぐ建設にかかれるということでございます。それから、町民グラウンドの代替地が必要になる、その費用が加算されるからという答弁がございますが、菊陽町にはさんさん公園のスポーツ広場がございます。大体町の中央ぐらいに位置しておりますし、十分代替施設になり得ると思います。それから、一時的整地とはいっても光の森の公共用地が今年度中に整備をされます、そこも利用できる。夜間照明の問題。今のグラウンドには夜間照明がついてるということがありました。これは計画的にやればそんなに高い費用ではなからう、設置できるんじゃないか、例えばさんさん公園あたりにですね。そういうふうに思います。それから、この問題で

現在の町民グラウンドですね。これはC案を採用するとすれば、中部小学校の建設で約2年間、引き続いて執行部のお話では菊陽中学校の大規模改造を行うとそのときの仮設校舎の場所になるということで、そうしますと5年か6年間は今の現町民グラウンドは使用できないと、機能不全になると、こういうことになります。こういった面で、非常に検討不足ではないかと。果たしてこのD案とE案については真剣に検討されたのかどうか、その1点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） D案とE案の検討ということでございますが、D案、E案につきましては、事業費の積算もやっております。現在地での建てかえ、A、B、C案との違いと申しますと、これはプロジェクターで議員の皆様方、それから保護者説明会のときにも使いましたプラン、そういった部分は作成してないだけでございまして、あとにつきましては同様に検討しておるところでございます。

今、甲斐議員のほうからおっしゃいました中部小学校の仮設校舎が建ってかつ菊陽中学校の大規模改造のときにまた何年か使うので5年ぐらい町民グラウンドを使えないではないかという点でございますが、これにつきましては、私どもが想定しておりますのは、確かに中部小学校の場合は設置がC、Dコートというふうに想定をしております。そうしますと、A、Bコート、これは野球を主に行われているナイター設備を完備しておりますグラウンドでございます。この部分が大変よく使える、これは問題なく使えるということでございます。菊陽中学校の大規模改造、これはまだ私ども、イメージだけで具体的に実施年度等々はまだ定まってないところでございますが、この状況で今想定しておりますのは、菊陽中学校の仮設校舎を町民グラウンドに建てるのも一つの方法、逆に仮設校舎を現在の中学校の校庭、グラウンドに建てるのも一つの方法。それによりますと、今度は昼間の利用だけと、昼間は中学校が使う形でございます。夜のナイター等々は十分使えるということで、一律に5年間全く使えないという状況ではないんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） また後でも触れますが、申し上げてるのは、余り拙速にわたらないほうがいいですよ。これはせつかくのいい事業ですから、もう少しよくよく検討をして、いろんな意見も集約して、みんなから祝福されるようなそういう事業にしたらどうですかという精神で申し上げてるので。次に移ります。それと関連しますので。

建設計画が決定するまで、各部門の意見の集約は十分であったか。2番目の質問ですが。経過は、私の理解ではこういうふうに考えております。庁舎内でまず検討がなされると、これは参加部局は要するに役場の中の関連部局、これが網羅されてるようですけども、何度されたかそれはちょっと私はわかりませんが。議会関係では、正式の文教厚生委員会に2回、それから非公式の文教厚生委員会に1回、全員協議会に2回。それから、学校現場は、1月23日に1

回、PTAの役員会も1月23日に1回、PTAの会員と区長さんたちには2月5日に説明会を開いたと。そういうふうに理解しておりますが、ほぼこれで間違いありませんかね。

先ほど教育長から合志小学校の話がちょっと出ましたけれども、実は私もこれは見に行っております。この新築に当たって、石原議員も指摘されましたが、意見聴取に4年間をかけてらっしゃるんですね。現場の代表である校長、教頭、事務長は常にその委員会のメンバーであったと、それから討議の内容によっては関係の職員をその委員会の討議に参加させて、そして建設計画を練り上げたと、こういうことを聞いております。それからしますと、ちょっとやっぱり菊陽中部小学校の場合には、そういう幅広さ、頻度、かけた年数が不足してるんじゃないかというふうに思います。

この2月5日のPTA会員、それから区長さんたちの説明会には私も参りましたけれども、これはここだけに限りませんが、役場、行政の主催で持たれる会議、住民集会等が、もちろん時間は大事ですからのべつ幕なしにやるわけにいきませんけれども、刻限が来たということを経理理由に打ち切られる場合が非常に多いと、これはちょっと問題じゃないかというふうに思っております。2月5日の説明会も同様で、時間が来たからと。石原議員がこのことについて質問されましたけれども、後日の問い合わせがなかったので説明の趣旨は承知されたと思うという学務課長の答弁でございました。あの程度の資料提供で、あの程度の時間で、住民は判断材料不足であったと、発言のしようもなかったのではないかと、後日も質問についてももう物の言いようもないし、もう一つ大事なことは、あの場の雰囲気からしてもうどうせ決まったことだと、我々が今さらこれを何か言っても何にもならんというふうなあきらめもまじっていたやに私は受け取りました。

あと10分ほどですが。また、これを持ち出しますが、昭和55年の提言ですね。菊陽町の今日に至る基礎をつくった提言ですから、いつも私はこれに帰るんですけども。意見の集約ですね。これについて、現在はパートナーシップによるまちづくりということに具体的に示されていますけれども、この基礎になったものをちょっと読みます、途中からですが。

もちろん、町、行政も議会制民主主義を基本にする。その根幹を揺るがすことはできない。けれども、今日の住民要求はますます多様化、複雑化している。町議会だけでこれに対応することは難しい。住民自身が真の権利と義務とを果たしつつ、直接民主主義の新しい型をつくり上げていく必要がある。そのために、町当局が今後一層力を入れねばならないのは、公聴、広報活動の強化である。その際、町当局にとって大切なことは、話す口よりも聞く耳である。いいですか。話す口よりも聞く耳である。上から流れるのだけが情報ではない。下から持ち上げられる情報もある。それを的確につかむことが自治体の責務である。

同時に住民にも警告がされております。住民もまた単なるエゴの発揮ではなく、コミュニティー、小学校区単位の中で、個人的な要求を共通、共同の要求として練り上げることが必要である。草の根民主主義とはそういうものである。本町の将来の姿を住民自身で手づくりしようと。こういうふうにまとめてあります。

これは、今日ある菊陽町の基本の姿ではなかったろうか、基本精神ではなかろうかというふうに考えております。それからしますと、2月5日のような一方的な、これはもう方針の伝達、石原議員も指摘されました。これ、言葉が悪ければ謝りますが、機械的に手続を踏んで後日の申しわけの根拠をつくったと言われても仕方がないんじゃないか。先日の答弁の、趣旨は承知されたという答弁ですが、パートナーシップによるまちづくりの基本精神に反すると私は思います。取り消してもらいたいが、いかがでしょう。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 今のお尋ねにお答えをさせていただきます。

実は、まず大きな問題として、なぜ急ぐかというところから説明させていただきたいと思えます。

私どものほうといたしましては、I s 値が非常に低い低レベルにございます中部小学校につきまして早急にすべきだということで、実はI s 値0.3以下の学校が2校ございまして、菊陽北小学校につきましては今年度改修を終えたところでございます。残る小学校が、この中部小学校でございます。

この中部小学校の改修に当たりまして、先ほど来申し上げましたとおり、いわゆる命にかかわる問題という点の一つでございます。先ほど来申し上げましたとおり、中国の四川省大地震を契機にいたしまして、国も内閣府あるいは国を挙げて法改正を行い、早急に改正をしたところでございます。あわせまして、実はその間に……

（4番甲斐榮治君「ちょっと少し答弁がダブってますので」の声あり）

もう一点、実は県のほうからも、実はわざわざ課長のほうがお越しになりまして、早急に対応してほしいという依頼がっております。そういうことで、私どもも、早急に対応することは私ども行政の務めだと、責務だというふうに理解をしております。それが第1点でございます。

あと、次の点、周知をされたということに対して、パートナーシップの理解はどうだという点でございますが、これにつきましては、実は私どもも確かに説明会が遅くなった、説明会ということでまた時間に制限があったということで、これはおわびを申し上げたいと思えます。

ただし、私どものほうの対応といたしましては、昨年のお話になりますけれども、昨年12月に中部小学校で発行されております広報紙で、PTAの役員の広報紙でございますが津田という広報紙がございます。これは、文部科学大臣表彰も受けた立派な伝統ある広報紙でございます。その広報から取材の申し込みがございました。これは、中部小学校の建てかえについてどういうふうな現状なのかということでのインタビューをしたいということでございました。時期が12月議会の前ぐらいでございまして、ちょうど私どももどこまでお話をしているか非常に迷ったんですけども、私どもが現在言えるところの情報がすべてお出しをしようということでインタビューをお受けいたしました。その内容の中で、私のほうで申し上げましたのは、年明



けに説明会を開催する予定であること、あわせまして現在持っている案は現在地を中心に考えてるが、移転も考えているという話もしております。移転を含めての問題を投げかけておりますし、かつ3月議会にご提案いたします内容につきましては2月の説明会のご意見も参考にしまして提案内容を決めたいという表現も使わせていただいております。実は、このインタビュー内容が載りました広報津田でございますが、この配布は1月31日で、中部小学校の保護者全員に配布をされておられます。

その同時期あるいは若干遅目で、私どもは、2月7日だったですか、保護者説明会を開催いたしましたして、そのときに甲斐議員さん初め多数の議員さんにお越しいただいたんですが、参加者につきましてはご承知のとおりだと思います。それを受けまして、翌々日になりますでしょうか、熊本日日新聞社のほうからその説明会の記事が掲載をされております。その中では、明確に教育委員会のほうではというか、町だと申しますか、現在地での建てかえを行うということも載っております、その質疑の内容もあつたかと思えます。さらに、学校だよりというのが学校区のほうから各小・中学校に出されておりますけれども、学校だよりの中でも、またあわせまして追いかける形でございますが、熊日新聞の記事の部分を載せて学校でまとめた説明会の概要、いわゆる5階建ても含めてでございますが、そういった内容、それから主な質疑も含めた形でプリントした部分を全保護者世帯に配布をされておられます。にもかかわらず……。

(4番甲斐榮治君「ちょっといいですか、時間が」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君。

○4番(甲斐榮治君) 要するに、学務課サイドとしては説明は十分に尽くしたと、こういうことですね。私はそうは思いませんけれども。最後、もうあと時間が2分ほどです。

3番のその合併云々については、これはもう今回は割愛いたしたいと思えます。

まとめますけれども、先日ある区長さんに会うたら、今度の中部小の問題には一部の議員が反対しよってだもんなあとというふうな、そういう話を聞きました。随分誤解されてると思ってるんですけども、私たちはこの事業に反対してるんではありません、私は。この事業自体は、やっぱり改善事業ですので前向きに進めなやいかんと。ただ、進めるについて、もう少し奥行き、棟の奥行きの広い、そういう進め方はないかということを一生涯懸念申し上げているわけです。ただ、余りにもC案ということが先行してまいりますので、それに対して批判をしているだけであって、事業そのものに反対をしているわけでは毛頭ございません。もっといい、そういう事業にしよう。先ほどから言っておりますけれども、菊陽町のパートナーシップによるまちづくりというのが一番方針の根幹にあります。ここを抜いたら菊陽町の発展というのは私はないと思えます。そういう意味からも、このせつかくの前向きの事業、教育を……。

○議長(吉村豊明君) 甲斐榮治君に申し上げます。時間が参りました。直ちにやめてください。

○4番(甲斐榮治君) 一言だけです。もう少し幅広い意見をどうか結集をして考えていただきたい。

以上で質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北山正樹君、一般質問を許します。

○2番（北山正樹君） 皆さんおはようございます。民主党の北山でございます。

私もあと2日たちますと還暦60歳という形になりまして、家内があなたは赤いちゃんちゃんこは似合わんねっていうことで、この赤いネクタイでも締めて頑張んなさいということで、ちょっと買ってもらいまして、今日は背中をどんとたたかれて気張ってきなさいと、そういう激励を受けてまいりましたので、20年間ちょっと置き忘れてきたような感触がある私でございますが、今日の1時間、時間をいただきましたので精いっぱい質疑をさせていただきたいと、そのように思います。

本日は、町長の施政方針を受けまして、本町の未来に対する投資ということに関して質問をさせていただきます。1つ目が産業と雇用に関する本町の商工業発展策について、2つ目は未来ある子どもたちの教育の場としての校舎のあり方、あるべき姿などについてであります。

質問に入ります。

まず、商工振興費は、未来に向けた投資的経費です。現在に負担を、例えば債権ですか、そういったものに仕方なく払っていくということではなく、先の本町を見据えた投資的な設備資金です。何を誘致し、何を興すかは、本町の未来に密接に関係してまいります。産業を興し、雇用を促進し、農家の方々の収入にも結びつけていかなければなりません。

しかし、平成21年度の予算中の商工振興費に占める割り当てられた割合は、たったの0.81%。地元商工業者に対する補助金についても、地元の商工会に分ける分を含めまして912万円しかありません。セミコンテクノパークの維持管理費用1,240万円、農業関係の補助金として9,500万円と比べると、この本町の商工振興費に充てる金額が余りにも少ないと言わざるを得ません。原水工業団地もまだ半分ほど土地が残っております。企業の投資マインドが下がっているこの中で、どんな企業を、どの業種の企業を誘致をしていくのか、明確な目標を定めなければならないと感じております。本町の商工振興をどのように発展をしていくのか、どの業種に絞っていくのか、そのことについて、まず町長のほうの所見を伺いたいと思います。

残余は質問席において質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（帆保 勇君） 北山議員さんから、どのような業種を選定していくかということ

でございますが、現在のところ、製造業全般が低迷しておりますが、菊陽町としましては、クリーンエネルギーになります太陽光発電及び電気自動車の蓄電池等を見据えた企業誘致を考えております。

以上です。

(2番北山正樹君「町長、お願いします」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 企業誘致の関係でありますけども、今北山議員のほうから言われましたように、原水工業団地、平成20年3月から分譲を開始したところでありますけども、今般の金融危機に端を発しました世界同時不況の中で、今非常に企業誘致のほうといいますか、動きがとまっておりまして、大変厳しい情勢になっているところであります。その中でも、町のほうが期待しておりました製造業関係が非常に状況が厳しいということでありまして、現在熊本県のほうとの関係、この辺非常に協力を得ながら、今商工振興課長のほうからも申し上げましたように、新規産業分野での誘致といいますか、こういった面が今太陽光関係で非常に企業がそちらのほうに注目をしておるといことで、こういった面の展開もできないかということ考えているところであります。

その中で、ご質問のように企業投資というか、絞り込みができないかということでもありますけども、今、原水工業団地でありますけども、ここはいわゆるIC関係の大企業のソニーがありまして、隣の市、合志市のほうには東京エレクトロン、菊陽町も一部工場はそこにあるわけですけども、そういった面が今非常に厳しい状況に置かれてるということをお聞きしておりますけども、こちらの企業のほうももともと大企業でありますし、底力も持っておられますし、こういった情勢の中で、企業の中でもまた新しいそういう逆境の中で新たな展開ということをお考えおられる面もあるかと思っております。こういった面でのそういうまた動きが出てくれば、そちらのほうもまた期待したいと思っておりますけども、現在は、いわゆる動きのある業種については、県のほうとも連携をとりながら積極的に誘致のほうに取り組んでいきたいというふうに考えるところでありまして、どの事業に絞ってということ町長のほうで特定の事業を絞るところまではいっておりませんが、企業等の動向を見ながら、県との連携の中で取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

○議長(吉村豊明君) 北山正樹君。

○2番(北山正樹君) わかりました。

質問を続けていく前に、議長のほうにお願いがございます。今日もパネルをつくってまいりましたので、質問の途中でパネルを示すことをお許しください。

○議長(吉村豊明君) はい、許可します。

○2番(北山正樹君) それでは、質問を続けたいと思います。

地元の商工業者と、それから企業を誘致するというのと、ちょっと2つに分けて質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、菊陽町の特産というとニンジンですね。これは農政課

のほうにもちょっと関係するかもしれませんが、1次産品だけでいいのかということですよ。熊本大学の徳野先生が、ご自分の本の中で食品取引総額に占める農家への還元をいうことを項目を上げて述べられてるんですけども、55年前、昭和30年当時ですが、食品取引総額が約3兆円です。その中で、農家に還元されているお金が1.4兆円、率にして46.6%、ほぼ半額が農家に戻っていった。現在はどうなってるのかというと、約80兆円で、農家に配分されるお金が5.4兆円、率にして6.75%、55年前に比べて7分の1に減ってる。農家の方がもうからないわけなんですよ。じゃその差額ってどこに行ってるかっていうと、加工、流通、サービス、販売、そういったものに流れていくわけです。

にんじんの里マラソンというのを毎年1回やりますよね。そのときに、ニンジンジュースだとか、ニンジンを使ったケーキみたいなものを持ってきて、皆さんに試食してください、私も食べたり飲みました。非常においしかったんですよ。ニンジンが特産だと言うのであれば、そういう試食っていうか、そういう試してちょっとつくってみましたって、そのときのために。イベント用ではなくって菊陽町の特産として本格的につくって販売していく、そういうことに具体的に補助金などを出して奨励していく。その考えはございませんか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私も、ニンジンにつきましては、いわゆるそのまま販売するといいますか、それよりも付加価値をつけた中でニンジンをつくれればやはり採算はとれるというようなところに持っていくためには、今北山議員が言われたようなところへの取り組みが非常に必要だと思っておるところであります。

今、あそこの「さんふれあ」のほうには、農家の方がニンジンを使ったいろんなお菓子的なものとか、そういうものは出しておられます。また、ジュースも出しておられますけども、今つくつとるニンジンの量から比べたら、非常にまだ個人でやられとるような状況なんですよ。そういうことで、一つは今商工会のほうで取り組みをしていただくようになりましたニンジンしょうちゅうの開発も一つのことでもありますけども、今言われたような件についても、農家または商工業関係のいわゆるお菓子をつくれるようなところとかそういったところと連携をとって、ぜひそういう取り組みのほうは関係者と、行政としてはなかなか取り組めないところがありますので、そういうのは展開していきたいと思っておるところです。

また、熊本空港のほうで、空港が町にありますけども、あそこはANAが何かそういう産地でとれた新鮮なものを大都市の消費地に持っていくようなところを計画してるものがあるということを知っていますので、そういったところとの連携もとりながら、また新たな市場としてできるのではないかと、そういうのを今非常に大事な時期だと思っておりますので、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 菊陽町に住んでる人が、菊陽町の特産の加工品で言われて、あああれですよ、これですよ、こういう名前がありますよっていうことを、やはりしみつような、そ

う形のあるものにぜひ結びつけて、具体的な売り上げがどのぐらいなるのかというそういう明確な目標を掲げるというのは大事なことだと思いますので、そういう形でもって、とりあえずそこでやってますというレベルは個人レベルの話ですので、やはり産業として結びつけていただきたいなど、そう思います。

次の、誘致についてですよ。先ほど商工課長が言われたように、クリーンエネルギーとかっていうところにも注目が集まっていますよ。もうそれしかちょっと今はないという感じですよ。これからでしたら、クリーンエネルギーとか、あとは燃料電池に関連する部品、そういう種類のもの、もしくは一番有望なのは僕はもう電子ペーパーだと思いますが、そういうことに対しての企業にやはりアプローチを積極的にかけていくべきだと思います。

その予算書の詳しいのをちょっと眺めてみると、旅費に関するものが56万1,000円。東京3回、福岡1回、大阪1回、5回しかない。5回ですよ。企業誘致するのにどこに行くのか、商工会に行くのか、もしくは企業に行くのか、あれですが。5回ですよ。5回行って、企業が、はいわかりました、菊陽町はすばらしいですね、行きましょかってなります。やっぱり、セールスっていうことは、何回も何回も足を運んで話をしていきますよ。そういうことが必要だし、やはりこの1年間で56万1,000円。どういう企業を誘致するつもりですか。県のほうからそういう紹介があったら、その紹介にのっかって企業を原水団地に入れますって、それでしたらちょっとほかの自治体間競争に負けてしまうんじゃないんですか。やはり、菊陽町としてはこういうものがあります、こういう企業に的を絞ってこういうことをやっていきます、そして産業を豊かにして、ひいてはこの菊陽町をどういう町にしていくのか、そしてその働く人たちに対してどういうものを提供していくのかというのを、やはり主体的に決めていく、そういう時代に入ってきていると思います。

県のほうと連携してっていう話になるんだろうと思いましたけども、町長、もう一つ踏み込んで、この56万1,000円というレベルでちょっとできると思わないんですけども、もう少し旅費をふやすなり何かするなりして、未来の投資に向けてどのぐらいの政策的な意気込みを示していただけるのか。感触だけでも結構ですので、どうぞお答えください。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 確かに、現段階で県がいろいろ実施する中でそれに歩調を合わせながらやっておるところもありますし、企業からいろいろ情報があった場合、そちらに出かけるとかありますけども、確かに今言われるように、予算的なもんで、旅費等こういった面で不足しておるとは私も思っておりますので、こういう面につきましては、いろんな企業の情勢等を見ながら、必要なものについてはまた増額するようなことも予算的な中でもお願いしながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 予算配分といいますか、予算支出イコール政策ですので、未来に向けた芽を、この不況になっていっている厳しいこの時代に小さな芽を出すようにしていただければ

と、そのように思います。

続いて、2番目の中部小関連の質問をさせていただきます。

これはもう私の前に何人もの議員が質問をしていっておりますので、重複はできるだけ避けたいと思います。そして、私の質問の趣旨は、ここに書いてるとおり、合意形成と議案提出に向けてのやり方について質問をしていきたいと、そのように思います。

一つの格好の例として、中部小という形で上げていきます。中部小の問題を話をしながら、もう再三出ておりますが、光の森公有地、そして芝議員が言われた武蔵ヶ丘中学校のグラウンドの問題。行動計画が出てこない、一口に言うともうそういうことですよ。いつ、何が、どこで、どうなっていくのか、その目的はわかっているんですよ。そこにいつ到達するのか、どういう手法で到達するのか、どうなった形で到達するのか、その行動計画が全く示されない。これが、私がこの2年間ここに入ってきてずっと聞いてきたときの印象です。ですから、中部小のことをお尋ねしながら、そのことに焦点を当ててお尋ねをしてみたいと思うんですけども。

まず、もう再三教育委員会のほうからは、学校のC案がいいとかっていう話はもう聞きました。今回は、子どもたちに提供すべき校舎のあり方はどんなものと保護者は思っているのか、保護者ですよ、保護者がどう思っているのか。それは菊陽町の保護者だけじゃなくて、日本全体の保護者ですけど。それをどのように思っているのか、僕は町長のほうにお尋ねをしたいんですが、どうですか、お答えをしていただけませんか。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） お答えですが、子どもたちに提供すべき学びやの校舎の希望というようなことでありますが、まずは安全・安心、快適な学校生活というようなのが親の一般的な望みだろうと思いますし、学校はそういったものについての、教育委員会はそういったものについての条件整備をしていくという、私ども教育委員会の仕事としては、地教行法によるそういった教育委員会の仕事内容であろうと思います。一般的には、そういった願いが保護者にはあるんではなかろうかなと思います。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 物事のベースがあって、1階があって、2階があってっていうレベルの話をする、今の教育長の話はもうベースのベースですよ。安全でない、居心地の悪い学校を提供してくださいなんて言う人はいませんよ、そら。当たり前ですよ、こんなこと。その上に立って、どんなものを出してください、つくってくださいと願っているんですかと聞いてるんですよ、私は。もう一回お願いします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） その上じゃなくて、思いはそれだけだと思います。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 要するに、設計コンセプトが大事だと僕は言いたいんですね。要するに、順番的に前に来た議員さんたちがずっと全部説明していて検討されてないじゃないかって言っ

てるんですけど、実際検討してないんですよ。実際、検討してないんですよ。

私たちのほうから、学校コンセプトでどういうものが大事ですかって、校舎が校舎として付加すべき機能はどんなものが必要だ、求められてるか説明会でも出てましたよね。そのときの教育委員会学務課からの回答書がここにありますが、ほとんどゼロ回答ですね。ハードとソフト面を両立したって、当たり前の話でしょ。結局、何の検討もされてないから、そういうアバウト中のアバウトの答えしか出てこないんですよ。

再三話が出てますが、これが合志小学校と中部小の今回の提案をパネルにしてきたものです。合志小学校のほうが上、矢印が時間です。平成14年に改築検討委員会を設置して、校長先生、教頭先生を初めとした15名以上でもって2年間ここで何をやったかという、設計コンセプトをつくってるんです。設計コンセプトが一番大事なんですよ。何をつくるかなんですよ。校舎をつくりまして、じゃその中身はっていうことですよ。皆さんも家を買ってらっしゃるときに、どんな家を買います。建築屋さんに行って、ここに2階建てを建てますって。どんな2階建てですか、間取りは、トイレは、お風呂場は、入ったときの居心地はって。箱物を買うんじゃないんですよ。箱物をつくるんじゃないんですよ。その中の機能とか、公教育環境とかというものを買うんですよ。それをつくるのが、設計コンセプトなんですよ。そこにみんな大きなエネルギーをかけるんですよ。それがなかったらつくれないからです。そして、それを2年間かけて、平成16年に今度は設計協議選定委員会っていうのをやって、9社の建築会社がそこに応募して、我が社はこういうものをつくりまして、一つの設計のコンセプトに対して、我が社はこういう学校をつくりまして、我が社はこういう学校をつくりまして、これを2年間やってるんですよ。その中で、一番いいのに当ててつくってもらった。私たちも見に行きましたけども、すばらしい学校ですよ。子どもたちが喜んでいてしょって言うとみんな喜んでますって。

それに対して、下、中部小のケース、1年。昨年3月、この昨年3月議会で町長の施政方針演説で中部小を現在地に建てるという表明があった。そして、去年の12月に第1回目の私たちにに対する説明があった、そのときはたたき台って話だった。21年2月、保護者向けに説明会があつて、さっき甲斐さんが言いました。今日、3月議会、この議会にこの建てかえの議案が提案されている。どういうものをつくるんですか。本当に検討しましたか。ほかに選択肢はないんですか。そういう質疑のときに、保護者の方々に対して、もしくは教職員に対しての説明会のときに、いろいろ要望とか問題点とか指摘します。そのときの教育委員会の回答ですが、何とか乗り切ってほしい、逆に質問とか改善点を指摘されたものに対して検討をお願いしたい、これはだめなんじゃないかっていう指摘に対して簡単にいかない、敷地に制限がある。たたき台でしょ。検討や質問に答えてないですよ。C案しかないんだって。それしか言っていないから、こういうことになるんですよ。

調査費400万円というのが昨年の平成20年度で予算案がありましたでしょ、400万円。あの調査費をどういうふうに使ったかという、たった1社に47万円ちょっと。たった1社に。

400万円の調査費がありながら、たった1社に47万円払ってそれでおしまいですよ。調査したっていうけど、具体的に何をどうしたんですか。教えてください。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 今、47万円の用途についてっていうことでよろしいでしょうか。

（2番北山正樹君「いえいえ。全体の調査、検討をしてきたという  
今までの答弁の中で、具体的にどういう調査、どういう検討をして  
きましたか」の声あり）

ご質問のお答えになるかどうかわかりませんが、私どものほうでは、現在地の建てかえの場合の具体的な部分でございまして、これが3案ということで、これのそれぞれのプランをつくりまして、ここはたたき台という表現を使わせていただきますが、これはあくまでも基本構想の見直しレベルでございまして、そのプランでどういう校舎の配置になるのか、それによって将来の児童数の急増に対応する教室数なりが確保できるのか、あるいは駐車場がどうなるのか、そういった構造的な部分も含めまして検討した次第でございまして。

かつ、先ほど甲斐議員のときにもお答えいたしましたとおり、新たな土地の場合はそういったプランは持っておりませんが、事業費の積算を積み上げております。議員ご指摘の、何も設計のコンセプトがないのではないかとご指摘の点でございまして、これにつきましては、私ども、具体的には正直に申し上げてそこまでは詰めておりません。これは、合志小学校で今事例をお出しなされましたけども、たしか合志小学校は、せんだっての一般質問でもお答えいたしましたとおり、老朽に伴う改築事業、建てかえ事業だというふうに理解をしております。いわゆる私どもの場合とケースが違うというお答えをしたかと思いますが、結局、今回の場合は地震にいつ襲われるかわからない、地震に対して早急に対処したいという部分が一つ大きくございまして、それに対しまして、合志小学校につきましてはそんな早急な建てかえではなかったというふうに理解しております。そのために、そういった手法がとれると。これは、そういった手法がとれる場合は、例えば小・中学校の統廃合の場合が出てくるかと思えます。こういった場合には、関係地域の方々に会ってどういったふうにつくっていくかという議論も十分できるかと思いますが、今回のケースにつきましては、それよりもやっぱりスピードが要求されるという観点でございまして。

それから、おっしゃるとおり付加すべき……

（2番北山正樹君「質問に対して答えてもらってよかった」の声あり）

はい。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 僕は、何を調査したのかというのを聞いてるんで、その耐震がスタートだとかなんとかってのを聞いてるわけじゃないんですから。その辺はもう、1回聞きましたので。ちょっと時間が流れてしまいますので。質問されたことだけ教えてください。



僕もそうですけど、甲斐議員も先ほど言われたと思いますが、スタートは耐震だろうと老朽だろうと全面建てかえというのは新築なんですよ。同じなんです、それは。スタートは何だろうと関係ないんです、そんなこと。新築なんですから。

それで、時間がないからどうのこうのというんで、こんなものもつくってきたんですよ。一番左に、平成7年1月に阪神・淡路大震災がありましたね。そのことで政府は防災対策特措法をつくって、これは平成7年に決定ですよ。法律決定。平成8年から、5年時限立法で。5年間で終わらないから、2回延長して現在3回目ですよ。そして、この耐震診断を平成17年にやってるでしょ。それまで8年あるわけです。そして、そのときに、さっきも答弁がありましたけども、I s値は0.3未満だった。しかし、この特措法に該当するためにはコンクリート強度が10平方ミリニュートン以内でないとならない、ところが、23あったもんですからこの特措法の対象にはならないということで、診断が出てから現在までの4年間、いつつくったって3分の1だから、特措法に適用すれば3分の1から2分の1に増額になるからそのときは建築を急いでもいいけど、でもいつやっても3分の1だから、同じだからってということでこの4年間も飛ばしてきたんですよ。そんなに、子どもたちに対して地震があって命の危険だって言うんだったら、この4年間の間に検討だけすればもうきれいに終わってるじゃない、検討だけ。時間がなくなってるんじゃないんです、急ぐんじゃないんです。失ってきたんです。これは前日も石原議員が指摘してましたけども、何やってたんですか、この4年間。

それから、もう一つ指摘したいのは、急ぐから検討が終わらない状態で建てかえてもいいという発想ですよ。急ぐということと、案を詰めるというのは別な項目なんです。急いでも構いません、急いでやるべきだけ。それだったら検討委員会でもってしっかりしたものをつくる、そのことに全精力を傾けることが大事じゃないですか。

○議長（吉村豊明君） 北山議員。②ですかね。

○2番（北山正樹君） はい、そうですね、じゃもう②ということで結構です。失礼しました。

ほかの地区のケースですけど、中野区では学校のあり方検討委員会というのがあります。そこは総勢21名で、そのときに日本だけじゃなくてカナダとかフィンランドの学校を参考にして話し合いをやってるんですよ。僕がさっき聞いた保護者が求めている学校像ってどんなもんですかって聞いたのは、要するにそこなんです。行政レベルから物を眺めてみてこういうものでいいんだということじゃないんですよ。建てかえるわけだから。

開成町の学校の検討の中で、結論的にこう位置づけてますよ。どういう教育をするのかを合意しないで校舎の形を考えるとすることは、30億円をかけて学校をつくる意味自体が危うくなる。そうやって教育の質を検討する必要がある。そう結論づけてるんですよ。要するに、校舎を建てるコンセプトをつくるのが一番大事なんです。

僕も中部小を建てかえる案については賛成です。しかし、はっきり言ってかなり検討された跡がない。ただ、現在地に建てるから、いろいろ答弁を受けた中で、新しい土地をつくるときには2万から2万5,000平米が必要だ、先日学務課長がそう答弁してましたよ。じゃあなぜ、

現在地で1万5,000平米しかない中部小のあそこの地に建てるんですか。新しいところに行くんだったら2万から2万5,000平米の土地が必要だって言ってるんですよ。現在地だったら1万5,000でいいんですか。こういうところが、全く何かこう検討が尽くされていないということなんです。まず、そういうことの矛盾がありますが、矛盾に対してどのように。もう一回答弁をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

まず1点目でございます。何を4年間やっと思ったのか、もうでき上がってるじゃないかという点のご質問でございますが、実は私どものほうで抱えております菊陽町でございます小・中学校は全部で8校ございます。その中で5校が耐震対策事業が必要という、いわゆる昭和56年以前に建てられた校舎をお持ちの学校でございます。確かに、ご指摘のとおり全体的なスケジュールが遅くなっておるんですけども、私どものほうでは、平成13年から実はこの耐震対策事業に取り組んでいるというふうに理解をしております。実は、平成14年から武蔵ヶ丘小学校の耐震診断に入りまして、平成17年度ですべての5校の耐震診断を終わった次第でございます。その後、耐震対策事業に入りましたのが、ご承知のとおり、平成16年度から3カ年をかけて改修工事を、耐震補強、それから大規模改造事業を行ったところでございます。この間、16年度に耐震診断、いわゆる17年3月に耐震診断が出ておりまして、この結果からいきますと通常の補強では対応できないというのがまず大きく出てきたほかの学校と違う点でございます。その間、私どものほうでは、着実といいますか、できる限りスピードアップしようということで、武蔵ヶ丘小学校につきましては耐震とあわせまして大規模改造工事を3カ年かけて約10億円を投資して行った次第でございますが、今年度実施いたしました北小学校からは、大規模改造をやると2年かかるということで、やはり耐震対策事業を急ぐべきではないかということで耐震対策事業及び一部老朽した部分だけに限定して事業を終えたところでございます。

そういうふうに、ほかの学校も進捗しながら中部小学校を考えておったわけでございますが、事業費がやはり巨額になると、ほかの事業、ほかの小学校と比べますと、中学校と比べますと、事業費がC案で26億円、新たな土地へ行きますと35億円ということでございます。当初予算のレベルで100億円でございます。先ほど、中野区の予算の考え方、あるいは研修のお話もされましたけれども、私どものほうの予算とははるかに違うのではないかと。やはり限られました予算の中で、私どもはいかに計画的にかつスピードを持ってこの耐震事業を図りたいというのが私どもの考えでございます。

それから次に、ご指摘のとおり、中部小学校の敷地につきましては1万5,000平米ということで手狭という点がございます。ただ、それからすると確かに移転ということになりますと、敷地が私どもが試算してますとおり2万から2万5,000平米ぐらいが適当だろうというふうに考えております。これは、他の小学校のレベルを見てからでございますが。ただ、今回移転ということになりますと、やはり時間を要するのではないかとというふうに考えております。これ

は、実はご承知のとおり……

(2番北山正樹君「質問に答えてもらってますんでいいですよ」の  
声あり)

はい。

○議長(吉村豊明君) 北山正樹君。

○2番(北山正樹君) 結局、言いわけなんです。今までほかの耐震事業があるから忙しかったからできなかったって。検討委員会を、行政の皆さんが朝から晩まで1週間とか1年間ずっとぶっ通しでやるということはないんですよ。検討委員会というのは外部の人を入れるわけですから。その合志小だってそうでしょう、校長先生とか、地域の人とか、PTAとか、ほかもみんなそうですよ。検討委員会だけ立ち上げて、検討委員会を逐次開いていって検討してもらえばいいわけですよ。行政のほうは行政の仕事でもって、ほかの学校の耐震事業とかやればいいわけですから。いやそっちがあるからこっちの検討もできませんでしたって言うてるのにすぎないです、今の話は。そうじゃないですか。何か首ひねってますけど。僕のレベルだったらそれぐらいしか聞こえませんよ。

学校建設のコンセプトって、僕はどんなものがあるんだろうってぱぱっと考えると、校舎とか校庭、教室、その空間とか、そういったものを取りつける設備、配置など、グラウンド、花壇、遊具、そういったハード面とか、それから授業時間、休み時間、全校生徒の触れ合う模様、どういう状態でもって子どもたちが触れ合っているのか、生活環境、授業環境、いじめとかそういったものが起きないように、校舎の中の視点をつぶしていくとか、教科外では地球環境とか、今最近そういうものがありますから、エコエネルギーとか、雨水を利用した水の利用とか、それから自然エネルギーの注意を喚起していくような施設についてだとか、文部省の示す教室環境基準についての考え方とか、侵入者による被害、大阪の池田小の問題がありましたけども。原案では3階に職員室があっただれかが侵入してきたと、そんなときに対応できますか。みんな職員室は1階に置いてるっていうのは、何かあったときにぱっと出れるっていうか、大人たちの、教職員が大人ですからね、そういう形でもって子どもたちを守るっていう発想があるでしょ。3階に職員室を置いて十分だと考えるその根拠がわからない。

検討が尽くされてないということについてはもう一つありますが、体育館とそれから多目的ホール、住民の説明会の中でそこはまだ使えるのもったいないと、そこを残す方法はないですかという要望についてもありました。全面建てかえだったらそれも壊してしまうわけですよ。町長、以前体育館を新しくつくってくださいという住民からの請願がありまして、この議会でも可決しました。それと、今回の中部小の体育館を温存すれば使えます。そのことについて、以前の制限を受けたものとの残せば使えるもの、そのことに関連して町長の所見を伺います。

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) いわゆる町民のスポーツセンター的な、そういった体育館といえますか、

議会のほうでも請願が採択されておりますものと、現在中部小学校にありますのは現在児童数から見ても非常に狭いということで、これは別な考え方で取り組まなければならないというふうに認識をしているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 要するに、そういうところも含めて、僕は検討だと思ってるんですよ。何か検討というと、もう現在地につくるということのをベースにして検討をしてるっていうしか見えないんです。使える施設を使っていく、僕は多目的ホールだって非常に素晴らしいホールですから、ああいったものを残して住民の文化活動に使ってもらったしたら、地域の人は物すごく喜ぶ人はいると思いますよ。

3番に行きます。校舎の詳細とか具体案の提示っていうのは、まだ出てきてません。あそこに5階建てでつくりますということ以外、詳しいことは聞いていません。詳細の提示はいつになる予定でしょうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えをいたします。

議員のお尋ねの具体的な案の提示ということでございますが、これは、今議会で新年度当初予算で私どものほうをお願いしております。予算をご承認いただければ、その後になるかと思えます。

もう一つ、先ほどのお尋ねというか、ご質問で答えてなかった分を答えさせていただきたいと思えますが、確かに具体的に付加すべき機能についてはまだ検討しておりませんが、それもその中になるかと思えます。今、私どものほうで把握しとりますのは、保護者の皆様方については、校舎に対する要望というのは非常に今の校舎に対する迷路のようだとか、地震で弱いとか、あるいは仮設トイレがまだあるのかというふうな個々具体的な現在困っておられる部分が大変多うございまして、その部分をいかに解消するか、先ほどおっしゃいました防犯対策もどうするかという部分も含めまして、そういったクリアをどうしていくのかということに重点を置いとりますし、そのクリアを住民の保護者の方々の基礎的と申しますか、その部分を解消する作業を重点に置いとりまして、その後に付加すべき、どうすべき、どの辺までいくのか、これはまた予算と絡む話なんですけども、そういった部分をまた検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 町長に伺います。

今の学務課長の答弁は、私たちに対して、総額26億円から30億円になる事業を詳細がわからないけど白紙委任で承認しろって言うてることなんですよ。だって、どういうものができるかわからないんだから。それは学校をつくるでしょ、もちろん。だから、どんな学校かっていうことが大事だって、僕はずっとるる述べてきてるわけですよ。これだけのものをやります、こ

ういうふうにします、だからその総費用として26億円とか30億円かかります。物を買うときに、何かわからないけど、中身がわからないけど何かを買うってのは福袋ぐらいのもんじゃないですか。26億円から30億円の福袋を買えっていうわけですか。

町長、議案提案の仕方について私は聞いてますので。詳細を示さないまま事業を進めていくっていう、案の提出の根拠といいますか、そのことについてどのように考えているのか、答弁をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回21年度でお願いしているものはいわゆる基本設計、それから実施設計ということで教育委員会のほうから上がってきていますので、その基本設計の中で、今北山議員からいろんな学校をつくる場合にいろんな配慮すべきような内容について、教育委員会のほうでももちろん保護者あたりの意見も聞きながら、そういったものは詰めていかれるものということで理解しているところであります。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 実施設計が終わってなくて、実施設計っていうのは、要するに構造計算というところから実際の形になるわけですよ。やっぱり言いたいのは、さっき言ったようなコンセプトなんですよ。

さっきの住宅を買うときの話をもう一回ちょっとしますと、要するに住宅会社の展示場があるじゃない。一軒家を買ってもらっていうときに、そこにいろんな空間がありますよ。玄関に入ったときからの空間から廊下を歩くときの足の感触、さまざまな、要するにそういうものがきちっとわかって、ああこれだったらこの家に2,000万円、3,000万円お金をかけてもいいなと思ってみんな契約するんじゃないありません。

今回の実施設計分として1億円幾らというのは、最終的には26億円、30億円につながっていくんでしょ、だって。別物ですか。つながるもんでしょ。だったら、今年1億円かもしれないけど、それは総額的には26億円、30億円の事業ということにとらえていいわけじゃないですか。そのことが、詳細を決めないでただ5階建てを現在地につくります、はっきり言えば。そのことでもって承認してください、これが今回の議案ですよ。そういう出し方についてどうですかということをお尋ねしてるので、もう一回、町長、お願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の21年度の予算が基本設計、それと実施設計、この2つから成るといことで、基本設計の中で、今言われたような内容といいますか、個人の場合も家を建てるとした場合はそこでどういうものをつくるかというのはいろいろ個人の建主の思いによって設計ができていくと思いますけども、この基本設計の中で、ご指摘いただいとるような分については、教育委員会のほうで十分、いわゆる学校とそしてPTAの方々の意見も聞きながら取り組んでいく内容だというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） さっきの合志小学校の例ですよ。検討委員会で2年間、15名でコンセプトを決めて、コンペで9社が。9社のアイデアがそこに入るわけですよ。

菊陽町のやり方だと、こういうことですよ。まず1社に絞ってそれを実施設計をしてもらおう。1社。つまり、今度つくる学校の精度っていうのは、1社の精度にかかっちゃうんですよ。片一方は9社に全部設計を依頼させて一生懸命その仕事をさせて、その中でいいものを選ぶ。片一方は1社です。しかも、こっちは契約するかどうか分からない。一番いいやつを選びますよって競争させてる。こっちは1社に決めて設計させて、その1社の能力以外何も出さない。もっとまずいのは、発注側がこういうものをつくってくださいというものを出す青写真さえない。そこを今一番言ってるわけです。

ちょっと時間がなくなっちゃいましたので、4番の制限というところに行きます。

運用という言い方をこの間もされてましたよ。これは改築ではなくて、私は新築っていうふうにとらえてますので。先日、教育次長のほうで、ほかの校舎でも学校でも制限があると、制限を設けてる学校があると、さっき甲斐議員も触れましたけども、現在の学校で制限がある、それはあるでしょ。あると思いますよ、それは。だけど、全面建てかえですからね。じゃあ今制限やってる学校が全面建てかえのときにその今ある制限をそのまま温存して建てかえます、それともそれを機会にきちっとそういう制限がない学校づくりをしたいと思います。どっちだと思いますか。まず、教育次長。その答弁をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 議員のお尋ねは恐らく運動場の広さの関係だろうと思いますが、制限というのは、運動場の広さに関係ない制限ということで申し上げているところでございます。例えば、サッカーとか野球とかするというのは、通常の学校の、小学校の場合は禁止しているところでございますので、そういう点で申し上げたところでございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） じゃあ、子どもたちの教育の場での制限ということではなかったということですね。そうとらえていいんですか。

（教育次長田中真治君「意味がちょっとわからないんですけど。どういう意味でしょうか」の声あり）

運動場を使うとか、5階まで行くとかっていう、あとは休み時間になったときに、子どもたちが5階から下まで行くのに時間がかかるから、ああ行けないなあと思ってじんわりと感じる制限というものも含むんですよ。だから、制限がありますというようなことを答弁していたので、学校を改築するときに今後もその制限を温存した学校をつくらしたいと思いますかというのをお尋ねしたんです。いいです、ちょっと時間がなくなりましたので、次行きます。

運用って、保護者のときの説明会でもそういうような言い方をしてますけども、運用ってのは大人に使う言葉ですよ。子どもには、我慢という言葉に変わります。1回つくと50年から100年間、我慢をずっと続けさせることになるんですよ。それは、確かに授業時間中にグラウ

ンドを、主にグラウンド、グラウンドが問題ないかもしれませんが。でも、合志小学校のそのときの教頭先生がこんなことをおっしゃってましたが、運動場は体を鍛える場である、そしてボディーコミュニケーションの場ととらえていて、異学年の子どもたちと一緒に遊ぶことでいろんなものをつかんでいくと言ってるんですよ。グラウンドの使用を制限することなど考えられないと、そういうふうに言ってるわけです。

今回の学校建築っていうのは、くどいようですが全面建てかえの新築ですから。じゃあそういう新築のときに、今ある制限をそのままのせて50年、100年、次の子どもたちにその制限をかけて構わないということを教育委員会が認めてるということで、そういう認識でよろしいんですかということです。答弁をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 北山議員のおっしゃる制限っていうのがわかりませんが、学校では子どもたちに指導するといったような言葉では間違ってますかね。50年、100年という、本当に校舎を建てますと、鉄筋コンクリートか鉄骨づくりでは耐用年数等も違ってくるわけでありますから、その間は十分やっぱり安全で安心なというなのは私たちが条件整備としてすべきことだと思いますし、ただ制限、制限という、それは指導という置きかえには受けとめができないんでしょうか。私が尋ねちゃいかんのですな。私はそういう受けとめ方をしています。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 僕たち議員が連名で質問をした教育委員会のほうの答弁書の中に、7番で運用というところの項目があるんですよ。その中に、一つは遊びを制限した運用、もう一つは遊ぶ場所に制限を設ける。だから、制限という意味は僕はわかっていると思いますよ。わからないってことを言ってますが。要するに、制限を設けるってことですよ。だから、その制限を50年、100年ずっとそのままにして新校舎をつくるっていうことで、教育委員会はいいっていうふうに判断したんですねって聞いたんですよ。もう一回お願いします。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） ずっと制限というか、学校はそれぞれ学校運営の中でそういった使い方についてはそれぞれ、例えば運動場が700人の子どもがいっぱいになれば危険じゃないかというような状況が出てくるとすれば、今回の中部小学校の建てかえ等でいきますと体育館も随分と広くなるという現実がございます。そういった中で、いろいろと遊びのローテーションを組むとか、そういった形で運用的にっていうか、学校の運営上指導していけるんじゃないかという考えに立っとなります。

それと、中身について、今回の質問じゃありませんでしたが、中身については例えば芝議員がおっしゃったエコスクール等の中身について、そういった間伐材をどうするかとかというような状況になりますと、今回の基本構想が通って実施設計に移りますと、そういった中身についての検討を十分して、子どもたちがそういった環境に優しい中で過ごすことができるというそういった思いは持っておりますが、現実には今の構想の段階ではそこまでいってないという

ところでございます。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） この制限というところは何で出てきたかという、校庭が狭いし生徒数が多くなるので、保護者の方からそういう質問が出たときに、運用でという答弁をされてましたので、その運用という中身はどういうことかと聞いたときにそういうものが出てきたわけです。要するに、子どもたちがそこでもって、自由時間かもしれないませんが、そういうときに使うときに制限が設けられると、その制限を前提として学校をつくるということに判断したというふうに僕はとらえているわけです。

ちょっと時間がなくなりましたので、申しわけありませんが5番と6番を一緒に行きます。

住民、PTAからの要望はいつまで建設可能ですか、保護者からのそういう質問がありまして、4月以降も可能ですと、そういう答弁をされておりました。

あと、町長のほうから、僕は平家はベストだと思ってます、小学校なんかでは。要するに、5階建てで、5階にいつもいるかどうかという話になるかもしれませんが、何か緊急時に1階までちゃんと出てこれると、安全に出てこれるなどということは、僕は小学生ではとてもとても信じられない。何かあったときに階段で倒れて、それでけがをする。そちらのほうの危険のほうははるかに高い。僕はそう思ってます。ですから、5階建てという今回の提案は撤回をして、もう一回、1年なら1年をかけてしっかり検討委員会をつくって、どんな学校がいいのかっていうものをやる。そういう出し直しをする意思はないかどうか、この2点を一緒に答弁をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、非常に今回の件で、5階建てというのが大きな問題といたしますか、課題になっているところでありますけれども、この件につきましては、基本設計の中で5階をなくすような方法ができないかとか、その辺の詰めで教育委員会のほうには対応していただきたいというふうには思っておるところであります。

それと、平家がベストということでありまして、確かにいろんなあった場合に平家というのが一番安全面からいけば適当かと思えますけれども、ただ学校が非常に合志市の小学校と比べて生徒数の大きいような学校で、その辺いろいろ学校の管理上どうかということは、教育委員会のほうの話聞いてみますと学校規模上すべてを平家というのは非常に管理面で厳しいんじゃないかという話を聞いてますけれども。その辺、教育委員会のほうから答えさせていただきたいと思えます。

（2番北山正樹君「5番についてのこと。答弁をです。もう一分しかない。5番」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今のお答えについて、要望については、細かい部分についての、例えば先ほどのエコスクールとか、そういった中身の構築については、いろんな形で、また保護者の



意見は聞いていきたいと思っております。例えば、全体会議で出ましたパソコン教室はどうするかとか、そういった具体的なものについては今から詰めていくという状況になるかと思っております。ですから、そういったものについては、また設計の段階に入りましたら具体的に提示をして意見を聞くという状況になるかと思っております。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 時間になりましたので、これで終わります。学校建設は、やはり本当に50年、100年という計画でやります。その50年後、100年後、そこに子どもたちがいて、その子どもたちはこの学校をつくってくれた当時の行政の人たちが何てすばらしいんだろうと思っております。こんな学校をつくってどうして、そういうふうに課題点になるのか、そういうところの分かれ道になると思っております。今回の議案については、やはり問題になる……。

○議長（吉村豊明君） 時間が参りましたので、直ちにやめてください。

○2番（北山正樹君） はい、これで終わります。

○議長（吉村豊明君） 北山正樹君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時11分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本堅君、一般質問を許します。

○11番（吉本 堅君） 皆さんこんにちは。

今回の一般質問は2項目を準備しておりますが、私の前に中部小学校関連ということで4名の方々が一般質問をされました。私も同じように中部小学校の建てかえについてということで考えております。11名の質問者の中で6名の方々が中部小に関しての質問をされるということは、今までにないことではないかなというふうに思っております。

最初に、中部小学校建てかえについて7項目準備しております。それから、2番目が環境問題についてということで3項目を準備しておりますが、私の質問に対する答弁に関しましては、教育委員会はもう過ぎておるというふうに考えておりますので、町長あるいは副町長のほうに当たるかもしれませんので、どうぞよろしく願いしておきます。

それでは、質問席のほうから質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 初めの中部小学校建てかえについてということで、①で中部小学校建てかえC案が地震特措法の適用事業となったとき、どれだけの補助金を見込めるのかというふうにしております。

まず、地震特措法による負担金額の算定の考え方についてお尋ねをいたします。例えば、地震特措法適用事業である小学校校舎改築事業が20億円の事業費だった場合、その20億円の事業費の2分の1の10億円が国の交付金となるのかどうか、まず副町長にお尋ねし、その後町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 副町長。

○副町長（松永政秋君） 今の吉本議員の質問にお答えいたします。

昨年の12月の全員協議会におきましてもご説明をしておりますように、補助金の地震防災対策特別措置法、地震特措法の補助率のかさ上げ、これについては加算がしてないと。これは、平成20年6月に改正されておりますように、校舎の改築を行う場合は原則3分の1というのが補助率でございました。これは、I s 値0.3未満、この場合には2分の1の補助率というような改正になっておりましたけれども、これにつきましてはさらにその後、県の教育委員会のほうから通知があつておまして、これにつきましてはコンクリートの強度というのが一つの条件というふうになっております。

これにつきましては、せんだつても県のほうでいろいろ会議がありました。そのときに、各市町村から要望が出ておりました。何とか補助率のかさ上げをしてくれというふうな要望が出ておまして、各国会議員の人たちも、それはどやんかせないかとやないかというふうな声も出ておりました。そういうことで、今後につきましては、これは将来補助率が上がるかもしれない。今のところは特措法に基づくところの対応というふうなことになっておる。ただし、協議をしてくれと。県教委との協議をしてくれというふうになっておまして、これが正式に、これを建築をするというふうな段階になったときに、県または文科省と協議をして、そしてその補助率あたりがどれぐらいになるのか、それあたりは十分検討をする余地があるのではないかというふうに思っております。

これは当町だけではなくて、全国の小・中学校で、それから公共の建物、これにつきましては補助率の問題が非常に高まってきておると。ですから、どこの市町村も早く子どもたちに安全な教育の場所を提供したいと、そういうことで、やっぱり財政非常に厳しい中で何とか子どもたちの安全・安心な教育の環境を整備してやりたいと、こういう気持ちを持っておりますので、そういうことで補助率あたり、少しでも国の補助率を引き上げていただきたいというのはすべての市町村のこれ切なる希望であるというふうに思っております。したがって、当町におきましても非常に財政が厳しい中で、まだ中部小学校、それから菊陽中学校……

（11番吉本 堅君「副町長」の声あり）

それから、武蔵ヶ丘中学校……

（11番吉本 堅君「私の質問と違います」の声あり）

こういうところも、建てないけませんので、そういうことで対応をしないかというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

(11番吉本 堅君「町長、今のところは私は数字的なことで、20億円の事業費がかかったときに、その2分の1ということで10億円の特措法の適用があるのかと、ただそこ1点をお尋ねしております。町長、お願いします」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) この件については、ただいまの副町長、それからこれまでもほかの議員さんからの質問の中で教育委員会が答えておりますように、この特措法に基づく、その2分の1が得られるかというのは、本町の場合はその強度の関係で、強度の関係のところがこの基準よりも、いわゆる10.0ニュートン未満ではないということで、その辺がこの場でその対象になるところは言えないところでありまして、これについては文部科学省のほうとの補助金の協議の中でということになると思います。

それから、全体額の26億円の2分の1が補助金として対象になった場合もらえるかどうかということについては、これ主管課のほうの教育委員会のほうで答弁させたいと思いますけども、いろいろ補助基準等がありますので、実施する実施単価といいますか、実施額のすべてが対象になるのかどうかというのは、いろんな場合にはなかなかそうならない場合もあるということですので、その原因については教育委員会のほうからお答えをしていただきたいと思います。

○議長(吉村豊明君) 吉本堅君。

○11番(吉本 堅君) 私があえてそれを言いましたのは、町長、副町長、この前の職員の方々のプロジェクトチームで、本当にその辺の特措法ということが理解ができた上での議論がされておるのかどうかと。今の答えは、まさに町長、副町長とも特措法というのを理解されていないようであります。

先日の石原議員の質問に対する答弁の中で、平成19年度職員プロジェクトの検討の中で、中部小建てかえは耐震対策事業ですべきであると結論づけたと言われたようでした。あえて町長、副町長にお尋ねいたしましたのは、今ちょっと申し上げたんですが、職員プロジェクトの検討で本当にこの特措法というのが理解されていたのだろうかと思いたくなるからです。事業費の3分の1補助というのは通常のことです。この特措法では、改築事業総額の2分の1補助が当てはまるものと考えられて、地震特措法の期限内事業を急がれたのではないかということをお考えのところでした。

通常、学校建設費に対し事業費の3分の1の補助があるとされております。平成7年1月17日、阪神大震災の経験を踏まえ、地震防災対策特別措置法、通常の地震特措法、これが平成7年6月16日に制定されました。地震特措法は、計画期間として平成8年から5年間の延長、延長で12年まで、13年から17年まで、18年から現在22年度までというふうに、5年延長、延長で来ております。このたびの中部小建設における算定割合の特例として、この制度は、既存の建築面積をオーバーして建設する場合、オーバーした部分の面積に対し、国が通常の助成

に加えて工事費の6分の1を上乗せして補助するというこのようです。

それでは、中部小学校の建てかえが地震特措法の適用事業となったとき、どれだけの交付金が見込めるのか、町長にお尋ねいたします。町長です。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これはもう事務的な詳細な内容でありますので、教育委員会のほうから答弁をさせます。

（11番吉本 堅君「教育長」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えをさせていただきます。

まず、議員さんのお尋ねでございます平成19年のプロジェクトのときには、実は今かさ上げと申しております10ニュートン等々の規定でございますね。0.3未満で10ニュートン以下であれば補助率がアップしますというのは、実は20年6月の法改正によりまして行われた部分でございます。それまでの法律の内容といたしましては、いわゆる持っとなります……

（11番吉本 堅君「課長、私の質問に対する答弁をお願いします」の声あり）

はい。

（11番吉本 堅君「幾らですか」の声あり）

そういうことで、この部分につきまして金額的には現在算出することは難しいと思います。以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） これは、概算の額を提示した上でのことですから、当然体育館の面積がふえたと、それと学校の建物の面積がふえたということで、概算の概算ということで私も出しおるところですから、そこところは十分出す必要はあると思います。概算の概算です。ということは、私なりにちょっと計算をしてみますと、そんなにはこの特措法による上乗せというのは考えられないんじゃないかなというふうに考えております。4,000万円か5,000万円あればいいほうではないかなと。あえてそれにこだわる必要があったのかなというふうに思いますが、学務課長、その辺はどのように考えられますか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 私どものほうは冒頭から申し上げますとおり、子どもたちの命が大事、優先すべき考える事項で、その次に財政ということでお話をしているところかと思っております。私どものほうといたしましては、事業費も伴いまして、当然国庫補助金をいただくわけでございますが、それよりも早く安全で安心できる校舎に子どもたちを、学びやの中で学んでいただきたい……

（11番吉本 堅君「課長、それはもう何遍も聞いておりますので、そこは必要ありません。金額です」の声あり）

それは保護者の願いであり、私どもの願いでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 次に移ります。このたびの中部小学校建てかえは、地震特措法の適用事業となるかということで通告をしております。

この地震特措法による国の補助は、建物の耐震性能をあらわす数値であるI s値が0.3未満、コンクリート強度が10ニュートン未満であるもの、もしくはやむを得ない理由により補強が困難と文部科学大臣が認める場合の改築に限るとされております。ところが、中部小学校のI s値の一部は0.3未満で補助対象の数値に該当しますが、コンクリート強度が10ニュートン以上となっており、補助対象外となっております。また、中部小学校の建てかえは平成23年度まで食い込むような工程となっておりますが、本当に中部小学校の建てかえは地震特措法の適用事業となるのか。先ほどの北山議員への答弁では地震特措法の適用事業の可能性があるというふうな答弁でしたが、最終的にこの地震特措法に該当するかどうかというのは、実施設計をしてみないとわからないと、最終的に文部科学省と協議をしてみなければわからないということではないのか、町長お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、吉本議員が言われたような、私もそのような内容で対象になるかどうかは決まっているというように理解しております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 次の3番目に移ります。建てかえC案の事業費は、26億円を超えることはないかとしております。

建てかえC案以外の事業費はどんどん膨れ上がっておりますが、建てかえC案は事業費が26億円をなかなか超えてこないようですが、その辺は間違いなくその中でおさまるといふことなのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 現在C案というのは26億円で確かに提示をしております。これはC案に限らずA案からE案まで5つの案すべてでございますが、現在の事業費は基本構想での概算額であるために、今後の実施設計において増減するものと考えております。増減いたします要素といたしましては、今一部5階建てのプランで考えておりますが、これを基本設計がまとまりしころに学校と打ち合わせをいたします。また、保護者の方の先ほど来の部分がありますが、いわゆる面積の変動が生じる場合もあるかと思っております。今私どもが算出してます、これはAからE案まですべてでございますが、補助対象となります基準面積をもとに設計、概算額をはじめしております。この部分がやはりもう少しゆとりのある廊下につくったらどうだろうか、そういったことになれば、面積がふえますと当然事業費がふえてまいります。また、先ほど来ご指摘いただいておりますエコスクールの機能をどうつけていくのか、そういった部分、

あるいはどれの部分に機能をつけて学校が、いわゆる子どもたちが誇りを持って、また自慢できるような校舎というふうな形にするとすれば、またその部分で予算が仮にふえましょうし、また……

(11番吉本 堅君「可能性があるということですね。時間がありませんので、可能性があるということですね」の声あり)

そうです、はい。

(11番吉本 堅君「はい、わかりました」の声あり)

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今課長の答弁では、その概算事業費だからC案にしても増額の可能性がある。逆にD案、E案にすれば、上がるかもしれないし、下がる可能性もあるということのようです。

次に移ります。小学校運動場利用の考えを問うとしております。

現在中部小学校の運動場面積が7,057平方メートルあり、何の問題もないと、運動会のときは町民グラウンドで行うのも方法ではないとか、遊びとしての野球やサッカーを禁止している学校が少なくないという答弁を菊陽町ではされております。ちなみに、大津小学校の運動場の面積1万2,000平米、大津室小学校の運動場の面積が1万3,000平米というふうな状況で、平成18年10月に完成した合志小学校は生徒数わずか313名ですが、直線の100メートルトラックがとれ、野球施設が整った8,000平方メートルの運動場と、隣接地にサッカーができる施設として約7,000平方メートルが準備され、合計1万5,000平方メートルの運動場として利用できる状況でした。先ほど北山議員の質問がありましたが、全くそのとおりであります。合志小の教育関係者の意見では、子どもは大いに外で遊ばせるべきで、クラブ活動は積極的にさせたいと言われておりました。このようなことを考えますと、決して一人の方の意見で運動場の面積が決まったわけではないと考えます。そこのところは、菊陽町の考え方と大きな違いがあると感じたところでした。後藤町長は、先日の議会で運動場が狭いことは認められました。今日も学務課長がそのような答弁をされたかと思えます。役場内部の意見ばかりでなく、学校の先生方の意見を聞くとか、他市町の学校建設状況を参考にされ、運動場利用の仕方や運動場面積を十分検討される必要があったと考えます。

一度小学校の建設をしたら、50年、100年ではなく、100年、200年続く学校です。学校を新築してすぐから運動会を町民グラウンドでするような、そういう考え方がいいのか、将来の町民グラウンドの利用に制約がかかるようなことにはならないのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、いろいろ運動場が広くとれば一番いいわけですけども、この中部小学校で一番今抱えておる問題というのが、耐震の該当する中でも一番その危険性の高いところでもあります。そういう意味で繰り返しになりますけども、やはりこの子どもたちの命をこういった非常に危険性の高いところから安全なところに移す、一日も早く移

すというのが先決でありまして、そういった中で今回の耐震の事業として取り組む中で、最終的、今の判断の中では、その崩壊のおそれがあるところをすというよりも、もう全体的に今回全面的な建てかえというところでのほうに今判断しているところでありまして、その運動場の狭さにつきましても、ずっと過去から見てみますと、一番中部小学校の児童数が多かった時代は昭和33年で児童数が715人ということも出てるような状況であります。そういう中で、いろいろ、また教育委員会のほうから聞きましても、運動会のときにはいろいろ、運動場が狭いというような話が出るそうですけども、日ごろの子どもたちが使う中で運動場が非常に手狭になっているんな問題が出てくるような話は聞いておりませんので、そういった状況の中で、子どもを一刻も早く安全なところに移すという意味での中で、今回の予算のほうの案を出して今お願いしているというような状況であります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町長、私の質問をしっかりと聞いていただきたいと思います。私は町民グラウンドの利用ということで質問をしたところでありまして。

もう時間がありませんので、次に移ります。あえて急傾斜地に、鉄筋コンクリートづくり5階建ての小学校建設をする理由とはと。

先ほど甲斐議員のほうからも全く同じ質問がありました。町長は平成20年3月議会の施政方針で中部小学校の建てかえは現在地で行いますと述べられましたが、平成20年6月は基本構想を見直すようなことを言われ、7月1日に基本構想の見直し事業の発注をされました。しかし、最初に場所を決め、建物面積を確保するとすれば、当然鉄筋コンクリートの5階建てとなります。私の知り合いの中部小学校以外の小学校の現役の先生方、OBの先生方、10人ほどの方々に小学校の建てかえで5階建てをどのように思われるかお尋ねしましたが、だれひとりとして5階建てに賛成される方はおられませんでした。建物が5階建てになることの議論はされたのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、教育委員会のほうから今提案のあっているような内容で説明を受けているところでありまして。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 町長、こういうのは予算を伴うことですから、教育委員会のほうからの提案があったとしても、やっぱり予算的なこと、総合的な判断というのは、議会への提案というのは町長ではないでしょうか。その辺を考えるとところでありまして。

次に移ります。関係者の意見を聞かず、詳細な調査もせず事業を進める理由とはとしております。

中部小学校建てかえについて、中部小学校の現役の先生方や元中部小校長先生方の貴重な意見を反映させることができないまま、中部小学校建てかえ予算を議会提案されたことは理解できません。理解できないことばかりですが、ある程度の調査はされていることと考えます。

そこで、新たな場所での小学校建設案において、農振農用地が一つの候補地であると考えます。通常であれば、農振農用地区域内の2ヘクタール以上の農地転用、農振除外等の許可は大臣許可ということです。さらに、農振除外に関する県の受け付けは6月あるいは11月ごろの年2回ということですが、農地転用、農振除外のため、どのくらいの期間を考えておられるのか、また農地転用、農振除外の申請は必要か、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） いわゆる農振地域の中であれば、当然農振のそういった除外手続、そういったものは必要になるというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今町長は、農振地域であれば当然農振除外は必要だというふうな答弁をされました。全く何の調査もされていないということです。

この農地転用、農振除外に関しましては、確かに農振、農用地区域であります。土地収用法第3条により、現法律では農地転用、農振除外の必要はないということです。小学校建設における新たな場所での農地転用、農振除外の必要がないということは、土地所有者の協力が得られれば開発行為と建築工事は同時着工ができるということになります。

先日、益城町に行ってきました。今益城中央小学校4.6ヘクタールの平面図を、計画図ですね、皆さん方にもお配りをしとると思っておりますが、面積4.6ヘクタールです。生徒数が約500名、敷地面積4.6ヘクタール、この建設場所はもとの小学校敷地ではなく、近くの圃場整備された地域での建設でした。これだけの面積でありながら、内容的にはプール、運動場、体育館、校舎等が一通り含まれており、木造平家建てでした。さらに現在菊陽町でのC案の事業費より安い事業費となっております。木造平家建てにした理由として、鉄筋コンクリートづくりでは暖房しないと寒いと、日が当たらないと、木造2階建ては1階への物音がすると、木のぬくもり等を考え木造平家とされた。また、用地交渉に関し地権者の方々は快く理解をいただいたということでした。

中部小学校建てかえD案、新たな場所の場合、事業期間、事業費、事業費用等、菊陽町が考えておられるより早く終わる可能性があり、安く上がる可能性があるということです。このように100年、200年先を見据えた事業であれば、歴代の町長がなされたように、町長、議長が力を合わせられ地権者のご理解を得るべきではないでしょうか。全く何もせず、用地確保に時間がかかると結論づけされる姿勢は、職員の先頭に立たれる町長の姿ではないと考えます。地権者の方々としましても、何の相談もなければどうすることもできません。将来の子どもたちのことを思えば、まず町長が地権者の方々にご理解をいただけるよう、先陣を切って行動に移される考えはないか、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

（「通告外じゃないの」の声あり）

（11番吉本 堅君「通告外じゃないですよ。詳細な調査もせずとい



うところですから問題ないと思います。町長」の声あり)

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 益城町がどのような方法でされたかということで今あったわけでありまして、本町の、私が検討委員会、それから教育委員会からの話を聞いた中では非常にこの農業振興地域の中でする場合については、期間がかなり今言われたように、もっとすべての場所の選定をどこにつくるかということで、これも意見はいろいろ出ると思いますし、それから農用地の区域の除外手続、土地収用法が使えるという話でありましたけれども、この土地収用法も非常に、その場所でなければならないという絶対的なそういう理由づけが要するというふうに私は理解しとるんですけども、いろんな面から考えて非常に期間がかかるということで、今回の提案になったというところでありまして。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） どうも町長の答弁がすっきりしません。後藤町長は、今まで町の総務部長等重要なポストを経験され、町長となられてからは毎週課長会議、部長会議が開かれ、教育委員会事務局あるいは学務課との協議をされておられるようです。町長部局と教育委員会部局の立場の違いを考えますと、後藤町長はもっと教育委員長の立場を尊重されるべきではないでしょうか。

再度言いますが、三島教育委員長は平成18年12月議会において、私の質問に対し、中部小学校の建てかえにつきましては、財政上予算の確保ができれば現敷地から新たな建設地を求めて移転建てかえをしたいというふうに考えておりますと。新たに用地を求めるということとなりますと、用地買収、農振除外、開発行為と許可申請と時間を要しますと。将来の児童数の増加を考慮し、余裕ある用地を確保しておくことが最も必要だと思っておりますと。また、将来何があってもすぐに対応できるように今のうちから議論する必要があると認識しておりますと言われております。さらに、後藤町長は、教育委員長から答弁がありましたように、私自身も、いわゆる用地等を別なところに求めていくとなれば、伝統ある学校のことでもあります。将来的なことを考えて関係者と十分議論した上で、内容を詰めていかなければならないというふうに考えておりますと答弁されておるにもかかわらず、後藤町長が何の指示も出されなかったことには言葉もありません。先日の議会答弁の中で、耐震診断から入った建てかえであったために、早急に建てかえたいという思いであると、それは十分わかります。そのため審議会が立ち上げられなかったと言われましたが、耐震診断の結果は平成17年3月ごろ出ております。その後、平成18年12月議会においての教育委員長、町長の答弁です。先日の議会答弁は、つじつまが合わないと考えます。

次に移ります。このたびの小学校建てかえのどこが将来を見据えた学校建設かとしております。

菊陽町はほとんどが平坦な地域です。菊陽町の小学校の中で最も生徒数の増加が見込まれる地域であるにもかかわらず、学校敷地面積が一番狭く、小学校建設をあえて急傾斜地に、鉄

筋コンクリートづくり5階建てを提案されました。このたびの小学校建設の建てかえのどこが将来を見据えた学校建設なのか、町長にそこのところだけでいいですから、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 先ほど言われました18年のときに答弁しておるというところでもありましたが、そういう意味で、19年度の中で職員の関係課の職員を寄せて検討委員会で十分検討させて、そこから報告となった内容と、それを教育委員会のほうでまた詰めたという内容で今回のようになっておるわけでありまして、今回の小学校の建てかえ、将来を見据えた学校建設かということでもありますけれども、これは施政方針の中で出しておりますように、やはり非常にこの危険な状態の中で子どもたちを安全に移す、いわゆる教育環境をつくるというのが一番大事だということでありまして、そういった四川省の大地震の結果、国も県もそういうことで、非常に短期間の間に耐震補強ってことで出ておりますので、その中でこの耐震のこともクリアして、そして校舎のほうも今基本構想の見直しの中で出ているようなところもありまして、それで歴史と伝統のある学校の場所ですることができるということで、当然将来の児童数の増加にも対応できるということでもありますので、そういった点から将来を見た上での今回出しておる案ということで施政方針の中でも述べたところでもあります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 菊陽町、町有林の一部が大津町瀬田裏に17.15ヘクタールあります。町有林には地下水涵養、二酸化炭素吸収、温暖化抑制効果等があるというようなことですが、町は町有林に苗木を植え、下刈りをしながら枝打ち、間伐、あるいは管理用道路の管理をしながら、木の成長を見守ります。町はこの町有林の管理を毎年約340万円で菊池森林組合に委託をしております。菊陽町のこの地域の町有林には、ヒノキの樹齢45年から65年までの約8,000立方メートルの木があるということです。今が一番利用しやすいヒノキの樹齢だそうです。何のために町有林に杉やヒノキを植え、下刈りをしながら枝打ち、間伐、あるいは管理用道路の管理をするのか。小学校の建設であれば、鉄筋コンクリートづくりよりも木造建築の平家建てということが理想だという話を聞きます。木造を利用するのは当然のことではないかとも考えます。

平成20年3月7日付で文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、学校施設における木材使用の促進について通知があり、その一部を読み上げますと、学校施設に関する木材使用の促進について通知ということで、公立小・中学校等の施設整備における木材の使用については、木の持つすぐれた特性により、子どもたちの心身の成長の場として健康的で快適な環境を形成する上で極めて有効であることなど、その効果や意義が近年強く認識されているところだと。このため、今後新たに学校施設整備に取り組まれる地方公共団体等が木材の使用を検討し、積極的に木材を使用していただくことが期待されておりますと。ちょっと飛ばしますと、公立学校施設整備への国の補助については、耐震化を最優先の課題として重点的に取り組んで

おりますが、その上で学校施設の新造改築等の機会における地域材の使用に対し、優先的採択や単価の充実などの必要な支援を行ってまいります。まだちょっと残っておりますが、そういうふうなことで通達が来るということであります。そのような通達となっておりますが、木造建築ということを考えられたのかと聞いても、これはどうしようもありませんね。そこで場所がなくて言われたことだから、時間がありませんので、そこは次に移りますが、中部小学校建てかえについて、今年2月5日の中部小学校区、保護者、区長さん方への説明会が中部小学校で行われました。しかし、この説明会は主催者サイドの席に校長先生、教頭先生、PTA会長さん方を同席させ、何もかも確定してしまった後の報告会そのものでした。北山議員の先ほど言われたとおりだと私も思っております。町長から財政的な了解をいただき、教育委員会は現在地に建設することに決めましたと。そのような報告をされた上で、現在地建設の説明をされ、質疑を求められれば当然現在地に建設することに対する質疑しか考えられません。当然のこと、関係者の方々の意見を酌み上げるような議論の場ではありませんでした。この説明会の帰りに、ある保護者の方から、もうここで決定したのですかと、町は早くから関係者の方々の意見をどうして聞かないのですかという話がありました。翌日も全く同じような電話がありました。さらに先日は南校区の方からも、ある程度の人数がそろえればサッカー、野球等いろいろなことができ、そのあたりを考えると一度いろいろなことを検討してみるのもよかばいということでした。私はじっとしておれずに、3月1日日曜日に上中代の三役の方々、子ども会の方々に集まっていただき、中部小学校の建てかえに関し、話し合いを持ちました。そこでの質疑を幾つか述べてみます。

町はどうして早くから関係者の意見を聞かなかったのか。地域住民の意見を聞くことは大切なことではないか。上中代のように通学時間に1時間かかるところは少ないと思う。何らかの検討を望む。今回の建てかえをするなら別なところに小学校を持っていったらどうなるのか。学校は環境を考えて木を植えてほしい。木のぬくもりを考え、木造でできないか。生徒のことを考えて事業をしてほしい。勉強の授業ではなくて、工事ですね。事業をしてほしい。計画を見直すべきではないか。上中代子ども会のわずか10人足らずのところでもこのような意見が出ます。

教育委員会からの中部小学校の先生方への説明会後の先生方からの質疑は、北山議員の先ほど言われたとおりでありまして、先生方の貴重なご意見に対する町の答弁は先生方に押しつけるような発言が多くうかがえました。それと同時に、先生方の不安な様子うかがえました。子どもたちの将来を思い、地域住民の方々の意見を聞いた上で意見を集約し、学校建設をする必要があります。いろいろな意見が出るのは当然のことです。このたびの学校建設は耐震補強ではなく、100年、200年と続く小学校建てかえ工事です。今回の説明会は前もって何の資料も準備されておらず、本来の質疑をすることもできません。かえって不安をあおっただけではなかったかと思いました。翌日の新聞記事を見られた方が中部小学校建設が決まりましたねと、何人もの方が言われました。先日もある区長さんから電話がありまして、なぜ中部小学校をあ

の傾斜地に5階建てでつくるのかと、理解できんと、平地がないわけでもなかろうにと、これは問題だよということでした。

町長の平成21年度施政方針で、教育委員会では保護者や関係住民、中部小学校教職員の皆様方に、この検討経過を含めご意見を伺うため説明会を開催したところでありますとされておりますが、説明は一方的であって、それぞれに納得されたわけではないということです。先日の議会答弁で、説明会後関係者から何の問い合わせもなかったから、町の説明を理解されたものと町は受け取ったと言われましたが、そのような発言はとんでもないことであると考えます。町長のこのたびの中部小学校の建てかえ計画には菊陽町の夢をうかがい知ることができません。先ほどの北山議員への答弁を聞いていますと、基本構想がしっかりできていないと、場所を特定したところでの基本設計では意味がないということであります。今日区長会理事有志の方々が中部小学校建設については時間をかけて再検討してはどうかという要望書が届いております。このことが菊陽町の将来に向け、後藤町長のかじ取りの唯一の汚点とならないことを願うばかりです。

次の環境問題について、①の各家庭から出る生ごみ量の削減に向けた町の取り組みとはとしております。

現在菊陽町では、家庭の生ごみ処理機購入に対する助成、コンポスト購入に対する助成制度があります。この生ごみは菊陽町1万3,000世帯から毎日出るものであり、それぞれの家庭において工夫できます。今後生ごみ量の削減に向けて、町の取り組みをどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 今後の各家庭から出る生ごみ量の削減に向けた町の取り組みはということでお答えいたします。

各家庭から出る生ごみの削減に向けた取り組みといたしましては、ごみの減量化や循環型社会形成のために、ごみ減量の4Rを基本に進めています。1つはリフューズで、ごみを発生源で絶つこと。2つ目はリデュースで、各家庭での取り組みといたしましては、物を大切に使い、ごみを発生させない、ごみを減らすということです。3つ目はリユースで、使えるものは繰り返し使うということです。4つ目がリサイクルで、ごみを資源として再利用するということで、これらを基本にできるだけ燃やしたり、埋め立てたりせず、再資源化、減量化を進めていくというふうにしております。

具体的には、広報やチラシ等で十分な水切りや食べ物を余らせて捨てることがないようにというような広報活動をやっております、また今議員がおっしゃられました生ごみの堆肥化による減量化ということで、生ごみ処理容器、それと電動生ごみ処理容器の購入助成につきましては、広報紙で2回ほど掲載しておりますし、また指定店制度をとっておりますので、指定店にも周知漏れがないようにということで、啓発用のチラシの掲示をお願いしているところであります。また、従来からの取り組みといたしまして、現在の可燃ごみとして出されます量の中に

はまだたくさん紙類やプラスチック類がまじっておりますので、これらの分別が徹底されますように、昨年度は分別用のチラシ、紙類の分別用のチラシ、あるいはプラスチック用の分別用のチラシを配布して分別の徹底による減量化をお願いしていったところでありますけれども、やはり細やかに啓発活動を行いまして、各地区あるいは各種団体にできるだけ出かけて、いろんな機会を通じましてそういった取り組みの強化をお願いしていきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今課長のほうから言われましたように、役場職員の方々が地域に出向かれて、いろいろ機械、コンポストばかりじゃなくて、ちょっとした庭があればどこでも穴を掘って野菜くずだけでも処理をしていただければ、生ごみの量というのは相当減少することが考えられます。このような取り組みを既にされておられる方は多いと考えますが、もうちょっと、結構あっちこっち回っておられるとは思いますが、もうちょっと本格的に力を入れていただくなればと考えますが、ここは町長いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 生ごみの処理ですけれども、もういろいろ土地、いわゆる庭つきとか、家庭菜園等持っておられるところについては、そういった取り組み、ぜひ進めていただきたいと思っております。この件につきましては、今担当課長のほうから答弁したとおり、この生ごみのいろんなリサイクル運動あたり、各地区のほうで展開していただいております、かなり効果も出ておるところでありますけれども、やはり一番はこの生ごみのところをどう減らすかの課題であります。この件につきましては、家庭内で処理できるものは処理していただくということで取り組みをしていただければ一番いいわけですが、その辺の協力等については、もっとも担当課のほうで地域のほうに出かけて、そういうお願いをしながら取り組んでいきたいというように思います。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 次に移ります。それぞれの家庭から出る生ごみを、それぞれの家庭で処理することによる町の経費削減効果とはとしております。

どのくらい削減効果ということになるのか、3番目も同じようなことを書いておりますので、これ一緒に行きましょうかね。各行政区で資源ごみ回収を推進することによる町の経費削減効果と、各行政区への町助成とはとしております。

現在各行政区、子ども会等が資源ごみを回収されております。役員の方々に負担がかからないように、町民全体の取り組みとして考えるべきではないかと考えます。そのことによって、地域のつながりが一層深くなるかもしれません。また、町のごみ処理費用が少なくなり、各行政区の収入がふえればありがたいものです。各行政区で資源ごみ回収を推進することによる町の経費削減効果、各行政区への町助成の現状、今後の取り組みを町はどのように考えておられ

るのか。これは2番、3番、一緒に構いませんので、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） それでは、具体的なお話になりますので、私のほうからお答えさせていただきますと思います。

まず、1点目のそれぞれの家庭から出る生ごみをそれぞれの家庭で処理することにより、町の経費削減効果はということですが、今町のごみ処理の主な経費といたしましては、収集運搬の経費と処理をやります菊池環境保全組合のごみ処理の負担金になります。各年度で若干数字というのは異なってまいりますけれども、平成20年度の内容で申しますと、平成20年度予算では収集運搬経費が5,480万円と、組合で処理いたします経費が3億8,118万円ということで、合計で4億3,598万円になっております。平成20年度の負担金を決定してございますごみの量といたしましては995万240キログラムになりますので、大体1キログラム当たりの処理経費は38.3円になっております。これ単純計算になりますけれども、町で1キログラム当たりのごみ量が減量されますと38円ほど負担金を支払わなくていいというようなことになるかと思いません。

それと、3番目の各行政区で資源ごみ回収を推進することによる町の経費削減効果と各行政区への助成はどのようになっているかということにつきましては、今町のほうでは地区や子ども会を初めといたしますリサイクルを行う社会教育関係団体に奨励金を交付しております。対象品目といたしましては、新聞、チラシ、雑誌、段ボールといった紙類、それと古着などの布類、それとアルミ缶、スチール缶といった缶類です。これが1キログラム当たり10円といたしております。瓶類はビール瓶につきましてが8円、酒瓶等の一升瓶につきましてが10円というようなことでいたしております。

お尋ねのリサイクル事業による町の削減効果ということですが、19年度の実績で申しますと、リサイクル奨励金の対象の重量が85万7,472キログラム出されておまして、それに伴います奨励金の額が867万9,862円交付いたしております。これらのリサイクルに出されました紙類や缶類が資源ごみとして町の収集に出されたというふうにいたしまして、ごみの処理負担金の分を再計算を行って試算してみました。大体試算いたしますと2,446万4,000円の負担の増加というふうになりますので、リサイクル奨励金で支払いました867万円を差し引きますと、大体1,578万5,000円程度の効果があつておるといふふうに考えているところであります。

各行政区への町の助成状況はということにつきましては、リサイクル活動はほとんどの行政区で行われております。まだ実施されていないのが2地区ありますけれども、それらの地区で実施されておりますので、大体本年度の1月分までで集計いたしますと764万3,000円程度の交付を行っております。

先ほど申しましたように、リサイクルすることによる処分経費の軽減という効果もありますので、いろんな地域によっては、子ども会等の人数等が減少しておるといふような地区もございますし、まだ新しい地区でなかなかリサイクル回数をふやせないといふような状況もあ

すので、なるべく地区単位でそれぞれの住民の方に負担が来ないような形のリサイクル活動が行われるように、それぞれの地区に出かけながらいろんな方法等をお話ししながら、リサイクル活動が進んで減量化あるいは再資源化ができるような状態ができていくように今進めているような、そういうような状況でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） この辺の詳しいデータを出されてる方々がいらっしゃると思うんですが、資源ごみ等を全部ごみとして処分する場合と、資源として処理する場合、11倍ほどの効果があると言われる方がいらっしゃいますので、十分町民の方々へ理解を深めていただきながら、町も積極的に地域へ出向いていただいて、その辺のどのぐらいの効果があるというところをしっかりと説明していただければ、住民の皆さん方も理解されるのではないかなと思いますので、その辺はぜひとももうちょっと積極的にやっていただくなればと思います。

最後の締めを町長、お願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、まさに吉本議員が言われるように、直接業者のほうで、地域で、このリサイクルのほうで回収されたものをそちらに回していただければ、負担金のほうも減額にもなりますし、さらにこの回数といいますか、まだ取り組みの中で、非常に年間の取り組み回数が少ないところもあるような状況であります。私の住んどの地では毎月やっております、それも区で実施しております。それぞれが負担がかからないように当番制で取り組みを7日で回っていくということで、もうすっかり定着しております。そういったところもありますし、まだ回数の少ないところもあるということで、担当課では、20年度から4回以上取り組んでいただければ回数の加算制度もつくって取り組みを促進させたいということでもありますけれども、ただ地域の中でまだまだこの周知が足りないところについては、担当課のほうで頑張ってそういう面をさらにお願ひして、その資源の資源として使う大事さあたりも周知しながら、この資源ごみの回収については環境問題でもありますので、真剣に取り組んでいきたいというように考えております。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 私の質問はこれで終わるんですが、教育問題、学校建設問題、これは教育委員会だけでできることではないと思います。前回も言うたと思いますが、やっぱり事業課の方々の協力がなくなかなかできないと。町長が議会に提案される以上は、教育委員会のほうが提案したことだからということで済まされずに、町長の最終的な判断は必要だと思います。その辺を十分考えられて、今後もしっかり町のために頑張っていただきたいと思います。

これをもちまして私の質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時7分

再開 午後2時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君、一般質問を許します。

○12番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して一般質問を行います。

今日の質問通告は、第1に緊急雇用対策について、第2に就学援助制度について、第3に保育について、第4に中部小建てかえについて、第5に経理のあり方についてということで質問をさせていただきます。前半の同僚議員の流れもありますので、第4の中部小建てかえについてを一番最初に質問をして、自席から行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問をさせていただきます。

中部小建てかえについては、先日から数名の同僚議員が質問されておりまして、重なる部分があるかと思いますが、質問をさせていただきます。

中部小の建てかえにつきましては、A、B、C、D、E案が提案をされました。そして、町の案はC案で、現地建てかえ、北3階、南4階、一部5階建てという案で建設費が26億円の予定ということです。私自身は一番最初お話を聞きましたときに、耐震工事が非常に急ぐこと、子どもの安全が優先されること、それが一番大切だと思いました。そして、地元の人たち、保護者の方たちが同意されれば、その方向でいいのではないかというふうに思っていました。ただ、しかしその後、町民の方の、やはり意見をしっかり聞いておこうということでいろいろお話を聞きますと、三十数年小学校で働いておられた元先生は5階建てということ聞かれまして、とんでもない、自分だったらちょっと賛成できないというふうにおっしゃいました。3階建てでも上に行けば行くほど子どもが運動場に出て遊んだり体を動かしたりする機会が大きく減少するし、今から間に合うのであれば再検討してほしいというご意見でした。

また、今年1月23日の中部小の教職員説明会でも、やはりその懸念といいますか、第1の質問に、非常にC案では階段が多いし5階ではなく2階か3階ぐらいにできないかという質問が先生のほうからも出されています。また、平成26年度になると100人ぐらいふえる予想で、運動会もできにくくなるのではないかと、仮設校舎の期間が長い、いろいろもう皆さんもご案内のとおり、たくさん意見が出されているわけです。今日は区長の有志の方にもっと検討してほしいという要請書もいただきましたけれども、今考えてみますと、やはり町執行部がかなり検討されて出されているけれども、非常に同僚議員からも出されているように、いろんな心配が出されて懸念をされている内容で、今からやはり26億円という多額のお金を建設費で使うわけですので、ぜひもっと保護者の方、また教育の現場の方、そして住民の方、特に地元の住民の方々の意見を反映させる機会をつくっていただきたい、そしてできれば5階建ては再検討し



ていただきたいというふうに思いますが、教育担当課長でも結構ですので、今のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えをいたします。

まず、5階建てについて、非常に私どもの説明する時間がなかったということもあるかと思いますが、5階建てにつきましては、従来から申し上げておりますとおり、一般的な5階建てでなくて、1階と3階に出入り口があるというつくりでございます。

せんだっての別の議員さんからご指摘がありました、私どものほうが保護者の説明会のときに、非常時にエレベーターを使うというお話をしたのではないかということのご指摘も賜っておりますが、これにつきまして少しご説明させていただきますと、私のほうでは本文を読ませていただきますと、学校のほうでは児童のいたずら等を防止するためにできるだけ非常時に使ってくれというような指導をされているかと思えます。この言葉の中で使っております非常時ということでご指摘があったかと思えますが、その3行ほど下になりますが、一般的なことですが、学校においては非常時、けがをしたり、肢体障がいを持っておられる方が利用されるというような形で運用をされているのではないかということで、いわゆるここで言う非常時というのは、普通元気な子は使わないよと。例えば、足をけがをしたり、そういった、あるいは肢体不自由がある場合に使うもんだよということでの説明でございまして、災害等々あるいは火事とか地震等々の場合は利用できないことはもう皆さんご承知のことだと思いますので、そういう意味で5階建てのエレベーター使用についてはお話をさせていただいたところでございます。

次に、私どものほうが、どういう形でこのC案を今本議会にご提案を申し上げます経緯について、もう少しご説明をさせていただきたいと思えます。

私どものほうもこの案を作成いたしましたのが、今年の11月ということで期間的に非常に厳しい中で、議員の皆さん方、それから保護者の皆さん方までご説明を開催いたしました。私どもが一番気にいたしましたのが、2月5日に行いました保護者への説明会でございます。先ほど来、申し上げておりますとおり、周知をしたけどもご参加が少なかったということで、この部分、どういうふうに解釈するのかなということで非常に悩んだところでございます。説明会の後、私どものほうにお問い合わせがありましたのが、電話及び電話等来庁された方がおられまして、それぞれお一人ずつでございます。うちお一人が保護者、もうお一人の方が中部小学校にお住まいの方でございまして、この方保護者でございせん。お二人からいただきましたご意見というのは、移転すべきだというご議論で、ご主張でございました。もう一件、説明会に入りましたときに時間が限られたので、もしご意見があればということで、ペーパー用意いたしましてご記入していただいたので回答がありましたのが1件ございました。その内容は、5階建てということで必要であればエアーシューターみたいなのを用意したらどうだろうかということとあわせまして、仮設校舎のときに、いわゆる部活がどうなるのか、そういったと

ころをもう少し詰めて、あるいは給食も含めてでございますが、そういったところを詰めてほしいというふうなご意見でございました。私どもが、参加者も少なかったし、私どもの説明が十分できたのか、あるいは当然新聞報道、あるいは学校あたりに流されておりますが、これだけがこの議会開催までにお問い合わせがあった件数でございます。

その後、私どものほうでも、やはり私どもに言いづらい部分はひよっとしたら学校に行くかなということで、学校のほうに照会いたしましたところ、学校のほうに寄せられておりました意見というのは何かと申しますと、少し全部で15件ほどございます。12件ほどでございますが、全部読み合わせと時間がかかりますので、ポイントだけご説明させていただきたいと思っております。私どもに一番に痛い意見もございますが、申し上げます。

倒壊の危険性が高い建物を約5年間もそのままにしていたことに残念に思いました。大きな地震がなかったとはいえ、先生方、それから児童が危険な校舎で日々過ごしていることがとても不安です。防犯に力を入れて、命にかかわる問題なので計画もスピードアップして予定より早期の建てかえが完了しますよう、強く要望しますというのが1つ目です。次に、校舎改築に関する情報を積極的に開示してほしい。どんな校舎にするのかという思いや願いを保護者からも早く聞く機会をつくってほしい。先日の校舎建てかえの説明会に参加しての感想ですが、各家庭からのアンケートをとる必要があると思いました。中学校の兄弟がいる、すくすくに預けている、部活動をしている等々、それぞれの事情や立場にある人にしか思いつかない質問があると思えます。そういったことでやってほしいという点。それから、早く新しい校舎にしてほしいのが何よりの願いです。そうして一部地域で行われている放課後スクールを実施してほしいです。もっと子どもたちがゆとりを持っていろんな人とコミュニケーションがとれるようになると地域での活動も積極的に取り組んでいただけるようになると思えます。それから、先生方は本当に大変だと思います。本当にいい先生ばかりなので安心ですが、やはり校舎の安全性がすごく心配ですというふうなご意見でございまして、いわゆる5階建てが心配、あるいは移転すべきだというふう、あるいは運動場が狭い、どうにかならんかとか、そういうご意見は今のところ私どものほうには届いておりません。

そういったことから、私どものほうで考えておりますのは、どの部分のご意向を一番重要視すべきかという点でございます。これは、当然小学校の工事とはいえ、町民全体にかかわる問題であります。しかしながら、中部小学校の中でも、実際子どもさんを通わせていらっしゃる保護者の意向を私どもが一番重要視すべきではないかと申しますのは、I s 値が0.3未満の校舎に実際危ない校舎で生活し学んでおるのは子どもたちでございます。その子どもたちのことを一番考えておられるのは、私は保護者だと思っております。その保護者の方々が、そういう形でご意見をいただいているのは、先ほどのような形でございまして、保護者の意向を読み解きますと、地震に強い校舎をつくってほしい、そして現在迷路のようになっております校舎、これを何とかしてほしい、それから先ほど申しましたが、仮設トイレはどうかならんか、そういった部分が、そういった校舎が一日も早くできてほしいというのが願いではないかと考

えております。

場所について、保護者間で確かにいろいろあるかもしれません。移転がいい、やっぱりその現在地がいいという、そういうふうなご意見があるかと思いますが、その辺につきましているいろいろお考えがあるんですが、そういったことをやれば意見の調整に時間を要することになりまして、それで校舎の建てかえまで時間がかかるのは困るというふうにお考えではないかと。敷地が狭いという点につきましても、運動会のときは狭い感はありますけども、体育の授業に問題なければ、場所の検討に時間をかけるより、子どもの命を真っ先に考えて早く建てかえをしてほしいというのが保護者の大多数の方々のご意見ではないかというふうに説明会の後、私どものほうでは、そういうふうに理解をして、今議会でご提案をしているところでございます。

そういったことで今回、5階建て、あるいは敷地が狭い、あるいは子どもたちのもっと広々したところですばらしい校舎で学ばせたいという議員さんのご意向も十分拝聴しておりますが、今のところ私どものほうとしては、そういった意向で、保護者の考えはそこにあるんじゃないかというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 課長さんの答弁はよくわかったんですけども、保護者の方にはきちんとした5階建てとか、運動場の狭さとか、そういう情報は十分行き渡ってないのではないかというのを私は懸念します。ですから、これから急ぐというところでは皆さん一致するというふうに思いますので、やはりその辺の情報をきちんと知らせていただいて、保護者や、また一番身近な教職員の先生の意向をもう一度、一からとは言いませんけれども、そういう目線に立って取り上げていただきたいということを要望して、次に移ります。

次は、景気雇用制度についてです。緊急雇用対策本部は、年末に町としても立ち上げられまして、町内の実態等々、アンケートとか取り組んでるということを聞いていますが、雇用状況について、今町内の実態はどういうふうに受け取られているのかという点と、緊急対策本部として取り組まれたこと、この1月、2月、3月、取り組まれたことはどういう内容だったのか、一、二、あわせてお尋ねをします。緊急対策本部の本部長は町長だと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきまして、商工振興課のほうで窓口をつくっておりますが、商工振興課のほうで町内の企業及び事業者150社のほうに雇用実態調査を実施しております。回答が59社で、39%の回答率であったということでもあります。その調査結果を集約しますと、製造業での雇用の減少と小売業での雇用の増加というのが出ておるような状況であります。

世界的な景気の悪化とあわせ円高基調によって、主に輸出依存型の製造業の低迷に比べ、スーパー等の安価な輸入、内需依存型の小売業との違いのあらわれではないかということで、担当課のほうで判断しておるところであります。また、小売業におきましては、新店舗等の進出

等が数件あっておりまして、雇用の機会がそういった面で創出されたのではないかと思われま  
す。それから、企業及び事業者全体として、雇用を維持したいとの希望があるものの、今後の  
展開によっては削減せざるを得ない状況にも推察されますし、ワークシェアリングを取り入れ  
られる企業も見受けられるようであります。本町におきましては、製造業が依然として厳しい  
情勢にありますけども、人口増加基調にあるため、スーパー等の小売業や飲食業等の進出がそ  
ういった面で期待できるところもありますので、全体としてこの小売業界のほうでは雇用の創  
出がある程度は期待できるんじゃないかと思っているところでもあります。

次に、緊急対策本部で取り組んだことということでもありますけども、この件につきまして  
は、昨年12月26日に対策本部を設置しております。対策本部では、ただいま申し上げました  
雇用の実態調査等を実施したところでもあります。去る1月に入りまして、対策本部会議を開  
催しまして、地域に寄与でき、かつ雇用対策に資することのできる新規事業の創出について検討  
し、各課から提案のあった事業について、県に対し事業要望を行ったところでもあります。この  
件につきましては、先般の梅田議員さんのときも答弁しましたように、21年度の予算の中で計  
上させていただきまして、その中で事業費が約1,660万円程度、そして約20名程度の雇用の創  
出をしたいというようなところで現段階では取り組んでいるところでもあります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 今町内のところ150社にアンケートとられて39社しか返ってきてない  
ということは、やはり非常に実態を把握する上で、ちょっとこれでは不十分じゃないかとい  
うふうに思います。私は、やっぱりここは深刻に今の状況を受けとめて、また違った対応とい  
いますか、アンケートは郵送だと思いますけど、実際やっぱり足を運んで状況を聞くというの  
は非常に今の時点では大事じゃないかというふうに思います。

大企業の大量派遣切り、期間工切りで解雇雇いどめに遭った労働者が解雇撤回、正社員化を  
求めて、全国では労働組合に加入したり、違法派遣があったとして労働局に申告する動きが広  
がっています。労働組合を結成あるいは加入した事例が昨年11月以降136件で約1,600人、労働  
局への申告は2月以降わずか1カ月余りで29件で約120人に上っています。キヤノン、いすゞ  
自動車など主要大企業に及び、労働申告はソニー長崎の21人など、これは労働局に申告したと  
いうことですが、そういう申告も目につきます。

今非正規雇用の労働者の多くは派遣可能期間1年、最長3年を超えて労働者派遣法違反の状  
態で働かされており、現行法に照らしても、正社員として雇用する義務が派遣先企業に発生し  
ています。企業に不当解雇の撤回、正社員化を求める上で、解雇雇いどめされる前に行動を起  
こすことが今とても大事なんです。なぜ私がそういうふうに今共有すべきかとお話ししたかと  
言いますと、近所の、昨日、組の総会があったんですけども、ごくごく身近なお隣の方と  
か、近所の、例えば息子さんの友達が東京エレクトロンに行ってるけれども解雇になったと  
か、そういうのが日々話が出てくるわけです。今月末が各会社の雇用の雇いどめだったりする

のが3月末というのが非常に大きいわけですね。ですから、これからがやっぱり雇用問題では非常に正念場というか、大変なところだということを、私たち議員も、もちろん執行部も認識して、いろんな雇用問題は考えていかなければいけないというふうに思っています。

私は、昨年末には県の労働局の需給調整事業室に、この雇用問題で申し入れを行いました。また、今年2月23日には熊本労働局長に派遣労働者切りに対して労働者派遣法、職業安定法違反の実態調査と厳格な指導をと、申し入れを行いました。その内容は、労働者派遣法、職業安定法に基づき、違法な派遣切りの実態調査を緊急に全面的に実施すること。2つ目に、違法な事例については、直ちに是正するよう指導すること。3つ目に、偽装請負や違法クーリングは派遣期間に通算され、期間制限3年を超えれば違法派遣であることを企業及び働く人、労働者に周知徹底することを申し入れを行いました。以上の申し入れで、違法派遣の労働者が進んで労働局に申告するよう周知徹底することなどもお願いをしてきました。3月11日の熊日の報道によりますと、この熊本労働局が各県内の会社、派遣会社を調査をして、75社に行政指導を行ったとあります。ということは、75社も違法といたしますか、非常に不備な労働契約書だったり、そういう実態に今働いている労働者を置かれているということがこれだけを見てもわかります。

先ほど、町の対応が150社のアンケートで39社の返ってきてるということで、これではやっぱり、今のこの緊急性に応じた実態というのがよくわからないんじゃないかと思います。それで、担当課長のほうにお聞きしますけれども、やっぱり菊陽町では何といたしてもソニーが一番大きな企業であり、ソニーは実際どういうふうに今後していこうと考えられているのか、町当局としてつかまれているのかどうか、この点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（帆保 勇君） ソニーの雇用についてでございますが、商工振興課のほうから直接ソニーの総務課のほうに問い合わせしたところ、現在派遣社員についての期限が切れておりますので、それにつきましては逐次再雇用はやってないというようなことを聞いております。また、この熊本工場につきましては、詳細については説明はされませんでした。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） それの問題なわけですよ。結局商工振興課としては、ソニーの総務課にただ聞き取りをして、実態、派遣がどうなるのか、今の答弁では何にもつかまれてないわけです。やはり菊陽町がこの緊急雇用対策本部を立ち上げるというのは、町内の事業者がどういう状況で今何をしようとしているのかをしっかりとつかまえない限りは、対策のとりようがないんじゃないかと思いますが、ソニーの、例えばソニーが一番大きいものですから、ソニーの従業員数が大体正社員が何人おられるのか、これは質問ですよ。担当課長に質問ですが、何人おられるのか、そして派遣は何名なのか、請負は何名雇っていらっしゃるのか、そして菊陽町内にその正社員の中から何名の方が町内にお住まいなのか、そしてどういう製造ラインとか、いろい

ろありますけれども、どういう内容の派遣の方は仕事をされているのか、請負の方はどんなことをされているのか、そして3月末に大体企業は何人ぐらいの雇用を、雇いどめといいますか、切るように考えているのか、これは非常に今の政治的、また今の町民の置かれてる暮らしから見てもとっても大事なことで私は思います。ソニーは、一方では報道でも皆さんもご存じのように、世界の中で1万6,000人以上の人員削減、これは国内外ですけれども、正社員8,000人を含んだ削減をすると計画を発表しています。特に、この菊陽に大きな会社があるわけですから、こういう発表がされているときに、実際菊陽町のソニーの状況はどうなんだろう、これで派遣切りとか遭う労働者は生まれるんだろうか、それともソニーはそのまま雇ってくれるんだろうか、働かされ方はどうか、やっぱりここに行政も、今まで余りこういうことは深くつかんでこられなかったかもしれませんが、今のこの現状、100年に一回の景気が悪いとか言われている状況の中では、今一番しなければいけないのはこのことじゃないかと思いますが、町長でも担当課長でも結構ですけれども、答弁をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（帆保 勇君） 社員数と言われましたが、私のところで現在確認しているのは、正社員及び派遣、また応援、その社員についてはおよそ4,000人程度だったと思います。ただ、その中で派遣とか応援社員につきましては、こちらのほうで何名ということは把握できておりません。

それから、ソニー全体での雇用の削減ということでございますが、これにつきましては熊本工場だけではなくソニー全体でやってるからということで、熊本工場についてはどれだけということは、現在は発表できないということでございます。作業部門につきましては、正社員も派遣も応援社員についても、仕事については分けてないということをお聞きしております。

町内の雇用については、ちょっとこれは把握できておりません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 隣の大津のホンダとは全然違いますね。やっぱり3番にも移りますが、1番、2番で私が一番言いたいのは、緊急対策本部として町が今取り組むべきことは、町内の事業所の実態が一体どうなっているのかをまずきちんと把握をしていただきたいと思いません。この150社のアンケートで三十数社しか返っていない。そして、今大きなソニーの状況もほとんどこれだったらわからないに等しい実態です。これでは緊急対策本部が一体これから何をしようとしているのかは、私は対策は立てれないというふうに思います。こんなに実態をつかんでないでどうして対策が立てれるのでしょうか。

3番目の今後の対策について、どのような手だてをとっていくかに移ります。

なぜ私がそういうふうに言うかといいますと、ソニーには誘致企業が来るときは、随分町としては例えば5億円、そして県からは10億円、そしていろんな社会資本整備もやってきてるわけです。もちろん、納税をしていただいていることはよくわかります。私は別に大企業を敵視

して言っているわけではありません。そういうふうに税金も投入してきたのに、大体働いている人が何人もわからない。3月までに私は派遣は切るといっているのは聞いてきましたけれど、そういうのも数も情報も企業は言わないので町としてもつかんでいない。こういうことで本当にいいのでしょうか。非常に問題だと私は思います。

例えば、隣の大津町のホンダでは、申し入れに行きましたけれども、ここでは何月、2月末に何名、3月末に何名、4月末に合計合わせて670名の首を切るといいますか、雇いどめをするというようなことをきちんとと言われるわけですね。私は最低、本当はもっといろんなことを望みたいんですが、最低でもやはり私たちには言えなくても、町が聞いた場合は、きちんと企業が町に情報を開示する。労働者をどんなふう考えているのかをやっぱり聞く責任が町にあるんじゃないかと思いますが、この点について町長の見解をお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ソニーの場合は、菊陽のところにあるのは熊本のテクノロジーセンターという位置づけでありまして、本社のほうが福岡にありまして、今担当課長のほうから申し上げましたように、熊本事業所のほうに行っているいろいろ聞いても詳細な内容についてはなかなか明らかにしていただけないというのが、そういうような内容だということを聞いているところであります。

そういう中で、この町内の中でそういった仕事を失っている方がどれぐらいいらっしゃるかというのも、その辺も明らかにされておられませんけれども、一つには、その職を失った後で失業保険といいますか、そういうものが出る期間の間でいろいろ町のほうに問い合わせが、何かそういう働くところがないかというのが出てない件もあるかと思いますが、担当課のほうでできるだけその辺、状況がわかるようなことができないかというところはさらに調査させたいと思いますけれども、現実的には非常に、セミコンテクノパーク方面に向けた交通、車の渋滞状況が今非常に緩和されているような状況であるということで、確かにいろんな働いている人たちの数が減っておるといことはもう間違いないと思うんですけども、それで町の中で影響を受けた人が現実的にはいらっしゃるかと思うんですけども、雇用対策本部のほうへのお問い合わせ等は現実的には余りあってないということでもあります。これから先さらに厳しくなるような話も聞いておりますので、町としていろんな、そういう職を失った人たちがどれぐらいおられて、またどれぐらい応援できるかということもあるわけでありまして、これについては、もう国も県も市町村も同じような立場で働く場の、雇用の創出ができるような対策は打っていかねばならないと思っているわけでありまして、国、県のほうでもこの厳しい事業の中でこのメニュー等もいろいろ考えておられるようなところがありますので、そういった面での連携をとりながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 私は実は、ソニーにはやはり解雇というか、雇用問題でお話を聞きました。それでやはり実際その場に行けばいろんな事情がわかります。私はぜひ町長や、そ

の緊急対策本部の中心になっている方をお願いしたいのは、せめてソニーや富士フイルム、そして大きな企業にはやはり足を運んでいただき、今どういう実態になっているのかは最低でも、向こうが言われぬ場合は仕方がないんですけども、そういう大企業はもっとやっぱりきちんと情報を知らせる責任があるというふうに私は思いますので、それは大変かもしれませんが、ぜひ足を運んでいただいて、今の状況、そしてやはり雇いどめをしないでほしい、雇用を守ってほしいということ、町の福祉や暮らしを守る責任者として、町長ぜひ出かけていただきたいというふうに思います。そういうのがベースにあった上での、やはり誘致企業との地域との共存、共栄の関係を大切にすし、地域に貢献するルールづくりとかも出てくると思います。ただ、今のような状況では本当に手の打ちどころがないという状況になりかねませんので、ぜひそれをお願いして、次に移ります。

次が就学援助制度についてです。

先日は武蔵ヶ丘中学校の卒業式に出席させていただきました。生徒たちの言葉を聞いていますと、本当に夢を持って羽ばたいてほしいと切に願います。

しかし、皆さんもご存じのように、全国では授業料の滞納を理由に、高校ですけれども、卒業式で卒業証書を渡さなかったり、式の後で回収している高校が相次いでいます。親御さんの経済状況で生徒たちがつらい思いをする。どんな気持ちだったのかと、非常に心が痛みます。全国の市立高校で授業料を滞納している数は、前年の3倍になったそうです。経済的理由で退学する生徒を出さないように何とかしたい。すべての市町村で入学金や授業料などが払えない保護者のために無利子や無保証人の緊急融資制度をつくることなども必要です。

さらに、現在実施されている就学援助制度の周知徹底、緊急受け付けの実施などが求められると思います。自治体が保護者の失業、倒産など経済的困難に対する緊急の就学支援制度をぜひ創設していただきたいし、県や学校にも相談窓口を設けてほしいということ、切に思っています。こういう中で、深刻な状況の中で、特に子どもたちの学業が脅かされる事態が起きています。学用品などを公的に補助する就学援助を受ける子どもの数が急増しています。

私は菊陽町の中で、資料を出していただきました。実際何名ぐらいいるのかということを見てもみますと、平成20年度で要保護の受給者の方が小学校で4名、準要保護で小学校で190名、要保護で中学校で4名、準要保護で中学校で118名に上っています。

これは、小泉政権は三位一体改革でいろんなことをやってきました。後の保育のところでも関係していますが、就学援助でも改悪を行いました。準要保護者の就学援助は、国が2分の1を補助する国庫補助で行われていましたけれども、2005年に国は廃止を決定しました。これももう一般財源化になっています。そのために全国で支給基準の引き下げなどが起こっています。一方では、今の景気雇用不安の中で、また経済状況の悪化の中で非常に困っている子どもたちが多くなりながら、やはり国がこういうところにはお金を出さないということで一般財源化してしまったものですから、基準の引き下げなどを行う自治体がふえています。

しかし、菊陽町はその一般財源化になってもそれまでそのまま維持してるということでした



けれども、私も武蔵ヶ丘小学校に伺いまして、校長先生、教頭先生に子どもたちの様子、また就学援助のお知らせの仕方、申請の仕方などをお話を聞いてきました。やっぱりもっとわかりやすいお知らせをしていただきたいと思いますし、所得基準などを示したものをホームページなども掲載していただきたいと思いますというのが1点です。あともう一点は、準要保護というのは生活保護並みということで、菊陽町の規定で見ますと、準要保護は生活保護法に規定する基準額の1.0倍以下であることということなので、ほとんど生活保護と同じぐらいの所得しかないということになります。これは全国いろいろ調べてみますと、いいところは準要保護で高知市などは要保護の1.3倍になっているんです。ですから、菊陽はやはり非常に今の就学援助の数も多いことでもありますし、やはり要保護の、この基準の引き上げもしていく必要があるというふうに強く思いますが、この2点についてお尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

まず1点目の就学援助制度等々につきまして、わかりにくいからホームページでの掲載というお尋ねでございますが、これにつきましては、現在私どものほうでは申請書のほうを小・中学生すべての子どもさんにプリントをお渡しをして、保護者の方に届けておるところでございます。

その内容が不明な点につきましては、学校あるいは私どものほうにお問い合わせがあっておるかと思えます。現在のところ、若干見にくいところがあるかどうか、それについてはまた学校と協議しながら改正をしていくところでございます。今のところホームページまでするかどうか、また検討を今後させていただければと思っております。

それから、準要保護の基準でございますが、確かにご指摘とおり、よそでは生活保護基準の1.3倍等々あるかと思えますが、実は私どものほうで、準要保護でお出しをしております金額が19年度で約2,100万円、それから20年度で2,300万円ということで、今年度21年度当初予算でお願いしております金額は小・中学校合わせまして2,500万円ということで、それぐらいの金額になってきております。そういうことから、この基準、対象者がふえるというのはちょっと議員さん先ほどからあります景気関係で非常に好ましくないと思っておりますが、ますますふえる傾向にもございます。町の財政状況を勘案しますと、この基準で運用させていただければというふうに思ってる次第でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 就学援助については、これが平成20年度就学援助申請書兼同意書という、こういうものなんですけれども、これでは非常に、先生の話でももちろん全生徒に渡すということでした。でも、お母さんまでにちゃんと届いているかな、よくわかりませんともおっしゃってましたので、やっぱり今お母さんたちもホームページ、インターネットとかよく見られますので、どのくらいの方だと、収入だと当てはまるかっていうのを丁寧にお知らせしてい

ただきたいと思います。特に今問題なのは、ひとり親家庭で非常に生活が困窮している場合というのがふえていますので、ぜひそれは再度要望。これを見てもちょっとよくわかりづらいというところがありますので、私のほうも再度提案していきますけれども、ぜひ検討していただきたいし、ホームページにつきましては今年度の予算でもバージョンアップをするということで予算もついていますので、担当課のほうとしてもぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、3番の保育についてというふうに上げていますが、これちょっと最後に回させていただきます、5番の経理のあり方について質問をします。

経理のあり方についてっていうのはちょっとわかりにくかったと思いますが、裏金問題ですね。熊本県や熊本市でも問題になっています。今日の熊日の、もう皆さんももう朝見てこられたと思いますが、トップでこの不正経理、22道府県ということでもあります。なかなか身内に甘いんじゃないかというのもその後載っていましたが、不正経理の問題が今またクローズアップされています。本日の熊日報道一面に不正経理、22道府県、熊本含め34億円とありました。

町では数年前、職員の不祥事が発生し、内部調査もされていて改善されているというふうに思いますけれども、国の補助や自治体単独の事業で会計検査院が2007年度の決算検査報告で不正経理を指摘して、それ以降総額、これは全国では34億円に上ることが明らかになりました。熊本は知事部局だけで約9,500万円、県教委、県警を含めると総額1億円を超える不正経理が明らかになっています。不正経理は言うまでもなく、主に架空発注などで業者に現金をプールし、随時必要な物品を納入する預け、2つ目は随時納入した後で一括して払う一括払い、3つ目に契約と異なる物品を納入する差しかえ、納入年度を前年度として装う翌年度納入とか、納入年度を翌年度として装う前年度納入というのがあるというふうには報道されています。また、3月6日では御船町でも不正経理、これは2004年から2008年で差しかえで250万円分があったということです。ここでは預けはなかったというふうになっています。

私がこの問題をなぜ取り上げようと思ったかと言いますと、あるやっぱり町民の方から、町役場の全課、ぜひ特に事業課の物品納入などを早急に調査をしてほしいっていうのをいただきました。私は不祥事等々ありましたので、かなり改善されていると思いますが、今の現状をどういうふうにご考えておられるのか、今後調査をする予定はあるのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。総務省から各県や市町村あてに調査をするようにっていうことも通達がおりてるとは思いますが、この点ではどうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（吉岡典次君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町におきましては、今議員がおっしゃられましたとおり、平成18年10月と平成19年2月に職員の不祥事が発覚いたしまして、懲戒処分を行った経緯がございます。平成18年の処分の後の12月議会におきまして一般質問がございまして、予算執行のチェック体制、あるいは現金を扱う係での管理体制について質問がっております。この際に、職員の意識の向上、職員研

修、さらには管理職の職務外の職員の状況把握等が必要であるというふうに答弁しているところでございます。

このようなことを受けまして、チェック体制につきましては、管理職に対しまして執行状況等について常に把握をし、管理監督の徹底に努めるよう指示しているところでございます。また、現金を管理する部署におきましては、預金通帳を管理する者と印鑑を管理する者、これを別々の者として担当者が勝手に預金を引き出せないよう体制をとるように指示をしているところでございます。また、不祥事の原因の一つとなりますサラ金等からの多額の借金の状況についても調査を実施いたしましたところでございます。このように体制を改めまして、さらに原因となるものを排除することによりまして、職員の不祥事の再発防止に努めているところでございます。

このように職員の不祥事がもう既に本町におきまして起きておりまして、非常に残念なことでありますが、職員による不正経理がなされていた事実があるわけでございます。また、この不祥事の発覚の折に、その他の不正につきましても調査をいたしております。このほかには不正は認められなかったものでございまして、不正はなかったものと信じているところでございます。こういった不祥事の発生を踏まえまして、予算執行管理の徹底あるいは調査等につきましては今後につきましても継続的に実施してまいりたいというふうに存じているところでございます。

本町におきましては、さきの不祥事後の平成18年10月31日付、訓令甲第1号で懲戒処分の基準等に関する規定におきまして厳しい基準を設けております。公金、公有物の取り扱いを含めまして、職員の不祥事が発生しないように努めるとともに、図らずも発生した場合には厳正に対処することとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） ある町民の方からの差しかえとかツケとか、そういうことが実際起きているのではないかという不審を持たれているということがありますので、ぜひ9月の決算議会もありますから、また今熊本県なども今までなかったと言いながら調査をしてみるとやっぱり発覚するという問題もありますので、私はぜひ外部の方を入れた調査を再度していただきたいということを強く要望して次に移ります。

次は、保育についてです。

町立保育所の一部の民営化の問題につきましては、私も議会で取り上げてまいりましたし、説明もありましたけれども、保育所の決定は3月末に行うということでしたが、3月の議会までにはなぜ間に合わないのかということをお聞きしたいと思います。

それから2つ目ですけれども、新年度の保育所の入所見込み、待機児童等の予想、今の時点での予想をお聞かせください。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（眞鍋清也君） まず第1点が、3月議会に間に合わなかった理由、ちょっと通告書と内容が違うような感じもするんですけども、全員協議会のおきにも皆さんの前で経過について、いわゆる現在進めております民営化検討委員会の中でガイドラインについて承認を受けましたので、その内容についてご説明をいたしました。ただ、この民営化検討委員会については現在進行中でありまして、今月の26日に第6回を予定しております。第6回の会議については、検討委員会から報告される答申案について議論をしていただき、その第6回を最終回として、6回目の意見集約いたしました結果をもって、改めて委員長あるいは副委員長同行のもとで町長のほうに提案をしていただくと。その答申案の中では、委員会で決定した、いわゆる民営化すべきであろう保育所の内容について踏み込んだ意見も出されるということで、それを受けて答申の内容を尊重しながら、民営化計画書というものを答申後、町が決定すると。それが、答申案が出される予定であります3月26日以降に答申案が出されますので、恐らく4月に入った後に民営化計画書が町のほうから決定をしたいということで、今回この3月定例議会においては、どこどこ保育所を民営化するという意思決定が現時点ではできないということで報告を控えているところでございます。

それから、第2点の21年度の入所見込みについての質問でございますけども、時間もございませんので、報告だけいたします。21年度の4月1日入所予定者の予定については、現在3月9日現在で集計している数値でございます。菊陽町の公立保育所8園、それからキャロット保育所を含めまして定数830名でございますけども、現時点におきましては、これまとめてよろしゅうございますか。一つ一つ……

（12番小林久美子君「まとめてで」の声あり）

まとめてでよろしいですか。897名を予定しておりますので、入所率が108.1%で計画をいたしております。これからしますと、待機児童につきましては、本年度は現時点では10名程度が待機児童ということでお待ちいただくわけでございますけども、議員もご存じかと思っておりますけども、4月1日時点では保育所定数の15%以内をそれぞれの園が基本としながら入所決定いたします。5月1日以降になりますと、125%以下で10%上乗せすることができます。よって、5月1日以降については、この10人の待機児童についても保護者等のそれぞれの保育所の入所の希望を伺いながら、25%以内の保育所も幾つかございますので、そちらのほうの入所がいいということであればそちらのほうの紹介をいたしたいということで、早急に本年度については待機児童の解消を図っていききたい。ただ、菊陽町においては、人口等が年間900人程度転入、人口がふえておりまして、その中には就学前の子どもさんも町のほうにいらっしゃいます。当然親が共稼ぎであれば保育所に入所ということで要望、希望出されます。そういった中で、今後の転入予定者等の状況も見ながら、この待機児童解消については努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 時間の関係がありましたので、後で聞こうと思ひまして先ほど省きましたけれども、一つは非常に大きな民営化の問題で26日が会議ということですが、できれば3月議会までに教えていただきましたかったなというのは私の要望です。

それから、1番目の町立保育所の一部民営化の最大の理由はということで、あと3分しかありませんけれども、お尋ねをします。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長。

○福祉課長（眞鍋清也君） 最大の理由ということでございますけれども、菊陽町におきましては、この地方分権が進む中で基礎自治体としての役割をとらえ直すとともに、厳しい財政状況を克服し、少子・高齢化への対応など町政に託されたさまざまな課題に対応するため、現在行財政運営全般の構造改革を進めているところでございます。

かつて保育所では、一定の保育サービスを提供すれば足りておりましたけれども、近年の保護者の就労形態などの変化により保育ニーズが多様化し、保育所独自にきめ細かく対応するといった柔軟さが求められております。このような状況から、民間保育所の持つ機動性や柔軟性を生かして多様な保育サービスを提供するため、官と民との役割分担や効率性、サービスの水準を検証しながら、民間でできることは民間にゆだねるを原則に、公立保育所の管理運営業務の民営化を進めることとしたものであります。

本町におきましては、平成16年度ぐらいから待機児童が発生して、平成20年度は40人以上となっており、保育需要が増大しております。児童福祉法第56条の7では、保育の実施への需要が増大する市町村は公有財産の貸し付け、その他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人、その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置、また運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする規定されていることから、公立保育所の民営化を進め、待機児童の解消にも努めなければならないものと考えております。

同じ保育所でも実際には設置者や運営者の違いによって町が負担する額に大きな差があります。

○議長（吉村豊明君） 福祉課長、時間が来ましたので。

○福祉課長（眞鍋清也君） 失礼しました。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 時間が参りましたので、保育問題につきましては、また民営化等明らかになった時点で、またさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

明日も一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時21分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成21年3月17日（火）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (6日目)

(平成21年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成21年3月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 坂本秀則君 | 2番  | 北山正樹君  |
| 3番  | 石原武義君 | 4番  | 甲斐榮治君  |
| 5番  | 芝和長君  | 6番  | 岩下和高君  |
| 7番  | 佐藤竜巳君 | 8番  | 大塚昇君   |
| 9番  | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君  |
| 11番 | 吉本堅君  | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君  |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 12番 | 小林久美子君 | 13番 | 酒井良一君 |
|-----|--------|-----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |       |                 |       |
|----------------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長                  | 後藤三雄君 | 副町長             | 松永政秋君 |
| 教育委員長                | 三島誠一君 | 教 育 長           | 赤峰洋次君 |
| 教 育 次 長              | 田中真治君 | 総務部長            | 宮本義次君 |
| 福祉生活部長               | 大川育男君 | 産業建設部長          | 大山純一君 |
| 会計管理者                | 紫藤修君  | 総務課長            | 吉岡典次君 |
| 総合政策課長兼<br>定額給付金対策室長 | 松本東亞君 | 財政課長            | 實取初雄君 |
| 税 務 課 長              | 廣野豊徳君 | 人権教育・<br>啓発課長   | 渡邊幸伸君 |
| 東 部 町 民<br>センター所長    | 富永悦子君 | 福 祉 課 長         | 眞鍋清也君 |
| 健康・保険課長              | 阪本修一君 | 環境生活課長          | 吉野邦宏君 |
| 町 民 課 長              | 高木一孝君 | 武蔵ヶ丘支所長         | 村田保孝君 |
| 農 政 課 長              | 服部貞夫君 | 建 設 課 長         | 平野誠也君 |
| 都市計画課長               | 坂本恭一君 | 下 水 道 課 長       | 大野秀治君 |
| 商工振興課長               | 帆保勇君  | 総 務 課<br>庶務法制係長 | 服部誠也君 |
| 学 務 課 長              | 大山晃君  | 生涯学習課長          | 荒木一雄君 |



図書館長 後藤 栄美 君

中央公民館長 堀川 俊幸 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本 健治 君

書 記 新 和 女 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（吉村豊明君） 日程に従って前日に引き続き一般質問を行います。

川俣鐵也君、一般質問を許します。

○10番（川俣鐵也君） 一般質問をする前に、今日の一般質問の関連でちょっと掘り立てのタケノコと竹細工を持ち込ませていただくことをご了承いただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） はい、許可します。

○10番（川俣鐵也君） 皆さんおはようございます。本当にいいシーズンになりました。生物がすべて活動を開始すると、土から芽が出る、今日朝一番に鉄砲小路に行って、昨日から依頼をしとりましたタケノコをもらってきました。精いっぱい探してそれだけしかなかったということで、涙が出るぐらいうれしゅうございました。新鮮なタケノコです。

この前の日曜日に、私のふるさとの鉄砲小路の蘇古鶴神社という神社の375年祭が行われました。25年に1回というお祭りで、非常に天候にも恵まれて、村総出で工夫をされて、2歳の赤ん坊から91歳のお年寄りまで舞台上に立って余興をしたり、童謡を歌ったりと、本当にほほ笑ましい、ほっとするような一日を過ごさせていただきました。その中で一番感じたことは、昔はもうほとんど農家でしたから、長男以外はもう次男からすべて外に出るということで、みんな農家を継ぐ長男以外は村を出ていかなければ生活ができないという状況でしたので、ほとんどの人が県内、県外、東京、大阪、全国に出て行って生計を立てていました。その中の数十人の方が、もう60を過ぎて定年になった後に、その375年祭の地元のお宮の祭りに顔を出されていました。本当に私も何十年ぶりと会うようなお顔を見て、ああやっぱりふるさとというのはこういうもんなんだな、つくづく感無量でした。この前も一度話したと思いますけど、私もおやじが農家の次男坊でしたから、当時の満州、今の中国東北部ですね、朝鮮日報の記者としておやじが外に出ておりましたので、私の兄弟6人すべて今の韓国、北朝鮮、中国生まれです。その中で私が一番下で中国の鞍山というところに生まれて、乳飲み子の状態で終戦を迎えて鉄砲小路に帰ってまいりました。

今振り返ってみますと、やはり私はゼロ歳から22歳、大学出るまで鉄砲小路で生活をさせていただきましたが、私が就職して外に出ると間に、親たちは三里木に鉄砲小路を処分して出ていきました。しかし、私のふるさは、やはり赤ん坊のときから22歳まで幼少年期を過ごした、今はもう鉄砲小路、昔の堀川小学校跡地が私のもとの家ですけど、三里木がふるさとかと、それは全然ありません。やはり鉄砲小路が、もう家も何もなくなりました。もう今竹山に

なりましたけど、私の心のふるさとです。ふるさとというのはそういうもんじゃないかという気がします。

今回の議会でも、中部小学校の建てかえということで、いろいろ議員の方々も意見百出しておりますが、確かにいろいろ問題あると思いますが、私の心情として、一つその小学校の位置するところ、今の中部小学校は津田村立津田小学校、昭和30年に合併して菊陽村立菊陽中部小学校になりましたが、やはり小学校という、ただ子どもが勉強するという機能じゃなくて、その津田村のやっぱり文化の中心、心のふるさとという意味合いも大いにある。ですから、やはり私たち議員が今度の建てかえについて議論をするときも、ただ現在の児童・生徒の心情、PTAの心情というだけじゃなくて、津田村立津田小学校以来のやっぱり地元住民のそういう精神的なものも大事にしていかなければならないと、だから場所を移転すると、簡単に移転すると、確かに合理的な考え方からするとそうかもしれませんが、反面はやはりそこに位置していたという、その伝統というのもやはり重んじて判断しなければならないんじゃないかという思いを私は持っています。今日はそういう絡みで、たまたまこの一般質問、菊陽町の竹林整備をしてもらいたいということと、これと関連して、下の童謡祭は関係ないように思われるかもしれませんが、大いに関係ありますので、質問席で質問させていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） まず、最初の質問です。里山、竹林整備と特産品の発掘についてということで、1番、自然と共生する美しいまちづくりを具体策としてどう実現しているかという項目を上げますが、今期の21年度町長の施政方針の中にも、8ページに「暮らしを快適に」「緑と環境を大切にすまち」という項目で、「自然環境の保全と身近にある資源を活用した自然とのふれあいづくりを進めることを基本とする」という項目が載ってます。これを現在、町として具体的にどう実現しようと思っているかということ、まず町長お願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの川俣議員さんのご質問にお答えいたします。

本町では、第2期の基本構想策定時、昭和55年でありましたが、その10月に産業構造研究会、これは当時九州大学内の中にありました。代表が都留大治郎先生でありましたけども、この産業構造研究会のほうから提言をいただいた魅力ある町と里をつくるという、昨日甲斐議員さんご紹介されたところではありますが、この提言書はいわゆるまちづくりの提言書ということで取り扱っているところでもありますけども、この提言書に基づいて自然に満ちた活力ある生活都市を将来像に掲げた第2期の基本構想を昭和56年3月に策定しています。菊陽町では、その前に昭和46年に第1期の基本構想、「豊かで住みよい田園環境都市の建設」という構想から、現在の第4期基本構想、平成13年3月に策定しております将来像「人、緑、元気輝く生活創造都市」に至るまで、常に自然との共生をまちづくりの大きな柱として進めているところであります。

具体的な取り組みといたしましては、平成3年10月、当時の自治省の採択を受けましたリー

ディングプロジェクト事業、ガーデンサバーブふれあいの里づくり、これは事業期間は平成4年から平成10年6月まで取り組んだところでありますが、これは町全体を自然を生かした一つの公園とみなし、豊かな自然の中で都市部と農村部の人が触れ合いを大切にしまちづくりを進めるというのが基本理念であります。その中で、事業といたしまして、菊陽杉並木公園をメイン事業として、ふれあいの森公園、杉並景観遊歩道の整備を終えたところであります。その後に残っているものが、事業費等の関係で町域周回遊歩道というのが整備がまだ終わってないような状況でありました。また、昨年実施しました鼻ぐり井手の400年祭もやったところですが、この鼻ぐり井手公園、これは県営事業で取り組んでいただいたところであります。現在は柳の堤の整備の事業等、ハード事業を実施しているところであります。

一方、杉並木公園の北側の道路沿い、それからJR豊肥本線の沿線、堀川、柳水、南方、下津久礼等では道路沿線に平成6年ごろからだったと思いますけども、ヒガンバナやスイセンの球根を植えつけ、長年にわたって地域の皆さんの協力を得て美しいまちづくりを進めているところであります。最近では、農道や水路等の保全対策として、これは農水省の事業でありますけども、農地・水・環境保全向上対策事業を、これは農家だけではなかなか維持ができないということで、非農家の方々も含めた活動として各地域で取り組んでいただいているところであります。

そして、本町では今役場の敷地の外側にあります花壇にパンジーやポピーの花が咲いておりますが、これも花の苗づくりから植えつけまで、お名前挙げますけども、大堀木の瀬上さん、それから南方の佐藤さん等の協力を得て、この植えつけをしていただいているところであります。大変ありがたく思っているところであります。

また、平成23年の秋には熊本でねりんピックが開催される予定になっておりますけども、菊陽町ではウオークラリーの開催を希望しているところであります。

こういった関係で、歩道を結ぶ町域周回遊歩道の整備をこの23年秋ということでもありますので、町道や県道等を歩道で結びながら、この周回ができるようなコースの方を整備を終えたいと思っているところであります。

そして、こういうことで本町は熊本市に接し、熊本都市計画に編入しておりますので、都市化は避けられませんが、地球温暖化が進み、地球規模での環境問題が大きな課題となっている現在、施政方針でも述べました自然との共生のまちづくりに今後も推進していかなければならないと思っているところであります。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 基本計画にのっとり町全体をガーデンサバーブ、その花公園みたいな美しいまちづくりをしたいという基本にのっとり進めておられるのは、それはそれで評価をします。私が今回提案したいのは、今町長が言われましたけど、町長の言われた事業については、どちらかというと、金の要るばかりで、生産性が、こんなことを言うといかんけど、みんなが参加して、それへ投資したことによって実になるという部分は少ないんじゃないかとい

う気がします。

それで、今回提案をしますが、自然環境の保全と身近にある資源の活用という観点から、町全体に分布してる竹林の現状をどう見ているかという質問をしとります。これを町長、ちょっと短くお願いします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の質問の本題であります、いわゆる竹林の整備と特産品の発掘ということでもありますけども、この竹林の現状でありますけども、竹林は本町の原水、久保田、津久礼、白水、全地区にわたってこの竹林があるわけであります。竹の役割と申しますか、これにつきましては、空気の浄化やいわゆる地震等の災害時における防災の役目も担っているところでもあります。現在、竹林の利用というのは、春先における、今日も持ってきておられますけども、タケノコと申しますか、そのタケノコが一番生産の中では生かされておると申しますけども、「さんふれあ」の農産物直売所やきくちのまんま3号店等で地元の方が持ってきて販売されると、そういったところであるかと思えます。

利用の仕方にはいろいろあるかと思えますけども、具体的には本町としては取り組みがまだ残ってまして、これからの課題ということでもあります。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 今町長の言われた認識ですね、これちょっと小さいですけど、菊陽町には竹林が北は沖野から鉄砲小路、馬場、柳、入道、原水、南方と満遍なく点在をしとるんですね。それと、中部地区においては下津久礼、上津久礼、特に町道のメイン道路であります津久礼から上に上がっていく、あの町道沿いの津久礼のあの坂道は、もう見事な竹林です。しかし、今は非常に厄介者で、台風が来るともう道をふさいでしまう。金のかかるばかりというふうな、どの竹林もすべてそういう状況です。京都あたりに行きますと、菊陽町みたいに恵まれた竹林じゃなくて、狭い面積を非常に間伐をして、きれいな竹林にすることによって環境保全、風通しのよさ、空気の浄化、今町長言われましたけど、いろんな意味で竹林は貴重な植物です。それが今は非常に厄介者という状況に置かれとる。やはり私たちは地元におるから、自分たちで持つとる資源というのをなかなか評価しにくいけど、よそから見たら、この竹林を整備することによって菊陽町の町全体のそれこそガーデンサブurbですよ。きれいなまちづくり、環境に配慮した自然環境、そういうことを考えるなら、私はもう第1番目に整備をするべきじゃないかと。竹林の整備は非常になかなか難しいから簡単にはいきません。私がこの質問をするに当たって、菊陽じゅうをいっぱい見て回りました。幸いなことに、一つ第一空港線沿いの道明に竹林整備しませんかという見本竹林ができております。それは見事なものです、狭いですけど。それと、鉄砲小路のもと町の助役五野さんところが5反ばかり竹林が、もう入られんような、荒れてしまった竹林があり、それをたまたま森林組合から10人ぐらい自前でタケノコ掘りたいけども、体も弱つとるし、入っていけんけん、整備ばしよるばいって、私は寄って、たまたまあそこが工事があつたもんですから、聞いたら森林組合から整備しとる。

でき上がりました。見事です。やはり私たちは地元にあるやつを、資源を見直す、特に竹林の整備あたりは、整備することによって、ただ投資するだけじゃなくて、その効用としたら、一度きちっと竹林整備をしてもらったとら、年に2回ぐらい、それこそ今は新住民と旧住民の交流がありません。武蔵ヶ丘なり東ヶ丘なり青葉台なり、そこらあたりのお年寄りに竹林整備に手伝ってもらうようにして、シーズンのときにはタケノコ掘りで楽しんでもらうとか、いろんな意味で生かす工夫ができるという思いでおりますが、町長いかがですか。ちょっと金をここに使っていただくつもりありませんか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 確かに川俣議員が言われますように、今は実際取り組んでおられる方も、道明等におられることは存じ上げておるわけでありませうけども、こういった竹林を生かした事業というのは、県内でもやはり竹林の多い市町村にあつては、そういう竹林を何とか生かさないかというような取り組みをされているようなところもありますが、本町の場合もいわゆる都市と農村部の地域の方々が触れ合いながら、そして竹林も守っていくという意味では、非常に生かせる、今眠ってるような資源でありますので、その辺は同じような思いでおります。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 事前にちょっと通告をしときましたので、この竹林整備に関して関係ある部課のちょっと課長さんの感想ば聞きたいと思つて、環境生活課の課長さん、それに農政、商工観光、ちょっと里山、この竹林整備をすると、課長さんの個人的にはどう思うかという意見だけちょっと聞かせてください。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（服部貞夫君） 農政のほうでは、タケノコにつきましては、農業の中の一環というか、そういったお金にできるという大事なものというか、そういうことで県事務所のほうにやはり竹が一度荒れたら、なかなかこれをきれいにするにはお金がかかりますので、どういった補助があるかなということもちょっとお聞きしました。そうしましたら、生産団体がタケノコの生産経営を目的としまして、竹林を改良する場合には特有林産物施設化推進事業というのがございまして、これ単県事業でございませうけど、現在補助にしましては県が3割、町が10%ということで、40%が補助があるということをお聞きしておりますけど、ただ竹林の整備状況によりましては、多額な金がかつてきますので、それに対しては地主さんというか、所有者の方がぜひやってみようと言われれば、取り組んでいただくといいだろうと思つております。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 金のかかることはようございませうので、竹林を整備すること、農政課長としてどういう気持ちでおるかという、そつちのほうば聞かせてもらえんですか。

○議長（吉村豊明君） 農政課長。

○農政課長（服部貞夫君） 先ほど言われました道明地区に私も参りましたら、やはり整備されて

おるところとされないところは、もう見た目で気持ち的には相当違ったという気持ちを持っております。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 竹林も含めて、やっぱり緑が近くにあるということは、非常に心地よいものだなというふうに感じておるところなんですけれども、竹林整備等につきまして少し前と大分変わってきてるなというふうに感じておりますのが、竹林をいろいろ整備していく際に、今まででしたら整備された、あるいは切られた竹というなのは、違う形でどんどんどんどん活用されていって、品物としていろいろ使われておったんですけれども、どうしても時代の流れの中で竹を活用される部分がなくなってきて、どうしても整備する際に邪魔になってしまう、処理をしなくてはいけないというような状況があるのかなというふうに思っております。そういった部分をうまく活用できるような、竹をもっと活用できるような仕組み、社会全体の中での仕組みというようなのができていけば、全体的に大分変わってくるんじゃないかなあという思いもしておるところです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 商工振興課長。

○商工振興課長（帆保 勇君） 商工振興課としましては、都市と農村部の交流、もしくは観光客まではいきませんが、観光客の誘致というようなことでちょっと話したいと思います。

現在、ダブるとは思いますが、放置されて手を入れないうまま竹林がふえている中でございます。また、荒廃して里山の杉、ヒノキ山にも悪影響を及ぼし、住宅地域付近では環境悪化と台風時の風倒木、風竹といえますか、等で災害事故が出るおそれがあります。この原因はタケノコが外国産に押され生産が減ったことも放置の一因かと思えます。また、一方では生活様式の変化により生活道具として使われなくなったために、消費に当たっては割りばし、竹炭、住宅建材として利用されていますが、全体としての竹材の需要が減ったのが原因と思えます。

現在の竹材の利用につきましては、繊維を使った研究と成分調査が行われていますが、今後製品の開発が進むのではないかと考えております。

竹は繁殖力が強くて、6カ月程度で成熟し、これは毎年出てきます。大いに利用、活用する方法がありますが、これまでこれといった需要拡大にはつながっていません。例としまして、今行っておりますJR九州主催のウォーキングでは、三里木から鉄砲小路にかけて散策しております。地元の企業とか歴史を知ってもらうと同時に、地元の住民との触れ合いを深めるためのおもてなしもやっつてる中で、その中で鉄砲小路まちづくり期成会や地域住民の方々と顔見知りになられて交流もされており、また農産品の米の予約注文とか野菜を買われておられます。

おもてなしのとき、公民館とかにお寄りになりますが、そのときに地域の方から新たな取り組みとしての提案として、タケノコ掘りの案内とか宣伝を行い、タケノコの発生時期に合わせ、タケノコ掘り体験等を取り入れた催しを行い、収穫した分は参加された方に全員お持ち帰りいただくような、そういう場にしたらと思っています。

何年かかるかわかりませんが、参加者がふえ、興味が出され、里山オーナーの制度を導入していくような検討してもいいのではないかと考えております。竹山の地権者から……。

(10番川俣鐵也君「オーケー。課長ありがとうございます」の声あり)

○議長(吉村豊明君) 川俣議員、今もう3回質問されております。

○10番(川俣鐵也君) もうこれで終わります。今それぞれ関係ある課長さんから意見聞きましたが、全国的に通用せんでいいんですよ。菊陽町にある資源を菊陽町でそれを生かして、大きくは考えんでええんですよ。それだけ菊陽町で例えば竹ばしつくったり、ここにちょっと持ってきておりますが、これは鳥かごです。今はメジロもホオジロも飼うことができないから貴重品ですけど、この竹かごも、今一番左に座っとる会計管理責任者の義理の兄貴さんが私に届けてくれました、趣味でつくったと。これは飛行機、よう飛ぶんですよ、これは、ね。こういうことをやっぱりやりながら考えていこうじゃないかと、金使うだけじゃなくて、これをやることでみんなに関心を持ってもらう。そして、竹林を一度きれいに整備しとったら、新旧住民の交流場、肉体労働で手伝ってもらったら、もうシーズンだけでもタケノコ掘りが楽しみだというふうな、その世論づくりをすることで、やっぱり町の同体化といいますか、今はそういうふうな機会が全くない。新旧住民の交流なんてほとんどないですよ、みんなばらばら。やはりそういう意味で、これだけ立地条件に恵まれて、これだけ資源があるやつを何で活用せんかと、後ろ向きばかり考えたらいかんですよ。何も金使ってくれ、使ってくれというわけじゃない、やっぱり汗を出してお互いにやろうじゃないか。そのためには、取っかかりだけ行政で少し援助してくれないかということの提案です。

最後に、今日この質問をすることで裏づけをとつとかんといかんもんだから、朝行つてタケノコをもらいながらちょっと裏づけをとってきました。まず、私が鉄砲小路だから言うわけじゃないですけど、一番今JRのウオーキングも鉄砲小路を通じてウオーキングをされとりますので、モデルの、それこそまちづくり交付金が大体今年も60万円ぐらい予算を組んであります。だから、狭くてもええから、鉄砲小路の一山、地主にはもう納得をしてもろうとりますので、それを整備ばしてくださいと、どぎゃんタケノコ掘っていったってよかっていう確約をとってきましたので、ちょっと今年とりあえずそういう竹山を、竹林を整備すると、これだけよその竹林と違うし、環境も違うなというのを見せてやりたいと思いますので、やっていただくつもりは町長ありませんか、ちょっと最後にこの質問の。

○議長(吉村豊明君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) そういう具体的に協力してもいいという人がいらっしゃるということであれば。

(10番川俣鐵也君「それは金かかりませんので」の声あり)

そんなに金のかかる問題でもないと思いますので、取り組みのほうを関係課のほうにも指示しながら、いろんなまたアイデアも出しながら、そういった事業を取り組んだらというふうな



思っております。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） じゃあ、2番目に移ります。童謡祭の開催をしたらどうかという提案ですが、これも今の1番目の質問と関連して、ここで言う童謡というのは、大正時代の中期から後期にかけて国がやっぱし童心というか、子ども心、純真無垢な心を育てるために意識的につくった歌です。その当時の一番傑出したと言われる北原白秋、野口雨情、西條八十の詩人に、やはり日本人の大人から子どもまで純真無垢な心を育てたいと、育てようということで作り出した歌を、ここで私の言う童謡と規定をしてください。私が何でこれを言うかという、今菊陽町で大きな事業として夏祭りと一緒に文化の薫るという催しが町から約700万円、商工会で約300万円、約1,000万円かけて毎年これは1万人以上の来場者がございます、これは町内外問わずですね。それと、産業祭に400万円ばかりかけて年に1回産業祭がありよるわけですね。あの両方を見ても、それはそれなりに意義があると思いますが、この世代間ですね、さっき蘇古鶴神社のお祭りのときに言いましたが、今の子どもというのは、童謡というのは知らない。だれも教えないから知らないと思うんですよ。蘇古鶴神社のお祭りのときも、2歳から91歳が舞台に立って歌われました。歌うことによってこの聞いとる聴衆も一緒に歌う。それで、心を一つにするという光景というのは童謡しかないんじゃないか。ですから、年に1回、それこそ、ここにタケノコを持ってきとりますけど、かぐや姫作戦ぐらい名前をつけて、1年に1回そういう催しをやっていただけないだろうか。これはあくまでも、それこそ菊陽町に6つの小学校、2つの中学校、8つの保育園があるわけです。だから、プロが歌う、プラスそこに集まる老若男女、すべて心を一つにして歌える、参加できるという場の提供をつくらなければならぬ。私はいずれもお互いにやっぱし老いも若きも心を一つにするような場所の提供ができるんじゃないかと。その場所の提供のところに、それこそさっきの菊陽町の間伐、竹を使った昔からの遊び、竹馬、竹トンボ、ほうき、何でもつくれるわけですよ。そういう年配者から子どもに技能伝承でもできると、そういう催しをできんかなあ、町のほうとして考えていただけんかなあ。これはそれこそ余り金もかかりません。童謡組を呼んできたとしても、大したことはないですよ。自然にやっぱし大空のもとで情操教育ができると、これを何年か続けることによって、それを楽しみにする老若男女が出てくるんじゃないかという私の思いですけど、原水小学校から同じ世代で育ってきましたので、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この童謡祭の開催でありますけども、このことについては川俣議員さんといろんなときにこういうのができたらいいなあといろいろお話したこともありますけども、これをタケノコといいますか、タケノコと結びつけたという取り組みということでありまして、私のほうも今回の質問された中でいろいろ考えておりましたけども、先般、蘇古鶴神社の375年限祭、盛大に開催されて、さっき紹介されたとおりでありますけども、本当にふるさとを離れた人たちも帰ってきとられて、地元のほうで非常に天気もよくて、春先のほのぼのとし

た雰囲気の中で大変立派な祭りだなあと思ったところであります。また、近年は大みそかの夜、いわゆる年越しの晩から元旦の未明にかけて、地域の人たちの手によって竹灯籠がこの蘇古鶴神社、そして浄念寺のほうに灯がともされますけども、特に昨年のいわゆる年の晩のこの竹灯籠は見事なものであったところであります。

こういったことで、この竹を使ったイベントといいますか、さっき言われたたこづくりとか、竹トンボ、またいろんな竹ぼうき、いろんな使い方があってと思います。それから、竹細工をされとる方たちもいらっしゃいますし、そういったもので竹をテーマにしたイベント等を杉並木公園等で童謡祭を兼ねてやったらきっと楽しい催しになるんじゃないかと思ってるところであります。この件につきましては、町の文化振興の一環としての取り組みとしても、非常に有意義なものと思っておりますので、いろいろこれには協力いただくところもあると思っておりますけども、教育委員会のほうともいろいろ話しながら、そして検討してみたいというふうを考えております。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 口だけで言うちょっとあれですので、今からちょっと議長にお許しをいただいて、携帯電話をちょこっと鳴らさせていただきたいと思いますが、よろこばいますか。

○議長（吉村豊明君） 童謡ですか。

○10番（川俣鐵也君） 私の携帯には童謡に入っておりますので、皆さんにちょっと童謡を聞かせにやいかんと思ったんです。

○議長（吉村豊明君） 許可します。

○10番（川俣鐵也君） これは童謡のうちの「おぼろ月夜」というやつですね。この本は菊陽町の立派な図書館ホールから借りてきました。先ほども言いましたように、当時のえりすぐれた作詞家が精魂込めてつくった童謡、例えば北原白秋でしたら「砂山」とか、海は荒海というやつですね、それとか「からたちの花」とか、野口雨情であれば「青い目の人形」とか「赤い靴」とか、西條八十であれば「カナリヤ」とか「肩たたき」とか、母さんお肩をたたきましようっていうやつね、こういう、昨日一般質問の甲斐議員のほうから卒業式の件がありましたけども、私も前に何回か言ったことがありますけども、やはり日本の今の社会を見てみると、物が豊かになるにつれて心の豊かさがなくなっていくような気がします。特に車の出現によって他人のお世話にならんで自分でびゅっと思うと行く。携帯電話ができてきたら、もう自分の世界にはまり込んでると。人間は決して一人じゃ生きていけない。やっぱり人間同士のぬくもりがあって初めて喜怒哀楽というのがあるんじゃないかと思うんですよね。ですから、やはりこれだけ世の中が混乱をしとる。みんなそれぞれこうやってそれなりに背広も着られるような時代になって、何で心が貧弱になるのかと。やっぱりそこらあたりを見直す時期に来ているんじゃないかという思いで、今日はこの一般質問をさせていただきました。18分早いんですけど、中身の濃い、町長からもぜひ前向きでやりたいというお答えもいただきましたので、みんなで一緒にやろうと

いう部分を大事にして、普通は面々でよかですよ。だけど、何かやるときは一緒にやろうという気持ちが常に出てくるような雰囲気づくりの、またそういう風通しのいい町になってもらいたいということで質問させていただきました。

これで私の質問を終わりますが、このタケノコはまだ貴重品ですよ。これで300円か400円ぐらいします。まあもうちょっと高い。必要な人が、欲しい人があったらお分けしますので、後から申し出てください。終わります。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時43分

再開 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤竜巳君、一般質問を許します。

○7番（佐藤竜巳君） おはようございます。

平成21年度第1回菊陽町議会3月の定例会一般質問に対しまして、議長からのお許しを得て町民を代表いたしまして質問させていただきます。

その前に、施政方針で町長が述べられた2月14日、15日、「ストップ温暖化一村一品大作戦全国大会2009年」に県代表として菊陽町南方区が、皆さんもご存じのように審査委員長特別賞をいただきました。それに対して後藤町長を初め関係の皆さんに心より厚く御礼申し上げるとともに、これからもよろしく願いして、質問に入らせていただきます。

今回の質問の事項は、1が温暖化防止対策に対する町の取り組みについて、これは平成20年度6月の定例会で言ってきたことをいま一度聞きます。2番目に、町営住宅古閑原・光団地の基本計画について、これも平成20年度12月の定例会においての再度の確認をいたします。3番目に、町職員のメンタルヘルスについて、これも平成20年度3月の定例会、1年前に私が質問しましたので、これについて再確認をしたいと思っておりますので、よろしく願いして、あとは質問席のほうから質問させていただきます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 第1項の温暖化防止に対する町の取り組みについての①区が取り組むグリーンカーテンへの理解をと書いております。先般、施政方針で町長が地域の活動の輪が町内に広がっていくよう、支援体制を整備したいというお考えであります。それに対してどのような支援体制を考えられとるかお尋ね申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 区が取り組むグリーンカーテン等の活動に対する支援体制というようなことでのご質問につきましてお答えしたいと思います。

南方地区におかれましては、先ほどご紹介されました2月14日の全国大会では、広げよう緑のカーテン賞を受賞され、会場では入り切れないような方がいらっしまったような、参加者が多数あったような大会だというふうに聞いておるところでございます。

具体的な活動ということでございますけれども、今南方で行われているような温暖化対策に向けた地域の活動の輪が町じゅうに広がっていくようにというふうに考えておりまして、地域もそうですけれども、まずは町の公共施設等でグリーンカーテンや緑によります温暖化対策をお願いしながら、それぞれの施設等で点検をいただき、実施できるところから取り組んでいただければというふうに考えておるところであります。

また、地域に対する具体的な支援策といたしましては、まだいろいろ試行錯誤しておる段階ではございますけれども、グリーンカーテン用の苗、あるいは機材等の配付ができるような検討も行っているところでありまして、地域の公民館や各家庭でも行われるように広がっていけばというふうに考えておるところであります。

また、これ商工振興課のほうで行ってる事業でありますけれども、温暖化防止に向け効果があります緑を大切にしていくために、生け垣の設置や住宅の壁面緑化に対する助成事業も行われていますので、このような事業を活用いただき、都市化が進む本町におきまして、心地よい緑が広がっていくよう進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 支援の方法は幾つかありますけども、いつも思うんですけども、具体的なことを述べていただく、例えば私たちはこれをやるから役場のほうからちゃんとやりますよとか、具体的なところをちゃんと言ってもらわんと、立派な言葉ですけども、やはりそこは行動的にすぐ進んでいきたいというところがぼくどんの気持ちですよ。だから、本当ならば南方の区も、今99軒のうちの20世帯がこういう有志ばつくて、いいことって町長もおっしゃるんですから、いいことならば、まず役場のほうがやるのか、行政側が考えていただくのか、その辺を見て、そして地区に対して勉強するということの行動を早く起こしていただきたいということで私は質問してるんですよ。課長、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 地区に対する事業といたしましては、まず新しい区長さんたちが組織されますと、町のほうで区長会、嘱託員会が開催されますので、その場を通じまして今行われておりました南方地区の紹介などをしながら、地域のほうへ広がっていけばなという、地域のほうの活動になっていけばなというふうに思っているところです。

それと、支援の仕方としましては、今町のほうでやっておりますのが、花いっぱい運動というような形で苗等を配る部分と、先ほど申しました生け垣設置条例に基づきます助成金というような形で行う方法等があるかと思っておりますけれども、緑のカーテン、あるいは温暖化対策に伴う緑等につきまして、どういった方法でやるべきかという部分については、ちょっとまだ今、

少し詰めさせていただきながら検討してるというような段階でございます。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） その辺のことは、予算関係もできますとともに、実際的に実現を早く進めてやってほしいと思います。

町長、私たち今、後ろに会長もお見えですけども、こういったブローチとか、いろんなゴーヤの種とか、いろんな面である程度を施策をつくってます。それと、区でゴーヤを利用した飲み方、失礼ですけども、そういう和がとれる、我が区のつくり方というのを今勉強してます。ぜひまた一遍区のほうにおいでいただくなり、また会長に相談するなりしていただいて、どうしてもこういう緑、そしてこれは20軒当たり、まず5,000円ぐらいしかかかってません。これはもう会長のおかげで再利用ということです。この間、副町長にもお願いして、網戸、いろんな面に対してはご支援のほどよろしくお願ひしたいと述べましたので、その辺のお考えを、町長再度ご理解のほどお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、金もかけずに、そして楽しみながら取り組めるということで、ぜひ取り組みたいと思ってることでありまして、早速苗をどうするかとか、その辺の準備も入ってくる段階だと思いますので、この辺は南方地区の会長さん、そして佐藤議員さんあたりも実際に取り組まれておりますので、そういった面での打ち合わせをしながら、具体的に取り組み始めたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 町長よろしくお願ひして、次に移ります。

次は、地球温暖化について楽しく学べる環境学習拠点を図書館にとしております。

先般、環境生活課長には一応CDとか、いろんな資料でちょっと勉強したと思うんですけども、これは私たちがこの間お世話になった温暖化のときに、学び合うところに行きました。そしたら、町長本当に私たち十数名がここのストップ温暖館というところに行きました。そしたら、やはり子どもとの接し方とか、子どもが大人と学ぶ館ができてます。これは場所が、東京でしたから、港区のストップ温暖館というところですけども、これは環境省が進めてる団体でございます。私はこれを見て、そして体験したら、本当に勉強になりました。今環境生活課のほうで出前講座、いろんな面でご相談なり、いろんな面で苦勞されておりますけども、やはりそこに参加する方は、本当に自分がしたいだけの人だったわけです。しかし、これは本当に子どもと親が学ぶことができます。これは実際、行った者だけにしかわかりません。しかし、これをすぐ取り入れていただくということはできませんけども、町長ぜひお金のかからない図書館で結構です。片隅で結構です。やっぱりこういう場所を学びの場所として、町長も環境面では協力体制ができてますから、ぜひ入れていただきたいと思います。その点に対して、ちょっと環境生活課長、ちょっとCDは見なつたでしょう。あの件でちょっとお尋ねします。ど

ういう内容かわかりましたか。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 環境学習につきましては、佐藤議員が言われましたように、いいCDを見せていただきまして、勉強させていただいたところなんですけれども、やはり大人向け、あるいは子どもさん向け、それと興味がある方、なかなかまだ違う面に興味を持っていらっしゃる方、いろいろな方がいらっしゃいますので。ただ、そういうながらも、地球環境問題というなのは、もう差し迫った問題にもなっておりますので、いろんな世代も含めた、考え方も含めた方たちにこの環境問題の大切さを広げていくことは大変重要なことだなというふうに思いながら見させていただいたところです。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ありがとうございます。ぜひこれを理解して、私どもも協力しますので、片隅でいいです。図書館の角でいいです。館長、勉強して、これを置いたら本当に学びの場所になりますよ。ぜひその辺のことをよろしく願いしときます。

次に移ります。太陽光温水器、ソーラーにも補助をとしておりますけども、施政方針の中で町長がもう述べられました。しかし、再度梅田議員さんのときに太陽光発電のほうでしたものですから、このソーラーに対して再度、私が間違ってるならば、課長、訂正をいただきたいと思っておりますので、予算が250万円で、設置の5分の1補助で上限差が5万円ということによろしいでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 助成金の内容といたしましては、今予算のほうを先ほど議員が言われましたように、温水器の設置費用の5分の1、上限5万円程度というようなことを考えまして、予算のほうを出させていただいておるとこなんですけれども、これから行います予算審議とあわせてまして内容等もそのときに説明させていただきまして、ご了解を得ながら決定させていただいて、正式にはその後今言いましたような内容でご理解いただければ、実施していくような体制をとりたいなというふうに準備しておるところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ぜひ通過させていただきまして、この太陽光というのは、いろいろ今からオバマさんも言っているように、グリーンということで非常に大事になってくると思います。このソーラーは30万から50万という金額になるとは思いますけども、その提案された金額的に上限と5分の1ということはどこから来たのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 環境生活課長。

○環境生活課長（吉野邦宏君） 太陽熱温水器の助成事業につきましては、太陽光発電と違いまして、まだ全国的にも実施されてる自治体は少ないような状況でありまして、熊本県内では熊本市さんだけで行われておりまして、あとは山梨のほうでは富士吉田市さんとか神奈川の相模原

さんとか、まだ10程度の自治体かなというふうに思っております。

先ほど言われました温水器の設置補助額の決定に至りました、今申しましたような自治体さんでの状況、それと各家庭に設置されます一般的な温水器の金額等々を含めて検討いたしまして、上限の5万円と、それと5分の1というような金額で考えていったところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） わかりました。次に移ります。町営住宅光団地・古閑原団地の基本計画について、これは当初言いましたように平成20年度12月に私が質問しました。そこで、①の前回質問したアンケート調査の結果の内容の再確認としておりますけども、当初課長のほうでは答弁で約7割強の世帯が建てかえを希望している。改修希望者が1割強、今のままでよいというのが1割弱、その他1割って12月の質問のときにお聞きしました。ところが、私がちょっとある光団地の方数名にお伺いしたら、佐藤さん、7割と言いなるけども、実際的には私たちは料金は幾らなのか、そういうアンケートに載ったのかなとお聞きしました。それがあつたから7割ということになってるんじゃないかと、そしたらそれに疑問がありましたもんですから、再度確認させていただきます。そのアンケート内容は間違いはなかったわけですか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

このアンケートの内容につきましては、今佐藤議員が言われましたように、まず9月の定例会において小林議員、それから12月において佐藤議員のほうからご質問があつたところがございます。再確認ということでございますので、一応もう一回述べさせていただきますけれども、前回と前々回については光団地に限定して報告しておりますので、今回古閑原団地も含めてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、光団地ですけれども、今言われたように、建てかえ希望というのが72%、それと改修希望が13%、今のままでよいというのが9%と、その他で6%ということでございます。

次に、古閑原団地でございますけれども、建てかえ希望が58%、改修希望が11%、今のままで何もしないでよいというのが16%、その他が5%という数字でございます。

今お話がございました料金のお話でございますけれども、これにつきましては平成19年度の中でいろいろお話が出てるかとは思いますが、原水団地の建てかえがございました。そのときの入居という形の説明の中でお話はしてるところでございます。それと、その後が戸別のアンケートをやったわけですが、その中で当然お話が出てるところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 課長、原水団地の鉄筋コンクリートの家賃設定を踏まえて、その家賃のことはアンケートには載せてあつたわけですか。それと、載せてあつたら載せてあつたで結構で

す。しかし、皆さんがどうも勘違いされてるのは、家賃を例えば原水団地で言えば、5年の中で家賃は少し上げて、あとは所得に応じた家賃だと思っただけなんです。そういう説明がほとんど伝わってればよかったと思っただけなんですけども、何か誤解されて、ただ建てかえだけがいいとか、改修がいいとか、どうも勘違いされておりますので、その辺のところは課長どう思われますか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） 戸別訪問で調査をやったわけなんですけども、その時点で調査用紙の中で家賃が幾らという記載はしておりません。ただ、それはお話の中で当然新しくなれば、家賃は上がりますよと、お尋ねの中で要するにどれぐらいに上がるんだらうかというお話が出てきたと思います。これはちょっと後でお話をしようかなと思ってたんですけども、これ現在の原水団地に関してですけれども、あの程度といいますか、同規模で建てかえをやったとしますと、2DKの場合が2万2,300万円、これは最低ですけどもね。3LDKで2万8,700円ということになります。これはあくまでも最低の家賃ということになります。

光団地と古閑原団地にお住まいの中で、最低家賃が光団地で3,500円、それと古閑原団地で3,900円という状況でございます。これからしますと、もう約6倍ぐらい高くなるという形にはなります。これはあくまでも原水団地と同規模という考え方でありますので、これにつきましては後で基本計画についてのお尋ねがあらうかと思いますが、その辺は十分検討していかなければいけないことかなというふうに思っているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） やはり私が行くと、強い要望があるのは、建てかえもいいけども、私たち残された3割の方がどういった振りをしてくれるのか、割り振りしてくれるのか不安でいっぱいなんですというところが現状なんです。それで、課長、後で基本計画に触れますけども、そういったやっぱりアンケート調査するときも、不安材料のないアンケート調査をしていただくと、こういった不安材料が減ると思いますので、いま一度この1番目に出してまずところの見直しをやって、アンケート調査なり、いろんな人の意見を聞きながら、再度やられたほうがいいんじゃないかと提案して、次に移ります。

次は原水団地入居希望者に対する町の考えはと書いております。これも課長のほうから原水団地入居希望者の優先順位は、光団地、古閑原団地の住民と考えていますということでしたよね。そこで、もしもあそこが10世帯のところ、光団地の方、古閑原の方が数名か入られ、残りの数名の方でしたよね。想定したときですよ。あと待機の人76名とおっしゃったんですね。この中には近隣、菊陽町外の方も多分希望されてると思いますけども、やっぱりそういう選定の仕方ですよ。やはり地元におるならば、これは勝手ながらかもしれませんが、地元優先とか、いろんな面でするとか、例えばもう今回で打ち切って一番からやり直すとかというお考えはありませんか。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。



○建設課長（平野誠也君） まず、現在の原水団地につきましては、今議員がおっしゃったように、光団地、古閑原団地の方を最優先で入居させるということで、一応第1次の募集を行いました。その結果、7名の方が一応入居申し込みされております。その後、一応数名の方からまだあいてるでしょうかということでご案内がありましたので、今2次募集をかけてるところでございます。ほんで、お話しのように、それでも入れない場合はどうするかというようなお話になろうかと思うんですが、議員もおっしゃいましたように、実際待機者が七十数名おられるということでございますので、まずはそこにご案内をして、入居を募りたいということでございます。

それとまた、ご指摘のように、一回どっかでリセットすべきではないかということは、当然考えております。ただ、ご心情としては、現在町内に住んでおられる方を優先にということでございますが、現条例の中ではそれもできないということで、条例等の改正が当然出てくるんじゃないかというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） そのときはよろしく願いしときます。

次に、基本計画を作成する際の町の考えはということで、先ほど課長が言ったことですが、残りの3割の方が改築、例えば屋根とトイレの場合と新築の場合と家賃がどのくらい、改築されたときの家賃のプラス幾らなのか、新築のときが幾らなのか、それも鉄筋か木造なのかという方向に走ると思いますよね、今から。そこで、基本計画の際にどのような案を持っとられるかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 建設課長。

○建設課長（平野誠也君） 案ということですが、これは基本計画の中で検討する事項かと思えますけども、要するに先ほど述べました調査結果でやっぱり3割の方はもう改修とか、もうそのままがいいというご意見もございます。計画を立てる上ではそういうご要望等も勘案しながら計画を当然立てなければならぬんですが、すべてのご要望におこたえするということは、これはもう不可能でございます。この点についてはご理解をいただかなければならないんですが、仮に建てかえた場合には、これ何回も申しますけども、当然家賃にはね返るわけです。金額につきましては、先ほど言ったようなことでございますけども、現在の入居状況と見ますか、それをちょっと見てみますと、1人世帯、2人世帯で、ご高齢の方がもう7割ぐらいおられるわけですね。現在の光団地、古閑原団地の間取りというのは2Kでございます。お一人世帯、2人世帯であれば、それでもいいのかなという考えは持っておりますけども、それを仮に2Kの建物にした場合には、これ概算ですけども、今の時点でいくと、1万2,000円から1万3,000円の家賃という形になろうかと思っております。

改修の話も、これ平成19年当時あったということで、そのときの概算事業費で合わせますと1億円ぐらいかかるということで、概算としては出してありますけどもですね。一番改築した

場合に家賃にはね返るのは、要するに間取りです。木造、鉄筋の違いもありますけども、一番響くのは間取り、これが一番影響してくるものですから、先ほど申しましたように、現状の2Kぐらいの間取りでやる部分、あるいはもうちょっと広いほうが良いというご要望も結構あるものから、そうなりますと先ほど述べました最低家賃になろうかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） この基本計画に入ってすぐは建てられませんものから、例えばの話で失礼ですけども、5年か10年の期間あると思うんですよね。その中でやっぱり今の状況の中の建物が例えば雨漏れ、いろんな改修しますよね。そういうところから計算すればかなりの出費が出てくると思いますし、今スレートぶきでもうほとんど台風のとかが危ないから19年度にそこをやるということが基本だったと思うんですよね。町長、これは予算化、先ほどの小学校の問題もそうですけども、やっぱり期間をかけてこれを基本計画に入るなら、話し合いの場をもって、やはり住んでる方、近隣の方を大事にさせていただいて、これはもう期間がかかっても、これは今基本計画に入るわけですから、ぜひそういう今からの情勢を考えてすべきではないかと思っておりますけども、町長の考えをお聞きします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、21年度で基本計画を策定するという事で予定しておりますけども、今言われましたように、アンケート調査は実施したということでありまして、特に家賃の関係ですね、そういったこと、非常に高齢者の方が多いということで、家賃が余り上がりますと、別な意味での生活を圧迫する面が出てくると思いますので、十分そういう意向等も踏まえながら、基本計画の段階できちんと押さえた計画を立てていきたいというふうに思っております。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ぜひ町長お願いいたします。

次に移ります。町職員のメンタルヘルスについて、これは平成20年度、1年前に私が3月の定例会で質問いたしました。そこで、①の職員の心の健康、心の病に関する相談担当部署はとっておりますけども、私も邪魔かもしれませんけども、各部署にちょこちょこ邪魔させていただきました。ちょっとお聞きしたら、だれも私は病気で、悩みを持っていますという方は自分でおっしゃられんと思っておりますけども、例えばあのときの答弁は総務課長がされたと思うんですけども、どこに何人体制でやられてるのかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（吉岡典次君） ただいまの質問にお答えいたします。

職員の健康管理及び福利厚生につきましては、総務課人事係で担当いたしております。人事係職員は2名でございます。

本町におきましては、本年1月14日に職員の心のケアを目的として、全職員を対象にメンタルヘルスに関する研修を実施いたしました。

また、1月19日には、10月に実施いたしました定期健診の結果によりまして、生活習慣病のリスクに応じて改善の必要のある職員には、熊本県総合保健センターの保健師による健康指導を実施いたしているところでございます。

職員数につきましては、人事秘書係2名、秘書ももう一人おりますので、実質的には3人で分担をしながらやっってる状況です。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 今、総務課長がおっしゃったけども、今実際的にご相談のあつてる方、あるかないかお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（吉岡典次君） ただいまの質問でございますが、直接相談を受けてというのはございませんが、現在病気で休んでる職員がおります。メンタルヘルスによる休職につきましては、平成15年度以降は一人もおりませんでした。16年度以降に4名の職員がメンタルヘルスによって休みまして、そのうち3名が復帰をいたしております。うち1人、また再発をいたしまして、現在では2名の職員が休んでおります。それで、その職員に対しまして、復帰を目指してございまして、1人については私のほうで直接家族等に連絡、直接本人に連絡しますとちょっと悪化するおそれ等もございますので、家族等と密に連絡をとりながら、本人の状況を把握しながらやってるところでございます。

復帰に当たりましては、ちょっとしたきっかけで復帰できるというのもありますもんですから、非常に難しい部分があります。そういったタイミングですね、それをはかりながら今やってるところでございまして、そういった職員に対する相談というのは家族等とは綿密に連絡をとりながら行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ということは、病気休暇の方は調べによると、平成17年のときは12名で、18年が8名、19年度が8名ぐらいですね。それと、精神的病気にかかっている人たちが、平成17年が職員さんが2名で、これが平成18年が3名、19年が4名、ふえていってますよね。ここが一番問題な、精神的な病気ですよね。どこで判断するのかというと、その中でいろんな部署に行ったら、私は先ほど言うたごつ、私は病、精神的にまいてますよということは、普通隠すと思いますよ。どういようにケアをしていきたいのか、そしてどうい見つけ方をやるのか、私はそこを知りたいんですよ。物すごく皆さんは今、危機管理室、いろいろできてから、微妙にちょっと縮小してる方がおられます。私が見ると、本当にやっぱり今までの笑顔がなく、もう本当にきつい方がおられると思います。行けば、もう昼も交代制でいろんな方が交代

していただいて、町民のために交代制で対応していただいとります。非常に助かります。しかし、やはり休憩中は、この間も言ったけども、交代でやるからいいとおっしゃったけども、そこはきちんとした、御飯食べたなら何分間の休憩ということは必要だと思うんですね。個人的にやっとなってくれと言われれば、それでやらせとってと言えはそこまでかもしれませんけどね、課長その辺のだれが本当にそういう、病院の先生もおらっしゃらんとに、わかります。そういう人見つけきりますか。私はここが一番だと思うんですね。課長どうぞ答弁。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（吉岡典次君） ただいまの質問の件につきましては、そういった状況になる可能性のある職員については、それぞれの各課長等のヒアリングの際にお話をお伺いして、ちょっとめいている職員がいるとか、そういった状況を年1回把握をして、これ人事異動等に反映させて、それによって予防を図るといようなことを今行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 次に移ります。定期健診やアンケート調査等の取り組みはという質問に入りますけども、先ほど課長が答弁されましたので、1回ずつだったですかね、現状、20年のときは1回ずつありましたね。そしたら、その結果は今おっしゃったようにいろんなことがありましたので、再度課長、20年3月のときは、メンタルヘルスカウンセリングの事業を実施したいということでしたね。これ実施されよるんですか。されてるか、それをお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（吉岡典次君） 先ほどもお答えしましたように、メンタルヘルスに関する研修会を職員に実施をしておりますし、その後につきましても、うちのほうでは産業医の指定もしておりますので、こういった状況があった場合には、私どもは産業医に相談をするような状況もつくっております。また、健康総合保健センターに定期健診等につきましても委託をしておりますので、そういった先生方との連携というのもとりながら行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ということは、もう実施しておるといことですよ。そうとらえていいわけですね。はい、わかりました。

3番目に移ります。職員の健康づくりに対する町長の方針はとしています。先ほど来、一般質問の通告11人の内6人が同じ質問があります。私は町長、今の学務課の中に建設のところまで踏まえた職員が本当にベストなのか、それとも違う考えで町長、別に離して、学校は学校、建設は建設という、そういったケアの中に、やはり私どもがいつも思うのは、本当に皆さん苦労して、晩遅くまで仕事されて、そういうことは本当に感謝してます。しかし、分野外のそこまで皆さんに押しつけてすれば、やっぱり心の病がでると思いますけども、町長ぜひその辺のお考えをお聞きいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の質問の中でも、いわゆる学校の耐震化ということで、中部小学校を含めて、まだこれから実施しなければならない学校が、中学校が2校あるわけでありまして、非常に今議員が言われるように、今学務課のほうで取り組んでおりますけれども、仕事のほうが非常に量もふえまして厳しい状況にあるようなところであります。このため21年度の中で、専門的なそういった技術を持った職員といいますか、そういう非常に少ない中でやっておりますけれども、ぜひそういう技術を生かせるようなところの人をそこに配置し、強化した中で今後も取り組みをしていきたいというふうに考えてるところです。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） 町長、ぜひ取り組みをお願いしときます。また、職員さんには本当に住民に対して温かい気持ちでいつも迎えられておられますので、ぜひ健康には気をつけていただきたいと思います。

あとは、ただいま3つの項目で質問させていただきました。今、議会の中でいろんな動きがあってます。しかし、私たち議員はやっぱりそこに取り組むべきであって、執行部に対しても意見をいわれるところの立場であります。ぜひ勉強しながらお互いにやりたいと思います。今日は傍聴者の中に、県会議員の方もお見えです。ぜひ予算もうんと町のほうにつけていただきまして、これを理解していただきたいと思いますので、この場をおかりしてよろしくお願ひしときます。

最後に、喫煙室ができるようになったそうですので、私も一般質問でやったし、小林先生もやられました。ぜひ喫煙室ができるということですから、本当にありがたく感謝して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

昼食休憩いたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時40分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君、一般質問を許します。

○1番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。6回目の質問を許されました。議席番号1番で最後の質問者になりました坂本でございます。

今回は5項目、まず第1番目に学校給食費未納問題について、2番目に小・中学生の英語力向上について、3番目に中学生海外派遣事業について、4番目に農業問題について、5番目に菊陽中学校の耐震対策についてを質問いたします。

それでは、質問席にて質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、第1項目の学校給食費未納問題についてですが、1番の給食費未納の現状はについて質問いたします。

今の現状を詳しくご説明いただけますでしょうか、お願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 給食費未納の現状ということでございますので、それにつきましてお答えをさせていただきます。

給食費のことでございますが、現在平成20年度がまだ終わっておりませんので、数字的には平成18年度、19年度の部分についてご説明をさせていただきたいと思っております。

平成18年度、菊陽町で未納がありました学校数は、8校中6校ありましたが、平成19年度では1校減りまして、5校ということで若干改善をされております。また、未納額につきましても、これは金額はちょっと差し控えさせていただきたいと思っておりますが、3割程度減少している状況でございます。

全国的あるいは県下の状況では、年々増加傾向をたどっておりますけれども、本町につきましてはPTAあるいは学校のご協力、努力によりまして給食費の未納については、若干ではございますが、改善をされてる状況でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 今答弁で減少しているということですが、昨日も小林議員の質問で就学援助制度を活用される方がふえるんじゃないかと質問されましたが、今日の百年に一度の未曾有の大不況の中において、職を失う方もおられます。今後、給食の未納がふえると私は思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 確かにご指摘のとおりの部分もあるやに思っております。近年の経済状況、非常に厳しゅうございまして、本議会でもお話が出ておりますとおり、雇用の雇いどめ、あるいは派遣打ち切り等々、それから今後経済の動向は景気の後退に伴いまして、いわゆるスタグフレーション等々の動向もあるかと思っております。そういたしますと、なかなか経済的に厳しいご家庭も出てくるかと思っております。未納の原因について考えてみますと、大きく分けますと、3つに分かれるんじゃないかと思っております。1つが、たまたまうっかり忘れだったという方があるかと思っておりますし、2番目に、次の部分にも入りますが、今ご説明いたしました家庭の中で経済的にやっぱり厳しくなってる状況もある、そういった方がふえてくるんじゃないか。それともう一つ、規範意識の欠如と申しますが、保護者の方々にはそういった部分が若干出てきている状況もあるやに聞いております。私どものほうといたしましては、そういった家計的に厳しい方々につきましては、せんだって議員さんのほうからお尋ねがありました就学

援助制度等々の活用を使いながら対応していきたいというふうに考えてる所存でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、2番目に移ります。各学校と未納に関する協議は行われているのか、行われているなら、その結果はですが、平成19年の9月の定例会で私が質問した際、学期末や年に3回とか学校に出向かれ、また学校側からも来てもらって、未納の学校の状態、また各家庭の診断とかできないものですかと質問した際、課長の答弁で、今後学校側と協議しながら、そういった取り組みも考えていきたいと答えておられますが、今協議等なされておるんですか。なされておるなら、その結果をちょっと教えていただけませんか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 今のところ、学校に出向いてまでの協議は行っておりませんけれども、と申しますのが、先ほど申したとおり、若干ではございますが、改善される兆しも出てきておりますので、学校まで出向いてということでは行っておりませんが、定期的に開催されとります校長会の会議においてそういった協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、3番目に移ります。なぜ私がこの質問を2回もするかと申しますと、今給食費の徴収は学校とPTAで行っておられます。PTAも頑張っておりますけど、もう限界に達しているんですね。なぜか申しますと、未納者のところに督促状ないし催促状等、また家庭訪問等なされて個人プライバシーの侵害に当たらなくても、そのところまで踏み込んでしまわなければいけない状態です。益城町がご存じのとおり給食費に保証人をつけるようになさいました。その趣意書をちょっと私、益城町に出向いてもらってきましたので、ちょっと読み上げますけど。「趣意。学校給食の目的を達し、円滑な運営を実施するためには、給食費の収納は必要不可欠なものです。しかし、毎年給食費の未納は解決されないのが現状です。学校給食会計は未収金の補てんではなく、徴収した金額内で学校給食を提供しており、給食センター運営に大きな支障を来しています。また、給食費を完納した児童・生徒には単価に見合う給食が提供されておらず、未納者は支払い義務を果たすことなく、学校給食の提供を受けています。完納した保護者の立場に立てば、極めて不合理、不平等な状況です。学校給食運営委員会では給食費未収は委員会開催のたびに問題視されていた案件でありましたが、具体的な解決方法を検討するまでには至りませんでした。このほどこの問題を解決するために、平成20年4月に学校給食運営委員会の委員の中から学校給食費収納対策にかかわる小委員会を立ち上げました。7回にわたり協議を重ねてきた結果、未納者をなくすために給食申請書及び給食費納付誓約書の提出を求めることになりました。毎年完納しておられる保護者の方にはお手をかけることとなりますが、趣旨をご理解いただき、全員に連帯保証人をお願いすることになりました」と、益城町でちょっと話を聞きましたが、益城町は給食センター方式で、あその運

営委員長さんは教育長さんがなされてました。益城町は菊陽より、金額は申せませんが、毎年未納が出て、減少してないからこういう連帯保証人をお願いする状況になったわけですが、菊陽でも減少してるとはいえ、未納はあります。

そこで、3番目の質問ですが、未納に対して今後町ができることはないか、どうでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 益城町さんの給食費の納入につきまして、連帯保証人を設けるといような形のことは新聞報道で承知をしておりましたが、今のところそれ以上の情報は持っておりません。益城町さんが給食センターを設けていらっしゃるということを今お聞きしまして、実は益城町さんと大きな違いが私どものほうでは単独調理校方式で行っております。給食センターあるいは共同調理場とも言うんですけども、給食センターを設けてる市町村におかれましては、いわゆる給食センターのほうでその給食費の徴収もされる傾向があるかと思えます。その中で検討されてそういう結果だろうと思えますけども、私どもは単独調理校ということで、各学校でいわゆる私会計として今給食費のほうにつきましては処理をされてる状況でございます。各学校間で、また給食費の徴収につきましても、いわゆる口座納付の場合、引き落としされてるところもあれば、そうではなくて、手集めでお集めになってる学校もまだ現実にございます。それぞれ学校の状況が単独でやります関係上、統一的な形ではないんですけども、学校の未納についてはどこも同じ課題があるかと思えますので、それにつきましては私どものほうで何らかの共通的なマニュアル等々をつくるような形で、学校側に支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 学校給食法第5条で「国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない」とうたっておりますけど、今の現状では小・中学校、9月の定例会でも申しましたが、各小・中学校で食材の差が出てくると思われまして、これは町として健全な給食と思われませんか、いかがでしょう。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

学校給食法に基づきまして、私どものほうで学校給食に対します手当てと申しますのは、前回の議会でもお答えしたかと思えますが、行っておりますのは、いわゆる設備、備品関係、それからその運営に伴います人件費及び光熱費等々、食材以外にかかわる分につきましては、すべて町のほうで負担をさせていただいてるところでございます。

給食費につきましては、これはその保護者の方にお支払いをいただくということになっておりまして、私どものほうとしては、学校給食の給食費につきましては、今後とも適正に未納の方にはお支払いをしていただくよう、学校を通じてお願いしてまいりたいというふうに考えてる



ところでございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 各学校で同じ菊陽町の小・中学生なのに給食の食材に差が出ているのが現状でございます。これを健全な学校給食の運営とは私は思いません。これ群馬県の太田市の件ですが、太田市では教育委員会内に平成18年10月に、太田市教育費にかかわる滞納対策検討委員会を設置し、滞納額の縮減を図っており、また平成19年度には市に滞納対策部署として、公金収納推進部が設置され、学校給食を含めた滞納額の縮減に取り組むことにしている。まず、法的措置の前にこのような組織的な対応を推進する計画であるとなつとります。菊陽町でも、税務課では非常勤職員の方に滞納整理指導員さんをお願いされ、滞納整理の指導を受けておられますけど、私たちPTAとか学校サイドにそういうアドバイスを受けるとか、また太田市みたいに公金収納推進部とかつくる計画は町長ございませんでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 町長ということではございますが、私のほうで所管しておりますので、私のほうから先にご説明させていただきたいと思えます。

実は今群馬県の事例をご説明お聞きした次第でございまして、その情報を持っておりませんが、今おっしゃった趣旨は学校給食費についてもそういった公金と同じ取り扱いのような形で、滞納整理チームなり、そういった職員の配置ができないかというお尋ねではないかと思えますが、私のほうで調べた範囲でございまして、先ほど少し申し上げましたが、現在の菊陽町の学校給食費の取り扱いにつきましては、これは私会計での取り扱いになっております。群馬県の事例がちょっとわからないですけど、他県に参りますと、大分県とかでございまして、学校給食センターをお持ちでございまして、学校給食センターを持っていて、単独校と比べますと、給食センターを持ちますと、給食食数も多い、当然お集めになる給食費も多くなるということで、私会計では厳しいだろうということで、一般会計あるいは特別会計の中に公会計を入れておらっしゃる自治体もございまして、その場合、公会計に入りますと、特別会計、一般会計、区別なくでございまして、公会計になります。そういったしますと、公金の取り扱いという形になりますので、大分県の事例で申し上げますと、おっしゃるとおり1年目については、所管課のほうで、給食センターのほうでそういった督促等々やっつけていかれますけども、2年目については税務課のほう、収納サイドのほうで対応されてるところも現実でございます。私どものほうと何が大きく違うかと申しますと、繰り返しになりますが、私どものほうでは単独調理校方式をとつとりまして、学校での収納金、校納金的な扱い、学校での私会計という形になるものですから、私どものほうではなかなか公金の扱いという形ではないものですから、そういう意味で先ほどご説明いたしました、今後私どものほうではそういった共通的なマニュアル的なものを、こういった形で未納の保護者がおられればこういった形で共通的に進めたらどうだろうかというマニュアル的な部分もまた今後検討したいというふうに今考えてるところで

す。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 再三申しますけど、菊陽町の小・中学生の生徒間で給食の食材が変わってくるような状態でございます。また、PTAでも徴収には限界を感じておりますので、何とぞ学校側、PTA側と密にして協議を重ねて、徴収のアドバイス等も行われて、一円でも未納がなくなるように頑張ってもらいたいと思います。

続きまして、小・中学生の英語力向上についてです。

1番目の新教育課程で小学校での英語の授業時間が、21年度は20時間、22年度は35時間になるが、先生方の研修は足りているかについてですが、これ5、6年生担当の先生が主体となって授業を行われると思いますけど、英語の先生じゃありませんので、個々の先生の英語力や授業の進め方などで、進め方の内容等の研修とか足りているのか。5、6年生、小学校の英語がふえることは本当結構と思います。でも、最初の英語の授業の入り口で英語を嫌いになったり、また苦手になったりしたら、今日も高校受験の後期の発表がなされましたけど、そこまで響いてくると思われますので、先生方の教育には十分努められるのがベストだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） まず、新教育課程について少し説明をいたします。

新教育課程における小学校外国語活動の実施は、平成23年からとなっております。しかしながら、小学校5、6年生につきましては、平成21年度から前倒しをして、総合的な学習の時間を使って年間35時間を上限として実施して可能ということになっております。それを受けまして、菊陽町としてどのような方法で取り組むかについて検討してきたわけですが、まず町内の校長会議、教頭会議、それから教務主任研修会におきまして、菊陽町の小学校5、6年生の授業時数について検討しまして、平成21年度は20時間、平成22年度は35時間と決めたわけでございます。

また、町内の小・中学校から代表者と有識者で組織しました小学校外国語活動カリキュラム作成委員会を昨年の12月に立ち上げまして、指導内容等について検討されてまいりました。そして、今年の2月に年間指導計画が完成した次第でございます。

さて、お尋ねの教職員の研修でございますが、2つに分けてお答えしたいというふうに思います。

まず、菊池教育事務所管内の研修でございますが、平成20年度は年2回、7月と10月に各学校から外国語活動担当者等を集めて研修会が実施されております。この研修会につきましては、平成21年度も継続されるということを聞いております。

次に、本町における研修でございますが、教育委員会主催で平成21年度に研修を行うことを既に決定しております。1つは、議員が先ほどお尋ねにもありましたように、5、6年生の担

任全員を対象として、5月の連休の明けに研修を行います。それから、夏期休業日には中学校区単位になるとは思いますが、小学校のすべての教職員を対象に研修を行います。研修の内容でございますが、外国語活動の授業の進め方、それから英語スキル研修、このあたりに落ちつくんじゃないだろうかと思っております。

これらの研修で足りるかということですが、小学校の教職員は大学まで含めると、10年間ほど英語の授業、講義を実際に受けてきておりますし、また担任につきましては現在ALTの授業にTT方式で参加しておりますので、十分とは言えないまでも研修は足りるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） わかりました。じゃあ、2番目の大学生を補助員にするようだが、大丈夫かについてですが、菊陽町の5、6年生のクラスは全部で26クラスですかね、この大学生の補助員を何名雇って、そして何時間補助員で使うのか、そこをちょっと教えてもらえますか。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 具体的なところは、まだ決まっておられません。5月に教務主任研修会を平成21年度の最初の研修として行います。その中でどのぐらい割り当てるかというのを大学と協議したいというふうに考えております。お尋ねのように26クラスでございますが、菊陽南小につきましては、2クラス一緒にやりたいということですので、全部で25学級に入るという形になりますが、全部入るということは不可能だろうと思っておりますので、できる限りという範囲で考えております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） これ大学生はボランティアですよ。菊陽町でも、英語の塾とか英語の講師されてる方々がおられますけど、そのような方を雇用するということは考えられなかったですか。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 平成20年度が英語活動サポーターというのが1人いらっしゃるんですが、その時間が約120時間程度だったと思います。平成21年度は250時間、つまり25学級に10時間ずつ入るような計画に今しております。あと、さっき申しましたように、大学生のボランティア、それからもう少し地域の方のボランティアも、できればやりたいなと今思っておりますが、まだその青写真はできておりませんので、4月から早速そのあたり取りかかっていたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 緊急雇用対策もあることですので、地元の英語の講師の先生とか、塾の先

生の雇用もぜひとも考えてほしいと思います。

じゃあ、3番目の22年度以降の英語授業時数は何時間程度になるのか、何時間程度が妥当なのかの質問をいたします。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 先ほど小学校の教育課程について少し説明したわけですが、23年度からにつきましては、35時間と決まっております。21年度が20時間、22年度が35時間というのは、これは菊陽町独自のやつでございますので、23年度からにつきましては、学校教育法施行規則に標準時数というのが決められておりますので、35時間ということでこれから先は進んでいくということになると思います。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、4番目の質問に移ります。

小学生の英語力向上のため、英語検定試験料の助成はできないかですが、今、今日日常会話の中でも英語が日本語にまじって、電化製品や車等での説明書も英語化になって、英語力がなければ説明書も理解できないような状態でございます。また、教育長が先日、石原議員の初等教育はどうあるべきか考えを問うの質問の答弁で、1番は生きる力をはぐくむとおっしゃいました。今日、グローバル化の波の中で、英語力がなければ生きていけないかもしれません。また、この大不況の中で英語塾に通わせたいが、なかなか行かせてあげられない。英検の試験も受けたいが、試験料がどうしても出てこない、そういう家庭もございます。菊陽町の子どもが英語力を向上させるためにも、英語検定の試験料の助成はできないかと私、考えます。芦北町ではこの英語検定の試験料の助成が行われていますが、菊陽町ではできないものかと思えますけど、どうですか。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 実用英語技能検定と言うんですかね、通称英検についてのお尋ねであります。まずその概要について少し説明しておきたいと思えます。

義務教育にかかわる各級というのがあるんですが、その目安は中学初級程度が5級、中学中級程度が4級、中学卒業程度が3級となっております。それぞれ1,200円、1,300円、2,300円の検定料が必要ということで聞いております。

議員のお尋ねは、子どもたちの英語力の向上のために英検の検定料を助成できないかということでございますけども、英検は確かに自己の英語力、得意分野及び不得意分野の把握ができると考えております。しかし、それは英検に限ったことではないというふうに考えております。中学校が行っております、例えば定期試験、標準学力検査、熊本県が独自に行っておりますゆうチャレンジ、まいチャレンジ等でも十分に英語力の状況は把握できるというふうに考えております。

また、現在中学校では英語力向上のためにカリキュラムに沿って魅力のある授業をしていた

だいておりますし、平成24年度より中学校の新教育課程が完全実施となりまして、英語の授業時数が年間35時間ふえます。そういうことからしましても、子どもたちの英語力は一層向上していくものと思っております。

以上のことから、英検を受検することは英語力向上における役目は大きいとは考えにくく、検定料を助成することは町財政が厳しいこともありまして、考えておりません。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） さっき高校受験の話をしていただきましたが、英語検定も高校受験の何かのプラスになるのではなかったですかね、ちょっとどうでしょう、その辺。

○議長（吉村豊明君） 教育次長。

○教育次長（田中真治君） 検定の結果が内申書に書かれるかどうかだろーと思ひます。そういう意味だろーと思ひますが、確かにそれは書かれるだろーと思ひますけども、それで選別試験の合否が左右されることまでは言ひにくいんじゃないだろーかなと考へておひります。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） はい、わかりました。じゃあ、続きまして、中学生海外派遣事業についてに移ります。

1、派遣先、人数、期日、生徒負担金等、見直す時期ではないかですけど、これ中学生の保護者の皆さんから要望がありまして、今オーストラリアのビクトリア州のバックス・マーシュ・グラマーですかね、20年度が。本年度も個人負担が29万円のうち3分の2を補助と予算化されておりますけど、もうちょっと人数をふやしてくれないだろーかと、それとオーストラリアでなければいけないのかと、期日も7月21日から8月3日となっておりますけど、この間に中学校の中体連の県の大会があるんですよ。そこに出場するかもしれない部活動生徒はとても行けないと。ちょっと参加希望者の人数を聞いたんですが、平成17年度は36人、平成18年度が23人、平成19年が23人、平成20年が23人で、これ全員で12名をオーストラリアに補助して行かせるわけですけど、そういったところの見直しはできないかと思ひますけど、いかがですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

今ご指摘がありましたとおり、現在中学生の海外派遣で派遣しておりますのは、オーストラリアのビクトリア州バックス・マーシュ・グラマースクールでございます。ここは平成8年度からこの海外派遣事業を開始しておりまして、本年度で大体13回目になるかと思っております。もう13年続いているわけございまして、そういった見直しというお話も出てくるやに思っております。

まず、1点目の人数でございますが、これは人数につきましてはやはりふやしますと、財政的な問題が出てくるのが1つ、それと現地へ行きましたときの引率等々の関係がございまして

て、今のところこの12名、両中学校6名ずつの12名が精いっぱいでないかなあという気持ちが正直なところでございます。

それから、派遣先でございますが、派遣先につきましては、今話題になっております、話がありましたとおり、やはり英語圏の中での選考になるのかなあというのが1つございます。英語圏の中でも、かつ治安のいいところという部分が出てくるでしょうし、また新たに派遣先を探すというのはなかなか難しい状況があるのか。むしろ、オーストラリアのメリットというのが、英語圏で治安がよくて、かつ南半球にあるということで、地球の大きさといえますか、そういった四季が全く違うところに行くというのも、まず大きな体験ではないかということで、でき得れば、今バックス・マーシュ・グラマー校と良好な関係をつくっておりますので、このまま引き続きさせていただければというふう考えているところでございます。

それから、実施時期の点でございますが、実はこの実施時期につきましては、おっしゃるとおり中体の時期とかぶるよというお話を承ることもございます。実は派遣いたします時期につきましては、これは私どもだけの都合でこの時期にというのは、なかなかできないわけございまして、受け入れていただきますバックス・マーシュ・グラマー校の都合がございまして、そういう意味からすると、なかなかこれは時期をずらすというのは難しいのかな。時期をずらすとなりますと、派遣した後、私どものほうでは、派遣した生徒さん方の報告会というのを実はやっております。この報告会がやはり夏休みの中で済ませてしまいたいというのが大きな部分でございまして、そういったことで日程につきましては二、三日ずれる、年によってずれるかもしれませんが、それを大きく見直すというのも、そういった事情で難しいのではないかとこのように考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 財政的にも厳しいところがありますとおっしゃいましたが、英語圏の中でもオーストラリアが治安がいいと答弁されましたが、アジアの中でも英語圏はありますよね。そういったところの検討はもうなされないわけですかね。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） そういう検討もする必要はあるかと思いますが、実は検討ということになりますと、1つは作業的な部分、それから財政的な部分が出てくるかと思いますが。生徒を派遣します前に、当然どういったところかということ職員が調査に行く必要があるかと思っておりますし、その調査の中で具体的に受け入れをしていただける学校を探すという話になるかと思っております。学校を紹介していただいた中で、今度は具体的に子どもたちのホームステイの受け入れ先もまたお世話が定期的に行えるかどうかという点の詳細な詰めが終わってからの生徒さん方の派遣先の決定という形になるかと思っております。そういったことを考えますと、かなりの事務量、かつかなりの事前の調査費と申しますか、そういった部分がまた新たに必要になってくるかと思っております。そういう点を考えますと、申しわけございませんが、今のところこのまま継続

させていただきたいのが、特にまた現在のところで問題があるという話も聞いたことございません。特にオーストラリアにつきましては、持ち込みます物品等に大変大きな制限がございます。革製品がダメだとか、生はダメという、いわゆる環境に対する部分というのも大変大きな出入国の段階でもチェックをかけております。いわゆる生態系を壊さないような形での部分を非常に重視している部分もございます。そういった意味で、英語あるいは異文化の体験とあわせて、そういった環境に対する部分とかという、総合的に勘案しますと、現在のままでいろいろな部分で体験あるいは経験が、これから子どもたちが大きくなる中で大きな糧になるのではないかというところの気持ちもでございます。そういった部分でいきますと、オーストラリア、現在派遣をお願いしとります先が、逆にダメというのも、なかなかないのかなあという気がしておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） もうちょっと近くのアジア圏内ぐらいだったら、同じ補助額でも希望者がすべて行けるような感じもしますけど、これ頭の中に置いとって、今庁舎建てかえでパニック状態でしょう。よろしくお願いします。

続きまして、派遣生徒の選考方法についてですけど、これも保護者の方から言われたんですが、やっぱりこれ学力の上の方、また英語の点数がいい方が先に選ばれて、本当英語ができなくても、ここに行ったおかげで英語に親しめて、英語が好きになるのじゃないかとおっしゃいました。實際上、どうなんですかね。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 私のほうは、実はこのオーストラリアのバックス・マーシュ校には行ったことはございません。ただ、逆に私どものほうでは9月中旬ごろになりますと、オーストラリアのバックス・マーシュ・グラマー校から、昨年もそうでございますが、大体毎年向こうの中高生がこちらに参ります。その状況を見ておりますと、いわゆる日本語が少しでもしゃべれるお子さんと、それからほとんどしゃべれないお子さんがやっぱりいらっしゃいます。そのときに会話が何によってコミュニケーションがとられているのか。当然、ボディーランゲージもあるかとは思っておるんですが、やはり基礎的な部分、いわゆる英語で、受け入れていただきますホストファミリーの方も英語が少しやっばりおできに、できなくても義務教育で3年、それから高校、大学の方はもう少し勉強されていますが、ある程度の基礎知識のもとによって成り立ってる部分がございます。当然、向こうもそういう状況だと思うんですけども、いわゆる学校で私どもの子ども、生徒さんたちがオーストラリアに行きましたときに、昼間は学校の授業でやります。そのときは日本の子どもたち、同じ行った12人の仲間がおりますので、日本語の会話もできますけども、学校が終わりましたしてホームステイ宅に帰りました。そのときからは、そのご家庭で日本語が話せる方がほとんどいらっしゃらないと思うんですけども、状況では自分の意思、あるいはホームステイ宅のご家庭のご家族の方が英語によってしかコミュニケ

ーションがとれない。そういった中で9日間なり10日間なりを過ごすというのは、やはり全く言葉が通じない中で生活の中では相当なストレスになるんじゃないかと、いわゆる体調不調を起こすということも、非常に大きなまず問題というか、課題になってくるかと思います。そういう意味で、現時点ではやはり中学生で英語力がまずできる方、ある程度の意思のコミュニケーションができる方を中心に選んでいくというのが要件になってくるかと思います。当然、英語だけでは私どものほうは選考しておりませんで、英語以外にもやはり当然学校での生活態度、それからそういったオーストラリアに行きたいという、あるいは海外派遣に応募したいという、そういった意気込みという部分、そういった部分を勘案しながら選考をしているところでございます。ですから、英語だけではございませんが、英語力もやはり大きな要素を、ウェートを占めてるところは事実だと思います。そういった現地での生活の中で、英語をやはりある程度片言でも、もとにお互いにコミュニケーションをとっていくということから考えますと、やはりどうしても英語力は必要になってくる、それが基礎的な向こうでの生活の部分ではないかというふうに思っております。そういったことで、今のところ英語力の判定がどうしても出てきておるといふ状況でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） わかりました。議長、4番目の農業問題と5番目の菊陽中学校の耐震対策についてをちょっと入れかえてよろしゅうございますかね。

○議長（吉村豊明君） はい、許可します。

○1番（坂本秀則君） じゃあ、それでは、菊陽中学校の耐震対策についてですが、1番目の現校舎で問題が多いのではないかについてですが、学校側にちょっと問い合わせ、今の校舎で問題点はないのですかと聞いたときに、ちょっと回答をもらいまして、最大の問題は、建築後約40年経過していると、管理棟と生徒棟の2階、3階の高さが違うため、スロープ、階段が多数あり、バリアフリーになっていない。エレベーターがない。窓にゆがみが生じている。教室の出入り口の戸板の動きがかたく、教室によっては外れやすい。天井は穴だらけ。廊下も穴だらけ。天井の部材がふぞろい。廊下と教室の境界が壁になっていて、窓ではないため、風通しが悪い。教室が非常に狭く、教師と生徒とやりとりする場面が余り見られない。生徒指導上、個別の指導したいときに指導するための部屋が足りない。玄関は1階で事務室、校長室、教員室は2階のため、来客時や不審者への対応には支障を来すと。保健室も1階であるため、生徒指導上問題があったときに対応がおくれがちになると。学校側はこうおっしゃってるんですが、どうでしょう、どう思われますか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） ご指摘のとおりだと思います。私どもの言い方になりますと、いわゆる菊陽中学校につきましては、まず耐震対策上、I s値がやはり0.3を超しておりますが、0.6以下であるというところが一つ大きな問題でございます。



それから、今お話がありましたとおり、昭和45年、46年の建設でございます。小・中学校8校の中で一番早く建った校舎、学校でございます。大規模改造も一度やっではおるんですが、なかなかできてないと、もう既に老朽化がやっぱり見えておるということで、今お話がありました段差がある、いわゆるバリアフリー化の問題、それから老朽化の問題ということで、これやはり早急に取り組みたいというふうに考えておりますが、とりあえず今のところ耐震対策事業を優先して行いたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 平成20年度の菊陽中学校学校経営案の中によりますと、新校舎の第1期工事の竣工が昭和43年4月25日となっておりますよね。中部小学校の問題でも数多くの議員さんが質問されましたが、その中で大山課長は、合志小学校は耐震対策じゃなくて老朽化で建て直したとおっしゃいましたが、合志小学校は昭和36年4月に完成しとります。新校舎に移ったのが平成19年1月ですので、旧校舎を使ったのが、使用したのが約46年間ですかね。中学校の第1期工事の竣工が昭和43年4月25日ですので、まあまあ中部小学校の建てかえ後に、今の計画では耐震設計で21年度は1,555万1,000円計上されてるんですが、中部小学校の建てかえが終わると、あと何年後ぐらいになるんですかね。結局合志小学校の使用期間と菊陽中学校の使用期間は同等ぐらいになって、合志小学校は老朽化で建てかえ、菊陽中学校は耐震でというのは何かちょっと答弁のあれがおかしくなりはせんかと思うんですが、どうですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） まず、1点目の菊陽中学校の建設時期でございますが、私のほうの資料でいきますと、やはり昭和44年、45年、46年の建設になりますので、ちょっと1年ぐらい違う。その点は後で確認をさせていただきたいと思います。

それから、合志小学校でございますが、合志小学校は私のほうは老朽対策事業というふうに理解をしております。ただ、確認をとっとりませんでわかりませんが、そこはまた確認したいと思いますが、耐用年数も一つかかわってきてるので、そういう対応じゃないかと思っとります。ちょっとお待ちください。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 合志のことあたりは詳しくはわかりませんが、処理期限とか税法上とかというのがありますが、耐用年数が例えば47年、鉄筋コンクリートであると47年とか、木造であれば22年とかという、そういった処理期限等がありますよね。その中で、そこでかえなければいけないということではありませんので、その辺の年数が少しずれるのは別段問題ないんじゃないかなと思いますけど、その辺だと思いますけどもね。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 今の教育長答弁ございましたけども、実は今教育長答弁ありましたとおり、校舎に使っとります材料による違いもあるかと思えます。いわゆる鉄筋コンクリートづくりなのか、鉄骨づくりなのかによりまして耐用年数が違ってまいります。そういうところが

ありますので、その辺また合志小学校につきましては、私のほうで詳細に確認をとりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 1番目の3回目の質問ですが、じゃあ結局この耐震対策で大規模改修をもしなされた場合ですよね、今後は菊陽中は何年使う予定なんですかね、ちょっと見通しを。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 現在、耐用年数としては60年になっております。現在がおおむね耐用年数が大体40年ぐらい、38から39年ぐらいだと思いますので、今回大規模改造事業を行うということで、それによりまして今後20年は使わせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） それでは、2番目の質問に移りますけど、耐震対策補強工事の設計に着手する前に仮称菊陽中未来校舎検討委員会を立ち上げ、多角的に検討してはどうかについて質問いたします。

結局、今、あと大規模改修して20年、いや完成するのが何年かわからないんで、もしかしたら15年ぐらいしか使用しないかもしれませんね、60年だったら、耐用年数が。ここでまた大きな金を費やして、あと20年しかもたせないよりも、建てかえとかも検討して、小学校の問題でボタンのかけ違いじゃないですけど、十分説明をされてなかったと。菊陽中学校に関しても、設計費用の1,555万1,000円が計上されてますが、これ校長先生も教頭先生も、何かあってですかと、工事しなっとですかぐらいのことでした。結局、学校側にも設計しますとかなんとかもまだ伝えてないわけでしょ。どうですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 打ち合わせは行っております。ただ、正式に決定したというお話をまだ流してないためにそういうふうに混乱されてるんじゃないかと思っております。と申しますのが、その設計の予算につきましては、現在今議会で審議をお願いしてる状況でございますので、具体的に決まってから詳細な打ち合わせに入るとは思いますけども、現時点では、前の打ち合わせのときはこういう話っていうレベルしかできませんもんですから、その辺についてはまだ具体的によく周知されてない部分があるかもしれません。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 一番の問題は、学校側も老朽化の約40年間経過してるということで、また大きなお金を使って20年間もたせて、その後また建てかえするならば、思い切って建てかえ、今現時点でしたほうがいいんじゃないかと私は思うんですが、仮の名称ですが、菊陽中未来校舎検討委員会とか立ち上げる気はないですか、どうですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） まず、先にちょっとお答えをさせていただきたいんですが、実は菊陽中学校につきましては、現在大規模改造工事ではなくて建てかえはどうかというご提案が1点あるかと思います。これにつきましては、私のほうでも事前に検討してみたんですけども、実は中部小と大きく違う点と申しますのは何かと申しますと、ある意味中部小よりも菊陽中学校のほうが老朽化してる部分もございますが、実は危険校舎ではないという部分が1つございます。解体する必要がないんですんで、補強でもつという部分がございます。そのために補強の対応をとるといって形が1点でございます。

次に、国庫補助金の問題でございますが、国庫補助金につきましては、中部小学校の場合は児童数が急増しております。そのために学級数、クラスの数が足りないということでの児童数対応で補助金をいただく部分もございます。ところが、菊陽中学校でございますが、この部分は生徒数がいわゆる不足が出てるといって部分が、生徒数の伸びがいわゆる全体から見ると、ほかの小学校との関係がございまして、そこまでいってない、そんなに急激に増加しないというところで、この部分の補助金は難しいのかなというところで、今回建てかえということになりますと、いわゆる耐力度調査というのがございまして、現在校舎がどれくらいもつのかなあという部分が問題になってくるんですが、その部分もなかなか難しいということで、現時点で建てかえをするということをいたしますと、国庫補助金がほとんど望めない状況ということで、現時点ではまず耐震をやって、その後に大規模改造をやりたいというふうにご考慮の次第でございます。大規模改造工事であれば、国庫補助金が望めるという状況でございます。

あと耐用年数の問題もありませんが、60年後もしっかりしたものであれば、なお使えるという状況があるかと思っておりますので、その部分はまた使える部分は大規模改造後に校舎として使える条件がそろっておれば、そのまま引き続き使いたいというところでございます。

それから、ご質問の部分、菊陽中未来校舎検討委員会を立ち上げ、多角的に検討したらどうかという点でございますが、この点につきましてはそういった検討会をするということになりますと、いわゆる中部小でやりましたような形の基本構想を練るといって形が出てくるかと思っております。そうしますと、時間がかかるという部分が出てきて、いわゆる耐震上の問題を23年度までクリアしたいということでの取り組みの一環でございまして、急を要するというところで、そういった事業を急ぐということの状況がございまして、そのために、ただ、今冒頭、議員のほうからもご指摘がありましたとおり、非常に使い勝手の部分なり、あるいは管理上の問題もある部分がございますので、この辺につきましては検討委員会ではなくて、学校側と十分協議をする形で実施をさせていただきたいというふうにご考慮しております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） その中に、やっぱりPTAでも地域の卒業生ないし地域の方でも入れて説明するときは、中部小学校と一緒に、十分説明をして、ボタンのかけ違いないようにやって

ほしいんですが、もう時間ですが、かなり中学校も弱つとります。骨組みはいいだろうけど、中身が全然だめですので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終了しました。

明日は常任委員会を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時59分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成21年3月18日（水）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成21年3月19日（木）

（ 第 8 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成21年3月23日（月）

（ 第 9 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成21年3月25日（水）再開

（ 第 10 日 ）

菊 陽 町 議 会



1. 議 事 日 程 (7日目)

(平成21年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成21年3月25日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告・質疑・討論・表決

日程第2 議員の派遣について

日程第3 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第31号 公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例の制定について

日程第2 議案第32号 菊陽町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

日程第3 議案第33号 平成20年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)について

日程第4 議案第34号 平成20年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

日程第5 議案第35号 平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第4号)について

日程第6 議案第36号 工事請負契約の締結について(光の森公共施設用地整地等工事)

日程第7 議案第37号 町(字)の区域をあらたに画し、及び変更することについて

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 坂本秀則君

2番 北山正樹君

3番 石原武義君

4番 甲斐榮治君

5番 芝和長君

6番 岩下和高君

7番 佐藤竜巳君

8番 大塚昇君

9番 福島知雄君

10番 川俣鐵也君

11番 吉本堅君

12番 小林久美子君

13番 酒井良一君

14番 上田茂政君

15番 梅田清明君

16番 鍋島有志男君

17番 永野輝全君

18番 吉村豊明君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

12番 小林久美子君

13番 酒井良一君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

副町長 松永政秋君

教育委員長 三島誠一君  
 教育次長 田中真治君  
 福祉生活部長 大川育男君  
 総合政策課長兼  
 定額給付金対策室長 松本東亞君  
 税務課長 廣野豊徳君  
 東部町民  
 センター所長 富永悦子君  
 健康・保険課長 阪本修一君  
 町民課長 高木一孝君  
 農政課長 服部貞夫君  
 都市計画課長 坂本恭一君  
 商工振興課長 帆保勇君  
 学務課長 大山晃君  
 図書館長 後藤栄美君

教育長 赤峰洋次君  
 総務部長 宮本義次君  
 産業建設部長 大山純一君  
 財政課長 實取初雄君  
 人権教育・  
 啓発課長 渡邊幸伸君  
 福祉課長 眞鍋清也君  
 環境生活課長 吉野邦宏君  
 武蔵ヶ丘支所長 村田保孝君  
 建設課長 平野誠也君  
 下水道課長 大野秀治君  
 総務課  
 庶務法制係長 服部誠也君  
 生涯学習課長 荒木一雄君  
 中央公民館長 堀川俊幸君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君  
 書記 新和女君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 委員長報告・質疑・討論・表決

○議長（吉村豊明君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託審議をお願いいたしました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長において一括して報告を求めます。

順序は、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順といたします。

まず初めに、総務常任委員長川俣鐵也君、付託案件についての報告を求めます。

○総務常任委員長（川俣鐵也君） 皆さんおはようございます。

今日は傍聴の方もたくさん来ていただいて、ありがとうございます。

年4回定例会がございますので、できるだけ町民の皆様方に傍聴に来ていただいて、私たちの議員活動もなかなか皆さん方に小さいところまで周知徹底ができません。それで、ぜひとも定例会の議会だけは、努めて時間の許す限り傍聴をお願いをしたいと思います。

それでは、平成21年度の菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に係る事項及び議案第4号の平成21年度菊陽町土地取得特別会計予算について、総務常任委員会に付託された案件について慎重審議をいたしました結果をご報告をいたします。

中身の要約については議員各位には要約書が配っておりますので、それに目を通していただきまして、私の発表はそこから各委員会に重要な事項、一つ、二つだけを報告をさせていただきます。

まず、東部町民センター。

東部町民センターは、今まで長い間東部町民センターの所長をしておられた富永所長が今期限りで退職ということで、今まで運営に携わってこられたところの後事に後を託すということで所見をいただきましたので、その所見を披露いたします。

富永所長、東部町民センターの事業の基本目的は、部落差別をなくすということにあります。特別対策事業を長年実施してきたところですが、まだまだ解消に至っていません。引き続き啓発を中心とした隣保館事業をする必要があります。そのため、国、県から補助金が出ているわけです。また、当センターの重点事業として相談業務があります。昨年は職員を1名派遣して隣保事業士の資格を取らせています。あらゆる相談に対応していく力量を職員が持つていくべきだと思っています。東部町民センターと改名してセンター運営をしていますが、人と人をつなぐ隣保館としての役割を今後ともしっかりとやっていかなければならないという貴重な意見をいただきました。

次に、西部町民センター。

西部町民センターの運営では人件費が大半を占めているが、目的から現状をどう認識しているかという委員の質問に対して、太田所長が西部町民センターは住民福祉の推進と文化の向上を目的としている。その中で勤労青少年ホーム、児童館、地域センターを設けている。この中の勤労青少年ホームの登録者が以前より減ってきている。他の市町村のホームでは各種行事を組んでいるが、本町では18年度ぐらいからイベントが固定してきたので、さらなる講座生同士の交流を図っていききたいと。また、児童館については非常に来館者が多いということでした。

三里木町民センター。

委員の質問で、職員2名でないと対応がとれないのか、今全庁舎で人手不足のようだがという質問に対して、大川所長の回答は、三里木町民センターはセンター管理のみならず、男女共同参画もあるので、他のセンターよりも負担が多いと。それで、職員2名は精いっぱいだという返答でした。

次、会計課。

会計課も会計管理責任者が今期で退職です。会計課としての問題点はないかということで、紫藤会計管理者の退職に当たっての後事に託する意向としては、会計管理者が置かれて2年になるが、今まで短期間で交代されていると。今後は基金の管理面で整理が必要だと思われるというご意見でした。

次、議会事務局。

今年から全額補助になった地方自治経営学会研究大会は昨年行った者でもいいのかという質問に対して、できれば皆さんに平等の機会を与えたいということで、昨年度参加された方以外の方から選んでいただきたいという意向でした。

次、財政課。

北八久保駐車場については、売却を含めて利用を考えるべきではないか。また、全庁舎の庁用車、ガソリンの購入について偏ってはいないかという質問に対して、実取財政課長、不要な財産の処分については売却の方向で検討していききたいと考えていると。例えば、5年をめぐりに長期間利用の予定がないものについては、売却を検討していききたいと。ただし、隣接す地域、地元の利用という点も考慮する必要があると考えていると。また、ガソリンの購入については以前から指摘があっており、引き続き状況を把握分析しながら、利用の少ないガソリンスタンドへの配慮について可能な範囲で利用していききたいと。これは町内業者育成ということから、できるだけ庁舎関係の購入については利用していききたいという思いがあると思います。

次に、シルバー人材センターと社会福祉協議会の予算要求に対する削減割合に差があり、シルバー人材センターの削減割合が多いのではないかという質問に対して、実取財政課長が団体補助については一律10%をカットさせていただいた経緯があり、また予算編成要領の中でも増額の抑制をお願いしている。ただし、事業に対する補助については、内容により公益性の点も踏まえ検討する必要があると。したがって、予算要求に対する一律パーセンテージの比較は

難しい。なお、補助の内容については、予算ヒアリング等の中で担当課の意見も聞きながら調整してやっているということでした。

また、し尿処理場跡地の利用について財政課としての考え方はという質問に対して、菊池環境保全組合の土地を無償で譲り受けたものであるため、構成市町との兼ね合いから売却対象としては考えにくいと。また、災害等緊急時のごみ等の一時保管場所を確保するという課題もあり、財政課として現時点でここ一、二年でどうするというものではないが、長期的な視点での検討を考えているという返答でした。

次、税務課。

委員の法人町民税の減収分の原因は何かという質問に対して、廣野課長、景気悪化による法人税割の減収分であると。また、徴収率低位の団体は交付金の削減があるのではないかとという質問に対して、国民健康保険税の徴収率が低いと調整交付金のペナルティーがあるという答えでした。

次、人権教育・啓発課。

学習会講座の参加率は。また、西部町民センター等では参加率が50%を切ると講座を閉鎖するという制限もあるそうだが、そうした制限はあるかという質問に対して、渡邊課長、講座により参加率はまちまちである。学習会の講座と西部町民センターの講座では目的が異なると。だから、参加率の制限を設けるという考えはないという答えでした。

また、団体助成金について団体の構成員数、助成の目的はという質問に対して、渡邊課長、部落解放同盟が57名、全日本同和会が27名、目的は研修会の参加に係る旅費や参加費の助成が主であると。助成金の削減については、近隣の他市町とのバランスで検討しているという答えでした。

また、各団体で総会を開いた際の予算書、決算資料は行政で持っているのかということに対しては、写しはいただいて保管をしているという答えでした。

次、総務課に移ります。

職員手当、また行財政改革の一環として正職員の数の制限は本当にできるのかという質問に対して、阪本係長、職員数は平成17年の時点で218名、このときに平成22年の目標数を208名と定めたところであると。また、平成21年の予定職員数は212名、今役場の職員さんは212名、国も地方も公務員削減の中、本町は人口増、仕事量の増加、権限移譲等の状況の中、職員1人当たりの負担は大きくなってきていると思うが、全体の流れの中でそれぞれ頑張っていくしかない。このような現状で、平成22年には208名の目標数、現状では厳しいと思うと。

また、これに関連して宮本総務部長の答えは、菊陽町職員の定数条例では平成3年から221名と定めていると。当時の人口は約2万4,000人であったと。行革大綱では4.6%、10人の減ということになっているが、現状の208人は人口増の状況から、また人口3万5,000人の類似団体からすると、下水道事業、都市計画事業、保育所数など本町には特異な状況があると。一般事務だけに限ってみれば、職員1人当たりの対住民数は県下では最も多いと思っていると。

計画は計画だが、現状では厳しい状況下にあると。また、臨時職員数が多いのは、特に保育所の場合、国の基準、すなわち児童福祉最低基準があるため、児童数がふえればそれだけの職員が必要になり、財政的な観点からも臨時職員の比重がふえていると。ちなみに、臨時職員数は現在350名ということでした。

また、嘱託員と区長の業務内容のまとめはいつごろできるかと。いつも問題になりますが、この質問に対して、服部係長、検討委員会という形はとっていないが、総務課内で検討をしておると。職務の整理はしているが、まだなかなか線引きが難しいという答えでした。

次、総合政策課。

委員の質問で、町は協働の仕組みづくりの推進ということを掲げておるが、その推進の内容はどういうことかという質問に対して、係長、協働とは公共サービスを行政だけでなく、住民、地域、ボランティア、NPO法人等と協力、連携して行っていくことであると。そうした取り組みを推進していくために、町に合った仕組みづくりを検討している。

また、委員の質問で、例えば光の森公共用地についても、住民と行政一体となって検討しているという光の森の公共用地については、そういう形になっていないのじゃないかという質問に対して、光の森の公共用地整備についてはプロジェクトチームを組んで検討してきたと。今後は住民との意見交換会などにより内容説明、検討していきたいと。本年度では組織を検討していく考えはないが、将来はそうしたいということでした。

また、今後どのような方向性でのまちづくりを考えているかという委員の質問に対して、21、22年度は総合計画の見直し時期であり、各課と連携して取り組んでいく予定であると。また、現在都市計画マスタープランや国土（町土）利用計画を策定していると。国土また町土利用計画は6月に議会に承認をいただく予定だが、町土の面的な10年後の将来の利用計画を考えた作成作業を現在進行中であるということでした。

以上のような内容、要点が総務常任委員会に付託された21年度の一般会計予算並びに土地取得特別会計予算についての審議でありました。

審議の結果、いろいろ意見が出ましたが、全員賛成ということで採択という結論を得ております。

これで総務常任委員会の報告を終わります。

質疑がありましたら、自席でお答えをいたします。

○議長（吉村豊明君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これより各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、議案第3号平成21年度一般会計予算については各委員会に関連しますので、各委員長の報告の後に質疑、討論、採決を行います。

これから議案第4号平成21年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号平成21年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生常任委員長佐藤竜巳君、付託案件についての報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（佐藤竜巳君） 文教厚生常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

平成21年度第1回定例会で文教厚生常任委員会に付託されました付議事項は、議案第3号平成21年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項、議案第5号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第6号平成21年度菊陽町老人保健特別会計予算について、議案第7号平成21年度菊陽町介護保険特別会計予算について、議案第8号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、以上5議案が付託されました。

3月18日、19日、23日の3日間にわたり、教育委員長、教育長、教育次長、福祉生活部長に出席をいただき、各担当課長及び係長より詳細な説明を受け、質疑応答後慎重審議を行いました。

資料は議員各位に配付されておりますので、主な点だけ報告いたします。

最初に、3月18日に中部小学校の現地調査に行き、担当課より説明を受け、帰ってから学務課から始めました。

質問で小学校建設費の委託について再検討の余地はあるのかに対しまして、議会で否決された場合検討せざるを得ない。基本計画において教室配置等内容を見直すことはできるが、現地案を見直すことは現在のところ考えていない。

議会で承認された場合の今後の流れはに対しまして、早急に計画を立てる必要があるため、予定している基本設計、開発設計、地質調査の3本の委託業務を同時に発注し、落札された業者3社が連携しながら設計していくということでありました。

用地の問題については教育委員会かというお尋ねに対しまして、用地や設計等については教育委員会で行いますが、勝手に教育委員会が行っているというわけではございません。最終的には、議会の承認をいただくための提案をするという作業になります。

D、E案については検討されている跡が見られないという質問に対しまして、教育委員会と

しては検討しているが、土地の選定であったり、地権者との話はしていないということでありました。

児童数の増加も見込まれているのであれば、D、E案が妥当ではないか。区長理事会有志からも5階建てに対する要望書が提出されているがという質問に対して、D、E案の検討については12月15日の議会全員協議会でお配りした資料でも比較、評価を行ってきました。二十数項目の総合評価の結果から児童の安全確保を急ぎたいという結論に行き、C案の提案をさせていただいた次第ですということでした。

課長の答弁を聞けば、最終的には地震対策を優先されたうえでの現在地建てかえであるという思いはわかるが、しかし現在地の面積の問題もあるというのに対しまして、考え方はさまざまと思いますが、確かに中部小は広くはありません。しかし、子どもたちの生活の場として考えると、現在地には長い歴史があり、さまざまな視点から検討を行ってきました。今後ご意見を賜りながら、今の案を改善していきたいと考えておりますということでした。

D、E案についても十分な検討がされた結果であれば納得がいくが、それは見受けられない。一度予算を引っ込めて再検討していただきたいという質疑に対しまして、検討において一番困難だったのは用地について新しい土地に建築する場合のパターンづくりです。用地費の算定に当たっては、建物計画は補助の基準面積をもとに、ある程度の面積を算出することができます。しかし、収用事業というのが地権者との同意にかかわらず不動産鑑定を行い、補償費、用地費を算定したうえで地権者さんとの交渉で初めて用地費が確定するもので、基本構想の段階ではどこの土地に建てるかという検討に入れないというつらさもありますということでした。

次に、菊陽中学校の耐震改修についてということで、耐震だけでなくバリアフリー化も含めた検討になりますということでした。

中部小のことで確認したいことがあるので、ここで聞きたい。一部5階建ては4階建てとして変更できるか。また、現地視察の際運動場にある体育倉庫を移動させて、運動場を広くすることは可能なのかに対しまして、階数を減らすことも可能です。体育倉庫等の設置場所を整理し、運動場を広くするための変更は可能です。木を使うとか学校の設備内容の充実については、これから基本計画、実施計画で検討になりますということでした。

以上が学務課です。

次、健康・保険課。

妊婦健診は県の事業か、国の事業かに対しまして、国からの妊婦健診特別交付金で県に基金をつくっています。各市町村の事業実績に応じて適用されていますということでした。

老人保護措置事業についてのお尋ねは、老人保護措置は申請に基づいて、経済的な理由、環境的な理由、また居宅での生活が困難な高齢者を菊池郡市で組織する入所判定会で決定し、養護老人ホーム入所者を措置できる。現在5名の方を措置していますということでした。

敬老会祝い金は100歳以上の方かに対しまして、100歳到達者で2万円で10名を見込んでいる



ということでした。

配食見回りネットワーク事業は何人の方が受けていますかに対して、108名だそうです。

国民健康保険係から、子ども医療費の対象者は何名になったかに対して、対象者は5,563名ということでございました。

次に、福祉課に参ります。

老人福祉センター・福祉支援センターの管理費の工事請負費で施設改修工事3,300万円について説明をというのに対しまして、老人福祉センターに大型室外機2機800万円、室内ユニット24機で2,500万円を設置するということでした。

シルバー人材センターの補助金について、会員の中から働いても事務員の給料を支払うために仕事をしているようなものという風評について説明をということで、21年度予算において昨年度より90万円を増額しており、国からの補助金も90万円増額されたため、計180万円の増となる。運営については、報酬の10%がセンターに、残りの90%が会員に流れる仕組み。今回の増額分が会員に対してどのように反映されるかは、総会で何かの説明があると思う。

新設される保育園の規模、場所、開所予定日のお尋ねがありました。それに対して、菊陽西小学校東隣と、町立図書館北側に新設する。定員はともに90名、私立の認可保育園、平成22年4月の開園の予定であるということでございました。

町民課に移ります。

住居表示がなぜ総務課から移ったのか。住居記録を扱うなどの関連があるためではないかということでございました。

環境生活課に移ります。

包括委託が変更になるのなら、その中に含まれた維持補修費はそれぞれ20億円程度ということですが、各市町村の負担金としてはどのように取り扱われるのかに対しまして、現行の負担金の予算は環境保全組合の包括委託業務が行われる予定の予算額となっています。昨日組合議会が開催され、平成21年度補正予算も補正が行われていますので、清掃工場の管理業務や補修工事等の額が確定していくと、負担金額も変更されていくと考えていますということでございました。

続きまして、図書館に移ります。

図書館の職員数は、蔵書数は、またサイン設置工事とは何かというお尋ねに対して、職員数は正職が4名、臨時が12名、配架職員が3名、少女雑誌担当が1名、計16名です。蔵書数は平成20年3月末現在で約12万冊。サイン設置工事は、第2、第3駐車場の案内看板の設置ということでございました。

続きまして、生涯学習課に移ります。

学校支援地域本部事業の内容はというお尋ねに対しまして、全額が国からの補助です。補助の内容は、コーディネーターの費用やパソコンリース料などですということでございます。

夏祭りの補助金の内容をもう少し説明をというのに対しまして、全体額約300万円のうち半

額程度の150万円を補助しております。支出については、花火代、テント代等が主だったものです。今年度はさんさんコンサートから警備代やバルーンライト代、ステージ代などが出ておりますということでした。

次に、南部町民センターに移ります。

今年度400年祭を開催されたが、今後の予算も含めてどのようにお考えかに対しまして、400年祭を契機に持続して毎年鼻ぐり井手イベントを開催する予定でした。400年祭で地元区長に多大な苦勞をかけ、予算的にも地域に負担をかけたと聞いていますが、このことに対しまして、初めての企画で6地区の区長さんを初め、地域の皆さんには協力と支援の中に開催することができました。いろいろと苦勞はあったと思いますが、この鼻ぐり井手400年祭は地域と行政が連携のもとで開催できてよかったと思っていますということでした。

ふれあいの森研修センター。

夜間管理業務委託料がほかのセンターに比べて高いのではということに対しまして、ふれあいの森研修センターは宿泊がありますので、シルバーの人も管理上宿泊になるということでした。

公民館に移ります。

平成21年度の公民館大会も中央公民館で開催ですかというお尋ねに対して、公民館で開催する予定です。昨年までの図書館ホールではステージの部はいいのですが、展示の部が短時間での展示となりますので、展示期間を長くとるために公民館でしたほうが昼食等も用意できますので、半日ではなく1日の大会へと変えていきたいと思い、会場を変更しましたということでした。

以上、審査の主な経過でした。

なお、付託されました5議案について、採決を行いました結果を報告いたします。

議案第3号平成21年度菊陽町一般会計予算のうち文教厚生常任委員会に属する事項については、各委員会から中部小の建てかえに伴う予算の減額修正案の提出を希望されている議員がおられましたが、1つの予算を3つの委員会で分割して付託審査している場合、委員会では修正案の提出ができないということでありましたので、本会議で修正動議を提出することであり、原案について採決した結果は、賛成1、反対4で否決と決定いたしました。

議案第5号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計については、賛成4、反対1、で可決と決定いたしました。

議案第6号平成21年度菊陽町老人保健特別会計予算については、全員賛成で可決と決定いたしました。

議案第7号平成21年度菊陽町介護保険特別会計予算については、賛成4、反対1で可決と決定いたしました。

議案第8号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成4、反対1、で

可決と決定いたしました。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件について、審議の経過と結果の報告を終わらせていただきます。

質疑に対しては自席でお答えします。

(11番吉本 堅君「委員長、4ページの200億円と言われたような気がしたんですが、ちょっと確認をします」の声あり)

すみません、訂正させていただきます。20億円です。よろしいでしょうか。

(11番吉本 堅君「はい」の声あり)

失礼しました。

○議長(吉村豊明君) 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第5号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉村豊明君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番(小林久美子君) 議案第5号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

昨年来の経済危機で失業や倒産、貧困者が急増する中、国民生活は未曾有の危機に直面し、この先どうなるかという不安が国民の間に広がっています。国民生活の危機は全国各地で起きているわけですが、無保険者や国保税の滞納者の急増という形であらわれています。病人が患者になれない深刻な事態が広がっています。菊陽町では国保税の一定の値下げが行われましたが、国保世帯の平均所得は非常に低く、国保税は負担能力を超えています。また、今申しましたように一層雇用情勢の悪化で社会保険から国民健康保険への切りかえが進み、国保の問題は市町村、特に町にとってもますます深刻化せざるを得ない状況になると思います。一般会計からの繰り入れ等も行い、一層の引き下げを求め、反対討論とします。

○議長(吉村豊明君) ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(吉村豊明君) ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号平成21年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成21年度菊陽町老人保健特別会計予算について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号平成21年度菊陽町老人保健特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成21年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第7号平成21年度菊陽町介護保険特別会計予算について反対討論を行います。

介護保険制度はこの間もずっと問題点を指摘してきました。介護保険制度における保険給付の財源で見ると、最初から指摘をしてきましたが、今度の次年度の計画で平成21年から23年度ですが、介護サービスの中で65歳以上第1号被保険者の方の保険料が全体のサービス料ですね、サービスにかかった費用のうち今までは19%の負担でしたが、これが20%に今回から上がります。それに伴う保険料の値上げが行われています。65歳以上第1号被保険者の方にとりまして、わずかな年金で生活されている方が上がっていくというのは、非常に負担感が大きいものです。また、この介護保険制度は、高齢者の人口がふえればふえるほど保険料が上がる仕組みになっていますので、今後の負担増も懸念されます。

2つ目は、4月の介護報酬改定と同時に、要介護認定システムが変更されます。認定調査段階で利用者を制限する仕組みがつくられようとしています。この内容は国会等の審議もなく、

厚生労働省の通達で行われるというもので、非常にきちんと検討すべきだと私は思います。この認定が進められますと、今度は寝たきりで動けない人まで自立として必要な介護サービスを受けられないという事態が懸念をされます。今まで介護度4や5の方も介護認定が下がってきてサービスを受けられないということを懸念しますので、これは国の段階の問題だと思いますが、きちんと検討すべき内容だと考えます。

このように、介護保険につきましてはいろいろな非常な問題点を含んでおり、反対するものです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号平成21年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 議案第8号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論を行います。

この後期高齢者医療制度については、昨年実施をされました。国会等でも大きく問題になり、一時は厚労省の大臣も見直すとかという発言も行われたように、この制度はうば捨て山と言わざるを得ないということで、高齢者の怒りが大きく広がりました。やはり75歳を境に分けるといいますか、差別をするというような内容だと思います。75歳以上の高齢者の方が亡くなるまで少ない年金から保険料を天引きされます。今度の改定では、年金からと口座からの天引きが自己選択が可能ということで一定改善はされましたけれども、受ける医療さえ制限される内容です。今まで戦争も体験され、非常に苦労してこの国をつくってこられた高齢者の方に対してとても冷たい制度だと考えます。長生きが喜ばないこのような制度そのものが問題があるというふうに思います。この背景には、やはりこの間社会保障予算を国がどんどん毎年

2,200億円も削ってきた中身がこういうところに反映されているとは思いますが、根本的に問題がある制度だということで反対討論を終わります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号平成21年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長大塚昇君、付託案件についての報告を求めます。

○産業建設常任委員長（大塚 昇君） 皆さんおはようございます。

産業建設常任委員会の審議の経過と結果について報告をいたします。

本定例会で産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、議案第3号平成21年度菊陽町一般会計予算のうち産業建設常任委員会に属する事項、議案第9号平成21年度菊陽町下水道特別会計予算について、議案第10号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について、以上3議案が付託されました。

3月18、19日の2日間にわたり、各課担当課長及び係長より詳細な説明を受け、質疑応答を行った後慎重に審議をいたしました。また、現地調査については、北小学校原水駅線道路改良工事、古閑原団地建てかえ計画の現地、柳水遊水公園、セミコン交差点改良工事、原水工業団地追加用地買収箇所確認、横道合志線橋梁21年度施工箇所、区画整理21年度施工箇所の7カ所の現地調査を行い、担当課から説明を受けました。

委員会での質疑応答の部分は、要点を記した資料が議員各位に配付されておりますので、主なものだけを報告いたします。

まず初めに、都市計画課です。

毎年保留地の除草作業手数料が200万円以上必要となっているが、その分を安くして売却すれば売りやすくなるのではないかという質疑に対して、課長より、価格を下げると周囲の地権者とのトラブルが発生する可能性がある。不動産鑑定をとって価格決定しているので、鑑定以下で販売するといろいろ問題があると思う。それから、安く売るとなると町単費の持ち出しがふえることになるとの答弁でありました。ちなみに、保留地の総額は36億円で、そのうち6億7,000万円が売れているとのことでありました。

次に、建設課。

公営住宅建設事業費の委託料であるが、光団地、古閑原団地の建てかえは基本的には原水団

地と同様なものとするのかという質疑に対して、課長より、すべてを同様なものにする必要はないと考えており、光団地及び古閑原団地の多くが高齢世帯であり、家賃を抑えるためには今の間取り等でいいのではないかと考えているとの回答でした。

また、道路改良費の委託料でJRへの委託料1億2,400万円を計上されているが、その額の根拠は何かという質問に対しまして、係長より、積算根拠の詳細については確認できていないが、JR側も架設に係る費用算出についてはコンサルタントに委託し、工事費用の算出を行っているものであるとのことでした。

次に、下水道課です。

企業会計移行に係る資産調査等業務委託料が計上されているが、移行までの期間及び費用についてどのようになっているかという質疑に対しまして、課長補佐より、昭和58年度から現在までの投資額が270億円、管渠整備済み総延長が230キロメートルで、資産調査に2年ほどかかり、その後システム管理に1年間必要である。期間で3年間、費用総額3,000万円ほどであると考えているとのことでありました。

次に、農政課に移ります。

すぎなみフェスタはもともと農業の振興という目的で始まったのではないかと。現在は他産業の出店のほうが多くなってきているようであり、本来の産業祭の意味からは逸脱してきているのではないかとこの質疑に対しまして、課長より、今年はすぎなみフェスタ実行委員会において光の森地区の公共用地での開催を検討しているとのことでありました。また、フェスタの出店団体等については、JAなどの農業関連団体が主になっていた農業祭から町全体による福祉、健康及び環境等を含めた各種団体による総合祭へと移行しており、イベントの内容については実行委員会等の意見を取り入れ、ワンパターンとならないよう趣向を凝らしながら、かつ集客数の増加にも配慮していきたいと考えているとのことでした。

次に、菊陽町畜産環境対策補助事業費補助金及び堆肥化施設等整備事業補助金とは、臭気対策関係の補助金のようなものであるが、ふん尿と生ごみをまぜて堆肥をつくる施設等はできないかという質問に対しまして、課長より、菊陽町畜産環境対策補助事業費補助金とは、畜舎からの臭気抑制を目的とした消臭剤散布のための補助であり、堆肥化施設等整備事業補助金とは畜産農家が家畜ふん尿の適正処理に取り組むため堆肥舎等を整備した場合、その費用に応じて補助金を交付するものである。また、ふん尿と生ごみをまぜて堆肥化する施設については、現在検討していないとのことでありました。

次に、商工振興課です。

セミコンテクノパークの管理委託について、特定の個人との複数年にわたり継続して委託契約されているようであるが、またこの件について原水工業団地買収にも絡み確約書があるのではとの声も聞くがという質疑に対しまして、係長より、現在セミコンテクノパークの管理を委託しているが、当事者との間における確約書は存在していないとのことでした。また、養豚業の廃業に伴う道義的配慮から管理業務を委託しているものであり、委託に関しては地方自治法

施行令によりまして、周りに比べて有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときは随意契約でもいいということで行っているとのことでありました。

以上で各課における質疑応答、審議について終わります。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました3議案につきまして採決を行いました結果、議案第3号平成21年度菊陽町一般会計予算のうち産業建設常任委員会に属する事項について、議案第9号平成21年度菊陽町下水道特別会計予算について、議案第10号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について、以上3議案とも全員賛成により可決いたしました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。議員各位におかれましては、ご賛同いただきますようによろしくお願いをいたします。

なお、質疑に対しましては自席で答弁させていただきます。

○議長（吉村豊明君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時56分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員長の報告が終わりましたので、最初に議案第3号平成21年度菊陽町一般会計予算から質疑、討論、採決を行います。

質疑の前に、お手元にお配りしましたとおり、一般会計予算に対する修正の動議が石原武義君外10名から提出されております。

この動議は2人以上の発議者がありますので、成立しました。したがって、この修正案は原案とあわせて議題といたします。

修正案の発議者を代表して石原武義君に趣旨の説明を求めます。

石原武義君。

○3番（石原武義君） 皆さんこんにちは。

では、説明を行います。

まず、結論から申し上げます。平成21年度菊陽町一般会計予算を9,663万8,000円減額して、歳入歳出をそれぞれ101億747万6,000円に修正するものであります。

その内容はお手元配付の3ページ、目の学校建設費、節の委託料の箇所、設計委託料9,607万5,000円、地質調査委託料556万3,000円をそれぞれ全額削除して、新たに調査のための委託料として500万円を計上するものであります。減額した金額9,663万8,000円は基金に繰り戻すこととします。



この減額修正の趣旨は、白紙に戻し、もう一度検討しようということであります。その理由として、現在の中部小学校には2つの大きな問題があります。1つは耐震性の問題、1つは敷地が絶対的に狭いということです。すなわち、菊陽町の6つの小学校で中部小が一番児童数が多く、逆に敷地は一番狭いという事実。私どもは建てかえるに当たって、この2つの大きな問題を同時にクリア、解決しなければならない責務があります。つまり、建てかえに至っては、現在の教育環境よりはより改善された環境を与えてあげなければならないということです。執行部の案では、4階、5階建てという高層の校舎になっています。果たして、4階、5階建ての校舎が小学生に対してふさわしい校舎と言えるでしょうか。言いかえるならば、安全管理の面からは、1、火災の場合はどうなるか、2、地震の場合は4階、5階の教室はパニック状態になり、誘導避難ができるのか。また、北側はがけ地になって崩れ落ちる可能性も十分あり得る。また、教育環境の面からは4階、5階建てでは気軽に校庭に出ることもできない。小学生の教育の原点は、よく遊び、よく学ぶということにあります。つまり、遊びの場を奪ってはならないということです。一たん4階、5階建てにしてしまったら、今述べました負の遺産を少なくとも五、六十年以上は引きずることになります。

以上の点を申し上げ、私の趣旨説明とさせていただきます。議員各位のご賛同のほどよろしくお願いいたします。

なお、質疑に対しては自席のほうで行います。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は原案、修正案あわせて行います。

なお、念のために申し上げます。修正案が出された場合は、質疑は原案、修正案あわせて審議されますので、会議規則第43条により原案の提出者、説明員に対しても修正案に関する部分の質疑ができます。

それでは、原案、修正案に対し質疑はありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） これ執行部に質疑するんですけども、文教厚生委員会の委員長報告の中で、一部5階建てがベストということでしたが、子どもたちの安全・安心、早急に建てかえなければならないと思う。そしてまた、いつ壊れてもおかしくないというようなことで、仮校舎も先に建てなければならないということですが、その中で今の案の階数が高いということで、3階ないし一部4階という、4階建てでも可能であるという教育長の委員会の中での発言がございましたが、再度確認したいと思います。

それと、いつ壊れてもおかしくないということで、父兄また地域の関係者の方々が先に仮校舎の建設とか、子どもたちを早く校舎から出してほしいということに対してちょっとお答えを願いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 議長のお許しを得ましたので、今の議員のお答えをしたいと思います。

先般、文教厚生常任委員長からお話のあったように、委員会の中でも申し上げたことでございます。教育委員会としては、まずは子どもたちに安全で安心な学校生活が一日も早く送れるようにという、そういった思いで幾つかの案をこれまで検討してまいりました。その中で今回議員の皆さんに提示しました基本構想、一部5階建てという構想についてであります。幾つかの案の中ではベストだという判断をいたしましてご提案を申し上げたわけでございます。今、安全管理の問題もありましたが、4階建て、5階建てについても最近の建築技術からしてそういったものについての心配はないという判断で提案をしたところでありますが、しかし今回の議会でご指摘の多かったのは、今も石原議員からお話がありましたように、5階はそぐわないのではないかというご意見もたくさんいただいたわけでございます。そういったものについての基本構想の見直してというなのは、基本構想段階であれば十分見直しができると。このことについては、一般質疑の中で町長もその辺の可能性についてはお答えをした状況があったと思います。

いずれにしましても、尊い子どもの命を守るという本事業については、緊急性あるいは必要性と、そういったものを踏まえて私どもがやはり説明が十分でなかった、不足する面も確かにあったと思いますし、そういった面の反省をし、議員から幾つか今回今議会でもご指摘をいただきましたそういったご意見等も参考にしながら今後早急に、一番心配されているのは保護者の方々であろうと思いますし、そういった意味で保護者の方々への説明等を含めて、今申しあげましたような反省を踏まえながら、鋭意努力をしたいと思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

芝和長君。

○5番（芝 和長君） 全国に小・中学校はたくさんあると思いますが、4階あるいは5階建ての小学校あるいは中学校の建設校があったら、調査をされたら、その数を教えていただきたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 全国的な数の把握はしておりません。熊本県では、たしか熊本市内に1校あると思えます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 修正案の提案趣旨の説明について伺いますが、今おっしゃいましたように耐震性と敷地が狭いということで、せつかく建てかえるならばもっと根本的に論議をし直してほしいということですが、11名の署名がなされております。一般質問で取り上げられた6名の方は伺っておりますので重複しますから、それ以外の方々がこの今石原議員がおっしゃったものをベースにしながら、どういうふうな思いで署名されて、修正に協力されたの

か。例えば、中部小校区の保護者や住民の方々に接触されて意見を聴取されたのか、あるいはそのほかのいろんな方法でやられたのか。一般質問では吉本議員が10名の方々と話をされたというふうに述べておられたようですので、やはり中部小校区の方々の意見をどのように反映するかという観点から、ご意見を一人一人お聞きしたいところですが、そういうご意見の方は説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 議席番号1番の坂本です。私も署名した一人の中ですので、1番ですので最初に言いたいと思います。

私はこの中部小の建てかえの問題で何が一番疑問点かと思うのは、まず平成16年度から始まった耐震がもう今現在21年になっております。その間、17年に耐震強度の算定がなされて、結局その間の3年間保護者ないし教職員の皆さん、また中部小関係の皆さんに何ら説明もなかったわけです。やっぱり菊陽町が今後発展する上で民意が反映されるならば、階段一段一段を確実に歩いていかなければ町全体の発展はないと思います。お金がなければお金がないとちゃんと説明してもらえば納得できるんですが、そのプロセスが何もないもので、私はこの原案に反対で、石原議員が申される……。

○議長（吉村豊明君） 答弁ですか。

○1番（坂本秀則君） 答弁じゃありません、答えてくれというもので。

○議長（吉村豊明君） 一応答弁で。

○1番（坂本秀則君） という理由で私は署名いたしました。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 私もこの修正案の提案者の一人になっておりますので、ただいまの永野議員の質疑に対してお答えしたいと思います。

この今日に至るまでの過程の中で私たちがよく聞いたのは、地元のというのは、要するにこの中部小学校区の人たちの意見はどうかという話をよく聞きました。確かにそのとおりだと思います。ただ、これも審議中のあれでPTAに訴えとかいろんなところにやたら行っても、無用の混乱を招きますし、この問題を考えるときに私が一番思ったのは、一つはこの5階建てとか4階建てとか、あるいは校地のその広さの問題ですね。それについて自分の良心としてどうかという問題が一つあると思います。それともう一つは、これが単に中部小学校区の問題だけではなくて、菊陽町の一般会計の中の約3分の1を占める予算を提出してあるわけで、そういう概算になっているわけでございます。そうしますと、これは単に中部小学校区だけの話ではなくて、全町にわたるそういう意見を聴取せないかんだらうと。私は私なりに私の周囲におる人たちに随分意見を聞きました。みんな申されることは、がけっ縁に何でと。ちょっと言葉は悪いかも知れませんが。それから、26億円もかけるならば、もっとやっぱり基本的に考えたらどうか。小学校に5階建ては厳しいよと。それからもう一つは、仮設校舎の案が出りました

が、仮設校舎に700人近いそういう人数の、1年生も含む、非常に低学年も含むそういう人数を2年間近くその仮設校舎に収容するというのは非常に危険じゃないか。それから、プールの行き戻りとかその辺の安全対策、いろんな面で問題が多過ぎると。急ぐのはわかるけれども、もう少し意見の聴取をよくすべきではないかと。これが私が聴取した意見でございました。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 執行部にお尋ねします。

この前一般質問で答弁もあってましたが、基本構想を示された。そして、予算計上をし認められるならば、それをもとに基本設計に取りかかる。そしてさらに、今指摘されておりますように最近では2月5日の地域説明会でしたか、それまでに全員協議会や文教厚生、あるいは学校での説明会もあってるようですが、そういう住民の声を実施設計に至るまでにどのように考えておられるのかということが1点。

それから、12月15日にいただきました全員協議会での資料の中で、いわゆる校舎建築が鉄筋の場合は耐用年数が60年だと思いますが、これが昭和54、5年ぐらいからの建築のようですので、まだ30年ぐらいの経過であるわけです。この説明の資料にあるものの解釈になると思いますけれども、3番のところですかね。国は平成20年度補助を受け、建設後10年を経過した校舎の解体は補助金返還の必要がないとしたと。恐らく昨年中国の四川省大地震の影響を受けて、国が6月に法改正を施したということによって、10年経過したものの建物についての償還は免除するという解釈でいいのかどうかですね。その26億円に全面改築するに当たって残債の処理がどうなされるのか、そこらあたりも含めて説明をお願いします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

まず、1点の私どもが今年度予算でお願いしております予算の中で、設計委託料ということで予算をお願いしています。その中で中身といたしましては、設計の中では基本設計、それから実施設計という形でお願いしているところでございます。基本設計がまとまります段階のころに、保護者あるいは学校の先生方、あるいはその地域の住民の方々のご意見を賜う機会は十分設けられるし、そのご意見に従って現在持っております基本構想を変更しながら、基本設計の中でまとめていくという作業は十分可能だと思っております。

それから、第2点目でございます。いわゆる補助を受けて、建設後10年を経過いたしました校舎の解体につきまして、従来につきましては補助金の返還という部分が、納付金部分がございましたけれども、今回議員がご指摘されましたとおり、昨年の法改正によりまして補助金の返還につきましては必要がないということの改正がされております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○10番(川俣鐵也君) 通常であれば、小学校耐震から発したとはいえ建てかえをすると、リニューアルをするということに関しては、本来ならば全町民が歓迎すべき事項だと思うんですね。ところが、今回の場合この同僚議員が18名のうち11名も反対をするという事態は、やはりどっかに問題があると。私はどちらかという、一般質問の冒頭にも申しましたけれども、やはり小学校というのは単に小学校としての機能だけじゃないと。長く伝統に基づいた地域住民の心のふるさとであるから、現在の児童、PTA、学校の先生だけじゃなくて、昔からのその地域住民の意向も十分尊重してやるべきだというその思いは変わりません。しかしながら、この問題に関してはやっぱり行政のほうも今まで十分そこらあたりの執行に当たっては時間があつたと。それに対する住民のある程度の方向づけ、創意工夫、同意を醸成する努力が足りなかったという気はします。ただ問題は、執行部の言われるその耐震補強、それが程度に満たない、危険な建物だと。ですから、早急にしないといけないという問題と、じゃああそこでだめということであれば、それを代替地としてやっぱりどうしてもあの沿線沿いに津田小学校のテリトリーとして建てると。そうなった場合の2万5,000ないし3万平米の皆さんが理想とされる用地を確保して、校舎を新築する場合のその緊急性と時間的なもの、その兼ね合いをどう判断していくかと。非常に私は難しい問題がこの件に関してはあると。ですから、そこらあたりを行政のほうとしてもどう考えとられるか、ご意見を聞きたいと思います。

○議長(吉村豊明君) 教育長。

○教育長(赤峰洋次君) 今の川俣議員に対するお答えであります。期間的には何遍も申し上げますが、議会の中でも申し上げましたように、かなりの案を練りながら、これは実際には土地の持ち主に当たってどうこうということはいたしておりません。現実にはいたしておりませんが、そういった土地収用までの新しいところにもし建てるとすれば、そこまでの期間っていうのは本当に今の緊急性というか、そういったものに対してはかなり子どもたちに安全な生活を与えられないという判断に立ちましたし、そういった意味でも今からでもやはりそういった期間的なものを考えますと、現在地で十分安全性が確保できるのであれば、私はそういった形で一日も早く子どもたちに安全な生活をということでの提供をしていきたいと考えております。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番(小林久美子君) 執行部の方に質問をします。

私は修正案に賛成の立場なんですけれども、ちょっと建てかえとは少し視線が違うかもしれないんですが、菊陽町全体の校区についてはどういう、例えば今度中部小が700人ぐらい予想されて、南小や北小は非常に人数が少ない等々の問題があります。私もちょっと委員会ではこのことはそのとき思い浮かばなかったので触れてないんですけれども、こういう町全体の非常に少ない小学校とこれからどんどんふえていくところとの関連性や、そういうのはどういう場で

議論されているのか、また現在議論されているのか。今後、こういうことはどんなふうを考えていかれるのか。すぐ直接関係はないかもしれないんですけど、やはり小学校全体を見た場合に恐らくまた話題になってくる内容だと思いますので、この際ですから質問をさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） いろんな質問が出ると今日は予想をしておりませんが、しかし今お答えになるかどうかわかりませんが、現在は菊陽北小学校あるいは菊陽南小学校というなのは、子どもたちが減少していくという、今小林議員がおっしゃったとおりでございます。将来的には、菊陽全体を見ながら校区の見直しというようなのも必要であろうかと思いますが、現時点では私も教育委員会の中では具体的にどうこうという論議はしておりません。しかし、特に南小学校の活性化という面については、校長、教頭を初め先生方に地域とともに子どもたちを育ててほしいという願いを常に伝えておりますし、そういった活性化に向けて地域も本当に努力をしていただいていると思っております。そういった意味で、今武蔵ヶ丘小学校が当時一番多いときは1,300人おりましたが、分離をした後の数の減少もありますが、200人まで落ちて、今また600人まで来るというそういった非常に子どもたちの流れってというのは、あるいは住民の方々のそういった人口の流れってというのは読みにくい面もあるわけでございます。そういった意味では、今議員がご質問のとおりいろんな形でそういった見直しも含めながら、今後はやっぱり検討していくべき事項であろうと思っております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 今度は執行部のほうに、特に町長にお尋ねしたいと思います。

先ほどから教育長のお答えの中に、4階、5階でも最近の建築技術をもってすれば十分に安全であるという話がありました。それはそうかもしれませんが、小さなもう6歳からの児童を含むそういう集団の生活環境として、この4階、5階ですね。通常時あるいは災害時、それで本当にいいとお考えかどうかは1点。

それからもう一点は、これは一般質問で私はいたしました、民意のこの集め方です、議会も含めて。ちょっと繰り返しますが、今日傍聴者もいらっしゃいますので。学校現場に対する説明が1回、PTA役員に対する説明が1回、PTAの役員、それから会員、区長さんなどに対して2月5日に1回、それから議会に対しては正式な文教厚生委員会で2回、非正規の文教厚生委員会で1回、全員協議会で2回、あとは全部庁舎内の部内の討議であったと。これで十分であるとお考えかどうかですね。急がれたのはわかります、安全性の問題で急がれたのはわかりますが、民意の集約としてはどうなのか。特に、パートナーシップによるまちづくりというのが町の大きな柱の一つになっております。その辺との関連で、ぜひ町長のお考えをお伺いしたい。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、4階建て、5階建てということで、低学年の子どもにとってどうかということではありますが、この件につきましては今教育委員会のほうでそういった低学年をどこの階の中で教室を持ってくるかっていうことは十分考え、検討した上でこのプランになっているということでもあります。

それと、民意の集め方ということでもありますけども、これにつきましては確かに17年当時出とって、その間のこともありますけども、私就任しましてから19年度の中で庁舎内ということがありますけども、これはもう教育委員会のほうからも意見を聞いて、そして非常にこの耐震化ということでの問題でありまして、この耐震化の中で一日も早く子どもを安全で安心な教育環境の中で、その場を提供するというのが大事であるということでありまして、その教育委員会の進める中で内部で十分検討した上で、教育委員会としての案を示しながら住民の方々には理解を求めないと、何もそういうプランもないままにこの耐震の中に対応していくためには、不安をかえって住民の方々に与えるということ、そういうことはいけないということで今回のこのような状況になって、非常にこの説明する期間というのが早くからとれなかったっていうのが一つの今回の議員さん方の大きなそういったものの課題提供ということであるかと思いますが、教育委員会のほうでは何回も答弁をしておりますように、そういった案ができた段階でいろいろ示しながら、こういうふうに進んでいる状況ということでもあります。言われるように、非常に町民との対話を大事しなければならないというのは肝に銘じておるわけでもありますけども、限られた時間の中で教育委員会のほうとしては対応してきたというふうになっているところでもあります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 執行部と修正提案者に質問しますが、執行部のほうにはいろいろ検討はするというふうにおっしゃってきてますが、その建物構造、現地を第1案をとって考え、C案でその内容を検討するということは聞きましたけれども、場所もC案でない検討が入っているのかどうかですね、それが1つ。それから、先ほどちょっと十分聞き取れなかったんですが、実施計画に至るまでのいわゆる住民説明会ですね、こういうのを具体的にどういうふうに進めようとしておられるのか。その2点だけお願いします。

それから、修正案については先ほどの提案の中で新たに予算を500万円計上するということですが、その内容、どういうものか。そして、その根拠、それからいわゆる建築に至るまでの工程と500万円のその消化する日程といいますか、そういう計画がどのようになされているのか。2点についてそれぞれ伺います。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 質問の確認を、すみません、ちょっとさせていただければと思います。C案に別の場所も含まれているかという、まず1点目はご質問だったでしょうか。

この修正動議が通ったらという前提でのお答えになるかと思いますが、そうしますと検

討させていただくわけですが、その中ではC案、D案、E案という形での検討をさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどの21年度現在私どものほうがお願いしております予算が通過した場合の話になるかと思いますが、基本設計の段階で設計業者が決まりまして、その後基本設計に入りまして実施設計に移るという作業になるんですけども、その基本設計の大まかな案が固まりました段階で提示をしながら、保護者の方あるいは学校の先生方のご意見を賜る機会を設けるという意味でございます。よろしいでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 次に、修正案の発議者の方どなたか。

石原武義君。

○3番（石原武義君） 500万円ということでしたけども、これは最初冒頭申しましたとおり、この減額修正の趣旨は白紙に戻し、もう一度検討しようということは今冒頭で申し上げました。したがって、そういう意味で500万円と。ただし、すべての額をゼロにすれば何もできないということですので、500万円、昨年在400万円でしたかね、そういう意味合いも含めて計上させていただきました。

それから、今後どういうふうにと検討を持っていくかということは、特別委員会等を設けて、その中で話の最大公約数をまとめて進めていったらどうかと思っております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 執行部と修正案の提出者に対してだれでも結構ですので、答弁願いたいと思います。

今まで一般質問も今議会で6名だったですかね。私も町民グラウンドに建設したらどうかと一般質問しましたけれども、この11名の署名で提出している方々はD案、E案ですかね、を要望で提出されておるような感じを受けます。ところが、教育長の答弁では議会で否決されれば検討せざるを得ない。基本設計において教室配置等内容を見直すことはできるが、現地案を見直すことは現在のところは考えていないと真っ向から対立してるわけです。その辺の今後の歩み寄りと申しますか、どういった基本姿勢で今後これを小学校建設に向けて歩み寄ることができるのか。両方からの意見を伺いたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 今のお答えでございますが、ただ私は修正動議の中で署名された議員さん方がすべての方が現在地を否定されてるのかどうかというなのが1つあると思います。それと、4階、5階とは一部5階という、やっぱり小学校にはそぐわないよという、階数を少し減らしたら現在地で十分入るならそれでいいよという、いろんなご意見があると思うんで、その辺のことの把握がうちは全く今日出てきた状況でありますから、把握ができておりません。しかし、今梅田議員おっしゃいましたように、できればやっぱり川俣議員のお話にもありまし



たが、学校というなのは一つの歴史であり、地域の方々のよりどころであるという文化の発祥地でもあるわけでありますから、そういった現地で十分子どもたちが安全に生活できるなら、そういったところでやりたいなあという思いは持っております。しかし、幾つかの再検討という中では、E案なりD案なりも含めながらさらに検討するということを考えております。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 梅田議員の質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、あとD案にするか、E案にするか、現地にするかという点については、それはさまざまな意見があります、提出者の中にもですね。ありますが、一致した意見はちょっとやっぱり今の計画が拙速に過ぎると。もうすべての面からもう一回総合的に考え直したらどうかと。もう一回繰り返しますが、26億円という概算はこれはもう耐震工事を飛び越えて全面建てかえと、それに等しいと。とするならば、現在の小学校の存立条件すべてから総合的に理念の問題、それから将来の問題、あるいは人口動態の問題、あるいは校地の問題、あらゆる面から総合的に検討してほしいと。そういうふうには執行部としても歩み寄ってほしいというのが私たちの一致した意見です。

それで、ちょっと申し上げますが、私たちも随分町長の予算編成権については十分に考えました。これはやっぱり軽々に我々が扱うことはできないということは十分承知しております。だが、52年度のこの行政局長の通達をちょっと読みますけれども、こう書いてございます。52年通達は町と議会が十分話し合い、妥当な結論を出すことを期待している。具体的には、予算を増額修正してもよいし、町が自ら予算を撤回、修正して再提出してもよいし、また次の補正予算に修正の内容を盛り込んでよいわけで、現在の制度運用の活用を求めていると、こういうふうになっております。これが精神だろうと思うんです。ですから、私たちは急がれるのはわかります。耐震性が不足して急がれるのはわかります。一定度の理解はしますが、建てかえというふうなことになるれば、もう少し精緻な議論が必要ではないかと、ここで一致をしております。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） これは後々の議論になるかと思いますが、私の本業は不動産業です。土地の買収ということを考えると、2万5,000から3万平米ということは2町ないし3町ですね。それをこれから小学校用地として買収をするとなると、買収だけでその時間はかなりかかると。その前提でここらあたりも総体的にやっぱり考えていかないと、まして公共用地として確かに地元のためだから、地元のここに小学校を建ててもらいたいと、自分たちも協力をするよというお話は多分もらえると思います。しかしながら、実際の買収となるとやっぱりなかなかこれは厳しいものがある。現に、第2区画整理事業地内の道路一つ拡張するにしても、道路計画があつて、それを道路ができるときは撤去しますよという約束事があつても、なかなかで

きないというのが今現状です。4年、5年かかっています。だから、そこらあたり総合的に、さっきも言いましたけど、その緊急性、耐震が不足しておる緊急性と安全性、それと皆さんが要望する理想の小学校建設というのをやっぱり合致させるには、よほど行政のそれ専門にかかるような五、六人のスタッフがおって、日夜頑張らないと非常に厳しいものがあると。だから、そこらあたりはやっぱり判断材料として私たちも考えていかなければならん。確かに、意見としてはいろいろあります。だけど、現実としてそういう難しい問題があるということを私は心配をするところでもあります。これは余分のことかもしれませんが。

○議長（吉村豊明君） 今のは質疑じゃないわけですか。

（10番川俣鐵也君「いやいや、質疑ではない。だから、さっきのやつプラスです」の声あり）

そういうのは討論で述べて下さい。

ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 先ほど甲斐議員のほうからの町長に対する質問の中で、町長のほうの答弁でもうちょっと民意を反映する必要があるかという話をされたと思います。たしか18年の12月議会で私が教育委員長と町長に対して、今の段階から幅広くいろいろな方々との協議といえますか、調査といえますか、その辺が必要ありませんかという質問をしたところ、三島教育委員長と後藤町長は今の段階から早急にそういうことに取りかからなければならぬというふうに考えておりますという答弁をされました。何か今の町長の答弁を聞きますと、ほんなら当時の平成18年12月議会の町長の答弁はどういうことだったのかなというふうな感じがするんですが、やっぱり一貫性を持った答弁をしていただく必要がありますかなというふうに思うんですが、町長そこはいかがでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） このいわゆる耐震化に対する取り組みにつきましては、その時点できちんと教育委員会を中心にして課題をとらえた上で住民の方々にきちんと説明していくということで、まずは市内のほうで関係職員によるプロジェクトを立ち上げて、その中でその課題の整理をさせたところから入ったところでもあります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

芝和長君。

○5番（芝 和長君） 行政のほうにお尋ねをしたいと思います。

私が一般質問で申し上げました学校教育法第5条の中の平成18年4月24日に文部科学大臣が指針を示しております。これを読み上げてやりましたけども、耐震診断を行った場合、その時点においてこういう文章の中の中身を十分検討されたのか、されないのか。ただ単に、耐震だけを頭に持ってきてやったのか。そういう検討事項等について、どのようにお考えだったかを

質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えをしたいと思います。

ちょっと今手元に18年度の大臣通知方針というのを用意しておりませんので、内容はつぶさにわからないんですが、多分ご指摘の部分は一般質問でございましたエコスクール等々の学校に付与すべき機能の点ではないかということで答弁してよろしいでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） もう一回言いますよ。このとき施設整備を行うに当たっての指針を示したものの、施設の整備の目標に関する事項、1、耐震性の確保を図る整備、2、防犯対策など安全性の確保を図る整備、3、教育環境の質的な向上を図る整備、公立の義務教育諸学校等施設については耐震性の確保など安全性の向上はもとより、老朽施設の機能改善を図りつつ教育内容、教育方法等の変化や地域との連携、環境との共生、バリアフリー化、木材の積極的な活用などのさまざまな社会的要請を踏まえ、これに適切に対応するために教育環境の質的な向上を図ることが必要である。また、社会的、自然的要因による児童・生徒数の増加等に伴い教室等が不足したり、公立の小学校及び中学校を適正な規模にするために統合する場合等には、新增築整備により教育の機会均等を保障し、その水準の安定的な確保を図る必要がある。4、施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備、5、施設利用に応じた整備とこのようにうたわれております。

これらがすべて検討されて、この時点で、耐震診断を行った時点で検討されて、出発点であったのかどうかということです。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） お答えいたします。

私どものほうでは、耐震診断が最優先ということで考えて対応しております。次に、ご説明いたしましたとおり、いわゆる児童数の増加に対応できるかどうかという観点から加えております。かつ、中部小学校の現状の抱えております校舎のさまざまな課題、あるいは防犯等々含めました部分につきましては、一応検討しておるところでございます。残りの部分、いわゆる一般質問でもご質問いただきました部分等々につきましては、先ほど来ご説明しております基本設計のまとまる段階で先生方あるいは保護者の方々のご意見を賜りながら、その辺をうまくまとめて処理していきたいというふうに考えておまして、私どものほうですべてではなくて、ご意向を聞きながらまとめていくという考えでいたるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 芝和長君。

○5番（芝 和長君） 今の件ですけど、そういう出発点があれば、その時点から情報公開をして検討委員会等で検討すべきじゃなかったんですか。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 公表が大変遅くなって、そこは大変申しわけなく思っているところがございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 行政に質問なんですけれども、今大山課長のほうが基本設計がまとまる段階で地域の方の意見を聞くというふうに答弁がありましたよね。これからのことなんですけれども、その基本設計がまとまる段階っていうのは、土地は決まっている段階なのかどうかっていうのがよくわからないので、その点をお尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 学務課長。

○学務課長（大山 晃君） 今私のほうが芝議員様にお答えをいたしました点は、現在のC案、現在私どもがお願いをしております一般会計予算が通過したという前提でございます。でのご説明でございます。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） それでは、これがC案が否決された場合なんですけれども、そのときは基本設計がまとまる段階での地域、保護者への説明っていうのは、今の時点ではどのように考えておられますか。

○議長（吉村豊明君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 基本設計はこの予算が通らないとできない問題ですよ。基本構想として今提案をしているものについては、やっぱり見直しをなさいというご意見が今議会では多かったということでもありますから、この予算が通らないと設計段階には入れないというようなことでもありますから、そのことについては基本構想を見直すという状況の中でいろいろとご説明をしていくという状況になろうかと思いますが、お答えになっていますかね。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 発議者にお尋ねですけども、先ほどの2年間の仮校舎はかなり厳しいということですが、耐震の結果の中で早急に壊さないと生徒が危ないということで、2年間も本校の中に入れておかれるんですか。その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 私が申しましたので私がお答えしますが、確かに現在の校舎がかなり危険な状態にあるというのは、これは承知しておりますけれども、私が申し上げたのは1つは例えばC案でいった場合、C案でいって、その執行部のほうの案としては町民グラウンドに仮校舎をつくるということでしたですね。約1億6,000万円概算としてかかると。ところが、その後出てきた問題として、今度は給食棟も移さなきゃいけない。それから、学童保育等も移さなくちゃいけない。そういう問題が出てまいります。そうすると、優に2億円でしょうかね。これ

は結局はまた取り壊さなくちゃいけない。費用として無駄遣いではないかと。仮の話ですよ、今からするのは仮の話。例えば、本当に急がれるのであれば、現地が危ないと急がれるのであれば、その用地交渉とかそういった手間がかからない現在の町民グラウンドでもいいという話も出てきます。これは仮の話ですから。そういうことで、この仮設校舎については、これは今後出てくる話だと思いますけれども、現時点で考えたときに、やっぱり余りにも大規模のその人数を2年間も仮の校舎で過ごすのは危険ではないかと、そういうふうに申し上げたつもりです。

それからもう一つ、これは本当にやめてほしいんですけども、今の上田議員の発言がそうだったとは申しませんが、こんな発言が往々にして聞かれました。じゃあ、その今のC案に反対をして工事がおくれた場合、そして地震が起きて被害者が出てきたらだれが責任をとるのか。これは冷静な人の言うことではないと私は思います。恫喝によってその政治をするということは許されないことです。仮定の問題として考えられないことはないですけども、それを前提として考えることはやめていただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時6分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

討論も原案、修正案あわせて行います。

討論はありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 私は修正案に対し反対、原案平成21年度一般会計については賛成の立場で討論いたします。

修正につきましては、小学校が5階建てでは高過ぎるという反対をされましたが、5階建ての案は基本構想の案として、つまりたたき台であると。3階、4階にすることも可能と。一般質問の答弁であったことは、これから学校や保護者の意見を聞きながら検討すればいいじゃないかと。敷地や運動場が狭いということで反対されましたが、中部小学校は私も昭和23年生まれで昭和30年代、約700から800人いました。その中で別に遊べなかったということはありませんでした。私と同年代いろんな方々、諸先輩方にいろいろお尋ねしましたが、そんなことはな

かったねと。場所を変えるべきというが、どこの場所に建てるかということで、保護者や校区民での建設場所の綱引きが始まりますと、いつまでたってもなかなか建設ができないと。先ほどこから危険な校舎ということで一日も早く子どもを校舎から出して、安全・安心、そして教育の新しい現場をつくるためにも、保護者の気持ちを考えますと一刻も早く建てかえが必要ではないかと思えます。

また、平成21年度の一般会計につきましても、文教厚生委員会の中と、また発議者11名の修正案ということでございますが、後藤町長が提出されました一般会計予算の全体を見ますと、町長の施政方針にもありましたように、世界的な規模の金融危機や日本経済における景気の後退の傾向、それに伴う雇用不安と社会情勢があり、このときこそ町が一丸となって菊陽町の特性を生かしたまちづくりが必要であり、またお互いに支え合って地域社会の中で住民福祉の向上を図っていくことが、重要と考えるところであります。

このような中であって、行政の要望や課題は多く、町税が前年度と比較しまして減少するという変化があり、本町の予算編成は厳しいものがあつたと推測します。一般会計予算の歳出について前年度との比較を見ますと、子育てや福祉分野を主とした民生費、環境、医療などの衛生費、健やかな青少年を育て、生涯学習のスポーツを推進するために教育費を増額計上され、私たちの生活に身近な道路や下水道、区画整備事業についても持続的に取り組むべき将来を見据えた予算が計上されています。また、国の緊急雇用対策事業を活用したスクールパトロールなど、子どもたちに安心・安全を確保するための施策も盛り込まれているところであります。さらに、国の制度や施策にかえて、子ども医療助成の対象を小学校6年生まで拡充するといった子育て支援の充実、環境に対する太陽光発電、太陽熱温水器の設置に対する補助制度の創設、子育て支援の待機児童の解消のために新設の民間保育所への交付金の計上などもあり、厳しい財政状況であれば限られる財源の中で町の基本構想を定めて、将来像としている町長がいつも言われてます「人・緑・元気輝く生活創造都市」の実現に向けて、将来を見据えた21年度の予算編成となっております。

ところで、菊陽中部小学校の耐震対策につきましては、地震が起きた場合の不安を取り除くためにも、一日も早い児童の生命を守るために措置が必要があり、これまでに教育委員会においても収集された資料整理内容に基づき、具体的な推進を図られることを期待するものでございます。また、今後住民説明会や町議会の全員協議会の場、町議会での多くの一般質問や予算審議などの議論もあっておりますので、提案された予算の範囲内においてこれまでの意見や審議の結果を真摯に受けとめながら、柔軟な姿勢の中で予算執行を進められ、菊陽中部小学校の児童や保護者が一日も早く安心して勉学に努めるよう早急に推進をお願いし、賛成討論といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 私は修正案には賛成をしながら、議案第3号の平成21年度菊陽町一般会計予算につきましては反対をするものですけれども、今の順番で発言してよろしいでしょうか。

○議長（吉村豊明君） はい、どうぞ。

○12番（小林久美子君） それでは、議案第3号平成21年度菊陽町一般会計予算について、まず修正案について発言をします。

修正案については賛成です。一般質問でも取り上げましたように、やはりこの菊陽町は東京、大阪とか都会と違いまして、田園豊かな町です。そこで一部5階建ての中部小の建設というのは、私も小学校の経験のある先生や地域の方に聞いてみますと、やはりせめて3階建てが、高くても3階建てが望ましいと、再検討してほしいというご意見がありましたので、その質問をさせていただいたところです。そのもう一つの理由としまして、やはり地元住民、保護者の民意を酌み取って計画を立てるところで不十分さがあつたのではないかと思います。この菊陽町、この間ずっと住民とのパートナーシップということで、町の基本計画やそういうところにも大きく掲げられています。中部小はももとの菊陽町に長年お住みの方もいらっしゃるし、新しく入ってこられた住民の方もいらっしゃる校区だと思います。としますと、やはりパートナーシップを大事にするということは、計画をする前の段階でも保護者や地元の住民の意見を、こういう問題があるからということできっかりと酌み取ることが今回そこに弱点があつたので、やっぱり議会の中でも大きく問題になつたのではないかと思います。

しかし、今上田議員のおっしゃったように、やはり子どもの安全を考えますとスピードアップが求められると私も思います。私もこの修正案に賛成する立場である限り、やはり子どもたちにも議会議員としても責任があるわけですから、6月議会に一定の方向性を出すべく行政も努力していただきたいし、私もその立場で考えていきたいというふうに思っています。やはり、子どもの親御さんたちは早く安全な校舎を建ててほしいという思いがいっぱいではないかと思いますので、誠意を持って議論しながら、早目の結論を導いていくことが大事だというふうに思っています。で、修正案には賛成です。

ただ、一般会計全体の予算については、いろいろ評価すべきところもたくさんありますけれども、考えていただきたいところもありますので、述べたいと思います。

今年度の予算では、幾つかの点におきまして町民の皆さんの要望が実現できる予算となっており評価するものです。

歳入では、町税が56億3,099万4,000円で、全予算の55.2%です。特に、歳入では地方交付税が私も議員になって今14年目ですけれども、以前は12億円から13億円という時代がありました。今年度の予算では1億3,370万円で構成比1.3%です。非常に国の財源が厳しくなっていて、地方分権と言いながらも国が予算を絞っている状況がよく見えると思います。特に、こういうときだから町執行部としては非常にご苦労されるというふうに思っています。基金からの繰り入れ7億4,415万円で、これは構成比の7.3%、町債も8億1,810万円で8.0%です。

歳出の特徴を見てみますと、富永町政の時代とは大分変化しています。随分構成比にも変化が見てとれます。一番構成比が高いのが恐らく耐震事業や今そういう問題が大きくなっていますので、その影響もあるかと思いますが、第1が民生費で27.7%、次に土木費で17%、これが以前富永町政の時代は土木費はほぼもう25%をずっと超していました。区画整理や光の森ニュータウンなどの事業があったからです。3番目が総務費14.2%、4番目が公債費11.6%の順になっています。

このような厳しい財政の運営の中でも、次のような点について評価するものです。

その第1は、子どもの医療費が小学3年生までだったものが小学6年生に拡大されたことに伴う予算1億2,600万円です。子育て支援に大いに役立つと思います。この菊陽町は子育て世代、子どもが県内でも一番多い町ですので、喜ばれる施策だと考えます。

2つ目に、妊婦健康診断の委託料が5,041万6,000円計上されています。平成21年度からこれもふえて5回になったんですけども、今年度から14回に公費負担の拡大が図られています。

第3に、平成20年度より4人多い20人の特別支援指導助手の配置もなされています。

第4に、平成19年4月から障害者自立支援法で定める原則1割の利用料負担について、町独自の支援策を実施してこられました。今年度からやめようという話もあったんですけども、やはり保護者の方たちの要望が強く出されまして、通所授産施設、就労移行型、就労継続B型の利用者に対し奨励金として1日350円の助成を継続するとありました。これは町の予算にすれば、わずか100万円いかなかったと思います。七、八十万円ですみますので、ぜひ今後とも継続を要望しておきます。

第5ですが、今上田議員もおっしゃったように、やはり省資源、省エネルギー対策として個人住宅に設置する太陽光発電システム及び太陽熱温水器設置の助成制度の新設は、今の環境対策を重視されているあらわれだと考えます。

第6に、老朽化した町営住宅、光団地、古閑原団地の建てかえの基本設計が予算化されています。やはり、町営住宅にお住いの方は高齢の方、生活が厳しい方など多いという実態もあります。アンケート調査などもされていますが、家賃の高騰による負担、無理が生じない間取りなどにも工夫していただきたいと思います。

しかし、このような前向きな取り組みの裏に問題点が幾つかあります。

問題点の一つとしまして、公立保育所の範囲廃止、民営化が進められようとしていることです。この民営化の動きは保育士の雇用の不安定化、低賃金化と連動しながら進められています。2006年から2007年の2年間に、全国で公立保育所は245カ所減少しています。民営化すれば、町が当該保育所の運営に責任を持つ関係から、町の保育事業を民間業者に委託する間接的な関係に変わりますので、町の保育責任が大幅に縮小されることになります。民営化の目的は、子どもの保護者の願いを実現することではありません。また、社会福祉法人の保育所の中にはすぐれた保育を行っているところが多く存在しますが、この保育実践を広げることが民営化の目的ではありません。保育事業に対する町の財政支出を削減すること、町の財政的補助に



切りかえることが目的です。この裏には、多くは国がそういう方向性を出してきていることがあります。しかし、障がいのある子ども、配慮を要する子ども、生活困窮世帯の子どもはこの保育所から民間になりますと弾き出されてしまうということを私は強く懸念します。

2つ目は緊急雇用対策についてです。

町の雇用対策については、昨年12月25日に緊急対策本部を立ち上げられ、取り組んでこられました。平成21年度予算におきましても、緊急の雇用の創出交付金1,660万2,000円の予算がスクールパトロールなどの雇用にも出されています。しかし、私は一般質問でも申し上げましたが、皆さんもご案内のように3月末に大幅な派遣切り、雇いどめが相当数発生することが予測されます。この菊陽町も例外ではありません。ソニーにも行ってまいりましたが、やはりそのことを懸念します。私は補助金を出している誘致企業、特に町内の企業については雇用の維持をぜひ強力に働きかけていただきたい。そうしてこそ、初めて緊急対策本部が本来の力を発揮することになると思います。

時間が長くなりましたので、あと第3と第4ですが、不正経理の調査。

第3目は、不正経理の調査を一般質問でお願いしました。予算には入っていませんが、熊本県や熊本市のことも報道されていますので、ぜひ決算委員会までには調査を進めていただきたいということを要望しておきます。

また、第4に団体助成金の減額です。これは毎回の議会で発言をしていますが、他町村の動向を見ながらということで減額をされていませんけれども、400万円弱の予算がわずか100名足らずのところに出されているというところもありますし、使途についてもまた情報公開を求めたいと思いますけれども、減額を求めるものです。

以上の内容におきまして、評価できる施策、また今後保育所の問題や緊急雇用対策、そして不正経理などそういう税金が無駄に使われることがないように要望して、反対討論を終わります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

芝和長君。

○5番（芝 和長君） 私は議員立候補するときの目標が教育、福祉というふうに掲げて選挙活動をいたし、現在も議員活動をやっております。そういう観点から、今度の原案について反対をいたします。

先日、第1保育園の卒園式に招かれて行きました。そこで最後に子どもたちが先生に向かって1年生になったらどんなことをしたいかと聞いたとき、その発表がありました。31名の卒園者の中に16名ほど小学校に入学したら広い運動場でサッカーをしたい、それから駆けっこをしたい、野球をしたい、そういう希望を述べる子どもがおりました。なぜだろうと考えて、よくよくその保育園の状況を見ると、小さな庭しかないわけです。だから、小学校に行ったら広い運動場で精いっぱい遊びたい、運動をしたいというふうな希望を持っているわけです。

その点で教育の面からすると、私は5階建ての校舎なんてとんでもない。まして、狭いと危惧される運動場では、この幼稚園を卒園した子どもたちが入学したときにどういうふうを感じるだろうか。せめて、この子どもたちが希望を持って小学校に上がるときに、その広い運動場で遊びたいという思いをかなえてあげたいと思います。そのために、原案については賛成をしません。

修正案については賛成します。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 私は平成21年度一般会計予算案の学校運営費に関連して反対の立場で討論をいたします。修正案に賛成、そういう立場です。説明書の設計委託料9,607万5,000円と地質調査委託料556万3,000円を全額削除して白紙に戻し、新たに小学校建設するための予算として500万円を計上する修正案のほうに賛成と、そういう意味です。

今回の中部小校舎の全面建てかえの案の議論をずっと聞いてまいりましたが、担当している教育委員会のほうから一生懸命この案を練り上げた、検討を重ねてきたという結果の感触は得られておりません。1つはほかの町、ほかの自治体と菊陽町のやり方が違っているのかもしれませんが。菊陽町のやり方は予算案を通して、その後で基本設計をし、どのようなものをつくるか検討する、そういうやり方ようです。ほかの自治体では、基本構想ですね、設計コンセプトとも言います、どういう小学校が望まれて、どういう学校にしたらいいのか。教職員、PTA、さまざまな人たちから意見を聞いて設計の前の段階で煮詰めて、そしてそれを皆さんに公表して、そして賛同していただいた後に予算計上して基本設計に入っていく、そのやり方とかなり違っていると、そういう思いをしております。

午前中の質疑でもいろいろと賛同者、その修正案に賛同者という意味です、修正案の賛同者のほうから質疑、質問が出ておりますが、検討をする、そういう意見も答えももらっておりますが、昨年12月に私たちに1回目の説明会がありまして、住民説明会があった。そのときはたたき台ということではありましたが、いつの間にか最終案のC案ということで予算の計上という形になっている。今後住民説明会があって、いろいろと要望を取り入れていく、そう答弁されておりますが、そのことが果たしてどこまでされるのか全く担保されない。白紙を通してもらった後、設計はどのような形になって進むのか全くわからない。とりあえず予算案だけ通してくれ、この案には到底賛同するわけにはいきません。

午前中の芝議員の質問に対して、文科省の学校建設に対する指針などに関して質問があったときでも、明らかにそのことに対する答弁がない。検討してきていれば、そのことに対して質問があればすぐに答弁ができるはずですが。念頭にないということは検討していないってことかあかしじゃないですか。私は先日の一般質問でも基本構想ができていない、検討がされていないということを理由に、今回のこの11名の賛同という形になったものと理解しています。

そもそも建てかえに関して執行部、教育委員会のほうの説明は矛盾と言ひわけに満ちたものでした。急ぐというなら、平成17年の段階でI s値が0.3未満、もう建てかえたほうがいい、その時点でわかっていたはずです。4年間たってます。その4年間の間に、ほかの自治体がやるように、基本構想を練るために検討委員会を立ち上げれば実質的な予算などは要りません。地域の方々、PTA、区長さんたちやさまざまな方々をお願いします、皆さんの意見を出してくださいって行政のほうから声かければ、喜んで検討会に参加して意見を述べてくれますよ。町長の先ほどの午前中の答弁でも、すべてが決まらなると住民のほうに不安とか風評が発生してしまう、そのような答弁がありました。町長は住民を信用してないんですか。パートナーシップっていうのは言葉だけですか。皆さんのお知恵をかりてもっといい学校をつくりましょうよって、呼びかけたらみんな悪意を持ってそれにこたえると思うんですか。私は違いますよ。住民の皆さん一生懸命になって検討して案を出してくれますよ、無給で。そういう人たちが今この菊陽町に僕はいっぱい住んでると思ってます。

学校建設というのは、50年とか100年に1回しかない、本当に大きなプロジェクトですよ。それにかかわるのは、私は幸せなことだと思ってます。皆さん方も行政の中でずっと入ってこられて、今まで学校建設を一からということはほとんど経験されたことがないでしょう。一生に1回しかないですよ。それだったら、自分の全人生をかけて、その経験を生かしてつくってということに全精力を傾けてもいいんじゃないですか。私たち日本の中の日本人の本当の財産っていうのは子どもたちなんです。その子どもたちに最適の学習ができる環境をつくってあげよう、そういう優しさ、思いやり、そんなものがこの原案からは感じられません。とりあえず通してくれ。我々はもっと子どもたちに対して情熱を傾けるべきだと思う。原案には反対しますが、そして時間的に余裕ができたその時間を有効に使ってもらって、50年、100年先の子どもたちがそこに学ぶときに、ああ、こんないい学校をつくってくれた当時の人たちってどんな人たちだろうって。そんな学校をつくってほしい、そう思います。

以上です。

○議長（吉村豊明君） 原案に賛成者はありますか。

永野輝全君。

○17番（永野輝全君） 原案に対して賛成の討論をいたします。

まず、中部小のことから入りますが、いろいろ修正案のことで提案理由から質疑、そしてただいまの討論ございました。確かに、場所が狭い、5階建ては非常に厳しいという指摘は町民の皆さんからもあります。でも、私は3月7日から21日までにわたって、できるだけ住民の方、特に中部小学校区の方々の保護者や住民の方にお会いして意見を求めてみました。

2月5日の説明会にちょっと健康上の理由で参加できませんでしたので、この前全員協議会で教育委員会からの報告書を読ませていただいておりますので、様子をつかんでいるつもりであります。この間、特に私は議員の皆さんもそうおっしゃってましたように、地元の方がどのように受けとめているのかということが極めて大事だと思いますし、先ほど来出ておりますよ

うにこれまでの説明会の日程、内容では十分であったかと言われると、それは十分ではないと言わざるを得ないと思います。

そこで、かいつまんで申しますと、都合11名の方に個別にお会いしまして、面接しまして、保護者の方が8名、男子4名、女子4名、保護者でない一般住民の方が3名、男性だけ、そして30歳代から60歳代までの方、特に30、40歳代の方が多かったようです。説明会に2月5日参加されたという方は、この中に5名おられました。そういうところから見て、今皆さんおっしゃるように場所が狭いと、5階はどうも小学生には問題があるんじゃないかというようなご意見がありましたが、やはり地元の方々は今までに教育委員会が取り組んでこられた一連の小・中学校の耐震の取り組みについて、平成14年から武蔵ヶ丘小学校の耐震診断から始まっている今まで議会でも報告があつてますように、武蔵ヶ丘小学校は17、18、19年度の3カ年間で8億3,300万円の投資をしていただいて立派な校舎になっております。そして、本年度北小学校、さらには中部小学校へ向けての取り組みという過程になって、この中部小についても当時から計画的に位置づけられて耐震診断の調査を行い、これから3カ年間に向けての計画をということで内部で検討され、そして私たちの議会では文教厚生常任委員会に付託されて論議を進めてきております。

そういうことから、保護者の方たちもその詳しいところまでは存じていらっしゃいませんでしたが、もうほとんどの方が学校や町から出されたその案などは通信で見られている様子でもあつたし、1名だけが見たことがないとおっしゃってましたが、話は聞いておるという状況でございましたけれども。要するに、いろいろ角度を変えて検討された結果、やはり急がなければいかんと。子どもたちの生命を守るということであれば、時間と金さえあればゆっくり討議をして、新たなところも含めて考えていذارうというようなことですけれども、要はやはり急いでもらいたいと。そういうことを踏まえると、町がこれまでに検討されてきて、基本構想として示されたことに賛成をしなければいかんだろうというような趣旨が多かったように受けとめました。

私自身も学校の経験もありますし、私が保護者であり、学校に勤めている者というふう置きかえた場合、やはり耐震震度が非常に危険な状態にあるということを見れば、四川省の地震で条件は違いますけれども、大部分の子どもたちが犠牲になったと。月曜日でもあつて、日中でもあつたということもありますけれども、そういうことが想定されないでもない。いわゆる地震は起こらないと言われていた福岡の玄界島地震でも300年ですか、30年ですかね、ぶりに起こつたと。300年とかというふうにはちょっとそこははっきりしませんが、起こつたと言われておりますし、ここの地域は西原村から日奈久にかけた布田川・日奈久断層という、これは1000年に一度ぐらい起こっているというふうに言われてますが、2002年の診断調査では6%の発生率というふうに示されて、6%というのは地震情報から見ると極めて高いんだそうです。いつ起きてもおかしくないというふうに言われてるようですが、そういう状況下であれば、やはりこの保証はないわけです。そして、地元のこれまでの歴史、そういうことも含めてかなり

の方はよそに移すということにはかなり抵抗もあるという方もいらっしゃいましたし、この際新しい土地を求めたほうがいいんじゃないかという意見ももちろんありました。しかし、急を要するという観点から、先ほど質疑で聞きましたようにこれから基本構想を示して基本設計に入る、そして住民の方の声もちゃんと聞いていくと。そして、修正ができる部分は変えていくというような姿勢が示されておりますので、それで十分だと私は思います。

そのほかについては、るる前の議員さんがおっしゃいましたように、町独自の改善策や、あるいは継続事業、そしてこういう不景気の中での十分とは言えませんが緊急対策雇用の取り組み、さらにそういうものを発展させて住民の方々が安心して暮らせるように、ぜひ進めていくためにはこの提案されている予算を通していただいて、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思いまして賛成討論といたします。

皆様方の協力をよろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 議案第3号平成21年度菊陽町一般会計予算に対する修正案に賛成の立場で討論いたします。

この中部小学校建てかえに関し役場職員係長以上会議が3回行われたということですが、PTA役員の方々を初め地域の関係者の方々には何の説明もなく、もちろん意見を求められることもありませんでした。また、菊陽の6小学校の中で一番生徒数が多く、一番敷地面積が狭く、なおかつ急斜面に鉄筋コンクリート4階建て、5階建ての建物を建てることはどうしても理解できません。議会に対しても計画図一枚配付されておられません。

町は非常時の避難の仕方として、建物の北側駐車場、建物の南側運動場に分けて子どもたちを避難誘導するようなことを考えておられます。しかし、北側駐車場に約60台の駐車スペースがあるということですが、先生方が40名から45名勤務されておられることを考えますと、駐車場の空きスペースはなくなります。そのような状況で子どもたちが速やかに避難できるでしょうか。例えば、北側棟の火災を想定したとき、子どもたちはどこに避難をするのかということになります。4階建て、5階建ての建物から1階におりて運動場に避難することにもなります。さらに、南側運動場への避難にしましても、運動場と建物の段差があり、平地と比べると非常時の避難は心配されるところです。小学校建てかえをする上で一番大切な基本構想、基本計画がないままに建設場所が決まり、現在の狭い場所で必要建築面積を確保するから、鉄筋コンクリート4階建て、5階建てとなったものです。

新たな場所での学校建設D案は、用地交渉に時間がかかるということで何の調査もされず、学校建設の候補地から外されました。また、町民グラウンドに建設するE案は、グラウンドの地下に埋設管があると言われ、この案も学校建設には適しないと言わんばかりでした。この件に関しましては、議会からの要求でこの埋設管を調査の上、本当に小学校建設に影響があるのか確認をしていただいたところ、建物の基礎をその埋設管から外せば問題がないということで

した。このように、調査不足、説明不足は明らかであり、現在地で建設することは緊急時の避難において問題があります。小学校建てかえは木造平家が基本であり、少なくとも2階建てまでと考えます。また、現在地に中部小学校を建てることでの中部小学校の先生方の不安を取り除くことができない小学校建設には、どうしても疑問が残ります。

このように、計画性がうかがえず、将来に向けての夢が感じられない現在地での中部小学校の建てかえに対しては問題があると考えます。そのような思いを持ち、この中部小学校実施設計等の減額修正の趣旨は、地域住民の方々のご意見を伺いながら、新たな場所での建設D案、あるいは町民グラウンドでの建設E案において、中部小学校の100年後を見据えた理想的な学校建設を目指すものです。本来の基本計画をすることによって、新たな場所での建設D案、あるいは町民グラウンドでの建設E案において、どれだけの敷地に校舎棟の施設がどのように配置されるのか、事業費に関してももっと具体的な数字を出す必要があります。また、そこに小学校を建設した場合、どのような問題があり、それをどのように対処できるか、幾つかの案を具体的に検討すべきであると考えます。少なくとも鉄筋コンクリート4階建て、5階建てではなく、木造平家あるいは木造2階建てとする必要があります。新たな場所や町民グラウンドであれば必要な運動場面積が確保でき、非常時における避難もスムーズにできます。

このように、ゆとりある敷地に子どもたちが伸び伸びと遊び、学習できる環境を確保することが大切であると考えます。現在地で建設するための実施設計予算は全額減額しますが、中部小学校建てかえ事業を速やかに進めるための500万円の予算計上とすることに賛同するものであり、平成21年度菊陽町一般会計予算の減額修正案に賛成するものであります。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は修正案から先に行います。

まず、議案第3号平成21年度菊陽町一般会計予算について、石原武義君外10人から提出されました修正案について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、石原武義君外10人から出されました修正案は可決されました。

次に、議案第3号平成21年度菊陽町一般会計予算について、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第3号は修正議決した部分を除く部分は

原案どおり可決されました。

次に、議案第9号平成21年度菊陽町下水道特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号平成21年度菊陽町下水道特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号平成21年度菊陽町農業集落排水特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議員の派遣について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に、4月から6月にかけて県内や県外へ議員派遣を生じるような行事や研修が発生した場合、会議規則第122条第1項の規定により、各種研修会等に関係議員を派遣した

いと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各種研修会等へ議員を派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第3、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました特定事件所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることでご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（吉村豊明君） 日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会議日程と議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件はすべて終了しました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時48分

再開 午後3時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

追加議案7件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第7として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。

以上、7議案を日程に追加し、追加日程第1から第7として議題とすることに決定しました。

議案はさきに議員各位に配付しましたとおりであります。

議案審議に入ります前に、町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様におかれましては、3月4日から本日までの22日間にわたり、提案しましたすべての付議事件について慎重審議いただきましてありがとうございました。大変お疲れのこととは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案としてご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第31号は、公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例の制定についてであります。

内容は、地方自治法第207条及びその他法令の規定により、出頭または参加した者に対し実費弁償を支給するため、この条例に支給方法、支給時期等を定めるものであります。

議案第32号は、菊陽町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてであります。

内容は、平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を受け入れるため、条例を制定するものであります。

議案第33号は、平成20年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

内容は、議案第20号で議決いただいた定額給付金事業及び子育て応援特別手当給付事業で、年度内に事業完了を見込めない事業費につきまして繰越明許費の追加を計上するものなどあります。

なお、歳入歳出予算の補正につきましては、総額に歳入歳出それぞれ14万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億5,871万6,000円と定めております。歳入では、繰入金を14万1,000円増額し、歳出では総務費の中で一部予算の組み替えを行い、予備費を14万1,000円増額しております。

議案第34号は、平成20年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,398万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億6,443万5,000円に定めるものであります。

歳入は、平成21年度の介護報酬改定に伴い介護保険料の急激な上昇を抑えるため、平成20年度に国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金1,398万2,000円であります。歳出は、同額の1,398万2,000円を議案第32号で提案しております菊陽町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の積立金として支出するものであります。

議案第35号は、平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、平成20年度で菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止することに伴い、議案第26号で特別会計の残額を一般会計へ繰り出すため、歳入及び歳出の補正を承認いただきましたが、納付交渉により収入が増となったため、補正するものであります。

議案第36号は、工事請負契約の締結についてであります。

内容は、光の森公共施設用地整地等工事請負契約の締結についてですが、予定価格の金額が5,000万円以上の工事請負であり、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第37号は、町（字）の区域をあらたに画し、及び変更することについてであります。

内容は、住居表示実施区域内の町界、町名の変更について、大字津久礼の一部を武蔵ヶ丘1丁目から3丁目とするものです。この案は昨年11月12日開催の住居表示審議会に諮問し、原案どおりの答申をいただき、住居表示に関する法律第5条第2項の規定により、2月10日から30日間告示いたしました。その期間中に同条第3項の規定により変更請求がありましたので、同条第5項及び地方自治法第260条第1項の既定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際ご説明いたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 議案第31号 公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第1、議案第31号公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（宮本義次君） それでは、議案第31号公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては町長のほうからありましたが、地方自治法第207条ですが、これは実費弁償ということで、地方公共団体は条例の定めるところにより実費を弁償しなければならないという条文でございます。

その他法令の規定により、出頭または公聴会への参加を求めた場合に、出頭または参加した者に実費弁償するため条例を定める必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1条で趣旨ですが、読み上げていきたいと思います。

この条例は地方自治法第207条及びその他法令の規定により、出頭または参加した者の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条で費用弁償の額。

前条に規定する者に対する費用弁償の額は、次のとおりとする。ただし、公務員がその職務の関係上出頭した場合で、別に旅費等の支給を受けるときはこれを支給しないということで、表がありますけど、鉄道賃、それから航空賃及び船賃ということで、それから車賃、宿泊料、日当でございますが、1日につき2,200円ということでございます。

第3条で支給の方法を定めております。

第4条が委任でございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するというでなっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第32号 菊陽町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第2、議案第32号菊陽町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第32号菊陽町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金を受け入れるため、介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会

の議決を求めるものでございます。

条例の内容について説明をさせていただきたいと思っております。2枚目をあけていただきたいと思います。

この条例は第1条から第7条からになっております。

第1条で設置の目的について定めております。

菊陽町は介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、菊陽町介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という）を設置する。

それから、第2条で基金の額について定めております。

基金として積み立てる額は、菊陽町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

第3条で管理について定めております。

第1項で基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項で基金に属する現金の取り扱いを定めております。基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

それから、第4条で運用益の処理について定めております。

基金の運用から生ずる収益は、菊陽町介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条で繰りかえ運用について定めております。

町長は財政上必要があると認められるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる。

第6条で基金の処分について、1号、2号で定めております。

基金は次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができるということで、第1号で菊陽町が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するため財源に充てる場合。

第2号で前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課、徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用、その他当該軽減措置を円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合。

第7条で委任事項について定めております。

この条例は、施行に関し必要な事項は町長が町長が別に定める。

附則で、施行期日と条例の施行についてを定めております。

1で施行期日として、この条例は公布の日から施行する。

2でこの条例は平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 議案第33号 平成20年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第3、議案第33号平成20年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）  
についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、議案第33号の平成20年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）  
についてご説明申し上げます。

なお、今回の補正は年度末に当たり収入額が決定しているものを計上し、また繰越明許費の追加を行うものでございます。内容の詳細につきましては、ご質問に応じ担当課長からお答え  
しますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億5,871万6,000円と定めるものでございます。

また、第2条で繰越明許費の追加を第2表の繰越明許費補正において定めております。

2ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の20繰入金14万1,000円の増額は、特別会計繰入金の増額によるもので、歳入合計といたしましては補正として14万1,000円を増額し、歳入総額を106億5,871万6,000円としております。

下の3ページをごらんいただき、歳出でございますが、款の2総務費としての増額はなく、予備費を14万1,000円増額し、歳出合計といたしましては補正として14万1,000円を増額し、歳出総額を106億5,871万6,000円としております。

4ページをお開き願います。

第2表の繰越明許費補正でございます。

本年度内に執行が困難であることが予想され、年度内に支出が終わらない見込みがあります事業費につきまして、その限度額を定めるものでございます。

1の追加事業として、款の2総務費、項の1総務管理費では、定額給付金事業で5億5,242万円、それから款の3民生費、項の2児童福祉費では、子育て応援特別手当給付事業で2,027万2,000円を計上しております。

下の5ページ以降は、補正予算に関します説明書としております。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の20繰入金、項の1特別会計繰入金で、目の1特別会計繰入金14万1,000円を増額しておりますが、節区分の1特別会計繰入金で本年3月31日をもって廃止します住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金を増額いたしまして、410万7,000円としております。

下の9ページからは歳出でございますが、款の2総務費、項の1総務管理費で、目の19定額給付金事業費は補正での増額はありませんが、節区分の7賃金で事務補助分を62万3,000円減額し、13委託料の人材派遣委託料として増額を計上しております。

次に、10ページをお開きいただき、最後でございますけれども、款の14予備費を14万1,000円増額しておりますが、歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 議案第34号 平成20年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）につ

いて

○議長（吉村豊明君） 追加日程第4、議案第34号平成20年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） 議案第34号平成20年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本来は3月6日の補正予算の議案審議の中で、介護保険特別会計補正（第3号）によりお願いするところでしたが、本通常国会で第2次補正予算の一つであります介護従事者を処遇改善等人材確保法案の成立がおくれていたために、歳入歳出予算額を除いたところで補正予算を提出しておりましたが、ご案内のとおりさきの3月4日の衆議院本会議におきまして再可決され予算成立したために、今回介護従事者処遇改善臨時特例交付金を受け入れる科目して追加の補正予算をお願いするものでございます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算についてです。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,398万2,000円を追加し、歳入歳出総額を15億6,443万5,000円と定めております。

8ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、款の4の国庫支出金、項の5の介護従事者処遇改善臨時特例交付金、目の1の介護従事者処遇改善臨時特例交付金1,398万円の補正増を行っております。これは先ほど説明をさせていただきました基金条例、介護従事者の処遇改善を図るための平成21年度の介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制することを目的に、介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置することに伴う国からの交付金でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出についてですけれども、款の5の基金積立金、項の1の基金積立金、目の2の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金1,398万2,000円の補正増を行っております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第5 議案第35号 平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算  
(第4号) について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第5、議案第35号平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

人権教育・啓発課長、内容の説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（渡邊幸伸君） 議案第35号平成20年度菊陽町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の議案につきましては、さきの議案第26号でご審議いただきましたけども、その後追加がございまして、納付相談時の約束の金額に上乗せして口座納付されたものを今回計上させていただきます。

1 ページを開いていただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,216万4,000円とするということです。

8 ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

款5 諸収入、項1 貸付金元利収入、目1 住宅新築資金等貸付金収入ということで、14万1,000円の補正額でございます。

9 ページでございます。

歳出ですけども、款の1 総務費、項の1 総務管理費、目の1 一般管理費、こちら補正額14万1,000円ということで、一般会計の繰出金としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]



○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第6 議案第36号 工事請負契約の締結について（光の森公共施設用地整地等工事）

○議長（吉村豊明君） 追加日程第6、議案第36号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（松本東亞君） 議案第36号工事請負契約の締結についてでございます。

光の森公共施設用地整地等工事について、次のように請負契約を締結する。

1、契約の目的、光の森公共施設用地整地等工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7,980万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5599番地の4、株式会社高田産業・有限会社沢産業特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社高田産業、代表取締役高田勝。

提案理由。

光の森公共施設用地整地等工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

参考資料をお開きいただきまして、図面をお開きいただきたいと思っております。

工事の概要をご説明申し上げます。

整地等の工事でございますが、面積は2万5,400平米、それから芝張り、芝をグラウンドの周辺に絵のように張りつけますが、面積が4,000平方メートルでございます。その他グラウンドにたまりました雨水を排出するための側溝の工事です。それから、水飲み場等の2カ所予定しておりますが、給水関係の工事です。それから、防護さく等の工事を予定をしております。

工期につきましては、3月末から21年9月末を予定をしております。

以上でございます。

○議長（吉村豊明君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） それでは、指名業者についてご説明申し上げます。

最後のページをお開き願います。

本議案につきましては、設計金額が300万円を超える工事でありますので、菊陽町工事等入札指名審査会設置規定第5条の規定によりまして、去る2月19日及び3月2日に指名審査会を開きまして、この工事の規模が比較的に大きく、また本工事の内容、あるいは町内の土木業者の受注機会の確保と技術向上の点を勘案し、町内土木業者を中心とする7つの特定建設工事共同企業体を指名いたしました。

指名しました特定建設工事共同企業体名及び税抜きの入札結果を一覧としておりますが、4番目の株式会社太照工業・有限会社田崎建設特定建設工事共同企業体の代表者は株式会社太照工業であります。他の構成員からの特定建設工事共同企業体の協定解消の申し出があり、辞退されたものでございます。その結果、残り6つの特定建設工事共同企業体の中で最低価格で入札のあった株式会社高田産業・有限会社沢産業特定建設工事共同企業体を落札者に決定しました。

なお、税込みでございますが、予定価格8,249万8,000円に対しまして、落札価格が7,980万円でございまして、落札率は96.73%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 面積が全体で2万9,400平方メートルぐらいということなんですが、この全体の敷地をどのような考え方で整地をされるのか、芝張りをされるのか。将来的には、極端に言うならば、来年度にまた目的が決まったならば全部掘りくり返してしまうというふうな場面も出てくるかと思うんですが、どのような考え方で当初の1億円の予算を投入されたのか、お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） この施設は公共施設の用地というようなことで確保されておりますが、当面はプロジェクトチーム等を経まして広場的な利用として町民の皆様にお使いいただくという考え方でございまして、現段階ではこの広場的以外の施設のどういった施設を整備するかということについては、検討してないというような状態でございます。当面これをお使いいただきながら、そういった利用する中で検討していきたいと、かように考えております。

以上です。

（11番吉本 堅君「いや、そういうことじゃなくて、どういう考え方で全部の整地をするのかということですか」の声あり）

○議長（吉村豊明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） これにつきましては、全面的な整備をすることによりまして一部を残すというのも管理上の問題もありますし、利用の問題もありますので、最初より全面的な整備を行いまして、使用用途に基づきまして北側を使ったり、南側を使ったり、そういう中で多様な広場的な形としてお使いいただくこと。それから、将来武蔵ヶ丘中学校のグラウンドの整備等において、授業等でこちらの施設を使うというようなことも考慮されますので、広くとっとくほうがいいと。それからもう一つは、災害時の緊急時に整備しておいたほうが避難場所としてはよりよいではないかというふうな、そういったのを検討いたしまして、こういった整

地工事を検討いたしまして、今回の工事を行うことになりました。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 例えば、これが今2万9,400平米ですか、8,400平米ですか、これだけの面積なんですけど、もしこの面積が1万平方メートルであれば、1万平方メートルの整備しかされなくてよかったということにもつながるんですよ。ですから、芝議員、甲斐議員のほうから一般質問も出ておりましたけども、この辺の計画性がやっぱり地域の皆さん方の意見を集約されないから、全く目的がないというふうなことにつながるのではないかなと思うんですが、町長そこはどのように判断されますか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この用地につきましては、取得後今ちょうど毎年2億5,000万円近く返済しているところでありますけれども、そういった中で公共用地先行取得債も起こしているところであります。整地に当たりましては、その部分的な整地といたしましても、やはり残った分についてはいろんな雑草等がまたそのままの状態ではいけないということで、今回こういうような整備をした中で管理をしていきながら、そして地域の方々にいろんな意味で使っていただくなと思っておりますので、今回こういうような計画で整備をさせていただくところであります。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 1点だけ質問いたします。

これは大変整地していただくのはありがたいことですが、一般質問でも申しましたが、その管理ですね。というのは、だれでもいつでも入っていい、そういう形なのか、あるいは別の形があるのか。それともう一つは、地域の住民のどの範囲ぐらいに説明をされたのか、今からされるか、その辺をお願いします。

○議長（吉村豊明君） やがて4時になりますので、このまま会議を続けます。

総合政策課長。

○総合政策課長（松本東亞君） 管理方法につきましては、そういったものも含めまして地域の方々とご相談をしながら決めていきたいと考えておまして、これを正式に使うことにおいて、非常にやはり住民の皆さんの意見を聞きながら使っていただくというような考え方に立っておりますので、これから説明等を申し上げて決めてまいりたいと考えています。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第7 議案第37号 町（字）の区域をあらたに画し、及び変更することについて

○議長（吉村豊明君） 追加日程第7、議案第37号町（字）の区域をあらたに画し、及び変更することについてを議題とします。

町民課長、内容の説明を求めます。

○町民課長（高木一孝君） それでは、議案第37号町（字）の区域をあらたに画し、及び変更することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、菊陽町の別図1に示す町（字）の区域を別図2に示すとおりに新たに画し、及び変更することについてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、町の区域内の町（字）の区域を新たに画し、及び変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、次のページの別図1をごらんください。

今回の実施区域は、その中の武蔵ヶ丘地区になります。区域の境界線の東側は武蔵ヶ丘中の西側を通る県道住吉熊本線になります。南側は、熊本市武蔵ヶ丘と接している町道武蔵ヶ丘団地2号線及び29号線になります。西側は、武蔵ヶ丘小学校の東を通る町道武蔵ヶ丘団地5号線になります。北側は、合志市と接する町道武蔵ヶ丘団地31号線になります。

以上の線で区切られた区域が今年度実施予定区域となります。

それでは、下のほうの図面2をごらんください。

その区域を3つに分け、武蔵ヶ丘7町内を武蔵ヶ丘1丁目、同じく8町内を武蔵ヶ丘2丁目、県営武蔵ヶ丘団地を武蔵ヶ丘3丁目とする案となっております。

次に、事業の経過をご報告させていただきます。

町では今年度実施予定区域の武蔵ヶ丘1町内から8町内の住民を対象に、8月と10月に計3回の住民説明会を実施し、事業の説明をいたしたところでございます。住居表示の実施に際し、重要な問題であります町名について地元住民の意向を反映させるため、地元自治会さんと7町内、8町内の住民代表で構成する菊陽町町界・町名検討委員会を立ち上げ、町名の検討を行っていただき、11月10日に武蔵ヶ丘7町内を武蔵ヶ丘1丁目、同8町内を武蔵ヶ丘2丁目、県営武蔵ヶ丘団地を武蔵ヶ丘3丁目とする町界・町名案を町に提示いただきました。町ではこの案を11月12日開催の住居表示審議会に諮問し、同案を可とする答申をいただいたところでございます。また、新聞報道でご存じかと思いますが、熊本市の武蔵ヶ丘と隣同士のため、緊急

通報の際に支障が出るのではないかと懸念があったため、一時告示を見合わせ、今年の1月に2回住民説明会を開き、その説明会で出た意見を踏まえ再度検討委員会を開催いたしました。検討委員会では原案のとおり武蔵ヶ丘でいきたいということでしたので、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定により2月10日から3月11日までの30日間案を告示いたしました。告示期間中に同条第2項の変更請求が出ましたので、同条第3項の規定により、町はこの議案に変更請求書を添付し、議案を提出しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） 武蔵ヶ丘3丁目のところに、左下に五、六軒菊陽町の家があると思うんですが、ここはほんのちょっと残すわけですか。

○議長（吉村豊明君） 町民課長。

○町民課長（高木一孝君） そこにつきましては、ちょうど町道で区切っておりますので、今年度21年度に事業いたします八久保、南八久保と一緒にやりたいと思っております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第37号は住居表示に関する法律第5条の2第6項により、変更の請求があった場合は公聴会を開き、当該区域内に住所を有する者から意見を聞いた後でなければ当該議案の議決をすることはできないと規定されておりますので、この議案は文教厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後4時8分

再開 午後4時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

文教厚生常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました町（字）の区域をあらたに画し、及び変更することに関する事項について閉会中の継続調査の申し出があり

ます。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、文教厚生常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成21年第1回菊陽町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月4日に開会されました本定例会も本日をもちまして22日間の会期を終了することができました。これもひとえに議員各位及び後藤町長を初めとする執行部の皆様のご理解とご協力のたまものであり、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、今定例会におきましては平成21年度の当初予算を中心に、町政の重要課題について論議をいただいたところでありますが、限られた財源の中で事務事業を精査し、論議したところでございます。今後とも、町民の皆様方のご意見を伺いながら、第4期の総合計画及び菊陽町行財政改革大綱を柱に、町の発展のために全力を傾注しなければならないと考えております。今後とも、さらなる町勢発展ため、一層のご尽力とご協力を心からお願い申し上げますとともに、各位のご健勝を祈念申し上げまして閉会のごあいさつといたします。

高いところではございますが、一言お礼とお別れの言葉を申し上げます。

今月いっぱいをもって退職されます紫藤会計管理者、大山産業建設部長、高木町民課長、富永東部町民センター長、後藤図書館長におかれましては、長年にわたり本町の発展のためご尽力をいただき、多くの功績を残されましたことに心から感謝申し上げます。職を退かれました後も本町の発展のためにご指導、ご助言を承りますようお願いを申し上げます。

最後に、退職されます職員の皆様のますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、お別れの言葉といたします。大変お世話になりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後4時19分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

菊陽町議会議員 小 林 久美子

菊陽町議会議員 酒 井 良 一

菊陽町議会会議録  
平成21年第1回3月定例会

平成21年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明  
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919